

令和5年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	令和5年10月23日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時44分
	令和5年10月25日(水)	開会	午前10時
		散会	午後 3時13分
	令和5年10月30日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時43分
	令和5年10月31日(火)	開会	午前10時
		散会	午後 2時18分
	令和5年11月 2日(木)	開会	午前10時
		散会	午後 4時31分
	令和5年11月 6日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時55分
	令和5年11月 8日(火)	開会	午前10時
		散会	午後 3時26分
	令和5年11月10日(金)	開会	午前10時 1分
		閉会	午後 3時43分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健司委員長
小川直志副委員長
鈴木まさひろ委員、渋谷真実子委員、金子裕太委員、林薫委員、柿沼貴志委員、美田宗亮委員、小久保憲一委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、白根大輔委員、辻浩司委員、戸野部直乃委員、権守幸男委員、八子朋弘委員、松坂喜浩委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第106号	令和4年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第107号	令和4年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

令和5年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月23日(月)	総括的事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月25日(水)	都市整備部関係審査 産業労働部(含 労働委員会)関係審査
10月30日(月)	保健医療部関係審査 総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査
10月31日(火)	企業局関係審査 下水道局関係審査
11月 2日(木)	警察本部関係審査 教育局関係審査
11月 6日(月)	福祉部関係審査 環境部関係審査
11月 8日(火)	危機管理防災部関係審査 県民生活部関係審査
11月10日(金)	農林部関係審査 県土整備部(含 収用委員会)関係審査

【説明者】

廣川達郎会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長
関根章雄財政課長
岩崎正史税務課長、田中秀幸個人県民税対策課長

【発言】

林委員

- 1 資料6の3ページ、「⑥実質収支額」について、令和3年度を上回る408億円の黒字となっているが、その要因は何か。
- 2 資料6の4ページ、直近10年間の歳入歳出決算額の推移を見ると、過去最大だった令和3年度から減少してはいるが令和4年度はそれに次ぐ大きな規模となっている。主な要因は新型コロナウイルス感染症によるものと説明があったが、特にどのような対策に多くの経費が支出されたのか。
- 3 資料6の9ページ、款別歳出について、翌年度繰越額は989億円と前年度の1961億円から大きく減少しているが、その要因は何か。

財政課長

- 1 令和4年度一般会計の実質収支額の408億円の内訳は、令和3年度の実質収支の346億円と、令和4年度の単年度収支の62億円の合計である。令和4年度の単年度の収支が62億円の黒字となった要因は、企業業績の回復などにより県税収入が過去最高の額となったことと、事業の執行節減などにより不用額が生じたことなどがある。

会計管理課長

- 2 令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策の関連経費については全体で2,819億円となっており、主な事業としては、医療機関への病床確保料、宿泊療養施設の運営自宅療養者支援センター委託費、PCR検査の無料化事業の対応、新型コロナウイルスのワクチンの接種、飲食店の時短営業に対する感染防止対策協力金、介護サービス提供体制確保や施設職員の検査実施の補助などがある。
- 3 令和3年度については、飲食店等の時短営業に対する感染防止対策協力金支給事業が年度内に終了せず、787億円が繰越しとなっていた。令和3年度繰越額が大きくなったことにより、令和4年度はその分が減少になったということが要因である。

渋谷委員

- 1 資料6「令和4年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の14ページの県債発行額について、臨時財政対策債等の特例債の発行額が令和3年度と比較して685億円減少しているがこの理由は何か。
- 2 臨時財政対策債等を除いた県債残高が平成25年度以降減少し続けているが、必要な投資、必要な投資的経費は確保できているのか。また、今後どのような方針で県債残高を適正に管理していくのか。

財政課長

- 1 特例債の発行額が減少しているのは、地方の財源不足の補填のために発行する臨時財政対策債が地方財政計画において令和3年度と比較して67.5%減になり、本県の臨時財政対策債の発行額が695億円減少したことによるものである。令和3年度の実績額が大きかったのは、新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に地方税等の大幅な減収が見込まれたことにより、地方財政計画で、過去10年で最大の10.1兆円の財源不足が見込まれたことが大きな要因である。令和4年度はこの反動で臨時財政対策債が大きく減少したため、特例債が減少した。
- 2 令和4年度決算の投資的経費の金額は1,955億円であり、令和3年度と比較して105億円増加しており過去10年で最大の額である。その内訳は近年激甚化している災害のための防災・減災対策や、公共施設の長寿命化の改修、特別支援学校などの県の施設の新設などであり、必要な投資的経費は確保してきた。今後の県債残高の管理の方針については、これまでは当該年度の償還額と発行額を比較すると償還額の方が大きかったため、臨時財政対策債等を除く県債残高は減ってきていたが、今後は防災減災対策や施設の長寿命化改修の経費の増加を見込んでおり、償還額よりも新規の発行額が必ずしも下回らない、残高が減少しない可能性があると考えている。将来世代に過度な負担を残さないよう、発行に当たっては交付税措置のある県債を活用するなどし、県の持続的な発展と将来の負担のバランスをしっかりと考えていく。

八子委員

- 1 納税率を上げるための取組はどのようなものを行ってきたのか。またそれにより成果は上がったのか。
- 2 先ほど令和3年度の実質収支比率の説明があったが、令和4年度はどうなっているか。
- 3 資料6を確認すると、令和4年度は令和3年度に比べて約500億円不用額が増加している。年度内に補正を行うなど、不用額を圧縮する取組は行えなかったのか。

個人県民税対策課長

- 1 令和4年度については、主に市町村への職員派遣と、地方税法第48条に定められた直接徴収により成果を上げた。市町村への職員派遣については、チーム型派遣として、特に収入未済額の多い4市に対して9名を派遣した。派遣先の市職員とチームを編成し、高額滞納事案の整理を行った。4市の合計で3,771軒、約12億8,000万円の事案を選定し、結果として約5億9,000万円を徴収した。この取組により、令和4年度の4市の合計納税率は96.8%となり、令和3年度と比較して0.3ポイント上昇した。直接徴収については、県全体として市町村から760軒、約5億9,000万円を引き受けて、結果として、約2億6,000万円を徴収した。これらのほかに随時型派遣の実施や、市町村の実務研修生の受入れにより、市町村との連携を行っている。これらの取組の結果、個人県民税の納税率は97.3%となり、令和3年度から0.2ポイント上昇し、全国順位も26位から今回25位となった。今後とも市町村と連携し納税率の向上に努めていく。

財政課長

- 2 令和4年度の実質収支比率は3.2%であり、令和3年度の2.7%から0.5ポイント上昇している。
- 3 不用額が約500億円増加した主な理由は、令和3年度からの繰越しの事業である新

型コロナウイルス感染症に係る飲食店の感染防止対策協力金の不用額が413億円増加しており、これが主な要因となっている。この協力金は令和3年度から787億円繰越しをしており、飲食店への要請は令和4年3月21日で終了しているが、感染の動向が不透明だったため、787億円そのまま繰越しを行った。繰越し事業についての補正はできないため、令和4年度との執行額の差が不用額となった。

鈴木委員

- 1 資料6「令和4年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の15ページ、財源調整のための基金の年度末残高の推移について、令和4年度は令和3年度と比較して187億円増加しているが、こうした状況は財政状況に一定の余裕が生じているということを示しているのか。
- 2 32基金全体の令和4年度末の合計残高は1兆2,974億円となっているが、令和4年度の基金の運用実績の詳細を伺う。

財政課長

- 1 基金残高が187億円増加している理由は、県税収入の増加、執行残により財源が捻出できたため、財政調整基金へ385億円の積立てを行った。一方、普通交付税の算定が過大となったため、令和5年度以降の3年間で減算する精算措置がなされる見込みであり、この精算措置分が令和4年度の残高1,461億円のうち555億円ある。あわせて定年年齢の段階的な引上げにより、令和6年度に必要となる退職手当の額が145億円ほどと見込んでおり、それらも財政調整基金の1,461億円の内訳に入っている。したがって、交付税の精算分と退職手当に備えた積み立てを除くと、1,461億円のうち実質的な残高は762億円となっている。一時的に残高は増えているが、決して財政状況に余裕があるわけではないという認識である。

会計管理課長

- 2 令和4年度は32の基金を一括して運用しており、長期運用が可能な資金については地方債などで、その他の資金は定期預金などによる金融機関への預入れで安全性を確保した上で、効率性にも配慮して運用したところである。令和4年度の運用実績は、運用利回りが0.26%、運用益が30億100万円となっており、前年度に比べて1億2,800万円の増加となっている。増加の要因としては、令和元年度から10年債よりも利回りの高い20年債を中心とした運用に移行しているためである。地方自治法等の法令により、公金は確実かつ効率的に運用することが定められているため、リスクの高い商品の運用はできないが、金融市場の動向などを注視して、安全性を確保した上で、運用益の確保にも今後努めていきたいと考えているところである。

白根委員

財政調整基金の実質的な残額はどのくらいあるのか。

財政課長

令和4年度の財源調整のための基金が全体で1,461億円あり、そのうち財政調整基金は980億円である。このうち交付税の精算分が555億円、退職手当に備えた額が145億円あるため、差引き約280億円が実質的な財政調整基金の令和4年度末の残高である。

伊藤委員

- 1 基金の総額は3,000億円を超えている。例えば後期高齢者医療財政安定化基金は取崩しの実績がない。高齢者の負担軽減のために支出するべきと考えるがどうか。
- 2 国民健康保険については被保険者の負担増が問題となっている。財政安定基金については毎年それなりに取り崩しているが、より被保険者の負担減に支出するべきと考えるがどうか。
- 3 美術作品取得基金は令和4年度の積立てが43,000円と少額である。県の文化政策として適切な金額であるか。
- 4 県税収入が令和4年度は最高金額となっており、その理由は法人に係る事業税の増収と感染防止対策協力金の影響による所得の増加等で個人に係る事業税の収入額が前年度を上回ったことなどによると説明があったところであるが、感染防止対策協力金が所得に含まれ課税されることは負担であるとの声が届いており、控除対象とするべきだったと考えている。こういった課税も含めて、企業の業績回復といえる状況だと県は認識しているのか。
- 5 個人県民税の滞納対策について、収入未済額の多い市へのチーム派遣とあるが、早期の滞納処分の執行停止によって、県民の生活を維持し、守るという視点が重要である。税収確保のための人材育成で、この観点は生かされているのか。
- 6 文化芸術特別企画助成事業費の廃止について8,063万7,000円の減とあり、これは彩の国さいたま芸術劇場の特別講演の廃止ということであるが、なぜ廃止になったのか。特別講演の目的は彩の国のさいたま芸術劇場の認知度を高めるためであったと認識しているが、十分認知度が高まったので廃止したということか。

財政課長

- 1 後期高齢者医療財政安定化基金は、保険料の収納率の悪化であるとか、医療費の予想以上の増加により財源が不足する時に、後期高齢者広域連合への資金の貸付や交付を行うための基金である。保険料率の増加の抑制にも活用できるとはされているが、これまで実績はない。被保険者の代表なども加わっている埼玉県後期高齢者医療懇話会の意見を聞いて、保険者である広域連合が判断しているものである。
- 2 国民健康保険の財政安定化基金であるが、国民健康保険法に基づき県への設置が義務づけられているものである。想定外の医療費の増加であるとか、財源不足に対応するために取り崩し、或いは保険税の収納不足のために市町村や市町村等に予算の範囲内で貸し付けや交付を行うものである。こちらも令和4年度に条例が改正され、新たに財政調整機能が付与され、国保税の著しい上昇抑制のために取り崩すことも可能となったが、令和4年度に条例改正したばかりということもあり取崩しの実績はない。これら2つの基金については、ルールに基づき、所管の部局が適切に判断するものと承知している。
- 3 美術作品取得基金は定額運用基金という基金であって、条例上、基金の額は3億円とし、必要があるときは積増しができると定められている。現状は3億円の財産を運用するという形になっており、そのため毎年の積立額は最近では基金の運用益のみとなっており、令和4年度は43,000円にとどまっている。
- 6 文化芸術特別企画助成事業費については、さいたま芸術劇場の認知度が高まったのかということだが、令和3年8月に実施した県民の意識調査では認知度は42.8%ということで期待したほど認知度は高まっていないという結果であった。この事業は平成18年度から前芸術監督であった蜷川幸生さんが演出するシェイクスピアシリーズなど芸術

性の高い舞台作品の制作のために特別に助成をしてきたものであるが、より認知度を高めるための取組の方が良いという判断で令和4年度の事務事業の見直しで廃止した。新たに近藤良平さんを芸術監督として迎え、彼が県内各地を訪れて、地元の方々と触れ合うことによって地域文化の掘り起こしを行って、その新たな付加価値を付けるという埼玉回遊という取組や、多様な世代や属性による芸術通活動グループの設立に取り組むこと等を始めており、この助成事業の目的であった、認知度の向上により資する事業に新陳代謝を図るという観点から、助成事業は廃止としたと承知している。

税務課長

4 感染防止対策協力金は法令上非課税の規定はないため、事業所得として計上するということになっている。これは国税も同じ取扱いである。ただし家賃や従業員の賃金などの経費に充当した分は事業所得から控除されることもあり、課税の対象とならない。また、事業所得全体で290万円以下の場合には個人事業税はそもそも課税されない。県としては、法令上の規定に基づき適切に課税を行っている。また、企業業績の回復については法人事業税を中心としたものであって、業績不振の事業者もあったと理解しているが、本県のみならず全国的に、円安を背景とした輸出関連企業をはじめとする企業の業績が好調だったというデータがあり、これらが過去最高の決算額に大きく寄与したものである。

個人県民税対策課長

5 チーム型派遣については、特に収入未済額の多い4市に9名を派遣した。担当する事案について、詳細な財産調査を行い、相応の財産や収入が判明した滞納者に対しては、差押えなどの滞納処分も含めて、公平な徴収を行っている。一方、財産調査などの結果、財産がないなど納付能力がないと判明した滞納者については、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止などの納税の緩和措置を適切に実施するなど、滞納者の生活再建に繋がる対応を行っている。今まで滞納整理が進まず、繰越分として残っている事案についても、滞納者に応じた適切な対応を行うという観点が十分に共有されていると考えており、引き続き市町村の人材育成に取り組んでいく。

金子委員

- 1 県税収入確保に関して、エネルギー・食料価格の高騰などが影響する中でも過去最高額の県税収入となったというのは先ほど円安等で輸出企業の伸びが大きいという説明があったが、もう少し詳しく説明願う。
- 2 納税率順位に関しては38位から40位と順位が下がっているとの記載があるが、このように順位が下がった要因をどう考えているのか。
- 3 チーム派遣について、市町村の人材育成が重要という話があったが、派遣の後に各市町村の中で更に人材教育ができてきているのか、自立させるための取組ができてきているのか伺う。
- 4 県税の電子決済の利用率について、令和5年度からは全ての科目で電子決済を導入したとあるが、令和4年度時点ではどの程度電子決済が利用されていたのか。

税務課長

1 県税収入が過去最高になった要因としては、法人二税、それから個人県民税（均等割・所得割）、個人事業税で増収となったためである。法人二税から説明すると、円安を背景

とした輸出関連企業の業績が好調だったということと、それ以外の企業も業績回復が顕著であったことが要因である。具体的には、自動車等の輸送用機械器具製造業などが好調であった。個人県民税の均等割・所得割、あるいは個人事業税は、令和3年度中に支給された感染防止対策協力金の影響により、主に料理店業や飲食店業の令和4年度課税額が増加となった。なお、国税や他の都道府県も含めた地方税全体の収入も過去最高というデータが出ている。

- 2 個人県民税（均等割・所得割）は納税率が相対的に低く、法人二税、地方消費税は納税率が高くなっている。本県の税収の構造として、納税率が相対的に低い個人県民税が占めるウェイトが大きく、法人二税と地方消費税が占めるウェイトが小さいという特徴がある。令和4年度は、納税率が高い法人二税、地方消費税の増収が顕著であったため、他の都道府県と比較すると納税率の伸びが小さく、順位としては38位から40位に下がってしまった。令和5年度は個人県民税対策を中心に徴収対策を行っていきたい。
- 4 従来から、インターネットバンキングなど様々な形式で電子決済ができる環境を整えてきたが、直近では令和3年度にはスマホ決済アプリを導入し、PayPayをはじめとする決済サービスで支払が可能になった。令和4年度も対応可能なアプリを増やし、利用者も増えている。令和5年度は全都道府県と市町村共通の地方税統一QRコードを導入し、自動車税については、件数ベースで約4分の1の方が電子決済を利用している。今後も県民の方が支払いやすい環境の整備に努めていく。

個人県民税対策課長

- 3 県としては市町村が自立するため支援をしているところであり、チーム派遣についても、何年も同一の市町村に支援することはしない。派遣をやめた後に市町村の実績が落ちることもあるため、市町村の職員の方を県税事務所や個人県民税対策課に受け入れる実務研修や、県税事務所職員の随時派遣などのメニューを用意しており、市町村が自立する取組を行っている。

金子委員

令和5年度ではなく、令和4年度の電子決済の実績値はあるか。

税務課長

令和4年度は約17.8%である。

松坂委員

資料4「行政報告書」の38ページに、令和4年度は44事業の廃止及び見直しを行い、43億円削減したと記載がある。39ページから41ページにその内訳が記載されているが、その中で新たな支援事業を構築し補助事業の枠組みを見直したということもあった。事業を他会計へ振り分けたということも想像されるが、その内訳はどうなっているのか。

財政課長

記載の事業のうち特別会計や企業会計へ振り分けたものはない。例えば農林部の「埼玉の木みんなを使って、豊かな暮らし応援事業」は約5,300万円の廃止になっており、これは令和4年度までは個人施主の方が県産木材を使った場合に個人の施主に補助を行っていた事業であったが、その事業はいったん廃止し、令和5年度からは個人ではなく工務店向けの補助事業となるよう見直したものである。このように事業の見直しを行ったもの

が主なものである。

松坂委員

多子世帯応援クーポン事業は令和5年度で廃止し、新たな支援制度を構築したとのことだが、どのような制度か。

財政課長

多子世帯応援クーポンには第三子に対する補助を行う事業であったが、有識者会議により第一子からの補助が必要ということで、第一子が産まれた際に市町村が補助を行う場合、県がそれに上乗せして10,000円相当のコバトンベビーギフトを贈るという事業に組み替えた。

【説明者】

中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、都丸久政策・財務局長、仲山良二地域経営局長、中村克参事兼地域政策課長、若松孝治企画総務課長、鈴木健一計画調整課長、関根章雄財政課長、三橋亨行政・デジタル改革課長、横溝隆夫デジタル政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、梶一之市町村課長、小山省吾土地水政策課長、近藤光交通政策課長
廣川達郎会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長、西村朗監査事務局長、新井裕之副事務局長兼監査第一課長、森田克枝監査第二課長

【発言】

林委員

- 1 行政報告書42ページから43ページ「1 総合行政の推進」について、指標である「人口の社会増の維持」のうち「0歳から14歳」については目標を達成しているが、このことに関してどのように分析しているのか。
- 2 行政報告書44ページ「5 デジタル技術の利活用の推進」の指標である「県行政手続のオンライン利用率」が目標に対してやや遅れているが、その原因は何か。また、目標の達成に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。

計画調整課長

- 1 0歳から14歳の東京都からの転入超過数が、令和3年の3,130人から令和4年に3,426人と296人増加したことが大きな要因だと考えている。この0歳から14歳の東京都からの転入超過数の増加については、令和3年から顕著にあらわれている東京都内における不動産価格の高騰等に加え、また東京都における保育所、あるいは学童保育の待機児童が解消されないという状況がある中で、テレワーク等の柔軟な働き方が定着したこともあり、子育て世代を中心に移住が促進されたと推測している。特に0歳から4歳の転入超過が、0歳から14歳のカテゴリーのうちの約8割を占めており、これは本県の子育て支援施策等が幼い子供を持つ親などに一定の支持を得ていると考えている。今後も子育て世代をはじめとする若年層の移住や定住を更に促進できるよう、多様な保育サービスの提供支援など子育て環境の充実に取り組み、教育の充実や県の魅力発信などに取り組んでいく。

情報システム戦略課長

- 2 数字が伸びない原因であるが、特に申請件数の多い福祉・医療の分野で、診断書などを紙で提出する必要があるなどオンライン化できていない手続が多くあることが影響している。紙の申請書類、紙の証明書類の提出が国の法令で義務付けられているなどの理由でオンライン化ができていないという手続に関しては、国に対して必要な法令等の改正を求める要望を行い、オンライン化をする手続を増やしていく。また、手続をオンライン化するだけでなく、利用者にオンライン手続を利用してもらうことも重要である。入力の負担を軽減するワンスオンリーの実現や、添付文書の省略など、オンライン手続の使いやすさの向上にも取り組んでいく。

戸野部委員

- 1 決算事項別明細書説明調書の34ページにある情報システム戦略課の事業について、不用額が生じた理由に、「総合プラットフォーム推進事業費において、埼玉縣市町村共同クラウド利用料が見込みを下回ったため」とあるが、市町村へは、このクラウド利用を促しているところであると考えが、この状況をどのように考えているのか。
- 2 決算事項別明細書説明調書の48ページの不用額を生じた理由に「埼玉県ふるさと創造資金の助成額が見込みを下回ったため」、「埼玉県ふるさと創造資金の貸付額が見込みを下回ったため」とあるが、不用額が生じた要因はどのように考えているのか。
- 3 行政報告書の77ページにある「ウ 駅ホームの転落防止対策」に、「ホームドア設置については、設計から設置完了までの各段階（複数年度）に対して補助を行っている」とあるが、それぞれの駅について、令和4年度はどの段階にあるのか。
- 4 行政報告書の78ページにある「(2) 第3セクター鉄道に対する支援」の「ア 埼玉高速鉄道(埼玉スタジアム線)」及び「ウ 埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)」については、経営状況の検証を行ったとあるが、それぞれの検証結果とそこから見出された課題はどのようなものか。

情報システム戦略課長

- 1 埼玉縣市町村共同クラウドについては、利用状況に応じた金額を支払う契約になっている。埼玉縣市町村共同クラウドの利用に関する庁内及び市町村の要望に柔軟に対応しており、結果として、利用料が見込みを下回った。現在の利用団体数は、県も含めて17団体で、今後増やしていきたいと考えている。県と全ての市町村が参加するスマート自治体推進会議に、埼玉縣市町村共同クラウド専門部会を設置し、クラウド基盤を活用したシステムの共同利用や、共同運用の検討を進めており、参加団体や稼働システムの拡大を進めていく。また、市町村にはアンケート等も実施しており、市町村の要望に合わせたサービスを提供できるように検討している。

参事兼地域政策課長

- 2 令和4年度の埼玉県ふるさと創造資金の不用額は1億7,760万円であるが、このうち、約85%に相当する1億5,000万円については、災害など、不測の事態が発生した場合に市町村を支援するための補助メニューとして用意をしているものである。地震などの災害についてはいつ発生するか分からないため、この予算については補正予算においても減額措置をしていない。昨年度末も災害が起きなかったことから、不用額が大きくなった。

市町村課長

- 2 埼玉県ふるさと創造貸付金は、国の地方債制度を補完するもので、主に地方債の元利償還金に対する交付税措置がない事業の資金需要に対応するために貸付けをしているものである。令和4年度は3億2,560万円ほどの不用額が生じているが、この要因は、元利償還金に対する交付税措置のない事業についての地方債の発行そのものが減少したことによるものである。また令和3年度においては、土地開発公社からの土地の買い戻しの経費として約20億円を貸し付けていたが、令和3年度末で買戻しが完了したので、令和4年度は貸付けがなくなったという要因もある。

交通政策課長

- 3 獨協大学前駅と越谷駅は、令和4年度で整備が完了した。谷塚駅、新田駅は、令和5年度完了予定である。蒲生駅は、令和6年度完了予定となっている。
- 4 埼玉高速鉄道については、経営の安定化・自立化を図るために、沿線市、国、鉄道運輸機構などの関係者で構成している埼玉高速鉄道経営連絡会議を設置している。そこで経営状況の検証を行っているところであるが、令和4年度においては8月に会議を開催し、会社の事業再生計画、そして中期経営計画の検証や需要拡大に向けた取組について意見交換を実施した。令和4年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く厳しい経営環境の中で、経常利益は8期連続の黒字を達成した。一方で輸送人員は、テレワークの定着などにより、働き方が変わり、新型コロナウイルス感染症前の水準にはまだ戻っていないことから今後の推移を注視して、事業再生の確実な実行の観点から引き続き、適切に助言、指導等を実施していく。埼玉新都市交通株式会社については、埼玉新都市交通株式会社の経営安定化に関する協定を締結している。協定に基づき、県、JR東日本、さいたま市、上尾市、伊奈町の沿線2市1町と、埼玉新都市交通株式会社で構成する経営安定化に関する会議を行っている。そこで5月、11月、2月の年3回、中期経営計画や年度事業計画に基づく経営状況の検証というものを行っている。令和4年度については、前年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症の影響で、運輸収入、輸送人員ともにコロナ禍前に比べると厳しい状況であったが、回復傾向にあり、前年度と比較するとそれぞれ増加して、令和元年度以来の黒字の決算を計上した。課題は、今年度で開業から40周年を迎えるので、老朽化した車両や設備の更新のための資金確保や、議会で決議されている通学定期券の見直しに対応するための運営収入の確保である。引き続き、取組への積極的な支援や経営の適切な助言指導等を実施していく。

鈴木委員

- 1 行政報告書68ページの7の「(2) 財政運営の助言等」に、総合コンサルティング事業を延べ25団体に対して実施したとあるが、具体的にどのようなことを行い、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書78ページの10の「(3) あと数マイルプロジェクトの推進」について、東京12号線、東京8号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールについては、延伸に係る課題解決のための調査を実施したとのことだが、令和4年度は具体的にどのような調査を実施したのか。
- 3 資料14「令和4年度 地域の未来を考える政策プロジェクト会議」について、北部エリアは、特にデジタルを活用した地域活性化事業が主な検討内容であったと聞いているが、このテーマに着目した背景や、主な論点について伺う。

市町村課長

- 1 総合コンサルティング事業は市町村が抱える行財政上の課題に対して、実践的な助言を行うことにより、市町村の取組を支援するものである。令和4年度は、定年引上げに向けた支援、公共施設アセットマネジメントの推進など、合計7テーマ、延べ25団体に対して支援を実施した。定年引上げに向けた支援については、役職定年制の導入や定年引上げに伴う条例の整備等について、4団体を支援した。全ての団体が条例改正等を完了するなどの成果があった。公共施設アセットマネジメントの推進については、施設の長寿命化や、廃止した施設の跡地活用について、先進団体の事例や県内団体の取組についての情報提供など、2団体を支援した。支援した団体の個別の施設計画の策定や計

画の見直し等に活用されたというような成果があった。

交通政策課長

2 「あと数マイル・プロジェクトの推進」については、令和2年度に取りまとめた公共交通の利便性向上検討会議報告書で示された課題と取組の方向性を踏まえて、路線ごとの進捗に応じて、課題解決に向けた取組を実施している。まず、国土交通省の答申を受けている路線である東京12号線及び東京8号線については、1を超えるB/C（ビーバイシー）の確保などが課題となっていることから、令和4年度については、沿線の集客施設であるところざわサクラタウンや越谷市にあるイオンレイクタウンにおいて、鉄道利用者へ便益として取り込むための来客調査を実施したところである。また、未答申の路線である日暮里舎人ライナー及び多摩都市モノレールについては、延伸ルートの絞り込みが課題となっている。令和4年度は、次期答申に向けた道筋の整理として、移設が難しい建築物の回避方法など現地の状況を踏まえた延伸ルートの絞り込みのための調査を実施した。路線ごとに進捗が異なるが、引き続き、地元市と連携を図りながら、課題解決に向けた取組を着実に進めていく。

参事兼地域政策課長

1 北部地域は人口減少が顕著な地域であると認識しており、交流人口・定住人口の確保を課題として議論を進めてきた。令和4年度において、北部地域ではデジタルによる地域活性化を図るべきという考え方からeスポーツのイベントの開催により交流人口を増やしていこうということで、検討を進めたところである。その成果として、今年度、北部地域において、eスポーツのイベントを開催できた。

権守委員

行政報告書89ページの「ウ 住民監査請求にかかる監査」について、6件の住民監査請求を受けて、それぞれ請求内容を監査したとあるが、令和4年6月28日の「埼玉県議会議事堂警備業務委託契約に関する件」、令和5年3月20日の「令和3年度政務活動費に関する住民監査請求の件（その1）」及び「令和3年度政務活動費に関する住民監査請求の件（その2）」について、請求内容と監査結果の理由について伺う。

副事務局長兼監査第一課長

まず、「埼玉県議会議事堂警備業務委託契約に関する件」の請求要旨は、令和3年5月に一般競争入札で公告した定例会等における埼玉県議会議事堂警備業務委託単価契約については、令和3年10月1日に最低賃金が改定されたことに伴い、適切な時期に変更すべき契約であったということで、埼玉県知事に対して最低賃金に満たない不当な行政行為の是正及びダンピング受注防止のための最低制限価格の積極的活用など適正な措置を求めるものである。監査の結果、本件請求は、埼玉県の財産的損失について触れられておらず、この契約の履行において、埼玉県に財産的損失を生じ、また生じるおそれも認められないことから、地方自治法第242条第1項の要件を具備しない不適法なものとして却下したものである。次に、「令和3年度政務活動費に関する住民監査請求の件（その1）」の請求要旨は、各党派に対して不当な支出があったので県に返還させるよう埼玉県知事に対して措置を求めるものである。

副事務局長兼監査第一課長

監査の結果、当該支出は妥当ということで棄却したものである。次に、「令和3年度政務活動費に関する住民監査請求の件（その2）」の請求要旨は、埼玉県監査委員は埼玉県議会議員自民党議員に対して、政務活動費の支出に係る領収書の記載について、宛名及び用途を明記するよう文書で勧告するよう措置要求するというものである。監査の結果、当該措置は違法な財務会計行為の是正等に当たらないことから地方自治法第242条第1項の要件を具備しない不適法なものとして却下したものである。

金子委員

- 1 行政報告書79ページから80ページの「(4) 地域公共交通に対する支援」のうち「エ 燃油費高騰対策」について、地域公共交通事業者への支援の実績はどうだったのか。
- 2 資料23について、バス路線維持対策費が年々減っているが、要因はなにか。
- 3 行政報告書81ページの「(2) 明るい選挙の啓発」について、これまでの実績と啓発が選挙にどう生かされているのか。
- 4 埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書466ページ及び467ページの埼玉県証紙特別会計について、証紙廃止後は、県民等が既に購入している未使用の証紙の取扱はどうなるのか。また、この特別会計は今後どのように運用されていくのか。

交通政策課長

- 1 乗合バス事業者とタクシー事業者に対して、燃料価格の高騰分を支援金として、乗合バスは年間で1台当たり150,913円、タクシーについては1台当たり45,457円を給付した。令和4年8月5日から募集を開始した下半期分については、一部を今年度予算に繰り越した上で令和5年6月30日まで申請を受け付けて、活用をお願いしてきたところであるが、乗合バスは100%、法人タクシーは約99%、個人タクシーは約82%の事業者から申請があった。県内のほとんどの事業者に支援金を活用いただけたと認識している。
- 2 バス路線維持対策補助金は、運行により実際に生じた赤字分を市町村とともに補填するものであり、赤字幅が下がると、補助額も下がることになる。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運行本数を合理化するなど、各事業者が努力されたことが要因となっている。

市町村課長

- 3 明るい選挙の啓発は、選挙時に行う臨時啓発とは別に、常時行っている。例えば、令和4年度に出前講座を小学校2校、中学校1校、高等学校14校、その他3件、計20件実施しており、将来的に投票行動に繋がると考えている。埼玉県選挙管理委員会では令和3年3月に投票率向上に関する報告書を作成し、選挙啓発の指針を定めた。選挙時の啓発では、若者に対する啓発の強化として、選挙カレッジ生から企画をいただきながら、例えば現在のX(旧Twitter)やラジオのCM等で若者に対して投票を呼び掛けるなど、直接、大学生から若い方に啓発を行うということに取り組んでおり、令和4年度の参議院議員通常選挙については、前回よりも投票率が上がっている。

出納総務課長

- 4 証紙は令和6年3月末まで各申請窓口で使用できることになっており、それ以降は使

用できなくなる。未使用の証紙については、証紙制度廃止日から5年間、令和10年12月末まで還付を受け付けることとしている。具体的な還付の方法であるが、県のホームページから還付申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、未使用の証紙を添えて、出納総務課宛に郵送等で提出することになっている。埼玉県証紙特別会計は、証紙で収納された手数料を一旦特別会計で管理して、一般会計のそれぞれの手数料科目に振り替えるという目的のほか、未使用の証紙を還付するための予算を計上するものである。令和10年12月末までは、未使用還付の財源として、証紙特別会計は存続していく。

伊藤委員

- 1 資料22に、例えば「公金受取口座に別人の口座を紐付け」、「給付金を他人の公金受取口座に振込」とある。かなり重大なトラブルだと感じるが、なぜこのようなミスが起こったのか。
- 2 「委託事業者のアルバイトが本来市民に付与すべきポイントを私的に不正取得した」とあるが、なぜこのようなことができたのか。
- 3 「本人の了解なく健康保険証の情報をカードに紐付け」とあるが、どうしてこのようなミスが起きたのか。
- 4 マイナンバー制度を推進していく以上、このようなトラブルを教訓として、防止策を全力で進めるべきと考える。行政報告書によると研修や自己点検を実施したとあるが、研修や自己点検でこれらのトラブルは防げるのか。
- 5 行政報告書55ページの「(4)定数管理」について、今年度は4月1日付けで78人の増員を行ったとあるが、この増員で山積する行政課題に対応ができるのか。
- 6 児童相談所に対し、熊谷児童相談所の一時保護所、各児童相談所の児童心理司で47人の増員とのことだが他の施設での配置基準は遵守されているのか。
- 7 行政報告書66ページの「エ 市町村総合助成制度の推進」について、令和4年度は64件、2億3,768万8,000円の補助を実施しているが、補助実施自治体の効果検証はどのように行っているのか。埼玉県5か年計画で掲げる3ゾーン、10地域別の課題との関連性についても含めて伺う。
- 8 行政報告書72ページの「エ みどりの三富地域づくり推進事業」について、緑豊かな地域づくりを推進とあるが、世界農業遺産を目指して、落ち葉堆肥農法を守り続けている農家に対して具体的な支援は行われたのか。
- 9 行政報告書76ページの「10 交通網の整備促進」のうち、「イ 駅のバリアフリー化の促進」であるが、特に障害者や子供用のトイレの改修については、基準を定めて、令和4年度に改修したのか伺う。
- 10 資料29について、特に高齢者は、下りは膝に負担がかかることから、エスカレーターの下りの設置も望まれている。令和4年の整備状況はどのようになっているのか。
- 11 行政報告書79ページの「(4)地域公共交通に関する支援」について、地域公共交通活性化事業予算3,484万円の執行率が、コロナ禍の影響があるとはいえ、少ない。事業導入補助のみとしていることで、維持管理運営の維持管理まで行う市町村が活用しにくい補助になっている可能性について検証しているのか。
- 12 行政報告書の83ページの「(3)基地対策の推進」について、基地対策協議会での毎年の要望に対しては、関係省庁から文書で回答があるのか。
- 13 基地交付金に関して、固定資産税相当分となるように毎年協議会では要望されているが、改善されているのか。固定資産税分との差異は現在幾らあるのか、県で試算しているのか。交付金が増額しているところも見受けられるが、その要因について、防衛省に

説明を求めているのか。

- 14 航空機の安全飛行については、部品落下や騒音状況を県が調査をして、その結果に基づいて要望をしているのか。

情報システム戦略課長

- 1 「公金受取口座に別人の口座を紐付け」については、市のマイナポイント支援窓口において、直前に端末操作をした申請者がログアウトしないまま席を離れてしまい、次の申請者が操作をしてしまったことで前の申請者のマイナンバーに次の申請者の口座情報が紐付いてしまったというものである。「給付金を他人の公金受取口座に振込」については、事務情報にマイナンバーを紐付ける際に、同姓同名で、生年月日が同じ別人の情報を紐付けてしまったというものである。
- 2 市のマイナポイント支援窓口で、委託事業者が雇用したアルバイト従業員が予め用意していた自身が所有する決済カードを、申請者が持参した決済カードとすり替えることにより、ポイントを不正に取得したというものである。こちらは市のマイナポイント支援窓口において、委託業者に1人での対応を許していたこと、ポイントカードを預かるという運用を許していたことの2点が原因として考えられる。
- 3 2件ある。1件目は、市が実施するマイナポイントの支援ブースで、マイナポイントの申込みを行ったところ、事前の確認不足で、保険証登録について希望されない方に対して、職員が登録してしまったというものである。もう1件は、保険証の紐付け状況を確認したいという市民の申出に対して、職員が状況確認を行った際に誤って紐付けてしまったというものである。
- 4 行政報告書は、マイナンバーを取り扱う県の職員に向けての研修や自己点検について記載している。資料22のトラブル事例は市町村で生じていることから、制度システムを所管する国が、現場で事務処理を行う市町村と連携して行っていくべきものと考えている。現在、マイナンバー情報総点検を行っていることから、まずはしっかりこの点検を行い、信頼を回復し、住民が安心して制度を使えるように取り組んでいく。

行政・デジタル改革課長

- 5 令和5年4月1日付けの定数改正において、児童虐待防止対策の強化のため、児童相談所に47名、新たな感染症の備えや社会経済対策、社会全体のDXの推進のため、関係部局に合計31名、合わせて78名について条例改正が必要な増員を行った。また、重要施策に対応するために、行政改革を推進した上で、各種プロジェクトなどに定数を重点的に配分している。これらにより、ポストコロナ社会の構築にしっかりと取り組むことで、県民の安心安全を確保するとともに、県内経済の活性化を図るなど、日本一暮らしやすい埼玉の実現に向けた重要施策に対応できる体制がしっかりと確保されていると考えている。
- 6 児童心理司については、児童福祉法施行令で配置基準が定められている。今年度の定数改正において、心理職員を12人増員しており、全体として104人である。配置基準は、現在、経過措置があり124人で、20人の不足が生じている。児童福祉司についても配置基準が定められており、配置基準373人に対して57人の不足となっている。ただし、不足に対しては児童福祉司に限らず、警察OBを非常勤職員として任用したり、児童福祉司に準ずる知見を有する職員を配置する対応を行っている。必要な増員については引き続き、総務部及び福祉部と連携して計画的に行っていく。

参事兼地域政策課長

- 7 この事業の対象となっているふるさと創造資金は、市町村が主体的に取り組む魅力ある地域づくりや、各地域の課題解決に資する取組を支援する補助で、事業主体は市町村などとなっている。ふるさと創造資金では、補助事業の前に、市町村が目標設定を行い、事業実施後に県にその実績等を報告する効果検証の仕組みを取り入れている。目標を下回ったり、成果が不十分だった事業については、各地域振興センターの助言の下で、市町村に原因分析や今後の対策などを検討していただき、更なる創意工夫など、改善策を講じるような仕組みを作っている。5か年計画では、市町村が抱える様々な課題に対して、県と市町村が連携して、魅力ある地域づくりを推進するため、ふるさと創造資金を活用して進めていくと位置付けている。3ゾーン10地域の現状と課題については地域別施策の中で、しっかりと整理しており、市町村においても現状と課題に応じて、各地域の課題解決に向けた事業が執り行われているものと認識しており、当該事業について、ふるさと創造資金でしっかりと支援している状況である。

土地水政策課

- 8 緑豊かな地域づくりを推進するため、県と関係市町によるみどりの三富地域づくり連絡会議を設置しており、みどりの三富地域づくり懇話会提言を踏まえた施策の推進・展開を図っている。令和4年度の連絡会議では、落ち葉堆肥療法に悪影響をおよぼすナラ枯れに関する対策について意見交換を行い、情報共有を図った。なお、農家への支援としては、農林部で三富地域の農産物をブランド化する事業や、平時の活用を促進する事業等を実施している。

交通政策課長

- 9 令和4年度は、みんなに親しまれる駅づくり事業により、幸手市に対して幸手駅の障害者対応型トイレの新規設置の補助を行っている。この事業は、トイレを含む各施設の整備について、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいて行うことを条件としている。この条例では、トイレについて、例えば出入口の幅であったり、戸の構造であったり、バリアフリー法に定められていないよりきめ細やかな技術基準を定めており、令和4年度も基準に適合したものを対象に支援した。
- 10 高齢者や障害者に配慮する観点から、駅にエレベーターやエスカレーターの設置を推進することは重要であると考えており、その設置・増設について、毎年度、鉄道会社に要望を行っている。また、県も、みんなに親しまれる駅づくり事業により、鉄道事業者或いは市町村による駅のバリアフリー化の促進に資する施設の整備について補助を行っている。この事業は、施設の整備について、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいて行うことを条件としているが、条例では、高齢者のみならず、障害者にも対応する必要性から、移動等円滑化経路については、垂直の移動手段はエレベーターの設置を原則としている。そのことから本事業においても、障害者対応型のエレベーターの整備を原則としているところである。ただし、条例においても、構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合には、エスカレーターによる整備を想定している。個々の駅ごとの個別の事情を丁寧に踏まえて、必要な場合には、エスカレーターの整備を含め柔軟に対応していきたい。条例の整備基準を解説した福祉のまちづくり条例設計ガイドブックがあり、エスカレーターで経路を整備する場合においては、上り専用のもので及び下り専用のものでそれぞれ設けることとされており、エスカレーターの整備を支援する場合には、上りだけでなく下りも含めて対応することを想定している。

11 地域公共交通活性化事業については、予算額3,484万1千円に対して、補助実績は2,004万1,000円、執行率は58.1%であった。市町村の規模によるが、ノウハウの不足、財政負担、新型コロナウイルスの影響などにより、事業の前提となる交通需要が適切に見通すことが困難な状況であったことが要因である。市町村の維持管理にかかる費用であるが、コミュニティバスやデマンド交通のランニングコストについては、国の特別交付税の対象となっており、財政力に応じて市町村が負担する額の4割から8割が措置されている。そこで、国や市町村との役割分担の観点から県としては、初期投資、イニシャルコストに対して重点的に支援することとしている。その上で、市町村のニーズにあった使い勝手のよい補助制度を用意することは大変重要であると認識しており、これまで県では、地域公共交通会議のほか、県主催の研修会や、担当者会議などを通じて、市町村から伺った意見も踏まえて、今年度は新たにDX補助金を創設して、ニーズに応える努力をしている。今後も引き続き、市町村のニーズを聞き、改善を進めていく。

企画総務課長

- 12 令和4年度の要望活動は7月15日に実施したが、関係省庁からは文書ではなく、口頭で回答があった。
- 13 基地交付金は、国から市町村に交付される交付金であるので県の歳入とは直接の関係はないが、埼玉県基地対策協議会においては、毎年度、国に対して、基地交付金の増額や対象資産の拡大などについて要望を行っている。その結果、国から県内対象市に交付された基地交付金の合計額は、令和3年度の約14億7,680万円から、令和4年度は約15億4,736万円と約7,056万円増額となり、改善が見られる。しかしながら、いまだ固定資産税相当額の3割程度で推移しているところは変わらないので、引き続き要望活動が重要と考えている。基地交付金の対象資産から算定した令和4年度の固定資産税相当額は、県内7市合計で約48億9,400万円であり、基地交付金の合計額との差額については約33億4,664万円となっている。基地交付金の交付額は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律とその施行令に基づいて、原則として、交付金総額の7割を対象の国有財産の価格で案分し、残り3割を対象国有財産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して、一定のルールで配分されているものと認識している。それ以上の詳細な算出方法については、国が明らかにしていないため、増額の理由を把握できる状況ではない。県は、毎年度、基地交付金の増額を国に要望しており、これからもやっていくが、その成果ではないかと考えている。
- 14 航空機による部品落下や騒音については、周辺住民の生活環境に様々な負担を与えているものと認識している。まず、部品落下の状況については、基地対策協議会から国に対して、関係自治体及び住民への適切かつ迅速な情報提供を要望している。その結果として、航空自衛隊の入間基地から関係自治体に対して部品落下に関する情報が提供されているほか、入間基地のホームページで部品落下の状況を公表しているため、そのことをもって状況を把握している。騒音関係については、県の環境部が実施している航空機騒音調査の結果により、その状況を把握している。

伊藤委員

福祉のまちづくり条例設計ガイドブックがあるとのことだが、すでにエスカレーターが上りだけ設置されている場合は、必要に応じて下りも設置できるということか。

交通政策課長

障害者にも対応する観点から垂直移動については、原則としてエレベーターが前提であるが、それが困難な場合、エスカレーターは上下ともに整備することになっている。もし、そのような条件に当てはまる駅について上りだけが整理されている場合は、下りについて追加で整備することは対象になり得る。

渋谷委員

行政報告書65ページの「6 地域の振興」の「(1) 魅力ある地域づくりの推進」の「ウ 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の実施」について、本県への移住促進を図るため、先輩移住者や民間企業等と連携した移住促進プロモーションを実施したとあるが、具体的な取組内容と成果を伺う。

参事兼地域政策課長

昨年度、無印良品の銀座店と連携して、埼玉移住のPRイベントを開催した。県内の先輩移住者など21グループに参加していただき、本県の魅力、暮らしぶり、働きぶりなどを紹介いただいた。1月16日から1週間にわたり開催し、約500人が来場した。また、官民連携の新たな取組として、東京スカイツリーの東京ソラマチにおいて、東武鉄道と連携した埼玉移住のPRイベントも開催した。東武線沿線の市町や庁内の関係各課にも参加いただいて、東松山市や春日部市など、9市町による移住相談会や移住セミナーを開催するなど、本県の多様な魅力をアピールした。このイベントについては、令和4年11月13日に開催し、約750人が参加した。

渋谷委員

更なる移住促進を図るため、今後どのように取り組んでいくのか。

参事兼地域政策課長

昨年度の取組については、大変好評だったと認識している。今後、参加市町村を拡大して、取組を進めていきたい。

白根委員

- 1 行政報告書59ページの「5 デジタル技術の利活用の促進」の「(3) 地域情報化の取組」に、県施設に無料の公衆無線LANの整備を進めるとあるが、令和4年度の整備状況、設置目的、効果について伺う。
- 2 保守契約が令和2年度から随意契約になっているが、なぜ随意契約で行っているのか。
- 3 各県施設への設置に関して、住民のニーズを聞いたのか。
- 4 行政報告書78ページの「(2) 第3セクター鉄道に対する支援」の埼玉高速鉄道線の利用促進について、経営状況はコロナ禍の影響もあったが、持ち直してきて8期連続の黒字ということであるが、県は利用促進に当たって、どのように取り組んだのか。最も大きく寄与した取組は何か。

情報システム戦略課長

- 1 令和4年度は、狭山稻荷山公園、和光樹林公園、さいたま緑の博物館、農林公園、さいたま文学館の5か所を整備した。多くの県民が集まる県有施設等は、災害時に拠点としての利用が想定されるため、住民が利用できるWi-Fiを整備している。この5施

設も含めて、年間約153,000件の利用があった。

- 2 県共通の認証基盤を導入しているが、この認証基盤を開発した事業者しか保守ができないため、随意契約としている。
- 3 住民のニーズについては、調査していない。各施設の意見を聞きながら、施設の選定等を進めてきた。

交通政策課長

- 4 県では、子育て世代の定住促進、あるいは休日の利用者の増加に向けて、沿線地域の魅力を県のホームページ、テレビ番組、YouTube、SNS等で発信してきた。令和4年度は、沿線の魅力を訴える動画を作成して、県ホームページや動画作成委託先であるテレビ埼玉の番組で放送したほか、都心に乗り入れる埼玉高速鉄道の車内ビジョンにおいても放映し、県外の鉄道利用者へのPRにも取り組んだ。また令和5年度は、SR沿線移住セミナーを開催して、移住を検討されている方に具体的な情報発信を行ったところである。埼玉高速鉄道の取組として、発駅から赤羽岩淵駅の往復とメトロ全線乗り降り自由のSR東京メトロパスについて、令和元年に埼玉高速鉄道部分の運賃を2割引から3割引に拡大した。これが大変好評で、定期以外の収益を支えていることが大きな要因であると考えている。

白根委員

施策評価有識者会議では、この事業自体を廃止又は再構築すべきだという意見が出ている。これだけ携帯電話が普及している中でWi-Fiを設置する必要性があるのか疑問である。設置すること自体が目的となっていないのか。

情報システム戦略課長

施策評価有識者会議の評価も踏まえて、今後の在り方を検討していく。

八子委員

行政報告書77ページの「声かけ・サポートハンドブック」について、令和4年度予算審議の際に井上議員の質疑から、「声かけ・サポートハンドブック」の内容については、ポスター等にも反映させて、より広く啓発活動を行ってはどうかという質疑があり、企画財政部長から九都県市首脳会議として協力している「声かけ・サポートキャンペーン」の際に、提案していきたいとの答弁があった。実際に、令和4年度にどのような提案をし、結果はどうなったのか。

交通政策課長

九都県市首脳会議として協力している「声かけ・サポートキャンペーン」の取りまとめをしているJR東日本に趣旨を伝えた。ポスターは具体的な声掛けの場面を設定したイラストで説明する内容であり、駅の利用者の目に多くつくような場所に集中的に貼っていた。令和5年は9月1日から10月31日まで「声かけ・サポート運動強化キャンペーン」を実施している。

辻委員

- 1 行政報告書79ページの「(4) 地域公共交通に対する支援」の「ア バス路線の維持・確保」に、市町村等に対し、バスの運行経費の一部を助成したとあるが、対象要件

はなにか。また、現在、バスは運行できても、運転手が確保できないという問題があるが、運転手確保等は、この助成制度の対象になっているのか。

- 2 「イ ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進」について、ユニバーサルタクシーをかなり町でも見かけるようになったが、実際に車椅子の方が利用しようとしたところ、運転手が操作方法が分からず乗車できなかったという経験談をよく耳にする。導入だけではなく、操作方法の指導などについての取組等はあるのか。

交通政策課長

- 1 平成13年に設置した国、県、市町村、バス事業者等を構成員とする埼玉県生活交通確保対策地域協議会で、生活交通として真に必要なバス路線であると認定されたバス路線が対象になる。この対策補助費は路線の赤字補填であり、運転手不足に関する費用には使えない。運転手不足は大変重要な課題だと認識している。県としては、ミスマッチの解消にDXの技術を活用する取組の推進や、AIによる需要予測を備えたタクシー配車などに取り組んでいる。バスについてもニーズを的確に拾うようなデジタル技術を確保していきたい。また、事業者向けの研修会において、人材確保に関する優良事例を紹介するなどの取組や、県主催の就職説明会にタクシー事業者に参加いただく取組を行っている。
- 2 ユニバーサルデザインタクシーについては、車両を補助するとともにその使い方に習熟していただくことは大変重要だと考えている。現時点では、習熟していることを補助対象要件としていないが、国の交付決定においては、研修の修了者を対象にすることになっているため、結果的に県も対象となっている。

辻委員

運転手を確保するために賃金を上げると、余計に赤字が広がるジレンマがあると聞いている。助成を認定するに当たって、例えば運転手の経費を低く抑えなければいけないなどの要件はあるのか。

交通政策課長

赤字路線を認定するに当たって、通常よりも人件費を削減することまでは求めている。運転手不足の問題は、総合的に対応する問題であると認識している。適正費用を適正価格に反映するということが、国土交通省も運賃の認可については、適切に価格転嫁を進めるということで柔軟に対応している。県でもできることに取り組んでいく。

松坂委員

- 1 行政報告書55ページの「(4) 定数管理」について、社会の変化によって、職員を増員する必要がある部局もあると思うが、推移を見ると定数が動いていないこともある。どのように定数を決めているのか、その根拠は何か。
- 2 行政報告書66ページの住むなら埼玉移住促進事業については、どのように検証しているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 令和元年度から令和5年度まで400人以上を増やしており、年間平均で約80人増員している。一方で、行政需要はこの80人では収まらず、もう少し多い。これについては、例えば、工事が終わったところ、或いはオリンピック、パラリンピックで必要だ

った職員を減員すること等で調整し、どうしても必要な部分を条例改正で増員している。この間、コロナの蔓延、豚熱、台風19号の復旧など大きな課題があったため、結果的に毎年80人程度の増員となっている。今後も行政需要は日々変化していくので、各部署とよく協議しながら、効果的に定数の配分をしていく。

参事兼地域政策課長

2 本県への移住促進のためには、地域の実情をよく知る市町村が、移住相談窓口や、移住のお試し住宅などを整備して、移住希望者へ丁寧な対応をしていくことが効果的だと考えている。このため、ふるさと創造資金の住むなら埼玉移住促進事業では、市町村によるこうした取組に対する補助等をしている。令和4年度の住むなら埼玉移住促進事業の補助実績では、例えば、北本市では移住相談体制を立ち上げるための事業を実施し、寄居町では移住相談窓口の対応を行う事業を実施するなど、徐々にこの補助事業を使うことで、各地域の相談体制が整ってきていると理解している。

松坂委員

資料では、1,000万円程度で5件実施したとあるが、なかなか実績として上がってこない実情がある。足りない点は何か。

参事兼地域政策課長

埼玉の魅力を伝える時に、これまで埼玉県全域をPRしてきたが、例えば3ゾーンであるとか10地域でそれぞれ魅力が異なっており、そういった点のPRが不足していたのではないかと考えている。

新井委員

- 1 行政報告書の53ページの「4 行政・デジタル改革の推進」の「(1) 埼玉県行財政改革大綱・行動計画の着実な推進」について、大綱には、効果的・効率的な行政運営として、客観的なデータに基づいた施策立案、すなわちEBPMがこれまで以上に行われるように職員の意識変革を図っていくと記載されている。行動計画ではデータに基づいた施策立案の定着ということで、2年度から4年度までの3年でどのように進めていくかという工程が記載されており、EBPMがしっかり位置付けられている。ところが、行政報告書にはEBPMが記載されていないが、EBPMの取組は定着したのか。
- 2 行政報告書46ページの「10 交通網の整備促進」について、5か年計画にもホームドアの項目が入っているが、最終的な目標値113番線に向けて、令和4年度目標番値を70番線としていたが、68番線という実績にとどまっている。その理由は何か。
- 3 県は、ホームドアの整備について、駅の利用客が1万人以上の駅について補助をするという考えを示しているが、現時点でどのくらい整備が進んだのか。
- 4 行政報告書の65ページの6(1)の「ア 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の実施』について、これまで移住促進のための様々な取組が提示されてきたが、県の取組によって実際にどれだけ移住につながったかという効果やアウトカムが示されておらず、費用対効果が図れない。昨年の決算特別委員会では、市町村と連携してアンケート調査を行い、移住実績の把握に努めると答弁しているが、実際にアウトカムの把握につながったのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 行政報告書では、より新規性が高いDXの取組を中心に記載したためであり、EBPMが進んでいないといった趣旨ではない。

計画調整課長

- 1 令和4年度で計画期間が終了した埼玉県行財政改革行動計画では、令和3年度新規事業の立案時からEBPMの手法を導入し、令和4年度当初予算編成では、原則全ての事業についてEBPM調書を作成した。現在、職員へのEBPMの定着を図っているところであり、一定の定着は図られているものと考えている。

交通政策課長

- 2 一部の事業では、世界的な半導体不足の影響によって、必要な部材の調達が遅延したことが直接的な要因であると認識している。
- 3 国は10万人以上の駅を最優先としているが、県内は13駅であることから、次に利用者の多い1万人以上の駅に取り組んでいく必要であると考え、令和2年度に補助制度を10万人以上から1万人以上に拡充した。まずは5か年計画の113番線の達成が当面の最優先課題であるが、中期的には1万人以上の駅について原則全て整備していただくというのが県の政策方針である。県内の1万人以上の駅の番線は全部で371あり、令和5年8月末現在の設置番線数は70、設置率は18.8%である。今後ますます整備を加速していく必要があると考えており、この5か年計画の期間はもとより、引き続き粘り強く取り組んでいく。

参事兼地域政策課長

- 4 昨年度の移住確認者数について34市町村から回答があり合計657人の移住実績を確認した。移住・定住促進について、企画財政部で本格的に取り組み始めてから5年程度経ったが、平成30年度に埼玉県が都内に設けた移住相談窓口での相談実績は400件弱程度であったものが、昨年度は870件を超える相談実績となっており、移住施策の取組が一定の効果につながったものと認識している。

新井委員

- 1 行政報告書の38ページの「3 事務事業の見直しの実施」では、「事業ごとにEBPMの視点から必要性や優先順位などを検証した上でスクラップ・アンド・ビルドを徹底」とあるが、対象事業1,699事業のうち、廃止は44事業で、ほとんどは縮小である。従来の予算編成におけるシーリングによる圧縮と何が違うのか。
- 2 予算を少し削減するだけで古い事業を残したままでは、革新的な取組はできない。令和4年度に事業の新陳代謝が進んだのか。
- 3 ホームドアの設置について、JR東日本や東武鉄道はバリアフリー料金制度に基づく値上げをしてホームドアの整備を加速するとの方針を示している。こういった鉄道事業者の取組を受けて県内のホームドアの整備は加速したのか。

財政課長

- 1 従来のシーリングは、一定の削減率を示し、各部局に事業の見直しを求めるものである。この方法だと、例えば補助金であれば補助率を少し下げるなどの見直しに進みがちであり、予算額は減るが、部局の手間は減らず、かつ事業の効果も少し下がってしまう

といったジレンマがあった。そこで、EBPMの取組を導入し、事業ごとにインプットからアウトカムまでの論理的な因果関係を明確にし、成果指標を設定することで、事業の必要性や有効性を検証する取組を始めた。さらに、令和4年度においては、EBPM有識者会議を開催し、外部の意見もいただきながら、EBPMに基づく見直しを始めたところである。

- 2 例えば、昨年度のEBPM有識者会議の対象とした多子世帯応援クーポン事業は第3子の出生に対しての支援であったが、有識者会議の意見を踏まえ、第3子に支援をするよりも、第1子の支援のほうがより重要であるということで、市町村が実施する第1子以降の子育て支援に上乗せをする形で1人当たり最大1万円相当のギフトを贈呈するという事業に新陳代謝をしたところである。これにより、県の重要施策の一つである子育て支援がより進むのではないかと考えている。

交通政策課長

- 3 JR東日本、東武鉄道においてはバリアフリー料金制度を令和5年3月に導入してホームドア整備計画を大幅に拡大した。JR東日本は全体の計画を1年前倒した上で設置番線数を増やし、東武鉄道は整備駅数を倍以上にしたと承知している。埼玉県内の駅についても整備完了時期が早まる、あるいは導入前は整備計画がなかった駅についても整備計画が作成されたことにより、計画が加速するものと認識している。事業者が利用者負担で整備を加速することが適切であると考え、バリアフリー料金制度を活用する駅についても、令和5年度に制度改正をして、補助対象経費からバリアフリー料金制度充当分は除いた上で事業者が実質的に自己負担する額を対象とすることで引き続き支援することとした。その結果、令和5年度においては、東武鉄道の駅では引き続き活用いただいております。現在においても鉄道事業者から来年度以降の支援について相談を頂いているところで、料金制度を活用した事業者についても県補助制度のニーズは高いと認識している。引き続きバリアフリー料金制度導入駅も含め、補助制度を通じて確実かつ早期の計画の実現に向けて支援していきたい。

梅澤委員

- 1 行政報告書68ページの7(1)の「ウ 県と市町村職員の人事交流」について、県からの派遣が80名で、市町村からの派遣は17名とあるが、これは本庁だけの実績か。また実務研修とは何か。
- 2 行政報告書74ページの「9 水資源の確保」について、ハツ場ダムの完成により安定水利権の100%確保が実現したが、冬水の通水効果を地域や土地改良に生かしていくために、国との検討など、令和4年度はどのような取組を行ったか。

市町村課長

- 1 地方自治法に基づく県と市町村の職員派遣は、県と市町村の行政運営の円滑化を図ること、県と市町村が協力して施策を推進すること、専門的知識又は技術の修得などにより資質の向上を図ることの3つを目的として実施している。地方自治法に基づく派遣の実績数は行政報告書に記載のとおりで、本庁と地域機関を含むものである。市町村から県への派遣17名については、主なものとして県が設置する消防学校への派遣がある。県には消防行政の知見がある職員がいないため、市町村から職員を派遣してもらっている。実務研修は、地方公務員法に基づく研修で、実務を学び、知識

や経験を深めていただくための制度で、市町村から県の本庁、地域機関合わせて152名を受け入れている。

土地水政策課長

- 2 毎年度の利根大堰に係わる冬期試験通水を実施するに当たり、国、県、流域市、土地改良区などで構成する利根大堰に係わる冬水懇談会において、通水に対する地域のニーズ等を踏まえて国に要望している。令和4年度は8月23日に懇談会を開催し、利根川の水量が少ない時においてもできるだけ切れ目なく水路に水が流れるよう国に要望を行った。その結果、10月1日から通水が開始されたが、昨年度は降雨に恵まれず利根川の水量が減少していたことから、通水実績は66日間であった。

【説明者】

山科昭宏都市整備部長、坂田直人都市整備部副部長、若林昌善都市整備部副部長、坂行正都市整備政策課長、吉岡一成都市計画課長、小野寺貴郎市街地整備課長、石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、山田暁子建築安全課長、牧野秀昭住宅課長、松井直行営繕課長、小久保賢一設備課長

【発言】

金子委員

- 1 埼玉県5か年計画における指標の「豊かな田園環境と調和した産業規模の創出面積」について、実績値が80ヘクタールとなっているが、県は具体的にどんな取組を行ってきたのか。
- 2 行政報告書537ページ「ア 区域区分の見直し」について、市街化区域に編入した3地区はどこか。また、市街化区域への編入はどのような考え方で進めているのか。第8回目の区域区分の定期見直しの進捗状況はどうか。

産業基盤対策幹

- 1 県では「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺や幹線道路沿道などにおいて、市町村が取り組む産業基盤づくりの支援を行った。具体的には、市町村からの相談にワンストップで対応し、相談初期の段階では区域設定や事業手法の検討、計画区域における課題の抽出と整理などを行った。また、庁内関係課や国との協議段階では、市町村の調整資料作成を支援するとともに、各機関との調整において市町村との橋渡しやアドバイスをこまめに行い、産業基盤づくりが円滑に進むよう支援を行った。

都市計画課長

- 2 令和4年度は、朝霞市のあずま南地区、上尾市の大谷南部鴨川沿川地区、春日部市の北春日部駅周辺地区の3地区を市街化区域へ編入した。第8回目の区域区分の見直しでは、県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」を踏まえ「コンパクトなまちの実現」に重点を置いて進めている。このため市街化区域へ編入する規模は、将来の人口や産業の見通しを踏まえて必要最小限とし、住居系については人口増加が見込まれる地域のうち例えば駅周辺の利便性が高い地区、産業系については高速道路のインターチェンジ周辺など産業の集積を図る地区を中心に計画的な市街地整備が確実となった段階で市街化区域に編入を行っている。県が区域区分を定める33都市計画区域のうち、これまでに26都市計画区域の定期見直しが完了している。残る7都市計画区域については、農林調整等の関係機関との調整が整ったタイミングで順次都市計画の手続を進めていく。

戸野部委員

- 1 行政報告書560ページ「(8)子育て応援住宅の認定」について、令和4年度は子育て応援マンションの認定戸数が303戸と大幅に減少しているが、その背景は何か。
- 2 行政報告書560ページ「(10)単身高齢者モデル住宅の整備」について、上尾シ

ラコバト住宅に整備した単身高齢者モデル住宅の現在の入居率はどのくらいか。また、これまで上尾シラコバト住宅に住んでいた方が新しくリニューアルされた単身高齢者モデル住宅に移転した件数は何件か。

住宅課長

- 1 子育て応援マンションの認定戸数は、令和3年度は797戸、令和4年度は303戸であり、前年度の半分以上の認定戸数となっている。近年の新築分譲住宅の着工戸数は大きく変わっていないことから、認定戸数が減少した背景としては事業者への制度の周知が足りなかったことも考えられる。そこで認定戸数を増やすため、今年度は主要なマンション事業者に対して、直接訪問するなど制度活用の働き掛けを行っている。これとともに、制度利用に関する意見交換等を行い、更に制度を活用していただけるように取り組んでいる。
- 2 単身高齢者モデル住宅の戸数は15戸あり、現在入居率は100%である。上尾シラコバト団地の中から単身高齢者モデル住宅へ移転した件数は8件である。

鈴木委員

- 1 行政報告書542ページ「ア 土地区画整理事業」について、組合施行3地区、公共団体施行6地区の公共団体施行事業に対して事業費の補助をしたとあるが、県内の土地区画整理事業の現状はどのようになっているのか。また、どのような課題があるのか。
- 2 行政報告書553ページ「(9) 既存建築物地震対策の推進」の「ウ 応急危険度判定体制の整備」について、応急危険度判定士の登録者数が減少しているが、どのような対策を講じているのか。
- 3 行政報告書563ページ「5 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、令和4年度に新たに18市町からプロジェクトに取り組む意向が示され、令和5年1月に公表を行ったとあるが、現在の取組状況や都市整備部の支援状況はどうか。

市街地整備課長

- 1 県内の土地区画整理事業は、令和4年度末時点で93地区、約3,672ヘクタールが施行中である。この規模は、全国1位の地区数、面積となっている。令和4年度に県が補助を行った地区は9地区である。課題は、事業着手後25年以上経過した長期化地区が多いことである。施行中の地区は72地区となり、このうち44地区が長期化地区となっている。この要因は、事業資金の確保の問題、直接買収方式とは異なり換地による移転が玉突きになる困難性や、施行面積に比して財政事情が追い付かない事業計画となっていることなどがある。
- 3 18市町にエントリーしていただき、プロジェクトに取り組む団体は29市町と大きく増加した。県の役割は、主にハード整備が伴うまちづくりの技術支援である。未エントリーの34市町村には、ワンストップ窓口のエネルギー環境課と連携し、地域の課題に対応したコンパクト、スマート、レジリエントの3要素の施策について、市町村の考えに合わせた提案助言を行ってきた。エントリーシートが提出された市町村には、これから策定する地域まちづくり計画について、土地区画整理事業の活用など整備手法や事業スキームについて提案助言を行い支援した。また、地域まちづくり計画が策定された市町村には、事業実施に向けて、実施設計における助言のほか、国庫補助金導入に向けた計画策定などの支援を行った。これらの支援に際しては、コーデ

インターネット支援業務を発注し、民間コンサルタントを活用した支援を行っている。

建築安全課長

- 2 令和3年度以降、応急危険度判定士の登録者数は目標人数を割り込んでいる。そこで、令和4年度からは登録対象に一級建築施工管理技士を追加し、令和5年7月には庁内の工事発注課所及び市町村の建設部局に工事の受注業者への周知を依頼した。また、建設系の関係団体にも周知を依頼した。これらの取組の結果、令和4年度の新規登録者数は149名となり、令和3年度の121名から増加した。149名のうち、一級建築施工管理技士の人数は16名となっている。

権守委員

- 1 行政報告書547ページ「有料施設の利用者数及び稼働率」について、令和4年度はまだコロナ禍であるが、全体の稼働率に対してどう考えているのか。また、特に稼働率が低い施設である戸田公園の集会室、大宮公園の茶室、所沢航空記念公園の野外ステージ、吉見総合運動公園の野球場、春日部夢の森公園のサークル室について、その理由と課題は何か。
- 2 行政報告書535ページ「2 都市環境の整備・改善」に記載されている「耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率」について、令和4年度の取組、対象となる建物の総棟数、未耐震建築物の県所有と民間の内訳はどうなっているのか。
- 3 行政報告書556ページ「県営住宅の管理」について、特別会計で収入未済額が最も増加したものは、県営住宅事業特別会計の住宅使用料等で800万円増加しているとの記載があるが、この800万円の内訳及び未済額の累計はどうなっているのか。また、家賃滞納者に対してどのような取組を行っているのか、その課題は何か。
- 4 行政報告書558ページ「(2) 県営住宅の管理」の「オ 県営住宅の敷地等の有効活用」について、ニーズ調査の具体的な内容と反響はどうであったか。また今後調査結果をどう活用していくのか。

公園スタジアム課長

- 1 令和3年度は夏季プールのみ新型コロナウイルス感染症対策のため休止していたが、令和4年度は入場制限を実施した上で夏季プールの運営を再開し、利用者数は増加した。令和4年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されなかったため、令和3年度と比較すると利用者数は増加しているが、コロナ禍前の令和元年度と比べると、まだ回復しているとはいえない。個別の施設の稼働率について、大宮公園の茶室は1室しかないので、茶道教室やサークルとして利用するには狭いものとなっている。そのため指定管理者として、写真の撮影など茶室以外での利活用を図っている。戸田公園の集会室についてであるが、戸田公園はボート利用者が非常に多く、大会があると集会室が使われるといった状況である。このため、テレワークルームとして活用できるように、指定管理者において準備を進めている。所沢航空記念公園の野外ステージは、周辺の市街化が進み、野外ステージから出る音が周辺住民から苦情が出るといった状況を踏まえ、余り音が出ないようなイベントを開催するなど、運営方法を工夫し、利活用を図っている。吉見総合運動公園の野球場は、県民からの要望もあり、野球場をサッカーとしても利用できるような多目的な利用を図っている。春日部夢の森公園のサークル室は、春日部市の市民体育館があるなど周辺に類似する施設があるほか、認知度が低い状況にある。今後は、ホームページやチラシで周知するほか、園外でも

案内図を設置するなどして利用促進を図っていききたい。

建築安全課長

- 2 令和4年度は、建物の所有者及び管理者に電話や個別訪問により耐震化の依頼を行った。補助実績は、工事1件である。耐震診断義務付け建築物の総棟数は798棟である。令和4年度末時点での未耐震の建物は35棟残っており、内訳は公共建築物が14棟、民間建築物が21棟となる。

住宅課長

- 3 未済額800万円の主な内訳としては、住宅使用料が約278万円、家賃滞納等による訴訟対象者の入居承認の取り消しから明渡しまでの損害賠償金が約493万円となっている。また、収入未済額の全体の累計が約7,226万円、そのうち住宅使用料の収入未済額は3,374万円である。家賃滞納者に対しては、1か月目にはコールセンターによる電話催促を行い、3か月目からは夜間休日を含む直接訪問による督促を実施し、連帯保証人に協力要請を行っている。6か月以上の滞納者には訴訟に向けた準備を開始する。6か月以上の長期滞納者については、訴訟となった場合、そこから家賃の回収をすることはなかなか難しい状況であり、課題となっている。そうならないように早期の納入に努めている。
- 4 大宮長山団地で団地及び周辺地域に貢献するサービス機能を導入することを検討しており、昨年度、さいたま市の計画に基づく地域密着型サービスについて、サービスを提供している事業者等に導入可能なサービスの種類や導入の条件についてニーズ調査を実施した。手法としては、対面方式やZoom、電話でのヒアリングを行った。その結果、ヒアリング対象16者からは、グループホームであれば応募したい、他の施設も併設できるようにしてもらえれば応募したいなどというような意見があった。このニーズ調査を踏まえて、大宮長山団地での事業の公募に向けて、導入する地域貢献サービスや応募しやすいスケジュール等を検討していく。

渋谷委員

行政報告書564ページの「(2) 県有建物の営繕」について、営繕工事、設計など536件のうち、県内業者との契約は何件か。また、令和4年度に不調・不落はどの程度あったのか。

営繕課長

都市整備部で執行している営繕工事の発注に当たっては、分離分割発注に努めるとともに、県内業者で実施可能なものは可能な限り県内業者へ発注するなど受注機会の確保に努めている。令和4年度は、継続費を含め、工事が374件、設計等の業務委託が162件、合わせて536件契約した。このうち県内業者との契約は、工事については374件中364件で、県内業者の受注率は97.3%となっている。また、業務委託については162件中県内業者との契約は156件で、県内業者の受注率は96.3%となっている。次に工事の発注において、不調・不落により1回目の入札で受注者が決まらないケースは工事総数374件中52件あり、割合では13.9%であった。また、業務委託の発注では不調・不落は委託総数162件中7件で割合では4.3%であった。

柿沼委員

- 1 行政報告書550ページの県営公園のプールの記載について、新型コロナウイルス感染症の対策として入場制限を行ったとのことだが、気にする方がいることを踏まえ、どのような対応をしたのか。県営公園の稼働率は増えたとのことだが、どのくらい増え、効果があったのか。また今後に生かしていくことはあるのか。
- 2 行政報告書545ページについて、31公園のうち28公園を都市整備部で管理しているとのことだが、公園の遊具について、どのような県民ニーズがあり、どう対応したのか。
- 3 繁茂する草に対する令和4年度の対応はどうだったか、またどのような課題を認識していて、どう生かしていくのか。

公園スタジアム課長

- 1 プールを含めた県営公園のコロナの影響と回復状況についてお答えする。令和4年度の県営公園の有料利用者数は、350万9,694人で、令和3年度と比べると84万8,900人、31.9%の増加となっている。令和元年度と比べると、利用者数は30.3%減少しており、コロナ禍前までには回復していない。このため、県営公園の中でも大規模集客施設である埼玉スタジアムでは、ビューレストランにおいて、テレワークが行えるプランを導入したり、令和4年度は「パンのフェス」を開催するなど、試合のない日でもにぎわいを創出し、利用者の拡大を図っている。
- 2 遊具は公園整備時点から設置して老朽化が進んでいるものもあるため、定期的な点検により安全性を確認するとともに、長寿命化計画を策定して、計画的な維持管理・修繕を行っている。遊具に対する近年のニーズとして、障害の有無にかかわらず利用できる、いわゆるインクルーシブ遊具について、秩父ミュージックパークや熊谷スポーツ文化公園に既に整備している。今後どのように横展開していくのか検討したい。
- 3 草刈りについては、指定管理者が巡回して状況を確認し、一定の丈まで伸びてくると随時草刈りを行っている。ただし、公園は広大な緑地となっているため、維持管理には大変な労力を要している。園路付近など利用者の目に留まるような箇所については少なくとも適切に管理できるように対処したいと考えており、今後指定管理者と相談していく。

柿沼委員

プールにおいて感染症対策はどのように行ったのか。

公園スタジアム課長

令和4年度については、人数制限を行ったことと、うがいや手洗いをを行うなど基本的な感染対策や大声を出さないことについて現場でパトロールをしながら周知した。5類になった以降も基本的な感染対策は継続していきたい。

辻委員

- 1 行政報告書554ページ「(10)住宅・建築物の耐震化の促進」について、緊急輸送道路の関係で除却した1棟の詳細とこれまでの除却棟数について伺う。
- 2 行政報告書559ページ「住宅相談事業」の分譲マンションに関して、管理不全のマンションがこれから多数出てくるのではないかと懸念している。管理不全のマンションの現在の県内の件数と、未然にこれを防ぐためには、セミナーなど待ちの取組で

はなく、ある程度積極的に危なそうなマンションにアプローチしていく取組も必要だと思うが、そういった取組はなされているのか。

建築安全課長

- 1 令和4年度に補助を行った工事1件は、鴻巣市内にある事務所ビルで736㎡の規模の建物である。過去の実績については資料がないためお答えできない。

住宅課長

- 2 県内の管理不全マンションの数については把握していない。築40年超のマンションが約10万2,000戸あり、こうした高経年化マンションが適正に管理されない場合、管理不全マンションとなるおそれがあると認識している。令和4年4月施行の改正マンション管理適正化法により、県は町村部のマンションの管理適正化に関する事務を担っている。同法では、管理組合が十分に機能していないと考えられる場合に、組合の管理者等に対して、県が管理適正化のために必要な助言・指導等を行うことができる。県が所管する町村部のマンションでは、これまで指導・助言を行った例はないが、今年度と来年度の2年間で町と協力して町村部の全てのマンションの外観調査を実施し、状態を把握していきたい。その上で、管理が行き届いていないマンションについて、マンション管理士などの専門家による管理相談などを行い、改善をしていきたい。また、改善が進まない場合は、指導・助言等を行う可能性もある。

辻委員

本当に管理不全になってしまっているマンションは、自分達から相談に行けない無法状態のようになっていると思うので、そうなる前に手を差し伸べることが必要である。県は費用面でどのような支援を行っているのか。

住宅課長

令和3年度に町村部のマンションの実態調査を行っており、対象の69団地にアンケートを送付したところ、41団地から回答があり、残りの28団地は不達や未回答であった。こうしたことから、令和6年度には外観調査と合わせて、こちらから訪問して、そういった団地も含めた全ての団地の状況を把握したいと考えている。費用の面については、現在、県にはマンションアドバイザーの派遣制度があり、町村部のマンションには年5回までアドバイザーを派遣できる。こうしたものを活用していただくよう、こちらから訪問したときには制度を紹介するなどして、管理不全にならないように対応していきたい。

林委員

- 1 行政報告書540ページの「さいたまスーパーアリーナ稼働率の推移」のグラフによると、さいたまスーパーアリーナの令和4年度の稼働率は落ち込んだ令和2年度の26.0%から、令和4年度は73.7%となり、コロナ禍前の状況に回復しつつあるが、稼働率回復のためにどのような取組を行ったのか。
- 2 行政報告書545ページについて、県営公園の整備はどのような方針で進めてきたのか、また今後、県営公園をどのように整備していくのか。

都市整備政策課長

- 1 令和2年度は緊急事態宣言によるイベントの開催制限、令和3年度は収容人数の制限

等があり、稼働率は御指摘のとおりであった。一方、令和4年度は、主催者が2週間前までに県に「感染防止安全計画」を提出することや、イベント時に感染防止対策を行うことを条件に、基本的に収容定員上限まで収容可能となった。そこで、指定管理者である株式会社さいたまアリーナでは、アリーナの施設における具体的な感染防止対策を示した「感染防止対応ガイドライン」を利用者である主催者に示すなどしながら、予約時や県への「感染防止安全計画」の提出時、イベント実施時にそれぞれ相談に応じ、支援してきた。またそれ以外にも、通常の営業に加え、コロナ禍でやむなく公演中止に追い込まれた主催者に営業活動などを行った結果、73.7%という数値を達成できたと考えている。

公園スタジアム課長

2 公園は、都市環境の改善やレクリエーションの場を提供し、都市生活にうるおいと安らぎをもたらすとともに、災害時には避難場所となるものである。県営公園の配置計画については、おおむね30分で到着できる範囲を誘致圏として配置計画を定めてきたなかで、近年では、県東部地域の一人当たりの公園面積が他の地域に比べ低いという実情もあり、3公園で重点的に整備を進めている。権現堂公園については、令和4年10月に2号公園が開設し、公園全域が供用開始となった。また、春日部夢の森公園については、令和5年3月に、南側に続いて北側が開設し、公園の事業区域全域が供用開始となった。さきたま古墳公園については、令和5年度に一部をにぎわい広場として2.1ヘクタールを開設した。このように、東部地域を中心に整備を進めてきた。今後については、残るさきたま古墳公園について、拡張の整備に向けて、早期の供用開始に向けた整備を進めていく。

八子委員

- 1 行政報告書553ページ「(9) 既存建築物地震対策の推進」の「ウ 応急危険度判定体制の整備」について、応急危険度判定士の新規登録者数が令和3年度に比べ令和4年度が増えたにもかかわらず全登録者数が減少してしまった理由は、新規登録者数よりも高齢化等によって更新を辞退する方が多いという理解でよいか。
- 2 行政報告書556ページの県営住宅の件だが、昨年度も県営住宅の南北ギャップを埋める取組について伺ったが、令和4年度はどのような取組が行われたのか。
- 3 県営住宅の敷地の有効活用の取組として、昨年「コインパーキングの設置等を検討する」と答弁があったが、どのような成果があったのか。

建築安全課長

1 御指摘のとおり、新規登録者数よりも高齢化等によって更新を辞退する方が多かったことによる。更新の際に、71歳以上の判定士に対しては意向確認を行っている。令和4年度の更新時には71歳以上の対象者が229名おり、81名が健康などの理由や死亡等により更新しなかった。また、意向確認の対象者以外にも更新辞退、死亡、転出、連絡先不明等により236名が減となっている。

住宅課長

2 昨年度、地域ごとのニーズを踏まえた県営住宅の再編整備の方針について検討を行った。そして、県営住宅のストックマネジメント方針として取りまとめた。従来の世帯数に対する県営住宅戸数割合を維持するという考え方から、「地域のニーズに応じた県営

住宅の供給の確保」という考え方に見直し、供給量が不足している県南で優先して建替え等を進め、供給量に余裕がある県北では、耐用年限前の用途廃止の検討も行うこととした。この方針に基づき整備を進めることで、南北ギャップを解消していく考えである。入居率向上の取組として、県北では、県北地域に多い3DKなど世帯向けの住宅を一部単身向けに募集している。

- 3 令和4年度にコインパーキング用地として貸し付ける取組を開始した。貸付事業地は、県営浦和大久保住宅の一部で、面積は約250平方メートル、貸付期間は3年間としている。令和5年3月に駐車場を運営する事業者の公募を実施し、5月に事業者を決定した。コインパーキングは令和5年7月から営業を開始している。

八子委員

- 1 高齢者で健康などの理由や死亡等による更新辞退者以外に236名が更新を辞退しているとのことだが、どのような理由なのか。
- 2 県北の世帯向けの住宅を単身向けに募集したとのことだが、その結果実際に入居した方はいたのか。県北で用途廃止について検討ということだが、どこまで検討が進んだのか。実際に用途廃止の方針が示された団地はあるのか。

建築安全課長

- 1 転出のほか応急危険度判定士の更新に際して郵送した新しい判定士証が不達となった場合は、判定士数から除いている。これがかなりの数を占めている。

住宅課長

- 2 県北の入居者数は統計を取っていないが、全体として令和4年度は単身高齢者の倍率が7倍以下に下がっている。用途廃止については、令和5年度に方針を取りまとめ公表したのが7月であるため、この方針に基づき耐用年限前の用途廃止を決定した団地はまだない。

八子委員

転出や不達などこれまでの答弁にあった理由だとどうしてもできない理由に思えるが、説得をすることはできないのか。

建築安全課長

辞退される方については本人の意向なので変えることは難しい。一方、郵便不達の方については、本人が辞退の意向を示しているわけではないため、判定士証が届かない旨を別の手段で連絡した結果、復活した判定士も令和4年度には30人いる。令和4年度の不達、不明が134名いることから、転居した際にも届出ができる仕組みが必要だと考え、届出がしやすいようにできないか検討中である。

松坂委員

行政報告書561ページ「(12)中古住宅流通・住み替え促進事業」について、安心中古住宅登録制度の普及に取り組んだ実績を伺う。

住宅課長

安心中古住宅登録制度は、埼玉県住まいづくり協議会と連携して行っている。会員企業

が販売する中古住宅で一定の基準を満たした住宅を登録し協議会のホームページで紹介する制度である。平成28年11月の制度創設以来の累計登録件数は27件となっており、成約件数も同じく27件である。令和4年度は登録1件、成約1件である。

美田委員

- 1 こども動物自然公園の視察後に提供された資料に基づき、収支状況について伺う。収入について決算額は9億6,500万円であり、そのうち指定管理料は約5億5,000万円である。指定管理料の割合が57%だが、この比率について見解を伺いたい。
- 2 利用料金収入について、予算額に比べて決算額が3,500万円低くなっており、資料には新型コロナウイルス感染拡大による利用者減とあるが、ある程度見込めるのではないかと思う。見込みが大きく違ってしまった理由は何か。
- 3 委託料について、予算額1億3,700万円であるのに対し、決算額は1億1,200万円とマイナス2,400万円となっている。資料には、契約差金による減とあるが、その原因は何か。

公園スタジアム課長

- 1 県営公園は指定管理者制度を用いて民間事業者が管理している。県営公園は5年に1度、指定管理者の選定替えを行い、その際、向こう5年間の収支計画が提出されている。収支は利用料金収入と自主事業収入を合算した収入と、人件費や委託料といった支出を算出し、その収支差を指定管理料で補うという仕組みになっている。収支計画については過去の実績を基に指定管理者が作成しており、これまで指定管理料が大幅に増えることはなく推移しており、財源のバランスについては問題ないと認識している。自主事業が増えることで指定管理料が減る一方、人件費が増えることもあるので、単純にはいかない面もある。今後、DXの指針を受けてキャッシュレス決済など取り組んでほしいと県としては考えている。
- 2 利用料金収入について、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している。令和4年度後半については、国が全国旅行支援を実施したことにより首都圏の人たちは埼玉県を飛び越え、遠方に出かけられ、近隣のこども動物自然公園は結果的に利用者が減ったのではないかと推測している。
- 3 委託料について、県でも発注を行う際は、見積等を行って予定価格を定め、入札等を行い、その中で低額の応札者と契約しており、一定の請負差金は出てくるものと考えている。

美田委員

- 1 過去の実績に基づき指定管理料を決めているとのことだが、自主財源が43%というのが県の事業として適正なのか。
- 2 利用料金収入について、後半に旅行支援が始まったので、予算より決算が好転するのではないか。
- 3 委託料の差額が2,400万円と1割以上あるが、よくあることなのか。

公園スタジアム課長

- 1 収入と財源のバランスが適正なのかという点については、そうした観点で評価していないので、改めてそうした検討をしていきたい。
- 2 利用料金収入について、年度後半の影響により増えてもよいのではとの話だが、今現

在の指定管理者は平成31年度から令和5年度の期間で協定を結んでいる。そのため、選定替えを行った際は平成30年度であり、その際は新型コロナウイルス感染症による影響はなく、予算の見込みが今の状況と異なっていた。

- 3 委託料について、県と指定管理者の違いを挙げると、県では最低制限価格を設定し、それより低い場合は、落札させないという制度がある。こども動物自然公園は埼玉県公園緑地協会が指定管理者として管理しているが、最低制限価格の導入に至っていない。最低制限価格の導入について検討するよう依頼を行っているが、その違いが影響としてあるのかもしれない。

伊藤委員

- 1 行政報告書556ページ、及び資料15について、埼玉県の県営住宅比率は0.78%と近県では低い。ほかにも低い県はあるが、東京都の3.37%と比較して低いのはどのような歴史的背景があるのか。
- 2 行政報告書556ページ「県営住宅の管理」について資料15の「応募倍率上位10件」では県営住宅応募倍率が、浦和高層住宅185倍、大宮長山住宅118倍と、当たる可能性はほとんどないような倍率がついている。一方で資料15の「県営住宅の空き戸数と率」では、空き戸数は平成27年度から一貫して増える一方で、令和5年4月1日現在で、5,069戸もの空き戸数となっている。なぜ空き戸数が大きく増えているのか。一つには建替えを控えて、募集を控えている住宅が一定数あるというのは理解しているが、増えた要因として、10年の期限付き入居制度が広がったためと考えるがどうか。
- 3 この10年間の期限付き入居制度について、以前の答弁で「一つの世帯が長期にわたって独占しないため」と説明を受けているが、県営住宅というのは月の収入が15万円以下という非常に困窮状態にある世帯だけが入れる住宅である。一つの世帯が長期にわたって困窮しているのなら、長期にわたって入居していても問題はないと考える。例えば、大宮東宮下住宅は随時募集で倍率はないが、空き戸数は504戸となっている。空き室も多いので倍率が付かないと思われるが、一方でそれでも10年の期限付き入居制度は残っている。北部など地域性や、駅からの利便性を考慮して、10年の期限付き入居制度は見直すべきと考えるがどうか。
- 4 資料15の「県営住宅の空き戸数 団地ごと」では、倍率100を超える浦和高層住宅に35戸の空き室がある。同じく高倍率住宅の大宮長山住宅も24もの空き室がある。この理由は何か。また、所沢パークタウン武蔵野住宅は倍率が約2倍だが、空き室135戸は全体718戸に対して多いと感じる。建替えによる募集停止はないようだが、どのような状況か。さらに、以前、一部団地で、期限付き入居制度の引越し後のクリーニング等で半年ほどかかるという事例も明らかになったが、現在このような状態は解消されているのか。
- 5 県営住宅の草取りについて、昨今の猛暑で高齢者の負担となっていたり、若い人は仕事の都合で参加できないと聞いているが、例えば花が好きな人に自由に空きスペースを使ってもらい、花を植えたり、ちょっとした家庭菜園に使えるようにすれば、草取りで苦勞することもなくなり、県営住宅の管理も行き届き住民に喜ばれるのではと考える。県の条例の中で、入居者の保管義務について「正常な状態において維持しなければならない」とされているが、住民にとって新たなコミュニティの場となると考えるがどうか。
- 6 行政報告書536ページ、563ページの埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて、超少子高齢社会の諸課題に対応するため、地域の特性に応じたまちづくりを県が

支援する取組として実施されているが、令和4年度のエントリー団体は18で、共通して掲げている取組は施設の複合化・拠点化や利便性の高いモビリティサービス、再エネ導入による災害時の電源確保で、事業目的である超少子高齢化の課題解決にどのような効果が期待できるのか。

7 三芳町の学校と公共施設の複合化は、藤久保地域のみ活性化するのではないか。ほかの地域は益々不便になるのではないかという意見がある。地域の課題解決ではなくそこへ集めてしまえばよいという考えではないか。県の評価はどうか。

8 行政報告書544ページ「住宅密集市街地の防災対策」について、県の地震被害想定調査では、首都直下地震等の発生時に火災による甚大な被害を想定しているとある。市町村では住宅密集地改善に本当に苦慮しているところであり、計画策定といっても簡単に移転することは難しい。県として市町村へどのような支援を行い、効果が得られている事例がどのようなものがあるのか伺う。

住宅課長

1 東京都と比較して、世帯数に対する県営住宅戸数の割合が低い歴史的背景は、正確には把握していないが、本県では、UR賃貸住宅等が多く建設されたこと、都心から比較的近郊であり、民間住宅が多く供給されたことなどを背景に、必要とされる県営住宅を計画的に整備してきたものと考えている。

2 令和4年度の県営住宅の空き室5,069戸のうち、募集止め住戸の710戸を除く4,359戸が実質的な空き室になっているが、この空き室については御指摘のとおり年々増えている。この要因は近年、退去戸数が入居戸数を上回る状況が続いていることにある。過去の退去の理由については、「ほかの賃貸へ移る」が4割余りを占め、次いで「自宅を購入したから」、「死亡による退去」の順となっている。期限付入居10年間の満了による退去者は、この3年間では約7%となっており、必ずしも期限付入居の制度が主な要因とは言いきれないと考えている。定期募集への応募のデジタル化や随時募集の通年化など引き続き入居戸数を増やす取組を進めていく。

3 期限付き入居制度は入居機会の公平性を確保するため、入居期間を10年間としている。子育て支援住宅においては、一番下の子が18歳になるまで延長可能であるほか、病気等のやむを得ない事情がある者に対して、入居期間の延長を認めている。一般住宅においては、令和4年1月から入居期間を延長できる世帯に、入居者が70歳以上又は障害者の世帯を追加するなど、入居者の様々な事情を配慮して延長の要件を検討している。その上で、いまだ倍率が高い住宅があることから、現行の期限付き入居制度は維持していく考えである。なお、入居期間の延長のほか、入居期間が満了する2年前から、定期募集においてほかの又は同じ県営住宅へ申込みを可能としているので、当選すれば引き続き県営住宅に住むことを可能とするなど継続入居に配慮している。

4 空き室が発生した場合、退去した部屋の修繕期間のほかに、公営住宅法に基づく、公募や抽選、資格審査などの期間が必要であり、少なくとも次の入居までに5か月～7か月程度の期間を要している。また、募集住戸の選定に際しては、応募機会の均衡を図るため、地域バランスや年4回の定期募集での募集戸数が均等となるよう配慮しているため、民間賃貸住宅と比べて空き室の期間が長くなっており、公営住宅という特質上、人気の住宅であっても一定数の空き室は生じる状況である。所沢パークタウン武蔵野住宅の空き室については、地域のバランスに配慮し、また退去修繕の予算に限りのあることから、一度に出せる募集戸数に限りがある中で調整を行っている。空き室が発生した場合は、先ほどお話ししたとおり、次回の公募や抽選、資格審査などの期間を踏まえ入居ま

でに5か月から7か月程度の期間を要しているが、修繕期間は、部屋の損傷具合により、クリーニング程度で済むものから、大きな修繕が必要なものもあり、通常1週間から1か月半程度修繕の期間を要している。

- 5 県営住宅では、敷地内の草刈りなど共用部分の管理については、自治会活動の一環として実施しており、県は高木の剪定を2年に1回行っている。なお、自治会の負担軽減のため、草刈りの外部委託や草刈り機などの購入費用に対して助成を行った。また、県営住宅の敷地は、住宅の入居者が共同で利用する場所であり、原則として、団地の敷地内に花や野菜などを植えることは認めていない。なお、住宅供給公社の自主事業である飾花事業として、自治会の適正な管理の下に花壇に花を植えることは認めているが、野菜は認めていない。

市街地整備課長

- 6 プロジェクトの制度全般や大枠の考え方などについては所管が環境部のため、都市整備部からは基本的な考えの範囲で答弁する。令和3年3月公表の「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方」では、このコンパクト、スマート、レジリエント3つの要素ごとに課題解決に期待される効果が示されている。まず、令和4年度のエントリー団体のうち、多くの団体が掲げている「施設の複合化・拠点化」はコンパクトの要素に当たり、必要な行政サービスの維持に加え、市町村の内外から人々が集まり、交流することで地域の生活を支えるコミュニティの活性化やにぎわいづくりの効果が期待できる。また、「新たなモビリティサービス」はスマートの要素に当たり、生活利便性を高めるMaaSやAIデマンド交通といった新たな技術を活用した取組により、高齢者を含めた地域の移動手段の確保や交通サービスの充実の効果が期待できる。レジリエントの要素である「再生可能エネルギー導入による災害時の電源確保」は、地域のレジリエンスを向上し、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域形成につながる効果が期待できる。
- 7 三芳町は、歴史、文化、自然、産業等を生かした持続可能なまちづくりを実現するため、未来創造拠点の整備、各エリアとの交通網の形成、災害時ネットワークの構築、カーボンニュートラル関連技術の活用などによる三芳町独自のまちづくりを埼玉版スーパー・シティプロジェクトとしてエントリーしていただいた。藤久保地域の小学校や図書館、公民館などの公共施設の複合化は、今後もまちづくりの中核的な役割を果たす都市誘導エリアの未来創造拠点整備として将来にわたり幅広い世代の住民が利用できる施設整備を官民連携で進めているものである。この都市誘導エリアに加え、住居誘導エリア、観光拠点エリアなど町内に5つのエリアを設定し、それぞれのエリアの地域特性に応じた取組が予定されている。それぞれのエリアを都市計画道路などの道路整備と公共交通網で結ぶ取組が予定されており、藤久保地域のみを活性化するものではなく、各地域の特性に応じた持続可能なまちづくりを目指す取組と理解している。
- 8 市町村に対する県の支援であるが、住宅密集地の改善に向けては、改善すべき住宅密集地の特定、改善計画の策定、事業の実施の3段階で取組を支援している。改善すべき住宅密集地の有無の特定については、県は住戸数の密度、不燃領域率などの延焼危険性に関するデータの抽出を行うなどの支援を行った。第二段階として、特定を行って、住宅密集地があるとした市町村に対しては、県は改善計画策定に向けて改善目標の設定、有効な改善手法の選定などを助言するなどの支援を行った。住宅密集地の改善については、委員御指摘のとおり、市街地再開発や土地区画整理、道路整備などの基盤整備が有効であるが、多くの労力と時間、財源を要する。このような本格的な改善ではなくても、

迅速に着手し、現状よりも安全な市街地を目指すということで、感震ブレーカー、消火設備等の設置などの活用についても助言している。具体的な効果については、県は市町村に取組を促すという立場であり、現在63市町村のうち、46市町については住宅密集地がないことを確認し、住宅密集地を改善しなければならないと特定しているのは13市町ある。特定されていないのは残り4市町であり、引き続き支援していく。改善の取組の具体的な事例としては、川口市、蕨市、戸田市、毛呂山町では交付金事業を活用し、建替え促進と道路拡幅などに着手している状況である。

伊藤委員

地域バランスを考えて募集をすることだが、北部に空き戸数が多くあっても、県全体を考えて、例えばどの地域でも50対50など平均化していくという意味か。

住宅課長

地域的に偏った募集数とならないよう、募集選定に当たっては、どこの地域でも応募できるように配慮している。単純な割合ではなく、地域の需要も十分配慮して選定している。単に空き室が多いという観点で募集するのではなく、各地域におけるニーズも踏まえ、募集の選定を行っている。

伊藤委員

空き戸数よりも倍率を考慮しているということか。

住宅課長

人気があるところだけ出すということではなく、どの地域でも応募できるように、人気の低いところからも一定数出しており、毎回の募集ごとに検討して選定している。

【説明者】

目良聡産業労働部長、野尻一敏地域経済・観光局長、浪江治産業政策局長、
久保佳代子雇用労働局長、竹内康樹産業労働政策課長、
小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
村井秀成産業拠点整備推進幹、島田守企業立地課長、横内治金融課長、松澤純一観光課長、
高橋利維雇用労働課長、鯨井素子人材活躍支援課長、深野成昭多様な働き方推進課長、
植竹眞生産業人材育成課長
山本好志労働委員会事務局長、伊島順子副事務局長兼審査調整課長

【発言】

金子委員

- 1 行政報告書415ページの「(1)観光地域づくり法人(DMO)と連携した観光行政の推進」について、令和4年2月予算特別委員会の附帯決議に基づき、どのようにDMOへの支援を強化したのか。
- 2 行政報告書443ページの「ウ 埼玉県DX推進支援ネットワークの設立」について、当該ネットワークの実績はどうか。
- 3 行政報告書445ページの「ア 商店街の活性化支援」について、商店街の活力向上に寄与する取組を支援し、地域商業活性化を図ったとあるが、具体的な支援内容と成果はどうか。
- 4 行政報告書450ページの「ア 人手不足分野や成長分野の職業訓練の実施」について、IT分野における求職者の方に向けた職業訓練の実施状況はどうか。また、在職者訓練における企業ニーズは増えているのか。

観光課長

- 1 専門家を含めた議論の中で、DMOは行政にはない機動力や専門性が強みであることから、機能強化をしっかりとすべきであるとのことであつたため、機能強化に係る予算を令和5年度当初予算に計上し、議決いただいた。これに従ってDMOの事業本部長を採用したほか、インバウンド、地域の観光づくり、デジタルマーケティングの各分野において新たに人材を採用し、新本部長を支える体制を強化した。

産業支援課長

- 2 県内中小企業のDX支援ノウハウの共有を図るなど、構成機関の連携強化を図るための会議を年4回開催した。そのうえで、県内中小企業の相談にワンストップで対応するとともに、各構成機関の支援策や好事例のウェブサイトでの一元的な発信などを行っている。具体的には、専任の相談員である「DXコンシェルジュ」を置き、令和4年度の相談件数は157件であつた。また、中小企業のDX支援を行うことができるIT企業等を「埼玉DXパートナー」として登録しており、支援を必要とする県内中小企業とマッチングを図っている。例えば、コンシェルジュが要件定義などをする相談企業とベンダー企業をつなぐ手伝いを行っており、令和4年度の「埼玉DXパートナー」とのマッチング実績は184件であつた。

商業・サービス産業支援課長

- 3 令和4年度は、コロナ禍を踏まえて商店街の状況をしっかり把握し、より踏み込んだ支援を模索するため、市町村や商工団体と協力して、職員が全商店街を対象に直接訪問し、緊密なコミュニケーションを図った。その中で、職員が商店街の皆さんとディスカッションを行い、ニーズに合った専門家を派遣し、商店街の取組をブラッシュアップして補助メニューの利用につなげる支援を実施した。また、「繁盛店創出」や「空き店舗対策」を重点テーマに設定し職員と専門家を継続派遣するとともに、補助率と補助上限額を上げた支援を行った。この結果、例えば補助事業でイルミネーションイベントを実施したところでは、夜間の客足が増え飲食店の売上げ向上につながった。また、一押しの商品開発を実施したところでは、新規顧客の開拓により売上げや来客数が20%アップしたなどの成果が出ている。

産業人材育成課長

- 4 川口高等技術専門校の情報処理科をはじめ3つの訓練科で160人の定員で育成しており、令和4年度修了生の就職率は98.3%である。また、民間の教育訓練機関への委託訓練として、例えばWEBサイト制作など就職に役立つ訓練を開講している。その中でもIT技術者を養成するコースの就職率が100%であり、定員の拡充に努めている。また、企業のデジタル人材育成を支援する在職者向け訓練の中で、特にAI・IoTを学ぶ講座を8講座、120人分用意していたが、定員を大幅に超える応募があったことから、令和5年度は更に400人分拡充して実施している。こうした県内企業のニーズに対応し、引き続きIT分野における職業訓練を充実していく。

八子委員

行政報告書451ページの「10 新型コロナウイルス感染症対策」について、埼玉県感染防止対策協力金の支給事業について、令和4年度に対応した不正受給の件数と総額はどうか。また、不正受給に対してどのように対応したのか。

産業支援課長

令和4年度の決算特別委員会以降、県で不正と認定した新たな案件は発生しておらず、令和3年度から令和4年度にかけての不正受給は8事業者50件、総額4,537万円である。この8事業者のうち、2事業については既に逮捕されている。ほかの6事業者について警察に相談したところ、短縮営業に協力している実態があることや協力金が返還されている場合は、起訴される可能性が低いとのことだった。このため、既に返還済みの3事業者及び分割納付に応じている1事業者については警察への被害届の提出を見送っている。2事業者については、不正受給が判明した時点で返還の見込みがなかったため警察に被害届を提出した。2事業者についても催告等、返還を働き掛けているところである。

鈴木委員

- 1 行政報告書400ページ「ウ 県内中小企業の即戦力人材の確保支援」について、県内中小企業の即戦力となるデジタル人材の確保について助成したとあるが、支援はどのように行っているのか。また、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書401ページの「エ キャリアチェンジの促進」について、具体的にどのように取り組んだのか。また、取組を進める上での課題はどのようなものか。
- 3 行政報告書408ページの「ア 多様な働き方の定着の促進」について、県では、男

女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、テレワークや短時間勤務制度などを実践している企業を「多様な働き方実践企業」として認定しているが、認定企業を増やすためにどのような取組を行っているのか。

- 4 行政報告書409ページ「ウ 男性の意識改革の促進」について、男性の育休取得促進のための研修や奨励金の支給など、令和4年度に実施した男性育児休業の取得促進の取組について、企業からの評価はどのようなものか。

雇用労働課長

- 1 埼玉県産業振興公社内に埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間職業紹介事業者と連携し、専門的知識や技術を有する即戦力人材の確保を支援している。令和4年度からは、県内中小企業のDX促進のため、中小企業が新たにデジタル人材を採用する際には民間職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料の一部を補助する制度を始めた。さらに、デジタル人材の採用に特化した担当のアドバイザーを2名配置し、企業からの相談に対応した。また、成果については、367件の相談のうち94件のマッチングが成立した。補助金を活用した企業からは、業務効率化とコスト削減に向けたITインフラの整備が進んだなどの声があった。今後も補助金を活用し、人材面から県内企業のDX促進を支援していく。
- 2 今まで経験してきた職種や専門性にこだわらず、様々な業種や職種に目を向けることで就職のチャンスが広がることなどに気付いてもらえるよう、カウンセラーが相談の中で、求職者の過去の職務経験や個人の強みや弱みを丁寧に整理し、その方に合った業種や職種を具体的に提案している。また、企業に対しては、業種や職種の経験のない人材であっても、育成方法や仕事のやり方を工夫することでしっかりと戦力になり、人手不足の解消につながるということの理解を深めてもらうため、採用対策セミナーや人材戦略アドバイザーによる個別相談対応を行った。併せて、合同面接会を開催しマッチング機会の充実を図った。課題としては、求職者と企業の双方が、キャリアチェンジの意義と有効性についてより一層理解を深める必要があると考えている。引き続き、異業種・異職種からのキャリアチェンジを促進し、人手を必要とする県内成長企業等への人材確保を支援していく。

多様な働き方推進課長

- 3 経済団体や業界団体などを通じ、企業への制度の周知を図るとともに、県で作成している埼玉県企業ガイドやハローワークのホームページ等に掲載されている企業に対して、直接連絡を取り、制度の説明などを行った。企業への説明に当たっては、「認定を取ったおかげで会社の取組姿勢をPRでき、優秀な人材が採用できた」、「認定をきっかけに社員の意識改革につながった」などといった認定企業の生の声を積極的に紹介し、認定企業の獲得につなげた。また、認定取得に向けた企業の意欲を喚起するため、認定企業の社会的認知度を高めるための取組も行った。令和4年度には、高校生の採用を予定している認定企業を紹介した「高校生向け多様な働き方実践企業ガイドブック」を作成し、県立高校に配布するなどの取組を行った。
- 4 企業からは「育休を取りやすい環境を作りたい」、「仕事を見直し、業務が回らなくならないようにしていきたい」といった事前の意見があったことから、研修実施後は「とても参考になった」との回答が9割以上あった。奨励金については、企業に直接アドバイザーを派遣し、男性育休取得や長時間労働の是正に取り組み、設定した目標を達成した企業に対して奨励金を支給した。男性の育休取得に取り組んだ企業については、例え

ば複数の業務をこなすことができる多能工化、マニュアル化、複数担当制などに取り組んでもらい、育休に関する理解が進んだ、従業員が互いに補い合える体制が作られたなどの報告があった。長時間労働の是正に取り組んだ企業については、業務の棚卸、残業削減の取組状況の見える化などに取り組んでもらい、従業員からは、早く帰る意識が醸成された、業務効率化によるコスト削減が図られたなどの報告があった。

戸野部委員

- 1 行政報告書391ページの「3 女性の活躍推進」について、子育て中でも受講しやすい職業訓練とはどのような講座なのか。また、実際に子育て中で受講している人の割合はどうか。
- 2 目標に対する実績について、30代は達成、40代もほぼ達成に近いが、目標値の変更についてはどのように考えているか。
- 3 行政報告書416ページの外国人観光客の来訪促進について、プロモーションを台湾、タイ、香港とした理由は何か。
- 4 令和8年の650,000人の来訪目標に向け、外国人観光客誘致に向けた本県の魅力はどのようなもだと考えているか。
- 5 観光誘致に向けて、日本人向けと外国人向けとで異なるアピールはしているのか。
- 6 外国人観光客の来訪促進に向けて、課題に感じていることはあるか。
- 7 行政報告書398ページの「ア 埼玉しごとセンターによる支援」について、1人当たりの相談回数は平均何回くらいか。また、満足度が99%という高評価となっているが、どのような支援に対し満足しているのか。
- 8 行政報告書400ページ「ウ 県内中小企業の即戦力人材の確保支援」について、県内企業間において人材の取り合いになるのでは県の支援としては本末転倒になってしまう。この点について、配慮や工夫はされているのか。また、実態の把握はしているのか。
- 9 行政報告書422ページの「ウ 業態転換に向けた支援」について、中小企業の事業転換を支援する事業再構築補助金について、補助金目的で業態転換している企業があるのではないかと懸念があると一部報道がなされているが、業態転換に関する相談件数のうち、実際に業態転換へ進んだ企業の件数はどうか。
- 10 業態転換に進んだうち、事業再構築補助金を利用した企業件数は何件あるのか。
- 11 補助金を活用した企業は、主にどのような業態転換を行ったのか。

産業人材育成課長

- 1 ハローワークや教育訓練機関によれば、子育て中の人は、事務的な分野の受講ニーズが高く、ITなどの訓練を受講する人が多いと聞いている。このため令和4年度は、子育て中の人が受講しやすいようITなどの訓練を中心に、全体で327ある講座のうち114の講座で、託児サービスを設けた。また、職業訓練はハローワークからの紹介で受講しているので、「子育て中の人」という人数は把握できていないが、託児サービスを利用した人は1年間で39人となっている。

人材活躍支援課長

- 2 確かに令和4年の就業率は、既に令和8年の最終目標値を達成、あるいはほぼ達成に近い数字となっている。一方で、現在国により「年収の壁」の解消に向けた制度の見直しが始まっており、女性の経済的自立に向けた取組が進められるなど、女性を取り巻く

環境が変わり、また女性の働き方自体も変わってくると考えられている。目標を見直すに当たっては、そうした社会の変化を見定める必要があり、現時点では見直す段階にはないと考えている。今後国の動きを注視し、併せて統計の数字を見て状況の把握に努めていく。

観光課長

- 3 香港、タイ、台湾いずれも訪日旅行者数の多い国であるが、リピーターが多いという特徴がある。台湾・香港は9割近くがリピーターであり、また消費単価が3地域いずれも100,000円を超えていることから、この3地域を選定した。
- 4 東京からの近さに加え、東京では体験できないコンテンツを提供できることが魅力であると考えている。また、外国人観光客のうち半数は東京を訪れるので、東京の隣に位置し交通利便性が非常に高い本県は魅力であると考えている。この2点を重視してプロモーションに努めていきたい。
- 5 日本人観光客向けには、首都圏各地からアクセスが良いということと、歴史や文化、豊かな自然、食やアニメなど多彩な観光コンテンツがあることをアピールしている。また、外国人観光客は体験型のコンテンツを非常に好む傾向があるので、東京からの近さに加え、着物体験、和菓子体験、お茶体験やアクティビティなどの点を強調してアピールしている。
- 6 東京からの近さをアピールしているが、もう少しターゲットを絞り込めるといいと考えている。本県に来訪する外国人観光客が、東京都内のどの辺りに宿泊しているのかや、どのような行程で旅行しているのかが分かると効果的にアピールができるので、今後調査していきたい。

雇用労働課長

- 7 一人当たりの相談回数は統計を取っていないので定かではないが、実際に相談に当たっている現場のコンサルタントに感覚を聞いたところ、大体3回から4回ではないかとのことだった。満足度については、満足度が99%となったアンケートの質問項目は、しごとセンターの各相談コーナーでの「相談に対する満足度」と「職員の対応に対する満足度」を集計したものである。県とハローワークが一体となって、就職相談から職業紹介まで切れ目のない相談体制により支援を行い、利用者のニーズに合わせ丁寧に支援していることが評価されたのだと考えている。
- 8 プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、地域の中堅・中小企業に対して、新たな事業展開等の「攻めの経営」への転身を促し、個々の企業の成長及び地域経済の活性化の実現を促すという趣旨で、国が地方創生の一環として開始した事業である。主な人材想定は、都市部の大企業等に勤める人材のセカンドキャリアというイメージであり、実態面でも中小企業間で人材の取り合いとはなっていないものと考えている。

産業創造課長

- 9 製造業の業態転換を進めるには一般的に、課題の認識、経営戦略の策定、施策実行、受注といった4つのステージを経ていくことになるが、最後の「受注」まで進んだ企業は11社である。
- 10 事業再構築補助金を利用した企業数は、国の補助金であるため本県で把握している限りになるが、「受注」まで進んだ11社のうち2社である。
- 11 製造業の業態転換において、エンジン排気系の部品を作っていた会社が、パイプ加工

の技術を生かして福祉施設の手すりや背もたれの部品を制作し、建設資材に参入したという事例がある。また、自動車の内燃機関のギアなどを作っていた業者が、太陽光発電や蓄電池の超伝導技術に活用するコーティング剤を開発して、新たな分野に参入した事例がある。

林委員

- 1 行政報告書394ページの「7 県の支援による創業件数」について、令和4年度目標達成率はどうか、また、達成している場合にはその理由は何か。
- 2 行政報告書436ページの「エ 伴走型のベンチャー支援」について、創業者数は11者とあるが、具体的にはどのような創業事例があるのか。
- 3 行政報告書443ページの「イ 価格転嫁の円滑化に関する協定の締結」について、協定締結団体はどのような取組を実施したのか、また、成果はどうだったのか。
- 4 行政報告書443ページの「イ 価格転嫁の円滑化に関する協定の締結」について、「価格交渉支援ツール」を開発したとあるが、ツールの具体的な機能はどのようなものか。また、企業の活用状況はどうか

産業支援課長

- 1 令和4年度の目標値については、5年間の目標値1,000件を単純に割ると年間200件となり、実績302件の達成率は151%となる。大きく目標を上回ることができた理由は、コロナ禍での自宅待機やテレワークにより勤務状況が変化し、自分の仕事を見直す機会が生じ、次の仕事を検討する中で起業を選んだ人が多かったためであると聞いている。
- 2 スクールバスの時刻表を中心に地域の飲食店のグルメガイドやクーポンを組合せて、大学生が駅と大学の往復だけではなく地域を周遊できるようなアプリを開発した会社や、高齢の大工に発注することで県産木材の活用と高齢者の雇用の一石二鳥を狙っている県産木材を使ったオーダーメイドのキャットハウスを作る会社がある。

産業労働政策課長

- 3 協定締結を機に協定締結団体が連携し、国の「パートナーシップ構築宣言」の登録を促進するなど、適切な価格転嫁の気運醸成を強力に進めてきた。宣言の登録促進では、県及び経済団体において会員企業に対し働き掛けを行い、国には指導・監督の強化や、国の補助金における加点などインセンティブを拡充するよう取り組んでもらった。また、広報活動については、会報誌やデジタルサイネージなど各経済団体等が保有する広報コンテンツでの積極的な周知を行った。これらの取組により、令和4年9月8日の協定締結時における「パートナーシップ構築宣言」企業数は537件であったが、令和4年度末で1,024件となり、本日時点で、当初の3倍以上の1,882件となっており、着実に企業の意識は高まってきていると考える。
- 4 原材料価格等1,420品目の価格推移を表す資料を簡単な操作で作成できるものであり、企業が価格交渉を行う際に、原材料等の価格高騰を示す公的なエビデンスとして活用することが可能となっている。企業の活用状況については、令和5年2月から県ホームページで公開しているが、ツールのダウンロードページの閲覧数は、本日時点で約25,291回となっており、多くの人が閲覧している。また、県内企業からの「使いやすく、価格交渉で使用する価格上昇を示す資料作成の際に非常に役立っている」など感謝の声が電話や経済団体を通して届いている。さらに、国や経済団体の会議や研修会

で紹介されるとともに、他県のホームページにもリンクが貼られるなど、幅広く活用されている。

権守委員

- 1 行政報告書412ページ、障害者雇用総合サポートセンターについて、令和3年3月1日から法定雇用率が2.2%から2.3%に、対象となる事業主の範囲が45.5人以上から43.5人以上になった。対象となる企業数は何社か。また、対象の範囲が変わったことによって未達成企業数はどのくらいになったのか。
- 2 障害者雇用開拓員について、訪問企業数の算出根拠は何か。また、訪問先企業数をもっと増やすことはできないのか。できないのであればその理由は何か。
- 3 訪問した後、法定雇用率を達成できた企業はあるのか。また、法定雇用率を達成できない主な理由や課題は何か。
- 4 障害者雇用開拓員による取組以外で、事業主に対する法定雇用率の達成に関する周知方法はあるのか。
- 5 行政報告書414ページ、障害者雇用優良事業所の認証について、認証に当たって県はどのようなことを行っているのか。また、認証企業がなかなか増えない理由は何か。
- 6 行政報告書447ページの「イ トラック運送事業者緊急経営支援事業」について、交付額が約25億3,550万円に対して令和4年度補正予算では35億3,500万円となっており、約10億円の開きがあるが、積算はどのように行ったのか。また、330,000台分減額となる見込みだが、事業者はきちんと充足できたのか。

雇用労働課長

- 1 43.5人以上の企業数は3,734社である。未達成企業数は1,913社である。
- 2 1,913社の未達成企業があるが、障害者雇用開拓員が雇用を働き掛けるのは100人以下の企業であり、おおむね1,000社程度となっている。この未達成企業の全てに対して、基本的に働き掛けを行っている。
- 3 法定雇用率の達成状況は、毎年6月1日時点のものを国に報告することになっている。毎年国への報告を見ると、障害者雇用開拓員が働き掛けて法定雇用率を達成した企業は105社であることを確認している。達成できない企業の課題等については、小規模事業者のために障害者雇用の経験がない、障害者雇用に不安を感じている、障害者雇用の意欲はあるがノウハウを持っていない、そもそも経営に手一杯で障害者雇用に手が回らないといった声を聞いている。こうした声に対し、雇用開拓員からは仕事の切り出し方や法律上の制度等を説明し、理解を得るように努めている。
- 4 100人以下の企業には雇用開拓員が、100人を超える企業には委託して雇用を働き掛けており、この働き掛けの中でしっかりと周知している。
- 5 企業への雇用の働き掛けの際に制度を周知しているほか、優良な取組をしている事業所を毎年表彰していることから、表彰を受けた事業者に対しても個別に働き掛けをしている。増えない理由は、認証の基準の一つが法定雇用率プラス0.3%であり、高いハードルになっている。令和6年4月には法定雇用率が2.5%への引上げが予定されていることからハードルが高い状況にある。ただ、人手不足の状況の中で障害者雇用に理解のある企業ということは、求職者に対してPRできることであるため、県としても引き続き積極的に認証制度をPRし、認証状況が広がるよう努めていく。

商業・サービス産業支援課長

- 6 自動車台数のデータが4月1日時点のものしかないため、申請の対象となる台数については過去3年間の増加率の中から最も高いものを採用して試算した。
- 7 業界団体などを通じた周知のほか、埼玉県トラック協会による全会員に向けた周知活動や広報紙への掲載等に加え、住所が判明している未申請事業者には県から直接郵送での周知を行った。また、当初令和5年2月17日としていた期限を延長し、記者発表を行ったうえで令和5年2月24日まで申請を受け付けた。これらのことから支援を必要とする事業者は申請したものと認識している。

渋谷委員

- 1 行政報告書396ページの「ア 企業におけるシニアの『働く場』の拡大」について、企業が雇用を延長する場合、そのメリットと課題は何か。また、その課題に対してどのような支援を行っているのか。
- 2 行政報告書426ページの「(4) 農業大学校跡地活用の推進」について、産業用地の立地事業者を公募し4社と契約を締結したとあるが、いつ操業開始する予定なのか。
- 3 行政報告書426ページの「(4) 農業大学校跡地活用の推進」について、令和3年度に策定した農業大学校跡地周辺地域整備基本計画に基づき、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備は順調に進捗しているのか。

人材活躍支援課長

- 1 令和4年度の70歳雇用確保助成金交付企業に対するアンケートでは、雇用延長のメリットとして、シニアの経験や知識の活用、人材不足の解消、スキルやノウハウの若手への継承などが挙げられている。課題は体力や健康面の不安、シニア向けの仕事の確保や配置転換の難しさが挙げられている。課題を踏まえ、県では例えば職場体験の機会をあらかじめ設けることにより勤務体制の工夫に生かすといったシニア活躍の好事例をホームページを使って公表するとともに、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を企業に派遣し、個別のアドバイスを行っている。

産業拠点整備推進幹

- 2 土地の引渡しから3年以内に操業を開始する契約となっているため、令和8年3月までには操業を開始する予定である。
- 3 令和4年度は、施設の配置や規模、備える機能などをまとめた基本設計を策定した。また、令和4年度末時点で用地買収率は66.5%となっている。現時点では基本計画のスケジュールにおおむね沿っているため、引き続き令和6年度の工事着手、令和8年度内のオープンを目指して着実に準備を進めている。

白根委員

- 1 行政報告書397ページの「イ シニアへの就業支援」のセカンドキャリアセンター、事項別明細書299ページの「シニアの多様な働き方支援事業」について、埼玉しごとセンターとセカンドキャリアセンターは、支援の対象が高齢者だけではなく重複している部分があるのではないかと。センターが別々に支援する理由は何か。また、埼玉しごとセンターとセカンドキャリアセンターの委託先が異なる理由は何か。
- 2 行政報告書428ページの「ウ 事業再構築補助金に係る支援」について、79件のうち国の再構築補助金には何件採択されたのか。

- 3 行政報告書441から442ページの県制度融資について、設備投資促進資金が融資枠350億円に対して実績が約6億円で執行率が1.8%、経営あんしん資金が融資枠300億円に対して実績が約7億円で執行率が2.3%とかい離があるが、県は利用者のニーズを把握していたのか。

人材活躍支援課長

- 1 セカンドキャリアセンターは、就業に困難を抱えている方に対する丁寧な支援を特徴としている。埼玉しごとセンターとの違いは就業支援の手法であり、セカンドキャリアセンターでは、職業紹介に当たって、求職者の希望に沿った求人を開拓するほか、勤務条件などが合わない場合は、求職者に代わって企業と条件の緩和を交渉するなど、丁寧なマッチングを行っている。年齢や性別の制限なく、全ての求職者にこうした支援を行っているのはセカンドキャリアセンターのみであり、存在する意義の一つではないかと考えている。また、県内9か所に拠点を設け、地域に密着した支援を行っている点も重要と考えている。セカンドキャリアセンターの在り方や、受託事業者の統合については、今年度の県の施策評価有識者会議でも議論され、その内容は県のホームページで公表されているが、再構築を目指して検討を進めている。併せて、受託の在り方についてもこの検討の中で進めている。有識者会議の意見も踏まえ、より効率的な在り方について検討していく。

産業支援課長

- 2 確実に全数を把握しているわけではないが、全体の採択率が約4割であるところ、5割を超える採択がされたと聞いている。

金融課長

- 3 毎年、次年度予算編成を行うのに先立ち、商工団体や事業者を訪問し、資金需要をはじめとした現場の生の声を聞き取る目的で金融ニーズ調査を実施しており、令和3年度についても実施したところである。また、定期的に行っている金融機関や信用保証協会との意見交換会の場などにおいても事業者の資金需要などを聞き取り、意見交換を行っている。令和4年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格高騰の影響により、経営の安定に向けた資金ニーズが引き続き見込まれる一方で、業種、業態によっては売上が回復し、ポストコロナに向けて設備投資促進資金等のいわゆる前向き資金への資金需要が一定程度増加するものと見込み十分な融資枠を用意した。しかし、設備投資促進資金については予想よりも新型コロナウイルス感染症が長期化したことなどにより必ずしも見込みどおりとはならなかった。また、要件緩和型経営安定資金いわゆる経営あんしん資金をはじめとしたセーフティネット系資金については、経済状況が悪化すると利用が大幅に増加するなどの傾向があるが、令和2年度に実施したいわゆるゼロゼロ融資により企業が当面の手元資金を確保したことなどから令和4年度の資金需要は落ち着いた状況にあったと考えている。さらに、同じくセーフティネット系の資金である伴走支援型経営改善資金の要件拡大による需要増や、エネルギー・原材料価格高騰に対応した経営安定資金が多く利用されたことなど、ほかの資金で資金需要に対応できたこともあり、経営あんしん資金の利用が少なくなったものと考えている。今後とも、県内中小企業のニーズや状況を把握し、金融機関や保証協会の意見なども聞きながら適切な融資枠の設定について検討していく。

白根委員

採択率ではなく、採択件数はどうか。

産業支援課長

令和4年度分は、79件に対して採択が42件である。

柿沼委員

- 1 行政報告書439ページの「(6)企業の海外展開への支援」について、企業ニーズはどうか。また、それに対する支援状況はどうか。
- 2 行政報告書440ページの中小企業制度融資について、令和4年度の制度融資の実績は過去と比較してどのような傾向だったのか。
- 3 エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた中小企業に対する支援の内容はどうか。また、令和4年度の実績はどうか。

企業立地課長

- 1 令和4年度当初予算事業による海外EC活用補助金は、募集枠に対して2.4倍の申請があった。また、経済団体からは、円安で輸出に関心を示す中小企業者が増えており、輸出や越境ECなどへの県の協力をお願いしたいと要望があった。このような状況を踏まえ、9月補正予算により海外EC活用補助金については追加募集枠を用意し、企業ニーズに応える対応を行った。その結果、埼玉県特設ショップへの出品企業と併せて、延べ66社のECを活用した支援を行った。

金融課長

- 2 近年は1,000億円前後で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまでの過去最高を大きく上回る約1兆1,815億円となった。令和4年度の傾向としては、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格高騰に対応した資金メニューの利用が多くなっているものの、令和2年度に実施したゼロゼロ融資により多くの中小企業が手元資金を確保したことなどから、融資実績はコロナ禍以前とほぼ同水準の903億円となった。引き続き、厳しい経営状況の下で資金繰りに苦心している事業者への支援を行っていく。
- 3 経営安定資金に本県独自の緊急融資枠を設け、経営安定資金のその他のメニューよりも低い金利で融資をすることで、影響を受けている事業者の資金繰りを支援した。その結果、令和4年度における経営安定資金の融資実績は、1,133件、172億5,480万円であった。また、「伴走支援型経営改善資金」についても、令和5年1月に融資要件を緩和し、利益率が減少した事業者も融資対象に加えることにより、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた事業者も利用しやすい制度とした。その結果、この資金の融資実績は1,618件、302億7,995万円となり、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた事業者の利用も一定程度あったものと考えている。今後も、エネルギー・原材料価格の状況や、現在の融資メニューの利用状況などを注視しながら、引き続き必要な支援を行っていく。

松坂委員

- 1 行政報告書438ページ「イ 北部地域振興交流拠点の整備に向けた検討」について、4回開催された委員会でも産業振興機能等の検討を行ったとあるが、具体的な内容はどうか。

か。

- 2 行政報告書427ページの「ア 経営革新計画の承認による企業の経営基盤の強化」について、中小企業診断士や専門家による指導・助言を237回実施し、商工団体が行う経営革新推進への支援として専門家派遣を1,337回実施したとあるが、その専門家派遣などに係る補助事業は具体的にどのようなものか。
- 3 行政報告資料449ページの認定職業訓練校への支援について、事業実績を把握しているのか。また、事業効果はどのようなものか。

産業拠点整備推進幹

- 1 北部地域振興交流拠点に導入する産業振興機能の基本コンセプトや、産業振興機能の提言に際して必要な事項を検討した。その結果として年度末に、基本コンセプトについては「多彩なつながりを生み、持続可能な未来を拓く産業拠点」、機能としては「創業支援機能」、「人材育成機能」、「研究開発・経営支援機能」、「交流促進・情報発信機能」の4つを導入すべきという提言を受けた。

産業支援課長

- 2 237件については県が直接、事業者や商工団体から要請を受け、派遣しているものである。それに対して1,337件については、年度当初にそれぞれの商工団体から希望件数を聞き取り、予め補助金を配って専門家派遣を実施している補助事業である。年度当初に配布した枠が不足した場合は、県からの直接派遣により補っている。

産業人材育成課長

- 3 認定職業訓練校では、企業等がその雇用する従業員に対して職業訓練を行っており、令和4年度は、3,889人に対して訓練を実施した。このうち、補助対象の事業に対し、合計で23件、6,515万6,000円の補助を行った。事業効果については、実際に3,889人の人材育成ができており、毎年累積していく効果や従業員本人の技術の向上だけでなく、生産性の向上により企業経営の発展にもつながる。また、認定職業訓練校であることを企業がPRすることにより、人材育成に積極的な企業として、就職希望者の増加が期待できる効果があると考えている。

松坂委員

- 2 経営革新計画の補助事業については「中小企業者に対する経営向上等に関する支援専門家派遣」、「経営力向上補助金」、「伴走型小規模事業者支援推進事業」、「エキスパートバンク補助金」の4本の補助金があると認識している。事務の効率化のためにはまとめるべきであると考えているが、どうか。

産業支援課長

- 2 「経営力向上補助金」は当課からの補助金であるが、「伴走型小規模事業者支援推進事業」は国からの補助金であるため一本化は困難である。当課が所管している専門家の直接派遣と補助金については、運用を工夫して商工会議所や商工会がなるべく手間をとらないよう意見を聞きながら見直していく。

伊藤委員

- 1 行政報告書425ページ、要求資料33「イ 立地企業に対する支援」について、企

- 業が県内の自治体から別の県内自治体に移転する場合も補助金が交付されるのはなぜか。
- 2 補助金の交付要件で、新規雇用は非正規も含めて認めているのはなぜか。
 - 3 大規模企業にはもっと多くの雇用創出を求めるべきだと考えるがどうか。
 - 4 行政報告書397ページの「ウ シルバー人材センターの支援」について、派遣と請負と2種類の雇用形態があるが、労働災害に対する補償についてどのように違うのか。また、派遣は労働保険が適用されると思うが、請負は労働補償が改善できないかと思っているがどうか。
 - 5 行政報告書450ページの「ア 人手不足分野や成長分野の職業訓練の実施」について、本県の伝統産業、特色ある技術を継承していくことも今後の課題となっていくと思う。後継者問題で悩む伝統産業を調査し、技術が絶えないような取組を新たに進めるべきと思うがどうか。
 - 6 行政報告書391ページの「3 女性の活躍推進」について、埼玉県の女性就業については子育て世代の就業率が低く、年代別の女性就業率がM字カーブを描くという長年の課題がある。また、子育てのために退職した後、正規職員で復帰できる職員は少なく、これが男女の賃金格差の要因となっていると考えられる。女性キャリアセンターではこのような課題について、どのような役割を果たしているのか。
 - 7 行政報告書402ページの埼玉しごとセンターの役割について、コロナ禍の中で雇止めというのが大きな課題になっていると思うが、県としてどのような支援を行っているのか。
 - 8 行政報告書407ページ、資料19の勤労者支援資金について、全県で年間14件となっている。融資のための条件や手続の煩雑さなど、件数が少ない理由は何か。
 - 9 行政報告の441ページの中小企業に対する融資支援について、物価高騰が続き、企業は経営を維持しながら返済をしなければならず、苦しい状況が続いている。融資型ではなく、補助・給付型支援はできないのか。

企業立地課長

- 1 都市化が進んだ埼玉では工場周辺に住宅が増え、隣接地に拡張できず移転するケースが多くある。そのような企業が県外に流出せず、従業員が働き続けられ、新規の雇用を増やし、経済を活性化させるよう、県外から企業を呼び込むとともに、県内移転にも力を入れている。県内移転への補助金は、移転しただけでは対象としておらず、従前施設より敷地面積1,000平方メートル以上かつ建築面積が500平方メートル以上の拡張のあるものに限定して交付し、県内移転と県内での事業拡張の両面を促進する運用を図っている。
- 2 企業誘致を本格的に取り組みはじめた平成17年以降、非正規雇用の割合は62%で、非正規雇用については立地企業が正規雇用と併せて必要としており、重要な雇用創出と考えている。補助金の交付条件としては、非正規雇用であっても雇用保険の加入を条件とし、一定の労働時間や雇用期間の確保を求めている。また、流通加工施設については非正規雇用の割合が高いため、交付条件を引上げ、新規雇用は10人以上、そのうち5人以上は正規雇用としている。
- 3 工場や流通加工施設については、立地先で多くの新規雇用を行うものがある一方で、自動化やロボット化により新規雇用は多くはないが高い生産性を有する施設もある。本社や研究施設については、既存の従業員の働く場を本県に移すなど、本県の経済活性化を図る上では、様々な企業や施設を呼び込むことが必要である。補助金は、そのためのインセンティブ効果を持つ必要があり、雇用人数の要件引上げが補助金の魅力を低減さ

せない観点も必要であるとする。

人材活躍支援課長

4 派遣は労災保険が適用されるが、請負は雇用者でないことから労災保険の適用とならない。そのためシルバー保険に加入しており、シルバー保険の費用については、各シルバー人材センターが負担している。県はシルバー人材センターの連合本部に対して運営費を補助しているが、シルバー保険の補償額を増額するために保険料の一部を連合本部が負担するなどの検討は、連合本部において行うべきであると考えている。県としては、連合が行っている会員などを対象とした安全研修や安全大会、安全巡回指導といったものを通じて安全に努めていく。

産業人材育成課長

5 熊谷高等技術専門校の建築科では、社寺建築やお寺など、伝統工法を用いる宮大工になる人材を輩出している。また、川越高等技術専門校には木工工芸科があり、伝統的な和家具を製作する工房などにも毎年就職している。高技専としては、引き続き県内企業に対する調査を行うとともに、桐箆笥組合が実施する講習会に訓練生を参加させて就職に結び付けた事例もあることから、伝統産業に関係する業界団体と連携していく中で、貴重な技術が絶えることのないように取り組んでいく。

人材活躍支援課長

6 女性キャリアセンターの役割は、女性の就業と就業継続を支援することであり、女性の活躍が進むことは、結果として賃金格差の解消につながるものと考えている。就業支援について、女性キャリアセンターでの新規登録者へのアンケートでは、正規雇用を希望する割合は4割弱、在宅ワーカーやパート、アルバイトを希望する割合が6割となっている。就業支援は、求職者の希望に沿った働き方の実現が重要であるため、本人の望む働き方ができるよう、一人一人に寄り添った伴走型支援を行っていく。また、就業継続については、職場におけるキャリアアップを目指す講座や女性管理職向けの研修、県が委嘱したメンターとの交流会を女性キャリアセンターでは行っている。こうした取組によって、働く女性を支援することで、賃金格差の解消に寄与していくことができると考えている。

雇用労働課長

7 コロナ禍による雇止めに関しては、令和2年度に多くの相談があり、令和3年度は151件、令和4年度は41件と大幅に減少した。こうした状況を踏まえ、県では令和4年度に正社員就労チャレンジ事業として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで離職した30、40歳代の正社員化を支援する事業を実施した。オンラインによるビジネス基礎講座や紹介予定派遣制度を活用し、37人の正社員就職に結び付けた。

金融課長

8 申込みができるのは、県内に1年以上居住、18歳以上65歳以下、同一勤務先に1年以上勤務、申込者の前年の給与収入が800万円以下の4点を満たす勤労者となっており、幅広い勤労者が対象となっている。再就職支援は県内に1年以上居住や年齢要件のほか、教育訓練給付金の支給対象者、雇用保険受給資格者などの要件も必要となる。無担保・無保証人で融資するが、保証機関の保証も付与されているため、金融機関のリ

スクは軽減されており、融資が実行されやすい環境が整っていると考えている。融資に当たっては、実際に融資の事務を行う中央労働金庫が内規に従って審査を行っているが、一般的な融資と比べて特段厳しいという話は聞いていない。また、申込みについては、居住要件を確認するため住民票の提出が必要となる以外は、プロパー融資と同様の手続となるため、手続が煩雑であるとは考えていない。

- 9 県制度融資では、利子補給という形で事業者が金融機関に支払う利子に対して補助を行っており、令和4年度は総額で129億円の補助を行い、事業者負担を軽減している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえ、令和4年度に伴走支援型経営改善資金を創設し、順次拡充を図ってきた。具体的には、令和4年10月から融資限度額を6,000万円から1億円に引き上げ、さらに12月補正予算において融資枠を200億円から400億円に拡充するとともに、令和5年1月には融資要件を緩和し、従来の売上高に加え利益率が減少した事業者も融資対象とすることにより、物価高騰等の影響を受けた事業者も利用しやすい制度とした。また、令和5年度当初予算においては、いわゆるゼロゼロ融資の無利子期間終了に伴う借換需要に対応するため、伴走支援型経営改善資金の融資枠を令和4年度当初予算の200億円から5倍の1,000億円に拡大するとともに、利子補給率を0.4%から0.6%に引上げることで事業者の負担軽減を図っている。今後とも、制度融資の適切な運営を行い、県内中小企業の資金調達の円滑化に努めていく。

【説明者】

表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、横田淳一健康政策局長、
縄田敬子医療政策局長、岩崎寿美子少子化対策局長、藤岡麻里地域包括ケア局長、
野澤裕子食品衛生安全局長、川南勝彦参事兼感染症対策幹、橋谷田元参事兼生活衛生課長、
加藤孝之保健医療政策課長、谷口良行医療政策幹、岸幹夫ワクチン対策幹、
山口隆司感染症対策課長、高橋良治感染症対策課政策幹、
今井隆元感染症対策課政策幹、黒澤努国保医療課長、山口達也医療整備課長、
千野正弘医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、
坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

【発言】

鈴木委員

- 1 行政報告書317ページ「3 医師・看護師確保対策の推進」について、目標値は後期研修医の採用数を令和4年度から令和8年度の累計で1,670人と掲げているが、現状の採用は順調に進んでいるのか。また所感として、理想とする後期研修医の確保の在り方はどのようなものか。
- 2 行政報告書337ページ「(1)救急・周産期医療などの医療提供体制の強化」について、令和4年6月1日に社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院を救命救急センターに指定し、令和4年度末時点で救命救急センターが11か所となったとあるが、その効果はどれほどか。
- 3 行政報告書342ページ「ウ 災害に対応できる医療体制の整備」について、災害拠点病院が22病院、災害時連携病院が18病院とあるが、災害の頻発・激甚化に対応するための医療機関の体制として、これで十分か。
- 4 令和4年2月定例会の予算特別委員会において、ナースセンターへの登録者数の増加に向けた取組を強化するように附帯決議が付されていたが、具体的にはどのように取り組んだのか。

医療人材課長

- 1 5か年計画の目標値を1年当りに平均すると後期研修医の採用数は334人となる。後期研修医の採用数は、令和4年度は381人、令和5年度は366人となっており、順調に推移していると認識している。理想とする後期研修医の確保の在り方としては、専門研修プログラムについて、その特徴や本県で受講する魅力をPRすることが重要と考えており、令和5年度は特設WEBサイトを12月に開設する予定で準備を進めている。これにより、後期研修医の確保に力を入れていく。
- 4 ナースセンター登録者数増加に向けた取組であるが、令和4年5月に県独自でデザインしたチラシを20,000枚作成し、まず県内の看護師等養成所への配布を行った。市町村に対しては、令和4年7月の市長会・町村長会において首長の皆様に窓口での配布等のお願いを行った上で発送をさせていただいた。また、県独自としても、彩の国だよりやラジオ広報番組にてナースセンターの紹介をした。これらの取組により、令和4年度におけるナースセンターへの登録については月平均で1,362.7人の利用があったところである。

医療整備課長

- 2 令和4年6月に加須病院が指定されたが、それ以前は、この地域には救命救急センターがなく、いわゆる地理的空白地域であった。この地域の救命救急事案の多くは、さいたま市内の救命救急センターに搬送されており、搬送時間も多くなっていた。加須病院が指定され、この地域の救命救急事案の7割以上が加須病院に搬送されており、大きな効果があったと考えている。
- 3 災害拠点病院の数について、国は原則として二次医療圏ごとに1か所整備するという目安を示している。本県では、10の医療圏に対して22の災害拠点病院を整備しているが、秩父医療圏には整備できていない。このような状況もあり、令和3年度から県独自の制度として、災害拠点病院と連携するなど地域の拠点となる「災害時連携病院」を設け、秩父地域の2病院を含む18病院を指定した。この災害時連携病院の指定については、令和8年度末までに35病院とすることを目標として掲げており、引き続き必要な支援を実施しながら指定を進めていく。

鈴木委員

- 1 WEBサイトの構築が、どのように後期研修医の確保につながるのか。
- 2 救命救急センターは11か所となったが、多くは県南部となっており、秩父地域、比企地域においては地理的空白地域となっている。また、県北部については、深谷赤十字病院1か所にとどまっており、救急医療体制が脆弱な状況となっているが、どのように対応しているのか。
- 3 災害に対応できる医療体制の整備には、医療活動を担う人材の育成が重要であるが、この点についてどのような取組を行っているか。

医療人材課長

- 1 令和2年度に当課が県内の後期研修医に実施したアンケート調査によると、「後期研修医確保のために、どのような対策が有効か」という質問に対し、約60%が研修内容等について、情報発信が有効であると回答があった。そのため、新たにWEBサイトを構築し、研修病院別の診療科ごとのプログラムやロールモデルの紹介、施設や指導体制を紹介する動画などを掲載する予定である。従来、これから後期研修医になろうとする臨床研修医が病院見学に出向いて収集していた詳細な情報を、全国の臨床研修医に発信することにより、本県の後期研修医の確保につなげていきたいと考えている。

医療整備課長

- 2 御指摘のとおり、救命救急センターのない地域、空白地域がある。一方、救命救急センターは重篤の救急患者を24時間体制で受け入れる体制が必要であり、指定できる医療機関に限られるため、すぐには整備が進まない。そのため、空白地域を含む救急医療体制を確保するために、例えば、ドクターヘリやドクターカーを整備し、救急医療で一番重要な医師による早期治療を開始することができるよう、強化に取り組んでいる。また、北部地域では、深谷赤十字病院が今年度に入り、地元の消防と連携し、ワークステーション型ドクターカーの運用を始めており、更なる救急医療体制の充実を図っている。
- 3 県では、災害時医療において活躍できる人材を育てる専門的な研修を実施している。災害拠点病院に配置される隊員については、国が実施するプログラムと県独自のプログラムを併せて合計4日半、災害時連携病院に配置される隊員については、県独自で2日間のプログラムとなっている。また、県が消防機関などと合同で実施する訓練や、国が

全国レベルで実施する訓練等にもDMA T隊員が参加している。

戸野部委員

- 1 行政報告書321ページ「10 人と動物が共生する社会づくりの推進」について、犬猫の殺処分数が大幅な減少に至った要因として、動物愛護推進員や動物愛護団体の協力による譲渡促進が大きかったと思われるが、団体等に対する支援をどのように行っているのか。
- 2 行政報告書335ページ「イ 離職防止・職場復帰の支援」について、看護職員の離職防止、復職の支援のためとして無料職業紹介や技術講習会を実施しているが、この講習会の参加者数と職場復帰に結び付いた人数は何人か。

生活衛生課長

- 1 譲渡会の会場確保に苦慮していると伺っているため、県の施設などを会場とした譲渡会を開催し、県の譲渡登録団体に参加いただいている。また、動物愛護推進員や団体が譲渡会を開催する際に、県の後援承認を行うことで会場を借りやすくなるよう後押しを行っている。そのほか、譲渡動物の世話に必要なペットフードなどの提供も適宜行っている。なお、現在の動物愛護推進員は348人、譲渡登録団体は52団体である。

医療人材課長

- 2 再就業技術講習会については、令和4年度は受講者数が67人で、そのうち就業者数が39人である。オーダーメイド技術講習会については令和4年度は受講者数が149人で、そのうち就業者数が101人である。

金子委員

- 1 行政報告書362ページ「ア 検査体制の強化」について、診療・検査医療機関を増やす取組としてどのようなことを行ったのか。
- 2 行政報告書371ページ「(6) クラスタ対策の実施」について、初期の段階で現場支援を行っているとのことだが、どのような指導が多いのか。
- 3 令和4年度予算特別委員会において、事業の執行に適切な対応を求める附帯決議を提出した。その中で、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでの対策を精緻に検証し、知見やエビデンスに基づき感染症対策を進めるように求めている。具体的にどのような対策を取ったのか。
- 4 資料22「小児医療救急体制」について、医療圏ごとの小児医療体制を見ると、特に、県央はNICUもない、小児科自体も少ない状況がある中で、小児医療体制について拡大してほしいという県民の声が強いと感じている。各地区の格差についてどのように捉えて進めてきたのか、また、令和4年度において小児医療における課題はどのようなものがあつたのか。

医療政策幹

- 1 本県では、毎週県医師会の新型コロナウイルス感染症会議に職員が参加しており、感染動向を共有するとともに現場の意見を伺いながら、診療・検査医療機関の拡充に取り組んだ。具体的には昨年7月、10月、11月と3度にわたり、県内の医療機関に対し、知事と県医師会長の連名で指定の依頼文書を発出した。また、診療・検査医療機関に指定された場合の診療報酬上の加算措置について、丁寧に医療機関に説明した。さらに、

指定した医療機関に対しては、抗原定性検査キットを無償配布し、感染拡大期においても必要な診療が提供できるような取組も行った。このように、県医師会と一体となって取組を行った結果、昨年度は合計で206医療機関の増加につなげることができた。

感染症対策課長

- 2 COVMA Tは、現地に直接赴いて、スタッフ等に指導を行うものである。具体的には、手洗いを行うべき場面の確認や防護具の正しい着脱方法について、実演しながら指導している。また、施設内で陽性者がいる場所を区分するゾーニングや陽性者の隔離方法について施設に分かりやすく指導した。
- 3 令和4年1月から流行したオミクロン株は、これまでのデルタ株とは異なり、肺炎が重症化するケースは少なくなった。一方で、宿泊療養施設においては、自身で身の回りのことができる方を対象としており、特に感染した高齢者の方への対応が重要となっていた。そこで、行政報告書367ページの「オミクロン 高齢者支援型臨時施設の設置・運営」にあるとおり、高齢者支援型臨時施設を設置した。デルタ株の時には肺炎が急激に悪化して酸素で治療をすることが重要であったが、オミクロン株になってからは上気道、特に喉の痛みの症状が出るが多くなったため、酸素ステーションを活用して、生活介護を必要とする高齢者の方を対象に療養していただく臨時施設を開設した。

医療整備課長

- 4 小児医療を含む救急医療における地域格差をなくす、受入医療機関を増やすという取組が必要になってくるが、24時間体制での受入体制、医師や看護師の体制を整備するのは難しく、地域格差があるのも事実である。救急医療においては、いち早く医師の診断を受けることが大切であるため、近くに受入医療機関がない場合に医師が現地に赴くドクターカーや、県内約20分以内で搬送可能なドクターヘリを活用して体制を構築していく。課題は、小児救急2次輪番体制において、県央地域では一部、日曜・休日の夜間で空白日がある。県としては、県央地域の医療機関や市町村と意見交換をしながら輪番体制をどのようにしたら埋められるのか、また、圏域外の医療機関との連携も含めた検討をしていきたい。

金子委員

- 1 令和4年度は、第7波や第8波という感染者の急増があったが、発熱外来を行う医療機関の負担軽減のために、どのような取組を行ってきたのか。
- 2 COVMA Tについてはかなりきめ細かく指導しているとのことだが、指導した内容を他の施設にどのように展開しているのか。
- 3 高齢者支援型臨時施設については行政報告書によると337名の方が利用したようだが、実際に入所したのはどのような高齢者の方だったか。また、体調悪化時の対応をどのように行っていたのか。

医療政策幹

- 1 第7波の際に国が一括購入し、都道府県を通じて配布する措置がとられた抗原定性検査キットを活用して、発熱外来の受診者を減らし、医療機関の負担を軽減する取組を行った。具体的には、診療・検査医療機関に一定数の検査キットを配布した上で、重症化リスクが低いと考えられる来院者の方に検査キットを配布することで、感染の有無についてセルフチェックができるようにした。また、県民からの申請に基づき、県が検査キ

ットを個別に郵送する仕組みを整えた。そして、セルフチェックにより陽性となった場合に、医療機関に向くことなく、県ホームページを通じて新型コロナウイルス感染症の検査結果について確定診断を行える窓口を設置した。さらに、薬の処方希望する陽性の方向けに、24時間体制でスマートフォンを通じてオンライン診療を受けられる体制を整えた。

感染症対策課長

- 2 指導した内容については、施設内で収束するまでの対応をまとめ、専門家と共有している。令和4年度は、専門家から、指導というと施設の職員が萎縮してしまうため、まずは寄り添った対応が大事であるという話や、あるいは施設の職員の方は不安になるとインターネットで対応策を調べて誤った知識を得てしまうことがあるため、親切にアドバイスした方がよいという話があった。こういったものを高齢者施設に配布したほか、オンライン研修会を開催した。感染対策の方法は変わらないことから、今後とも新型コロナウイルス感染症に関わらず、感染症予防に必要な対策を共有していく。
- 3 生活介助が必要となる高齢者の方で特に多かったのは、一人暮らしの高齢者の方や、高齢者のみの世帯で、新型コロナウイルス感染症に感染した方であった。特に認知症の高齢者の方は家族も含め、自宅での療養に大変苦労されているため、医師、看護師に加えて介護士が常駐する施設に入所することで安心していただけたと考えている。体調悪化時には、施設にいる医師の診断の下、医療機関に入院した。

林委員

- 1 行政報告書324ページ「(2)地域保健の推進」について、保健所の健康危機管理機能の強化のため、どのような取組を行っているのか。
- 2 行政報告書326ページ「ウ 保険給付費等交付金の交付」について、令和4年度に続いて2年連続で増額補正を行っているが、いわゆる医療費に当たる普通交付金の交付額は、コロナ禍で近年どういった実績となっているか。またその理由は何か。
- 3 行政報告書354ページ「カ 小児・AYA世代におけるがん対策の推進」について、43歳未満の若年がん患者の妊孕性温存治療や温存後生殖補助治療の一部を助成したとある。対象が43歳未満となっている理由は何か。また、小児も対象となるのか。

保健医療政策課長

- 1 保健所の健康危機管理については、県内の4つの拠点保健所を中心に健康危機に関する情報の収集や各保健所の危機管理能力の強化支援を行うとともに、管内他の保健所と共に研修及び訓練を実施している。具体的には、保健医療政策課と各保健所間では、衛星携帯電話を用いた通信訓練、指定様式を用いた報告訓練を実施し、衛星携帯電話の使用方や防災行政無線の確認を行った。そのほか、健康危機管理に関する国の研修に保健所職員等を参加させている。令和4年度の研修では災害時における健康危機管理について図上訓練方式で行い、活動内容の理解を深めた。この研修は他都県間をオンラインでつなぎ、情報共有や被災地に職員を派遣する場合の実践的な訓練も併せて行った。引き続き発災時などを見据えた実践的な訓練や、関係機関との連携に取組、保健所の健康危機管理機能の強化に努めていく。

国保医療課長

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大初年度の令和2年度が約4,464億円、令和

3年度が約4,660億円、令和4年度が約4,567億円である。令和2年度は、2度の緊急事態宣言による受診控えの影響で、令和元年度と比べて約218億円の減となり、例年に比べて交付額が少なかった。令和3年度は受診控えの反動で年度前半に交付額が増加したことや、新型コロナウイルス感染症の陽性者が令和2年度と比べ大幅に増えたことにより増加しており、令和4年度は引き続きコロナ禍ではあったが、被保険者数の減少により、令和3年度から減少に転じたものと考えている。

疾病対策課長

3 本事業は平成30年度に県単独事業として始まり、令和3年度から国の事業となり、全国一律の制度として実施しているものである。国の事業となる際に不妊に悩む方への支援事業、不妊治療等との整合性を図るため、妊娠後の母体の健康等も考慮し、上限が43歳未満とされたものである。また、これは上限であるため、小児も対象となっている。

林委員

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生は公衆衛生上の危機であり、保健所の負担が過重なものとなっていた。保健所の体制整備を図るべきではないか。
- 2 新型コロナウイルス感染症の動向は不透明であるが、国保の医療費は今後、どうなっていくと見込んでいるのか。
- 3 妊孕性温存療法等の助成額は幾らか。助成件数は増えているのか。

保健医療政策課長

1 議員御指摘のとおり、平時から感染症危機に備えた準備を着実に進めいく必要がある。そのため、現在、感染症法に基づく予防計画の改定を進めている。予防計画では、保健所業務のひっ迫を防止するため、当初の1か月間に十分対応可能な体制を想定し準備することとされている。その当初の体制は、本庁からの応援職員に加え、保健師等の専門職員については、大学教員などの外部人材も活用していく。こうした対応をしている間に、更なる感染拡大に備え、様々な業務委託などの準備を進める。コロナ禍の経験を活かしながら、最前線に対応する保健所において迅速な対応ができるよう、平時から着実に準備を進めていく。

国保医療課長

2 御指摘のとおり、今後の医療費について新型コロナウイルス感染症の影響を見込むことは難しい。医療の高度化や被保険者の高齢化などによって、一人当たりの医療費は増加していくものと見込んでいる。一方、国保の医療費の総額としては、現在、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行しているところであり、国保の被保険者数が減少することにより、減少していくものと見込んでいる。

疾病対策課長

3 妊孕性温存療法の1回当たりの助成上限額は、受精卵の凍結が350,000円、未受精卵凍結が200,000円、精子凍結が25,000円と、治療方法によって上限額が設定されている。また温存後生殖補助医療については、凍結した受精卵を用いた治療が100,000円、凍結した未受精卵を用いた治療が250,000円、凍結した精子を用いた治療が300,000円などと治療別に上限額が設定されている。妊

孕性温存療法の助成件数は、令和3年度が64件、令和4年度が105件となっており、増加傾向にある。温存後生殖補助医療については、令和4年度から助成しているが、令和4年度の助成件数が19件である。令和5年度の申請状況を見ると、令和4年度よりも増加が見込まれているため、制度の周知が進んでいると考えている。

八子委員

- 1 行政報告書359ページから新型コロナウイルス感染症に対する様々な施策の報告が載っている。今年の5月から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応を総括的に振り返って、反省点等あるか。
- 2 先日、会計検査院の令和2年度、3年度の調査で、国の地方創生臨時交付金を使ったマスクや消毒液の購入について、過剰に買い込み、大量に余らせているといった自治体があるとの報道があった。令和4年度、本県ではそのような事態はなかったか。
- 3 行政報告書379ページ「(2) 殺処分数の削減」について、収容数から飼い主返還・譲渡を差し引いた数と殺処分数が整合しないのはなぜか。また、収容した犬猫について、次年度に引き続き譲渡先を探す等、なんとか殺処分をしない方法はないのか。
- 4 行政報告書346ページ「(4) 予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」について、2, 232件の相談を受けたとのことだが、その後どうなったかについて、把握・フォローはどのように行っているか。
- 5 令和4年度の決算特別委員会でAEDの使用実績をパンフレットやホームページに掲載することについて検討することであった。ホームページを見る限りではまだ使用実績が掲載されていないように見えるが、どうなったのか。
- 6 行政報告書343ページ「(4) 在宅医療提供体制の整備」について、ふじみ野市で発生した訪問診療医が殺害された事件を受けて、このような事件が二度と起こらないよう、どのような対策を講じたのか。

医療政策局長

- 1 長期間にわたり感染拡大が何度も繰り返され、感染対策と社会経済活動の両立をどのように図っていくかは大変難しい課題だった。感染対策については、ワクチンや知見もない中で、様々な課題に試行錯誤をしながら、その時できることを精一杯やってきたというのが率直な感想である。発生当初、検査体制の確立方法や県民への相談対応、病床や宿泊療養の確保、全ての県民を対象にしたワクチン接種など、課題も多く困難な業務を短い期間で処理し、体制を構築して、事業を実施してきたことは、関係職員の献身的な努力によって支えられたものと考えている。一方で、やむを得ない状況ではあったが、担当した職員の負担が極めて大きかったことは認識している。全庁的にワンチームとして応援体制を敷いたが、発生当初から十分な体制を確保して対応に当たることができれば更に良かったのではないかと考えている。また、県医師会をはじめ医療関係者の皆様に御協力いただいた。本県ではコロナ禍前から県医師会等とは協力して施策を進めてきたが、その中でも、平時から、未知の感染症が発生して、パンデミックが起こった時にどう対応するかという協議は十分ではなかったと反省しているところである。現在、感染症予防計画の見直しを行っており、新たな感染症の発生やまん延時の保健所の体制構築、医療提供体制をどう確保していくのか、医療機関との協定を締結するなど、来るべき感染症への備えについて、整理したいと考えている。

感染症対策課長

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は令和2年5月1日に国が創設したものである。新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活を支援し、地方創生を図るとしている。この交付金は、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かく効果的、効率的に必要な事業を実施できるようにされている。本県において、この交付金を財源として令和4年度に実施している事業のうち、保健医療部に関係するものでは、入院患者への受入れに対する医療機関への協力金の支給、あるいはPCR等検査無料化事業に活用しており、マスクや消毒液の購入等はない。

生活衛生課長

3 年度末に収容した犬猫については、年度をまたいで翌年度に持ち越される個体がいるため、年度単位での集計で、収容数と処分数が整合しないことがある。また、一定の期間が過ぎたから殺処分するというのではなく、ボランティアとも協力しながらできる限り譲渡するよう努めている。

健康長寿課長

4 県では、予期せぬ妊娠に悩む方からの電話相談・メール相談に応じるための相談窓口である、「にんしんSOS埼玉」を設置している。相談窓口では、保健師、助産師、看護師、社会福祉士などの資格を持った専門相談員が、思いがけない妊娠に悩む方の状況を丁寧に受け止めながら、相談支援を行っている。相談の多くは、「妊娠してしまったかもしれない」「避妊できていたか不安である」といった内容で、電話やメールでのやり取りで対応が済む方がほとんどとなっている。しかし、相談内容によっては、市町村子育て世代包括支援センターや医療機関などの関係機関と連携を図り、同行支援を行うなど継続的な支援が受けられるよう取り組んでいるところであり、令和4年度に、関係機関の紹介や同行支援を実施した件数は、55件となっている。相談後にフォローが必要な方については、市町村や医療機関等と連携し、丁寧に対応しているところである。

薬務課長

5 啓発用パンフレットは頻繁に作成できないため、実績をすぐ掲載するのは難しい。ホームページに載せているパンフレットは、以前に作成したもののみである。令和6年からAEDマップを県のGISに移行し、パンフレットを更新するので、AEDの使用状況についても載せていきたい。ホームページではAEDの使用実績を昨年の質問後に令和2年度まで載せているので、次は令和3年度の数値を載せていきたい。

医療整備課長

6 在宅医療の安全確保対策が必要となり、県として安全確保対策に取り組んできた。例えば、在宅医療における患者やその御家族等からの暴言や暴力等への相談窓口を設置した。また、患者宅へ訪問する際等の安全確保対策への支援を行い、例えば、ボイスレコーダーや電話の通話録音装置への支援等を行った。そのほか、弁護士を講師としたセミナーを開催し、暴力・ハラスメントへの対応方法等の講義を行い、令和4年度は約300人の受講があった。

渋谷委員

- 1 行政報告書322ページの「11 医薬品などの適正使用と献血の推進」の中に、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図った」とあるが、どの程度普及しているのか。
- 2 行政報告書376ページの「9 食品の安全性の確保」について、食品等事業者や消費者に対する普及啓発を行っているとのことであるが、本県の食中毒発生状況は他県と比べて多いのか、少ないのか。また、食中毒発生防止に向けてどのような普及啓発を行っているのか。
- 3 行政報告書378ページの「(3) 生活衛生関係営業施設の衛生確保」について、理美容所や旅館等の生活衛生関係営業施設に対し、衛生水準の向上を図るために定期的な監視・指導を行ったとあるが、監視実績と主な指摘内容はどのようになっているのか伺いたい。
- 4 事項別明細書説明調書251ページ「ア 埼玉県出産・子育て応援事業費」における繰越明許費について、市町村における出産・子育て応援交付金事業の執行が年度内に完了しなかったためとあるが、事業の実施が遅れたのか。

薬務課長

- 1 厚生労働省が公表した「最近の調剤医療費の動向」によると、令和4年度末の本県の数量シェアは、全国平均の83.7%に対して84.4%であり、県で目標としていた80%以上を維持することができている。

食品安全課長

- 2 令和4年度の食中毒の発生件数は、政令市、中核市を含め19件であった。県民10万人当たりの食中毒発生件数で見ると、全国で8番目に食中毒が少ない県である。県独自の取組として、事件発生の際に、保健所職員が原因施設と類似の業態の施設を訪問し、注意喚起を実施したり、全市町村や大規模スーパー等へ食中毒の注意喚起メールを送信等の対策を講じているためであると考えている。また、生・半生の食肉を原因とする食中毒が多いことから、子供でも分かりやすくマンガを取り入れたリーフレットを作成し、県内の新小学生に配布し、子供及び保護者への啓発につなげた。このほか、令和3年6月にHACCPが完全義務化され、食品等事業者に対し、HACCPの適切な運用の支援を継続して行っている。

生活衛生課長

- 3 生活衛生関係営業施設のうち、3年で全ての施設を監視することとした旅館、公衆浴場、興行場について、令和4年度は、3年周期の最終年に当たり、3年累計の目標数である1,074施設全ての監視指導を実施した。また、6年で全ての施設を監視することとした理容所、美容所、クリーニング所についても、6年周期の最終年に当たり、6年累計の目標である13,508施設全ての監視指導を実施した。主な指摘内容としては、法人代表者や責任者の変更の際に必要となる届出の未提出をはじめ、故障している設備の補修に関するものなどが多かった。

健康長寿課長

- 4 出産・子育て応援事業は、妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や情報発信等を行うことで必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施

する市町村を支援するものである。国の「総合経済対策」に基づく補正予算の一部に迅速に対応し、令和4年度12月定例会において補正予算を計上した。その際に、国における補正予算に合わせて、令和4年度及び令和5年度上半期分として、県予算を計上し、合わせて繰越明許費を設定したものとなっている。事業の実施は準備のできた市町村から開始しており、令和4年度は45市町に対し補助金を交付しているが、令和5年度には全市町村で事業を開始した。なお、本事業については、令和5年度に事業を開始しても令和4年度中に妊娠届を出した方、出産された方を対象として支援を行うものとなっているため、事業開始時期により出産・子育て応援ギフトの受取りに違いが生じることはない。

渋谷委員

医療機関から後発医薬品の供給が不足していると聞いたが、実際はどうか。

薬務課長

令和3年2月以降、複数の後発医薬品メーカーにおいて行政処分事案が相次ぎ、同業他社においても製品の供給を継続するための出荷調整を実施している状況である。そのため、供給不足について、令和5年9月に開催された全国薬務主管課長協議会などを通じ国に対して医療用医薬品の安定供給を要望したところである。

権守委員

- 1 行政報告書337ページ「ア 救急医療の体制整備」について、令和4年度中に救急搬送困難事案があったのか。コロナ禍において、出動件数、搬送件数が増えることが予測されたと思うが、これについてどのような対策を行ったか。また、この対策による救急搬送困難事案や救急搬送時間の最小化にどれほどの効果があったか。
- 2 行政報告書340ページ「ア 救急医療の体制整備」における#7119については、時間帯や曜日によってつながらないといった問題があると聞いているが、どのような対策を行ったのか。また、市町村との連携など、周知をどのように行ったか。AI救急相談については#7119に比べ、周知が不足していると感じるが、どのような周知を行ったか。
- 3 行政報告書383ページ「(2) かかりつけ薬剤師・薬局の推進による医薬品の適正使用の促進」について、現在のかかりつけ薬局の数及び保険薬局のうちのかかりつけ薬局の割合はどのようになっているのか。
- 4 行政報告書387ページ「(6) AED(自動体外式除細動器)の普及促進」について、平成30年度から令和4年度までのAED設置台数を見ると、ここ最近では横並びであるが増えていない。同ページに必要性や効果などの普及啓発を行うとともに、設置が望まれる施設や関係団体に働き掛けを行ったとあるが、どのような取組を行ったのか。また増えない理由は何か。

医療整備課長

- 1 搬送困難事案である重症以上患者の受入照会4回以上の割合は、令和3年で7.2%だが、令和4年は速報値で10.7%となっている。搬送困難事案が発生した要因は、高齢化の進展や医療機関が新型コロナウイルス感染症に対応し受入までに時間を要したことなどが挙げられる。対策として、令和4年6月に新たに救命救急センターを指定したり、令和5年1月には、救急隊が医療機関に対して一斉照会できる機能を一部の疾

患を対象に導入している。

- 2 #7119について、時間帯によっては相談件数が集中してしまい、いわゆる応答率が確保できない状況があった。また、昨年夏は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、#7119にも相談が来ていたことも一因と考えられる。そのため、医療機関が休みになるお盆などの時期に、時間帯や曜日に応じた増強を実施した。周知については、#7119、AI救急相談どちらも実施した。市町村との連携は重要なため、市町村の輪番病院が掲載されているホームページなどで、#7119を案内してもらう等の取組を行っている。AI救急相談については、ネット上での親和性が高いことから、LINE広告などによって周知を行った。

薬務課長

- 3 令和5年4月1日で保険薬局数は3,126である。令和4年度のデータでは全薬局3,089のうち、国の指標を満たしているかかりつけ薬局は2,864で92.7%である。
- 4 普及啓発の内容については、市町村、自治会、大型の店舗等にパンフレットの配布等を行っており、実際に大手のドラッグストアでAEDの設置に力を入れているところもある。設置台数が増えない理由については、新型コロナウイルス感染症の影響のために設置が進まなかったことなどが考えられる。

権守委員

講じた対策が救急搬送困難事案の最小化、救急搬送時間の削減にどれほど貢献しているのか、改めて伺う。

医療整備課長

搬送困難事案の解消にどれほど貢献したかについて、搬送困難割合は悪化しているが、昨年上半期10.7%と比べ、今年上半期は9.9%となっている。搬送時間の短縮については、令和4年の搬送時間は53分ほどだが、令和3年は47分ほどであり、搬送件数、搬送困難事案の増加により、残念ながら、救急搬送時間は増えている。

松坂委員

- 1 資料16について、埼玉県内の医師会立准看護師学校は14校、看護師学校養成所12校と合わせると26校だが、昨今、生徒の定員割れや2年後に閉校される学校、統合が検討されるなど、厳しい状況と聞いている。そのような状況にあっても、学校を維持するために補助は重要で、令和3年度に3億2,922万5,000円、令和4年度に3億2,343万6,000円が助成されている。現状を維持しながらも生徒数の確保は大変重要なことだが、保健医療部として生徒確保に対する支援対策はあるのか。
- 2 行政報告書353ページ「エ がん検診の受診率及び質の向上」について、がん検診の受診率を向上するための取組を促進するため、協定締結企業を通じた県民への普及活動を実施すると記載されている。資料12に受診率を把握している企業がほとんどないという報告があるが、これで目的を達成できるのか。
- 3 がん医療拠点病院2病院における症例数が記載されているが、ゲノム医療の症例数は何件か。
- 4 行政報告書354ページ「キ がん患者の就労支援の推進」について、がんワンストップ相談会の開催回数24回、相談回数32件となっているが、相談回数を増やす工夫

はしたのか。

- 5 行政報告書348ページ「(1)健康長寿埼玉プロジェクトの推進」の中に記載のある、糖尿病性腎症の重症化予防対策の重要性を周知することは大変重要であるが、データはあるのか。

医療人材課長

- 1 看護職員を確保する上で、県では看護師等養成所への支援を通して、看護職員の育成支援を行っているところである。看護師等養成所に対する運営費補助のほか、県内の養成所を案内したパンフレット「看護への道」を作成し、県内の全高校、ハローワーク、各市町村等へ配布している。また、高校生を対象とした「看護への道 進路相談会」を令和4年度においては2回開催し、延べ124名の学生が参加した。

疾病対策課長

- 2 協定企業には、当該企業の従業員や団体に従事している職員の受診率向上だけに留まらず、企業活動を通じて顧客に対するチラシ配布等の啓発活動や、著名人を招いたセミナーを開催するなど、広く県民に対するがん検診の呼び掛けに協力いただいている。これまでは、協定企業の従業員向けの受診勧奨や受診状況の把握というよりも、広く県民向けの活動を重視し実施してきたのは事実である。締結企業、団体における受診率向上の取組が県全体の受診率向上には重要と考え、今後、協定企業、団体等に聞き取りを行いながら、従業員の受診の有無を把握する方法や、従業員にどのような啓発をしているか等を調査し、良い取組を他の企業や団体に横展開を行うなど、更なる受診率の向上に取組たいと考えている。
- 3 がんゲノム医療拠点病院とは、県立がんセンターと埼玉医科大学国際医療センターを指しており、症例数は296人となっている。これは厚生労働省が公表している数値であり、患者の居住地が不明であるため、県民がどれくらいゲノム医療を受けているかは不明である。
- 4 がんワンストップ相談事業は、令和元年7月から月2回実施している。コロナ禍で令和元年、2年度については見合わせる時期もあったが、令和3、4年度は月2回、年24回実施している。希望のあった方全員が相談を受けることができおり、この回数でも十分に対応できていると考えている。また実情として、相談に応じる看護師や医療ソーシャルワーカーなどは、がん診療連携拠点病院から派遣していただいております。病院での相談活動もあるため、開催回数を増やすことは難しいと考えている。開催回数を増やすことは難しいが、県民が利用しやすいよう令和4年度からZoomによるオンライン相談や、コロナ禍で中断していた対面相談を令和5年7月から再開するなど、様々な方法で相談を受けられるよう工夫して相談体制づくりを進めている。

健康長寿課長

- 5 本県の糖尿病性腎症を原疾患とした人工透析患者数は、平成13年度に2,691人だったものが、令和4年度には7,935人と約2.9倍に増加している。そこで、糖尿病予備群にある段階や悪化前に、医療機関での受診や、保健師等による保健指導が重要であることから、県としても糖尿病性腎症重症化予防対策を実施している。昨年度、平成28年度から令和4年度のデータを基に受診勧奨を行った方の医療費抑制効果を検証したところ、受診勧奨に応じた人より応じなかった人の方が医療費の伸びが高くなる推計結果が得られた。また、保健指導を行った方の、指導前と指導終了後のHbA1c

(ヘモグロビンエーワンシー)を比較したところ、保健指導参加者の方が、不参加者に比較して改善していた。このようなデータは、県ホームページ上にて県民に対して周知・啓発しているほか、様々な会議等において県内市町村や県内保健所等関係機関に情報発信を行っている。

松坂委員

- 1 がん罹患されると3割から4割の方が退職を余儀なくされる。寛解してからの就労支援として職場復帰が期待される中で、相談の結果、就労につながった件数を把握しているか。
- 2 がん検診の受診率の向上のためには企業に対する支援が必要である。過去には企業にインセンティブを与える事業もあったと思うが、受診率向上につなげられるほかの取組はあるか。

疾病対策課長

- 1 がんワンストップ相談事業は、治療と仕事をどう両立していくかという相談を受けている事業である。就職したいという相談については、ハローワークなど、他の機関に繋げている。そのため、がんで離職され再度お勤めされた方の数は本事業では把握していない。
- 2 がん検診の受診率の向上について、過去には企業に対してがん検診受診者数が増えた場合にインセンティブを与えるという事業もあった。企業の受診率をどのように上げていくのかについては、例えば協会けんぽの特定検診と市町村が行うがん検診の同時実施を勧めたり、また今後実施予定の協定締結企業が集まる会議で各企業の受診率をどのように向上させていくかなどを情報交換していきたいと考えている。

白根委員

- 1 行政報告書362ページ「新型コロナウイルス感染症対策」のオンライン診療について、初診から対応する医療機関はどれくらいあるのか。
- 2 後遺症対策について、経済的な支援が国からも出ていない状況の中、県が症例集を作成した後、知事が大臣に直接経済的な支援について要望を行ったというが、具体的な成果があるのか。

医療整備課長

- 1 新型コロナウイルス感染症に限らず一般的なオンライン診療について、令和5年8月時点で、県内でオンライン診療を実施するとして関東信越厚生局に手続を行った施設は450施設である。令和4年4月時点では215施設であった。割合は県内の全保険医療機関の約11%である。制度上は初診からオンライン診療を実施できるが、日頃から患者に接するかかりつけ医が実施することを原則としている。

医療政策幹

- 2 後遺症が原因で仕事を辞めざるを得ず、生活に経済的な支障が出るなど、様々な経済的に困難なケースが生じていることは新聞報道等で承知している。一方で新型コロナウイルス感染症後遺症についてはいまだ原因・実態が十分に解明されておらず、新型コロナウイルス感染症によるものか、他の疾患が原因で、新型コロナウイルス感染症が相まって生じたものなのかというところが解明されていない状況である。当該状況を受けて、

昨年12月、感染症法が改正され、国の責務として実態解明を行うことが法律上明記された。その内容を踏まえ、本県としても国に対して、メカニズムの早期解明と併せ、経済的支援の創設について要望しており、令和5年6月16日に知事から伊佐厚生労働副大臣に対して要望を行った。引き続き機会を捉えて要望していく。

白根委員

新聞報道等で把握したと答弁があったが、症例集を作成して医療機関に渡したフィードバックを県が把握していないということになり、問題ではないか。

医療政策幹

症例集は、医療機関の医療提供に主眼を置いて、県内の医療機関にアンケートを取っている。基本的には医師が患者さんに直接相対した内容を聞き取っているが、医師と患者のやり取りの中で、経済的な支援については、医療機関も十分な把握に至っていないところで、症例集の作成に当たっては、反映できていないところである。一方で、私どものグループにいくつか電話での問合せ等は頂いているところである。患者さんから問い合わせられる中で、9割くらいは症状が長引いたことに対して受診が必要かといった内容になっているが、中には、経済的な支援を求めているような苦境も聞いているので、そうしたところを踏まえながら、国へ要望していく。

伊藤委員

- 1 「行政報告書」326ページの「(1)国民健康保険制度運営安定化の推進」について、被保険者の平均所得は幾らか。所得200万円の4人家族で保険税が300,000円を超えるのは負担が重すぎると感じるがどうか。
- 2 被保険者資格証明書は廃止の方向に県として指導してもらいたい、どのような指導をしているのか。
- 3 乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭への医療費助成制度の補助割合について、市町村により補助率に差が生じている。全体が2分の1補助なのに三芳町は12分の5である。なぜこのような違いが生じるのか。
- 4 重度心身障害者医療費助成について、精神障害者の関係者から精神障害者保健福祉手帳で2級の人も対象としてほしいと強く要望があり、県議会としても決議を挙げている。早急に精神2級に対象を広げてもらいたい。どうか。
- 5 県は第2期国民健康保険運営方針に基づいて、令和4年度も医療費適正化の取組を行っている。上尾市の女性から、株式会社メディブレンという民間会社から医療機関の受診履歴と処方された薬の詳細情報とともに「受診と薬を減らすために保健師に相談してください」という内容の手紙が届いたという声を聞いた。女性は「機微情報を承諾なく民間企業に提供された」とお怒りだった。民間企業に医療費適正化事業を委託している市町村は幾つあるのか。また、民間企業に承諾なく薬の詳細情報が提供されるのは問題ではないか。
- 6 ひとり親家庭等医療費助成制度の自己負担額は、1医療機関ごとに通院の場合月額1,000円、入院の場合1,200円が本県の制度となっている。自治体によっては自己負担なしとしているところがあり、15の県で自己負担がない。本県の場合、どの程度の予算が確保できれば自己負担なしが実現できるのか。
- 7 行政報告書332ページ、資料23「医師確保対策の推進」について、人口10万人当たりの医師数順位は47位と改善されていないが、なぜ改善されないのか

- 8 医学部生に対して奨学金貸与を実施しているが、卒業後の県内定着率は年々増加しているのか。
- 9 本県は小児科と産科医師が少ない状況であるが、課題解決のためにどのようなことを行っていて、どのような成果が出ているのか。
- 10 行政報告書335ページ、資料23「看護職員確保対策の推進」について、人口10万人当たりの看護師数も47位である。医師と同様になぜ増えないのか。
- 11 県内定着促進のために奨学金の貸与が実施されているが、支援人数も累積で48人と少ないと感じる。看護師確保のために給付型奨学金制度も必要ではないか。
- 12 行政報告書342ページ「エ 地域医療構想の実現に向けた必要な病床の整備」について、回復期病床が不足すると地域医療構想で推計されており、県の調査で令和4年度急性期病床の過剰数が2,200とのことだった。そこで、急性期病床から回復期病床への転換が進められている。令和4年度も1億3,000万円弱を補助して令和4年から令和5年にかけて46床の急性期病床を回復期病床に転換しているが、急性期病床を減らして緊急時に問題はないのか。
- 13 行政報告書350ページ「(2) 特定健診・特定保健指導実施率向上の取組」について伺う。受診率・実施率向上のための研修を実施し、情報提供したと説明がされているところだが、受診率の高い自治体はどのような取組を行っているのか。

国保医療課長

- 1 子供など収入がない被保険者も含めて算出した一人当たりの平均所得になるが、令和2年で103万5,000円である。保険税については、必要な保険給付など国保事業費を賄うために、各市町村が財政状況を踏まえて税率を設定しており、所得が少ない世帯や未就学児がいる世帯には全国一律の保険税の軽減措置もある。保険税額は、所得や世帯構成などによって異なるが、国保制度を持続的かつ安定的に運営するために、必要な額を被保険者に負担いただいているものと考えている。
- 2 被保険者資格証明書を交付する主な目的は、交付のために窓口に来ていただき、国民健康保険税の納付相談の機会を確保することであり、国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図る観点から実施されている。被保険者資格証明書は、一律に機械的に発行しているものではなく、納付できるのにしていないのか、それとも事情があつて納付できないのか、各世帯の状況を把握して、各市町村において適切に対応している。県としても、適切な対応をするよう、機会を捉えて指導を行っている。
- 3 福祉医療費の助成については、原則として補助率は2分の1だが、三芳町をはじめとする財政力の高い市町村は、財政力指数に応じて12分の5又は3分の1としている。財政力指数に基づき補助率を変更する制度は、財政力が強い市町村に多く負担していただき、弱い市町村をしっかりと支援するものであり、制度を将来にわたり維持していくために必要な仕組みであると考えている。
- 4 精神障害者保健福祉手帳2級の所持者は、現在でも1級の約8倍と人数が多く、近年、取得者が増加傾向にあるため、医療費助成の対象とする場合、大幅な予算の増加が見込まれる。そこで令和4年度から、重度心身障害者医療費助成制度に関する有識者会議を立ち上げて、2級所持者を対象とした場合、将来に向けてどのくらい予算が必要になるかの推計などを行っている。有識者会議で取りまとめられた推計等を基に、実施主体である市町村の意見を踏まえ、助成対象の拡大についての検討を進めていく。
- 5 現在、県内では6市町村が重複多剤の案内通知に係る業務を民間事業者に委託している。御指摘のケースは個人情報保護法に照らして特に問題はないと考えている。その中

- で、どのような手法で事業を実施するかについては市町村の判断であると考えている。
- 6 自己負担金を廃止した場合を試算すると、更に2億円程度の予算が必要になると見込まれる。
- 13 例えば、未受診者への勧奨通知について、いわゆるナッジ理論を活用し、対象者それぞれの属性に合わせた内容とするなどの工夫をしている市町村がある。また、電話やショートメッセージによる勧奨や休日・夜間に健診を実施するなどの取組も行われている。

医療人材課長

- 7 本県は医師確保対策に非常に力を入れているが、他県も医師確保に力を入れており、今のところ最下位の脱出には至っていない。具体的に、全国46位の茨城県と比較してみると、平成22年から令和2年の10年間における本県の医師数は2,798人増で増加率は27.3%である一方、茨城県は864人増で増加率は18.4%であった。本県の増加数は全国4位、増加率は全国1位である。しかし、この10年間で茨城県の人口が約103,000人減少したのに対し、本県では約150,000人増加しており、人口10万人当たりで見ると差がなかなか縮まらない状況にある。引き続き、埼玉県総合医局機構を中心として医師確保対策を推進していく。
- 8 医学生向けの奨学金は、卒業後9年間県内の医師不足地域や特定の診療科で勤務することを貸与条件としており、卒業後は100%県内の医療機関で勤務している。
- 9 小児科、産婦人科は医師の確保が困難な診療科である。令和2年の本県の小児科医数は850人で全国7位、人口10万人当たりでは97.4人で全国44位である。また、産婦人科医数は475人で全国6位、人口10万人当たりでは31.8人で全国47位である。このため、本県では医学生向けの奨学金制度、研修医向けの研修資金制度を活用して小児科医、産婦人科医を確保している。この取組により令和4年度は42人の小児科医、37人の産婦人科医が県内医療機関で勤務している。
- 10 一つ上の千葉県と比較すると平成22年から令和2年の10年間における本県の看護職員数は17,991人増で増加率は33.8%、千葉県が13,995人増で増加率は29.7%であった。本県の増加数は全国3位、増加率は全国1位である。しかし、この10年間で千葉県の人口が約68,000人増加したのに対し、本県では約150,000人増加しており、人口10万人当たりで見ると、やはり差がなかなか縮まらない状況にある。看護職員数総数や、伸び率では全国トップクラスだが、人口10万人当たりの看護職員数にすると厳しい状況にある。県としては、引き続き、看護職員の養成、離職防止と定着促進、そして再就業支援を軸に、看護職員の確保に努めていく。
- 11 令和4年度においては、新規26人を含む合計48人の看護学生に看護師等育英奨学金を貸与した。奨学金制度の検討に当たっては、令和4年4月に看護師等養成所学生を対象に就業に関する調査を行い、検証している。この中で、「県内の医療機関に就職するつもりである」と答えた方は約8割に上った一方で、「返還不要の奨学金制度があれば利用して県内に就職する」と答えた方は全体のおよそ3%と極めて少ない状況であった。このため、返還免除型の奨学金による県内医療機関への誘導効果は限定的と考えている。

医療整備課長

- 12 地域医療構想において、回復期病床が不足するとされている。一方、急性期病床は過剰と推計されている。病床の機能分化・連携を促進するため、急性期病床から回復期病床へ転換を行う医療機関に支援を行っている。新型コロナウイルス感染症への対応につ

いて、第8波では、県内医療機関の御協力により最大1,684床の即応病床を確保できた。医師が入院が必要と判断したにも関わらず病床不足により入院できなかった患者はいなかったため、必要な医療提供体制を整備できたことを認識している。ただ、いざというときに感染対応する医療提供体制は重要と考えているので、今後も取り組んでいく。

伊藤委員

- 1 9年間は100%勤務していると説明があったが、その後も継続して勤務しているのか。
- 2 看護職員の離職防止をしているということだが、具体的にどのように行われているのか。

医療人材課長

- 1 現在、義務従事を終了しているのは、県外医学生奨学金の貸与者12人であり、そのうち県内に勤務しているのは7人で県内定着率は58.3%である。
- 2 様々な階層の看護職員に対して取り組んでいる。例えば、新人看護師は実習が不十分な中に入ってきているので新人看護師研修を、管理者に対しては管理者研修など、様々な段階で研修を行い、看護の職場への意識付けなどに努めている。

伊藤委員

看護師の県内への定着だが、近都県と比べて処遇が悪いと思っている。看護職員処遇改善事業についても対象が限られていたので、医療従事者全てを処遇改善することができないという問題があったと思う。県としてどのように把握し、プラス加算など工夫されている点はあるのか。

医療人材課長

令和4年10月から診療報酬で一定の加算が認められたが、一部の医療機関に限られている。こうしたことから、つい先日、関東地方知事会において、本県知事から看護職員の処遇改善について国へ要望することを提案したところである。これらを通じて、今後も国へ要望していく。

小久保委員

資料7「歳入歳出決算事項別明細書説明調書」248ページの予防費については、予算現額約2,878億円、支出済額約2,137億円、不用額約709億円と巨額の決算内容となっているが、これは我々自民党県議団が求めてきたより高い透明性、公平性が確保されなければならない。このため、県が行っている非常災害時の契約の在り方について質問する。令和5年5月8日で新型コロナウイルス感染症対策本部は解散となったが、令和4年11月時点及び令和4年度の最終実績の新型コロナウイルス感染症対策事業関係で、変更契約を含む一者随意契約のうち緊急随契の件数、また、令和5年度における随意契約となった件数は何件か。

感染症対策課長

令和4年度の非常災害時の契約について、変更分も含めて、180件である。

小久保委員

話がかみ合っていない。令和4年11月時点及び令和4年度の最終実績は何件か。また、令和5年度における随意契約となった件数は何件か。

感染症対策課長

令和4年11月時点の実績については、149件、先ほど申し上げたのが、令和4年度最終の実績で180件である。令和5年4月1日以降は16件である。

小久保委員

非常災害時等の契約の在り方については、令和4年9月定例会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の審査の中で、一者随契ではなく競争原理が働くような契約を行うべきという自民党県議団からの意見に対し、当時の保健医療部長は「これまでは、患者の命を守るため安全かつ確実に安定的に行えるという観点から行ってきた部分もある。競争性の確保も重要であるので、今後は両者を並び立て、しっかり勘案したうえで、財務規則等に則って適正に処理していく」との答弁があった。当然だが、行政上の契約は会計法令に則って、公平性、公正性が確保されていなければならない。つまり、一般競争入札が原則である。一方、埼玉県財務規則第103条第3項第4号においては、一者随意契約という例外規定として契約内容の特殊性によって契約の相手方が特定されるときには認めている。しかし、契約内容の特殊性の判断については注意しなければならない点がある。それは今回の役務の提供といった代替人が他に存在しないことを合理的に存在する説明ができるか、また、競争性がないと判断する場合、その業界、市場を調査したという証明である。この競争性がないことを証明するためには、あえて一般競争入札を実施して一者入札で契約すべきと考える。公開入札であれば、競争原理、競争機会を確保しているという観点から行政上の契約手続として適正であると考えられるがいかがか。

感染症対策課長

令和4年度決算特別委員会の指摘では、緊急時以外は広く複数事業者が参加できるように委託内容の見直しをするべきとのことであった。令和5年5月7日までは、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の分類が2類相当ということであり、また県においては新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が設置されていた。すなわち、令和4年度については、緊急時の対応と考えている。緊急時においては、財務規則第103条第3項第4号ではなく、財務規則第103条第2項第5号の非常災害の場合は見積書を徴することを要しないという規定に該当しており、こちらの方で契約している。県民の命がかかっている状況であるので御理解いただきたい。

小久保委員

県では令和4年度予算の執行に係る契約から随意契約の理由を公表している。地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく9つの分類を行っているところ。うち緊急随契については、第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に分類されることになるが、対策本部が解散した令和5年4月以降6月30日までの四半期の保健医療部の関係では16件残っている。財務規則第103条第1項において、随意契約においては、予定価格を定め、その後に原則2人以上の相手方から見積書を徴さなければならないとしている。今回の場合、それを行ったのか、あるいは特定の1者から見積りを行ったのか伺う。

感染症対策課長

先ほど委員の発言に県の対策本部が解散したのは令和5年4月以降という話があったが、実際に対策本部が解散したのは5月8日である。したがって4月1日時点では、まだ非常時と捉えている。

小久保委員

財務規則第103条第2項に係る令和3年3月の会計管理者の依命通達によると、この非常災害時又は緊急時における物品等の購入であっても見積書を徴すことが可能である場合は、適用されないとしている。令和5年度予算を編成する際に令和4年度の契約内容を踏襲するということがあったのか伺う。

感染症対策課長

令和4年度に行っていた事業を引き続き令和5年度も行っていくということであれば、指摘のとおりである。

小久保委員

非常災害時等における随意契約の手續として、財務規則第103条第2項第5号においては、令和3年3月に行った会計管理者の依命通達において緊急を要する物品の購入等に当たり見積書の徴取を要しないものを3点あげている。1点目は非常災害時であるということ、2点目が直ちに対応しなければ、人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがある緊急時であること、3点目が非常災害時又は緊急時における物品等の購入において見積書を徴取するいとまがないと課長又は所長が認めるときである。つまり執行部において委託内容を問わず、時期によって人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあると判断すれば見積書を徴取することなく発注を行って承諾するという事務を可能としてしまうのか。また、財務規則第103条第3項においては1者随契の適用規定がある。契約内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるときとあり、業務遂行が1者に限定される若しくは継続したサービスを提供すると判断すれば、一般競争入札ではない随意契約が継続的にできてしまうということになってしまいがいかか。

感染症対策課長

県における契約の一般的な仕組みに関する質問と推察する。当課としては、財務規則に記載のとおり非常災害のときであれば、その条項に則った契約手續を進めている。

小久保委員

千葉県においては、平成17年度から随意契約を行った場合、随意契約とした理由のほか、必要と認められる事項についても公表している。本県においても、契約の透明性、公平性、公正性、競争性の確保のために、特定の1者と随意契約を行った理由について、県のホームページ等で公表すべきと考えるが、いかかか。

会計管理者

随意契約の公表については、令和4年度の藤井委員長からの指摘などを契機に検討を始め、昨年12月から運用を開始した制度である。理由部分については、契約局の「建設工事の契約状況」での公表形式などを踏まえ、施行令の根拠条項、条号数を公開する形としている。委員から改めて御提言いただいたので、まずは、契約局や企業局などの関係部局

と意見交換などをしていく。

【説明者】

三須康男総務部長、谷戸典子人財政策局長、大山澄男税務局長、高橋厚夫契約局長、高窪剛輔人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、須田茂利文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、新井昌行入札課長、島崎二郎入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長、黒澤万里子秘書課長
唐橋竜一人事委員会事務局長、西村憲一副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

【発言】

戸野部委員

- 1 行政報告書113ページ、高等学校等就学支援金について、県内から県外への通学生は何人か。
- 2 県内外に多様な学びの場が広がる中、選択肢の幅を広げるためにも、県外私立高校通学生への県単独補助を求める声も高まっている。県外私立高校通学生への県単独補助について、検討の場を設けたことがあったのか。その場合、どのような内容であったのか。

学事課長

- 1 県内に居住し、県外に通っている私立高校生は14,130人である。
- 2 県外私立高校通学生への県単独補助について、年収約590万円未満の世帯までは国の就学支援金制度で実質無償化されており、それ以上の年収の世帯に関しては、全国共通の課題である。自治体間の補助水準の公平性の観点から、国が就学支援制度によって全国一律に補助すべきであり、国に拡充を要望した。

戸野部委員

県に対しても、県外の私立高校に通っている家庭からの意見というのは届いていることかと思う。検討の場を持たない理由を改めて教えてもらいたい。

学事課長

検討は日々している。全国共通の課題であり、国への要望を優先している。

鈴木委員

- 1 令和4年2月定例会における予算特別委員会での附帯決議において、幼稚園教諭の処遇改善については、令和4年10月分以降も、教育支援体制整備事業費交付金の負担割合を維持することを国に強く要望するとともに、県においては、県の負担割合を増やし、私立幼稚園の負担割合が変わらないよう措置をすることなど、幼児教育のための人材確保を支援することとされている。これを受け、県としてどのように取り組んできたのか。
- 2 行政報告書110ページの「(2)私立学校に対する助成」について、県内私立高等学校が今後も引き続き、県民のニーズに応じた多彩な教育を実践していくためには、学校の運営経費への支援が重要である。令和4年度補助の実施状況はどうか。

- 3 これまで以上に補助を充実させる必要があると考えるが、県の見解を伺う。
- 4 行政報告書120ページの「5 統計調査」について、統計情報は社会経済の状況を正確に把握して、行政や企業が的確な対応を取るための基礎資料として重要な役割を果たすものであるが、令和4年度の調査票の回収率はどのような状況なのか。
- 5 近年インターネットで回答できる統計調査が増えているが、令和4年度のインターネットでの回答状況はどうなっているのか。

学事課長

- 1 制度開始時は幼稚園負担が4分の1で始まったが、国は令和4年10月以降の制度改正において私立幼稚園の負担割合を2分の1に変更する予定であった。このため、予算特別委員会の附帯決議に基づき制度改正以降も幼稚園の負担割合を現行と同じ4分の1に維持するよう国に強く働きかけを行ったところ、国は、制度改正の時期を延期した上で、令和5年1月から国、県、幼稚園それぞれの負担割合を原則3分の1とし、さらに県側の負担を増やせば国も同額を負担するとした。そこで、県は負担割合を8分の3とし、国も同様に負担することで私立幼稚園の負担割合を従前同様4分の1として事業実施したところである。
- 2 運営費補助金については、令和4年度は48校、約162億6,000万円を交付した。1校当たりおよそ3億4,000万円であり、令和3年度と比べて生徒一人当たり単価で1.6%増となっている。
- 3 従来から運営費補助、父母負担軽減補助を私学助成の2本柱としており、今後も県議会の意見を踏まえながら、私学助成、2本柱の充実に努めて私学経営の健全性を高めるとともに、教育条件の維持向上、生徒保護者の負担軽減を図りながら質の高い特色ある私学教育を振興できるように努めていく。

統計課長

- 4 令和4年度の調査票の回収率は、行政報告書120ページ「ア 毎年経常的に実施する調査」の調査票の回収率については、学校基本調査、学校保健統計調査、小売物価統計調査は100%、残りの3調査は約70%から90%である。
- 5 インターネットの回答率は調査ごとにばらつきがあるが、学校を対象としている学校基本調査、学校保健統計調査については100%である。それ以外の調査は、回答のうち約40%から50%台後半である。

権守委員

- 1 行政報告書の95ページ、「(8) スマートステーション『flat』の運営」について、定型的・補助的業務を集約したとあるが、令和4年度の処理数8,297件はどういったものか、具体的にはどのように取り組んできたのか。定型的・補助的業務は全部でどの程度あり、令和4年度で定型的業務はどの程度集約できたのか、また、この運営を行うことにより、結果的に、庁内の働き方改革にはどういった効果があったのか。併せて、今後の課題についてどう考えているのか。
- 2 行政報告書110ページの「(2) 私立学校に対する助成」について、私立幼稚園に通う幼児の安全対策として実施した、送迎用バスへの安全装置の装備及び登園管理システムの導入について、それぞれの令和4年度実績どうなっているのか。
- 3 幼児の安全対策として補助以外に取り組んだものについても、事業の実施園数が少ないようだが、その理由は何か。

- 4 行政報告書124ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の推進」について、入札参加資格審査とあるが、県が進めるDXに向けた取組として、具体的にはどのように取り組み、申請者の負担や審査側の効率化がどの程度図られたのか。

人事課長

- 1 定型的業務の処理件数8,297件の具体的な内容としては、広報物の封入封緘などの発送業務、名刺作成、カメラやディスプレイ等の貸出しや会議録の音声テキスト化、AI-OCRによるデータ入力といった業務を多く受注している。スマートステーションが行っている全ての定型的・補助的業務は、業務の集約化に対応しており、その結果、令和4年度の処理件数として、8,297件という実績につながっている。スマートステーションの活用による庁内の働き方改革の効果については、令和4年度の実績は8,297件、令和2年度が4,074件、令和3年度が6,375件と件数は確実に増えており、庁内で広く活用されているということが伺える。また、職員へのアンケート調査を実施したところ、回答した職員の97.9%が業務時間の短縮につながったと回答していることから、職員の業務改善に大きく寄与している。課題としては、引き続き職員のニーズを把握し、これからも庁内の定型的・補助的業務の更なる切り出しに努め、基本的な業務メニューに該当しないものについても、ICTなどを活用して処理し、職員の時間を創出して働き方改革を進めていきたい。

学事課長

- 2 令和4年度の実績は、送迎用バス安全装置の装備は54園、ICタグの導入は0件、登園管理システムの導入は5園である。
- 3 令和4年度における補助金以外の取組であるが、送迎用バスを保有していた382園について、市町村に協力を頂きながら10月から12月にかけて全園を訪問し、幼稚園の安全管理について確認した。12月には幼稚園の事務担当者研修会を開催し、安全管理について一層の徹底を依頼したところである。この事業は、令和4年度の後半に実施されたことから、設置工事を請け負う業者の手が間に合わないというようなことがあった。このため、令和5年度に繰越しを行い、多数の園で利用しているところである。

入札審査課長

- 4 入札参加資格については物品と工事等があり、従前は納税証明書など審査に必要な書類を郵送によって提出いただいていたところである。令和4年度に、物品に係るこれらの書類をオンラインで提出できるようにシステム改修したところである。申請者側の効果として、ペーパーレス化が図れるとともに、郵送に係る費用や手間等の削減も図ることができるようになったと考えている。審査側では、郵便物の受付、開封、及び保管に関する手間を省くことができ、具体的な成果として昨年度に行った定期申請では、審査事務の効率化が図られ、県職員をサポートする派遣職員について、延べ人数で約170人分減らすことができた。

権守委員

送迎用バス安全装置の装備は54園、ICタグの導入は0件、登園管理システムの導入は5園とのことだが、もう少し需要があってもいいように感じる。そもそも予算は補正予算で計上されていたが、必要とする園がそもそもなかったのか、それとも進まなかった理由がほかにあるのか。

学事課長

令和4年度の後半で補正予算の議決を頂いたこともあり、装置を設置する業者等の手配が間に合わないことがあった。そのため、予算上も一部は令和5年度に繰越しをしている。現在も施工中であるが、今回実績として計上している部分以外でも相当数利用されている。

金子委員

- 1 行政報告書94ページの「(5) 服務制度の改正等」の男性職員の育児休業の取得について、どのような施策を行ってきたのか。
- 2 男性の育児休業の平均取得日数はどうなっているのか。
- 3 行政報告書132ページの「(3) 総務事務の電子化・集中化」について、「システムの問合せ業務等にAIやRPAの活用」とある。ヘルプデスクAIのことだと思うが、効果はどうか。平成30年に導入されたもので、当時は教師データにより教え込むようなチューニングが必要だったと思うが、運用は効果的に行われていたのか。

人事課長

- 1 男性職員の育児休業取得促進のためのこれまでの取組としては、男性職員とその家族に対し、男性の育児参加の重要性への理解を深めるとともに、職員本人が取得をためらうことがないように、環境の整備に取り組んでいるところである。こうした取組を続けることで、男性の育児休業取得に対する意識が前向きに変化してきていると考えている。
- 2 男性職員の育児休業の取得率は、令和2年度が48.5%、令和3年度が61.8%、令和5年8月末時点で、62.4%と着実に増加してきている。男性職員の育児休業の平均取得日数は、令和4年度で90.8日となっている。

総務事務センター所長

- 3 AIを活用した職員向け問合せ自動応答システム「ヘルプデスクAI」を平成30年10月に導入した。これは、登録してあるFAQの中から、AIが最適と判断した回答を表示する仕組みとなっている。導入後、令和4年度の閲覧数は令和元年度比34%増と着実に増えている。在宅勤務や変則勤務で電話による問合せが難しい場合でも、ポータルから気軽に問合せが可能であり、業務効率化に貢献している。チューニングについては、正答率が当初5割程度だったが、令和4年度では7割弱まで上がっている。求めている答えと違った場合は職員が「解決しなかった」ボタンを押すことになっており、このような情報を委託事業者と調整し、より良いものになるように運用してきた。

金子委員

男性職員の育児休業取得日数が90.8日とのことだが、厚生労働省のイクメンプロジェクトで掲げている民間企業の46.5日と比較すると倍近い数字となっている。厚生労働省の提言の中では職場全体や上長からの働きかけがあることで、取得日数が伸びるとされているが、そのような取組がなされているのか。

人事課長

取得促進のためには職場での理解が必要であるため、職場の管理者への働き掛けを行っている。併せて、管理者が対象となる職員と面談等を行い、育児休業に向けた計画策定のための話合いの場を設けるなど、こうした取組によって育児休業の取得促進に努めている。

白根委員

- 1 行政報告書122ページ「2 経済分析事業」について、県民経済計算や市町村民経済計算の結果に時間を要しているのはなぜか。国のGDPのように速報値を出すことはできないのか。
- 2 運営費補助は増額している一方で、父母負担軽減補助に不用額が出ているが、その理由は何か。また、不用額は幾らか。

統計課長

- 1 県民経済計算は、非常に多くの統計を用いて推計する加工統計である。推計に必要な国からの関係資料が翌々年になってしまうこともあり、公表が遅くなっている。速報値については、毎月、「埼玉県景気動向指数」を公表しており、完全ではないが、県民経済計算の速報に代わる役割を担っている。

学事課長

- 2 予算積算時、様々な統計等を使って積算を行うが、父母負担軽減補助については世帯年収ごとにどのくらいの生徒がいるかによって、全体に必要な事業額が変わってくる。生徒数については、過去のトレンドから把握することが難しく、積算時の想定と生徒数が変わってくることで不用額が出てしまう。不用額は全体で約37億円である。

渋谷委員

- 1 行政報告書33ページの「(ア) 自転車競技事業」について、単年度事業収支の増減率で前年度比2,104.6%とあるが、大幅な伸びは何が原因なのか。
- 2 行政報告書116ページの「(2) 公有財産の管理・処分・調査」について、昨年度は未利用地を4件処分したとのことだが、具体的にどういったものなのか。
- 3 未利用の状態が長く続くことは、貴重な公共財産の活用機会の喪失につながるとともに、除草等の維持管理費も生じる。県として、早期の利活用や処分を図るためにどのように取り組んでいるのか。
- 4 行政報告書108ページの「ウ 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」について、個人情報保護制度が県条例に基づき運用されていたものから、令和5年度から個人情報保護法が適用されるようになったが、どのような影響が生じたのか。

県営競技事務所長

- 1 理由として、大きく三つある。一つ目は、令和4年度はインターネットによる売上が好調だったことに加え、県として14年ぶりのGIレースであるオールスター競輪を開催した結果、売上が令和3年度に比べて約120億円増加したこと。二つ目として、令和4年度から新たな包括委託契約を締結し、県の収益率が改善した結果、収益額も約5億4,600万円となったこと。三つ目は、それに加えて令和3年度分に財務処理の関係で収入未済となった投票券発売収入の一部、約1億6,700万円が、決算上、令和3年度ではなく令和4年度の単年度事業収支に加算して計上されたことである。これらの事情により、令和4年度の事業収支は大幅な伸びとなった。

管財課長

- 2 令和4年度の未利用地処分は4件、具体的には旧沼影職員住宅跡地、旧いきがい大学東松山学園跡地、旧東松山警察署長公舎跡地及び旧熊谷点字図書館跡地である。売却金

額は、旧沼影職員住宅跡地が5億2,802万円、旧いきがい大学東松山学園跡地が1億8,000万円、旧東松山警察署長公舎跡地が3,671万円、旧熊谷点字図書館跡地が4,339万円、合計7億8,814万円となった。

- 3 未利用財産の適切な管理と迅速な処分につなげるため、令和4年度に「未利用財産利活用に向けたロードマップ」を策定した。ロードマップでは、個別の未利用財産ごとに利活用に当たっての課題や地元市町村との調整状況等について整理し、利活用方針を定めた上で、活用又は処分までのステップとタイムスケジュールを定めている。現在、年2回程度の頻度で進捗状況を把握し、進捗に遅れのある財産については、管財課も積極的に助言や協力をしながら進捗管理を行っている。今後も、県民の貴重な財産である土地、建物の有効活用に努めていく。

文書課長

- 4 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律の改正により、従前、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、それぞれの地方公共団体の条例ごとに定められていた個人情報の保護に関する個々のルールが、個人情報の保護に関する法律の一つにまとめられ、全国的な共通ルールが適用されることになった。そのため、影響としては、個人情報の定義が地方公共団体ごとに異なっていたものが、法律により全国共通のルールが適用されることによって、個人情報の取扱いが統一され、個人情報を利用する者にとって分かりやすいものになった。また、個人情報保護については、地方公共団体ごとにその水準が異なっていたが、法改正後は、国の個人情報保護委員会が一括して国、地方公共団体、民間等に指導・監督を行うようになり、個人情報保護が強化された。

林委員

- 1 行政報告書124ページ、「(1)入札・契約制度の企画調整」の「イ 建設工事等に係る入札・契約制度の改善」において、資材単価の上昇等を踏まえ、スライド制度の申請について受注者に対して支援を行ったとあるが、具体的にどのようなことを行ったのか。
- 2 行政報告書125ページ、「(2)入札参加資格審査」について、物品等の資格審査において、申請者の利便性向上を図るため添付書類を電子ファイルで提出できるようにしたとあるが、具体的にどのようなことを行い、どのような成果があったのか。

入札課長

- 1 昨今の価格高騰に伴い、スライド制度の活用を検討する工事が増加したが、近年の活用事例が少なく、その手続がよく分からないとの声を頂いていた。そこで、令和4年3月に、工事請負業者の方々に手続の流れや相談窓口を明示したリーフレットを作成し、スライド制度の周知を図った。また、令和4年5月に、具体的な計算事例や申請書記入例を県ホームページに掲載し、各建設業関連団体や県内市町村にも周知した。さらに、令和4年6月には、このホームページに計算事例などを分かりやすく説明する解説動画の掲載も行った。引き続き、積算基準書や設計労務単価を所掌する県土整備部と連携を図りながら、申請しやすい環境づくりに努め、問合せに対しても丁寧に対応し、スライド制度の活用について支援していく。

入札審査課長

- 2 入札参加資格審査申請における具体的な取組だが、審査時には履歴事項全部証明書や納税証明書、あるいは業務によっては古物商の許可証など資格を証する書類を従来は郵送によって提出いただいていたところである。このため、システムの改修を行い、オンラインで書類を提出できるようにした。申請者への効果であるが、審査は県と市町等が共同で行っており、従来は申請する団体の数だけ必要部数をコピーして郵送していたところであるが、印刷の手間が省け、ペーパーレス化が図れるとともに郵送の手間がなくなった。県側としても、郵便物の受付、開封、受付簿の作成、これらの書類を保管する作業から解放された。また、資料の検索もパソコン上で可能となるなど、審査事務の効率化を図ることができた。

八子委員

- 1 行政報告書109ページ、「5 私立学校の振興」について、令和4年度、結果として募集定員よりも多くの入学者を受け入れた高校の数と、その人数はどの程度だったのか。
- 2 行政報告書116ページ、「(2) 公有財産の管理・処分・調査」について、未利用財産の利活用を進めるために、令和4年度にロードマップを策定したとのことだが、具体的にどのようにロードマップを活用したのか

学事課長

- 1 全日制高校48校中23校が上回っており、23校の合計した超過数は2,148人である。

管財課長

- 2 ロードマップについては、全ての未利用財産29件に加え、今後廃止予定の財産も含めて策定した。策定に当たっては、民間事業者を講師に招いた財産所管課説明会を開催するなど、民間の視点も取り入れた。具体的な活用事例としては、ロードマップの策定を機に県有地の購入を希望している幾つかの市町村に管財課がまとめて依頼し、購入時期を回答いただくといった活用をしている。

八子委員

- 1 東京や他県からの入学者もいるので一概には言えないと思うが、県立高校は生徒募集に総じて苦戦している一方で、私学は48校中23校が定員超過で生徒を受け入れ、しかもその人数は2,000人を上回る数となると、私学の定員の厳格化を図るべきではないか。国では大学については補助金で誘導している。県ではそうした対策を行っているのか。行っていないのであれば、検討はしているのか。
- 2 未利用財産の利活用について、ロードマップの具体的な活用事例として、例えば、昨年度は「一時的にコインパーキング用地として活用している」といった答弁もあったが、そういった具体的な事例はなかったのか。

学事課長

- 1 県としても定員を超える生徒の收容は、教育環境とか教育条件などの面で好ましくないと考えている。そのため、定員を超過した高校には運営費補助の減額措置を行っている。例えば、2か年度連続で30%を超える入学者があった高校に対しては、運営費補

助を10%減額するなど、超過の状態によって段階があるが、最大で50%の減額調整まで行っている。

管財課長

- 2 ロードマップについては、昨年度策定したばかりであり、現段階では利活用につながった事例はない。ただし、利活用を進めるために、サウンディング型市場調査を行い、民間事業者からアイデアを募るなどにより、利活用策を検討しているところである。

伊藤委員

- 1 行政報告書109ページ、「5 私立学校の振興」について、父母負担軽減事業補助金に不用額が37億円あるとのことだが、県境の市町の在住者は、東京や県外の私立を選ぶことも多いと聞く。県内と同様に父母負担軽減を行った場合には、推計でどのくらいの予算がかかるのか。
- 2 私立学校の運営費補助について、県内に2つの外国人学校があるが、朝鮮人学校には運営費の補助が行われていない。保護者は県民税を払っており、生徒は卒業後に埼玉県に勤務し県に貢献する可能性もあるのになぜ補助金を出さないのか。
- 3 運営費補助の水準について、生徒1人当たり補助単価は47位、令和3年度も46位である。私学振興と銘打っている以上、運営費補助こそ学校への直接補助として重要だが、この水準をなぜ改善できないのか。
- 4 行政報告書110ページ、「(2) 私立学校に対する助成」について、光熱費の価格高騰分と給食費等の値上げ分の補助実績について、全学校の何割に交付されたのか学校区分別に示してほしい。また、これにより、高騰分は充足できたのか。
- 5 資料16について、令和4年度に月間200時間以上時間外勤務をした職員は人事課が13人と突出している。令和3年6月の月間200時間以上の時間外勤務に関する知事答弁後にすぐに対策を行ったはずで、非常事態なのである程度は理解できるが、新型コロナウイルス感染症対策に直接は関係ないと思われる人事課でなぜこのような時間外勤務が行われたのか。
- 6 資料17について、危機管理防災部が女性職員の割合が横ばい、若干右肩下がりである。災害時に女性の視点が必要だと言われているところだが、なぜ女性職員が増やせないのか。
- 7 資料22「個人県民税及び市町村民税滞納の県への引継ぎ」について、本来市町村が市町村民税と県税を集めるのが原則だが、一部を県が直接徴収する、これを引継ぎというと同った。この県の直接徴収が令和3年度までは毎年2,000件超あった。令和4年度の引継ぎ件数は、52市町760件と劇的に減っている。どのような取組が行われたのか。

学事課長

- 1 県外私立高校通学生に県内同様に父母負担軽減補助を行った場合の推計は約15億円である。
- 2 最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを理由に不交付としている。
- 3 私学振興については、運営費補助と父母負担軽減補助の2本柱で行っている。平成15年12月に県議会決議を頂き、私立学校関係の補助金は、より一層、生徒又は保護者

に対して授業料等の補助を行うよう強く要望を受けた。そこから父母負担軽減補助に予算を重点化させていただいている。運営費補助は全国最下位レベルであるが、父母負担軽減補助との合算では、令和4年度で全国9位の水準となっている。

- 4 光熱費等高騰対策支援補助は、県が所管し、かつ運営費補助を交付する学校を対象としている。幼稚園は385園中、384園でほぼ100%。小中高等学校・特別支援学校は対象となる全ての学校に交付している。専修各種学校は合わせて53校の対象校の内、52校に交付しており、ほぼ100%という形である。効果であるが、運営費補助の当初予算を見積もった際に予見できなかった光熱費、燃料などの高騰に対する一時的な補助という形であり、その意味では一定の効果があったと考えている。給食費については、給食を実施している学校17校のうち、給食費の費用を値上げした学校を対象とした。令和4年度には、小学校2校が値上げをしたことから補助を実施した。こちらも値上げ相当分を補助したことから、一定の効果があったと考える。

人事課長

- 5 人事課で月間200時間以上の時間外勤務は、全て3月に発生している。例年、年度末には定期人事異動に向けて、業務が集中する傾向がある中で、特に令和4年度は、例年の業務に加えて、令和5年度から開始される定年延長を見据えた規則改正や意向確認などの準備業務、システム更新に伴う対応など3月に業務が集中した。そのため、想定していなかった公務の運営にやむを得ない事由により多くの職員が月間200時間を超える結果となってしまった。加えて、このような業務の他に、3月末に職員の懲戒処分を3件実施した。そのうち2件は、懲戒免職と停職6月という極めて重い処分であり、処分の実施に当たり慎重な検討を必要としたことも要因となっている。
- 6 適材適所の人事配置を行うなかで、女性職員の配置が少なかった年度もあり、令和3年度は、令和2年度の9人から6人へと減少したものの、令和4年度には7人、資料には記載していないが令和5年度には10人と着実に増やしている。災害時における避難所運営や物資調達などを検討する上で、男女共同参画の視点は大切であり、本県において女性職員の積極的登用を進めている中で、危機管理防災部も例外ではない。今後も、女性職員の積極的な職域拡大に努めるとともに、職員本人の能力や実績を踏まえた上で、適正な人事配置を行っていく。

個人県民税対策課長

- 7 令和4年度の地方税法第48条に基づく直接徴収の件数が減少した要因としては、近年は市町村においても滞納整理が進んでおり、高額・困難事案が減少していること、支援の形態を直接徴収から県職員の派遣にシフトしたことが挙げられる。県職員の派遣は、県職員が市町村職員の身分を併任することで、市町村において個人住民税の滞納整理や人材育成等の支援を行うことができるという特徴があるため、市町村からの依頼や希望等により、県職員派遣型の支援も積極的に行っている。一方、少なからず高額・困難事案もあることから、引き続き直接徴収として引き継ぎ、集中的に整理する必要があるため、令和4年度には、52市町から760軒を引き継ぎ、滞納整理を行った。今後とも市町村との連携を密にし、市町村の状況に応じたオーダーメイド型の支援を行うことで、納税率の向上に向け取り組んでいく。

伊藤委員

- 1 月間200時間超の時間外勤務は特別な事情によるということであれば、令和5年度、

令和6年度は改善がされると考えてよいのか。

2 直接徴収の高額・困難事案とはどのような事案か。

人事課長

1 人事課での時間外縮減に向けた取組として、年度末に集中する業務の中で可能なものを前倒しして平準化することや、業務の効率化や見直しを進めて、徹底した時間管理を行っていく。月間200時間超の時間外勤務は3月に発生しているが、令和4年度と令和5年度の4月から9月までの人事課の時間外勤務の実績を比較すると30%以上削減しており、3月に向けて縮減の努力をしていく。

個人県民税対策課長

2 高額・困難事案の定義については、正確に定めたものではないが金額と内容で分けて整理しており、金額については100万円以上、内容については、滞納者と連絡が取れていない、居住地に住んでいない等で市町村で対応できなくなった事案である。具体的には、市町村とヒアリングの上、引き継ぐ事案を決定している。

【説明者】

北島通次公営企業管理者、新井哲也企業局長、高橋伸保水道部長、吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、増田伸主席工事検査員

【発言】

林委員

令和4年度埼玉県企業局決算の概要によると水道用水供給事業の純損失が8億1,700万円であり、令和3年度と比較して29億8,000万円の減少と、大幅に悪化している。これはなぜか。また、現在令和5年度の途中の状況及び今後の見通しはどうなっているのか。

水道企画課長

県内人口が減少に転じている中でコロナ禍の在宅需要に支えられて料金収入は1億900万円の増となり、事業収益全体としては3,900万円の増の、444億5,200万円ほどになった。一方で、電気料金をはじめとする物価高騰などの影響で、維持管理費が大幅に増加し、事業費全体では30億1,900万円の増加となり、452億6,900万円ほどになった。収益よりも費用が大幅に増加したということで、特に動力費の増加が顕著で、31年ぶりの経常赤字を計上する原因となった。令和5年度の当初予算についても依然として物価が高水準ということもあり、約41億5,600万の赤字予算を計上している。給水収益は人口減少に伴い緩やかに減少するという見込みである。施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や、先ほどの物価高騰の影響も引き続き見込まれているため、今後も経営状況は一層厳しさを増すと考えている。アセットマネジメントなどを活用して、施設や設備の長寿命化や、省電力機器の導入等を図り、引き続き経営改善に努める。

財務課長

令和5年9月末の状況について、維持管理費では、対前年度比で12億6,000万円弱の増加となっている。この大きな要因としては、修繕費が7億4,000万円弱増加しているということで、特に資材価格の高騰や労務単価の上昇が大きく影響している。また委託料についても今年度は大幅に減少する予定だったが、前年度と比べて約1億円のマイナスという状況で、予定よりかなり委託料の執行額が増えている。

戸野部委員

令和4年度埼玉県企業局決算の概要のうち工業用水道事業については、令和4年度は純利益が1億1,000万円となり、また前年度比7,600万円と増加しているが、収支の悪化が見込まれるのはなぜか。

水道企画課長

工業用水道事業は利益が増えているが、今後、老朽化した施設の維持管理や、管路更新費用などで費用が増大する見込みである。また物価高騰の影響による維持管理費の増加が見込まれる中で、工場の移転等により、契約水量も今後減少する見込みである。これらの

理由から、経営状況は一層厳しさを増すものと考えている。企業局の地域整備事業で整備した草加市の草加柿木地区産業団地への早期供給開始など、給水収益の確保に取り組む一方、引き続きアセットマネジメントの活用などで、施設や設備の長寿命化、省エネ機器の導入などにより、維持管理費の縮減に努め、経営改善を図っていく。

渋谷委員

令和4年度埼玉県企業局決算の概要の地域整備事業について、貸付契約していた区画を分譲したとあるが、どのような経緯で分譲をしたのか。また、貸付契約している他の区画についても、今後分譲を進めていくのか。

地域整備課長

分譲した団地は杉戸深輪産業団地である。事業用定期借地権を設定していた区画を分譲したものである。杉戸深輪産業団地は、平成7年から14年にかけて実施した事業であり、一部に事業用の定期借地権を設定した区画があり、そこを売却した。その区画については、隣の区画を購入していた企業が一体的に使っており、今後も一体的に使いたいとのことで売却したものである。今後存続期間の満了を迎える物件が出てくるため、買取りの意向があれば分譲し、引き続き賃貸を希望する企業には定期借地権を再契約することで対応したい。

鈴木委員

- 1 水道用水供給事業会計について、高度浄水処理施設の整備事業が大久保浄水場等において進められているとあるが、現在の進捗状況はどうか。
- 2 決算審査意見書の留意又は改善を要する事項に、今後の水道料金改定について、大規模投資に必要な事業費を含めた事業経営に係る財政シミュレーションを行って検討することが必要とあるが、料金はどのように算定されるのか。また料金改定についての見通しはどのように考えているのか。

水道管理課長

- 1 大久保浄水場については、令和4年度から資材搬入路の整備や、基礎杭の製作などに着手している。令和5年10月の時点では高度浄水処理施設の基礎杭の設置工事を進めている。吉見浄水場については、高度浄水処理施設の実施設設計を進めており、現時点では処理方式や施設の配置がおおむね決まった段階である。今後詳細な仕様等について定めていく。

水道企画課長

- 2 地方公営企業の運営にかかる経費は一般会計等が負担すべき一部のものを除き、当該企業の経営の収入をもって充てなければならないとされており、いわゆる独立採算制となっている。具体的には、算定期間の4年間で必要な費用の合計をその4年間の水量の合計で割って料金単価を算定している。現行料金の料金算定期間は令和3年度から令和6年度までの4年間であり、料金単価は1立方メートル当たり61円78銭である。料金については平成11年度以降実質的に据え置いており、県営水道の用水供給の中では全国で3番目に低廉な料金を維持している。令和4年度の決算状況や今後の必要な投資を織り込んだ上で様々な財政シミュレーションを現在実施しており、今後の事業資金の確保や損益状況は非常に厳しい見通しである。決算審査意見書の意見も踏まえ、令和7

年度以降の料金について検討を始めたところである。

金子委員

- 1 原油価格上昇による動力費等の増加とあるが、令和4年度は令和3年度と比較するとどの程度増加したのか。
- 2 動力費は経常損失9億6,000万円に含まれているのか。決算上どのように計上されているのか。
- 3 資材価格に加え、労務単価も上がっているという説明があったが、令和4年度はどの程度の上がり具合となったのか。

水道管理課長

- 1 令和4年度の動力費は約59億6,400万円であり、令和3年度から約28億2,900万円増加している。
- 3 土木工事費の主要資材のうち鉄筋の価格が約29%、軽油が約22%上昇している。また労務単価は主要12職種の平均で約2%上昇している。

財務課長

- 2 動力費については、損益計算書の「2 営業費用」の中の「(1) 原水及び浄水費」及び「(2) 配水及び給水費」の中の内訳として含まれている。そして営業費用の一部という形で動力費が集計される。「1 営業収益」と「2 営業費用」の差し引きが「3 営業損失」となり、営業外収益と営業外費用を差し引きした結果が経常損失の9億6,600万円となるものである。

権守委員

- 1 施設老朽化に伴う維持管理費の増加について、資料1には全体で33億5,600万円増加したと記載があり、資料4によると燃料費高騰から動力費が約28億円と大幅に増加している。令和3年度と令和4年度を比較すると2倍に近い状況であり、企業局として削減に向けどのような取組を行ったのか。また、今後も課題になると思うが、燃料高騰による動力費の見通しはどうか。
- 2 資料N○. 16「内部留保資金の推移」について、地域整備事業会計は令和3年度が443億9,643万円なのに対して令和4年度は550億4,514万円となっており、およそ106億5,000万円増加している。増えた理由は分譲が好評だったからと読み取れるが、産業団地整備を推進することにより内部留保を高めることは、リスク管理の必要性や、将来の不確実性からの備えから評価できる。企業局として適正な内部留保資金はどれくらいと考えるか。
- 3 立地企業への販売価格の単価が高いのではないかと考えるがどうか。また、内部留保とするのではなくて、立地企業へ還元するなどの考えはあるのか。
- 4 資料N○. 17「自然エネルギーへの取組状況」によると、平成24年度と26年度の三つの取組があるが、これ以降の取組が特にない。これまでの取組以外で、企業局内の施設を活用するなどして、自然エネルギーへの取組ができないのか。令和4年度中に自然エネルギーへの取組について検討したのか。

水道管理課長

- 1 維持管理費に占める動力費については過去から削減に向け努力をしているところであ

るが、具体的には電力使用量の多いポンプについてエネルギーロスの少ない回転数制御の設備を導入した。これらの取組により、電力使用量は20年前からおよそ17%削減されている。今後の電力費の状況については、燃料費等調整単価が急激に上がったが、令和5年2月をピークに若干下がってきている。今後も動向を注視していく。

- 4 行田浄水場と吉見浄水場で太陽光発電を設置しており、効果の検証を行っているが、採算性に課題があるということが判明したため、その後は太陽光発電の設備については一旦休止をしている。一方で温室効果ガス排出量の削減目標が強化され、国の補助金が創設されたため、令和4年度に温室効果ガスの削減対策の検討業務委託を行っている。この委託の中では、太陽光だけでなく小水力についても検討したが、採算性の観点から太陽光発電が有力とされた。このため、令和5年度については太陽光発電の委託業務を実施しており、令和7年度までに太陽光発電を整備すべく準備している。

財務課長

- 2 適正な内部留保資金額についてだが、産業団地の整備については、用地買収や造成工事など、多額の資金を必要とする上、国庫補助金のような特定財源もなく、限られた手段、資金調達の手段の中から自己資金を十分確保しておくことが必要となる。また分譲企業への引き渡しは工事完成後となるため、投資した資金の回収に時間を要する事業スキームとなっている。整備に要する費用は地理的要件や整備面積によって大きく異なるため、一概に必要な内部留保資金の額を示すということは難しい。現在の地域整備事業会計の状況を考えると、内部留保資金は必ずしも余裕がある状況ではないと考えている。

地域整備課長

- 3 販売価格については不動産鑑定評価を取っているが、申込企業や同業の民間デベロッパーから話を聞く限り、さほど高くはないと考えている。本県では10年連続で工業用地が値上がりしており、これは物流関係の影響によるものため、メーカー企業からは少し割高に感じることは考えられる。令和4年度末から公募した富士見市の産業団地については、建物の高さの制限により価格をコントロールしながらメーカー企業も購入できるような機会を作るよう工夫した。内部留保についてはそれほど余裕がない状況であるが、産業団地も大きく利益が出るところと苦しいところがあるため、特徴ある産業団地の整備により、立地企業や県民への還元を行っていきたいと考えている。

柿沼委員

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、ゴルフ場の経営状況はどのようになったか。
- 2 新型コロナウイルス感染症により貸付料の減免などは実施したのか。
- 3 新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に移行したが、今後ゴルフ場の利用展開はどのように考えているのか。

地域整備課長

- 1 令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた日数が54日間あったが、令和3年度と令和4年度については休業はなかった。様々なレジャーが制限される中で、ゴルフは3密にはならないということでよく利用され、令和4年度の利用者数は合計約130,800人と、前年度比で約1,600人増加した。令和4年度の営業利益は、吉見と大麻生の合計が約1億8,500万円となり、赤字だった令和2年度から改善した令和3年度と比較しても、約4,700万円の増加となった。

- 2 休業時に減免の措置はあるが、令和3年度と令和4年度については新型コロナウイルス感染症の影響による休業はなかったため、貸付料の減免は行っていない。
- 3 運営を担っている株式会社さいたまリバーフロンティアからは、今後も安全で快適に利用できるゴルフ場とするために、感染対策を講じながら、女性や若年層の利用拡大にスポット当て、利用者増を図っていく方針であると聞いている。県としてはリバフロと協議しながら施設の修繕などを実施していく。

白根委員

工業用水について、施設利用率が41.39%と年々減少している。現在、管路が大体50年以上経過しており修繕の必要がある地点が多くなっている中で、大久保浄水場の工業用水の管が壊れているということがあった。工業用水の契約はするが使われていないという状況だと思うが、考え方はどうか。

水道企画課長

現在、施設の能力と契約水量にかい離がある。このかい離については、将来的に浄水場の更新の際などに施設をダウンサイジングし、適正な施設規模に整備していこうという考えである。

白根委員

川口市内の工業用水を利用している受水事業所は幾つあるのか。

水道企画課長

全体は149だが、川口市内の数については確認後答弁する。

水道企画課長

先ほどの質問に対する答弁であるが、全体で149事業所あり、うち47事業所が川口市内である。

八子委員

地域整備事業の中から、私の地元の富士見上南畑地区産業団地の令和4年度の取組状況はどうなっているのか。

地域整備課長

令和4年度は用地買収及び工事の実施設計を行ったところである。また、企業募集も令和5年3月から7月まで実施した。

辻委員

県では高度浄水処理を進めているが、導入にかなりの費用を要する。都市部とそれ以外のエリアで水質に差があると考えますが、高コストな高度浄水処理を最終的にはどの範囲まで普及させていくのか。また、高度浄水処理だけが水質浄化の方法ではないと考えるが、どのような考え方で整備を進めているのか。

水道企画課長

原水の水質悪化や水質事故に24時間365日対応し、安全な水を安定的に供給するこ

とを目的に、5つの県営浄水場全てに高度浄水処理を導入する考えである。大久保浄水場と吉見浄水場に導入後、残りの2浄水場にも速やかに導入できるよう、スケジュール等を検討している。

辻委員

導入する浄水場としない浄水場があると不平等というのは理解できるが、非常にコストが高く、地域によって水質も違ってくると思われる。全て高度浄水処理で対応しなければならないのか。どのような考え方で整備してきたのかを伺う。

水道企画課長

県営浄水場は利根川・荒川水系河川を水源としている点では同じであるため、時期に差は生じるが、高度浄水処理を導入する必要があると考えている。

伊藤委員

- 1 電気料金の高騰について、公営企業では地方創生臨時交付金で補われていないとのことだが、その理由は何か。
- 2 高度浄水処理について、国から十分な財政支援があるのか。
- 3 維持管理費の増加や高度浄水処理の導入により、今後の水道会計の方針は非常に心配である。水道用水や工業用水の財政シミュレーションが示されているが、配布した資料に追加のシミュレーションが掲載されている。料金を引き上げなかった場合は内部留保を使い果たすという想定、令和11年度に20%引き上げを行うことで何とか内部留保が保てるという想定、令和7年度から10%料金を引き上げて、その後11年度にまた10%引き上げると内部留保も現在のまま保たれるという想定である。料金の検討をどのように行っているのか。
- 4 過去にハツ場ダムの水資源開発事業が行われ、減価償却が始まっている。令和4年度の減価償却費は幾らか。また、思川開発が現在栃木県で進んでいるが、完成後の毎年の減価償却費は幾らと試算しているのか。
- 5 資料No. 18の民間業務委託の状況について、包括民間委託のメリット、デメリットをどのように考えているのか。今後更に包括民間委託を進める方向性なのか。
- 6 富士見上南畑地区産業団地について、この地域は入間川・荒川・新河岸川の浸水想定区域となっている。大雨のときに万全の設計となったのか。
- 7 誘致後の雨水排水設備の管理について、県として指導と現地調査の継続が必要だと考えるがどうか。
- 8 企業誘致について、先ほど高さ制限15メートル以下の建物という説明があったところだが、環境に配慮した企業誘致となるのか。

財務課長

- 1 国の令和4年度の二次補正予算において電力の支援がなされたが、低圧契約及び高圧契約を対象としており、企業局のような大規模な事業者が契約する特別高圧契約は対象外であった。令和5年の3月末に、国の物価高騰対策として交付金が追加され、特別高圧契約が支援の対象となったが、限りある財源を厳しい状況に置かれている事業者、県民への支援に重点的に配分するためということで、公営企業を含む県営事業への支援は見送られた。

水道管理課長

2 高度浄水処理については国から補助金が交付されている。現在整備を進めている大久保浄水場では、浄水処理に応じた基準事業費に対して約4.2億円の補助金を受けられる見込みである。県としては国から更に支援が必要と考えており、国に対して基準事業費の見直しや、交付率の引上げなどを要望している。

水道企画課長

- 3 地方公営企業は地方公営企業法で独立採算で経営することが原則とされており、持続的な経営をするためには必要な経費を料金収入で賄っていかなければならない。シミュレーションで料金改定をしない場合も示しているが、資金が不足すると、老朽化した施設や管路の更新ができず、将来漏水が発生するなど、水道用水の安定供給に支障が生じるおそれがある。将来に向けて様々な財政シミュレーションの試算を行うということは必要な作業であると考えている。維持管理費の削減などの経営努力は続けつつ、料金の在り方については今後受水団体と意見交換などをしていく。
- 4 令和4年度のハツ場ダム建設事業の減価償却費は約16億8,000万円である、関連事業のハツ場ダム水源地域整備事業の減価償却費が約8億4,000万円で、合わせて約25億2,000万円が減価償却費となっている。また思川開発に関連する事業完了後の減価償却費については、概算ではあるが、令和6年度に完了するということで試算の額になるが、年間約3億円程度になる見込みである。

水道管理課長

5 包括民間委託に関しては工業用水の柿木浄水場、部分的民間委託については吉見浄水場で実施している。包括民間委託のメリットについては、委託対象施設の管理に充てていた人員を、他の更新工事などに充てることのできる点などがある。デメリットについては対象施設の管理に関する技術力が低下するおそれがあると認識している。これに対しては、それ以外の他の浄水場の運転管理を直営で行うことで、運転管理に係る技術力を維持している。今後包括民間委託を進めるかの方向性については、現時点では未定である。

地域整備課長

- 6 富士見上南畑地区産業団地の雨水対策としては、開発区域の中に、雨水流出抑制条例に基づいて3.3ヘクタールの調整池を整備する。全体の面積が19ヘクタールのため、かなり大きな調整池となる。更に団地内に二つの公園を整備するが、公園の地面を低くして貯留能力を持たせるため、産業団地の整備前の田んぼの状態よりも貯留能力が高くなる。
- 7 整備する排水施設は市へ移管するため、市で適切に管理されるものという認識である。企業の敷地内の排水設備については企業が建築確認等を受けて適正なものを整備する。
- 8 団地全体で19ヘクタールの開発をするが、分譲面積は14ヘクタールである。分譲面積のうちの半分が建物の高さ15メートルという低い制限になっている。残りの面積についても建物の高さは25メートルに制限している。一般の物流倉庫が建つ場所は30メートル程度の制限となっているので、それと比べても低くなっている。応募いただく企業についても、公害防止計画を定めている企業とするなど、環境に配慮した対応を行っている。

伊藤委員

大久保浄水場高度浄水処理施設の整備については国から42億円の補助があるという説明だったが、事業費は1か所を整備するのにおよそ幾らかかるのか。

水道管理課長

大久保浄水場の場合は令和10年度までで約616億円を計上している。

松坂委員

- 1 団地の分譲に当たり土地の価格が決して高くはないとの説明であった。購入しやすい価格であるのはよいことだと思うが、今回の団地別の分譲単価は幾らか。
- 2 現在事業を行っている地区は、長い間、課題の多かった地区も含まれている。事業の進捗率は現在どれくらいなのか。

地域整備課長

- 1 分譲単価は地域によってかなり差がある。松伏・田島地区については1平方メートル当たりで約65,000円。寄居桜沢地区については1平方メートル当たり約25,000円程度を想定して公募をかけた。また羽生上岩瀬地区については1平方メートル当たり約37,000円を想定して公募をかけた。
- 2 松伏・田島地区については工事も完了し、令和4年7月には企業への引き渡しを終えた。川越増形地区については令和4年度に工事が終了し、令和5年度に引き渡しを終えた。行田富士見地区については、令和5年3月に企業の辞退があったため、再募集を行い、造成工事に着手した。嵐山花見台地区も同様に一部企業の辞退により再募集を行い、造成工事を行っている。富士見上南畑地区については用地買収をし、公募を開始した。鴻巣箕田地区についても令和4年度に造成工事に着手し、令和4年度末に企業を内定した。寄居桜沢地区、羽生上岩瀬地区については引渡しまで完了している。久喜高柳地区は令和4年度から事業を開始したため、用地買収等を実施し設計を行ったところである。

【説明者】

伊田恒弘下水道局長、豊野和美下水道管理課長、水橋正典下水道事業課長

【発言】

渋谷委員

流域下水道事業会計は令和4年度は25億1,575万円の赤字とのことだが、経営上問題ないのか。また、赤字解消のために下水道局としてどのように取り組んでいくのか。

下水道管理課長

令和4年度末で約103億円の繰越利益剰余金があるため、直ちに資金不足になることはないが、令和5年度も令和4年度と同様、赤字が想定されている。このため、エネルギー価格の高騰が続けば、近い将来に剰余金が尽き、下水道事業の継続に大きな影響が出る可能性があり、強い危機感を持っている。収益のうち約半分を占める維持管理負担金については、令和7年度に、荒川左岸南部、荒川右岸、中川といった規模の大きい流域が単価改定時期を迎えるため、エネルギー価格の高騰分などを算入した単価で改定されれば、収支は改善すると見込んでいる。その他効率的な運用や、計画的な修繕などによる維持管理コストの縮減といった経費削減、また、下水道資源を活用した収益の仕組みづくりなど、収入増に努めていく。

戸野部委員

資料No.9「施設の耐震化の進捗状況」の人孔浮上防止について、全体の進捗が20%台である中で、緊急輸送道路を優先していることは理解できるが、その他の箇所について、実際に災害が発生した際の被害の影響をどう考えているのか。また、同様に耐震化率22.2%の進捗という水循環センターについても同様に、災害時の被害の影響の見解について伺う。

下水道事業課長

下水道施設の耐震基準は、平成7年の兵庫県南部地震や平成23年の東日本大震災を契機に強化されてきている。一方で本県の下水道施設については、耐震基準が強化される前に整備されたものが多いことから、対策が必要となる施設が多く、耐震化率が低い状況にある。下水道施設の耐震化は、24時間365日、汚水を止めることができない条件での施工となり、汚水の切替え等に伴う時間的制約や硫化水素の発生等厳しい条件下での工事が多いため、一つの施設を耐震化するのに時間を要している。こういった実情を踏まえて緊急輸送道路など優先順位を決めて対策を進めており、マンホールについては地震時に浮上するおそれがあるものについて優先的に対策を実施している。耐震化が行き届いていない施設については地震により破損して流下機能を損なうおそれがある。こうした場合には、仮設ポンプや仮設水路を使って、汚水を流す機能を確保していく。同様に終末処理場においては、流入から放流までの処理系列の最低限1系列は耐震化して機能を確保していく対策を進めている。水循環センターについては、令和4年度までに完了しているものが2施設あり、令和5年度に5施設完成する予定だが、荒川水循環センターと中川水循環センターの2施設については非常に大規模な工事となり、令和5年度中の完了が難しい状況であ

る。水循環センターについても、万一被災した場合には可搬式のポンプや仮設配管を使って流す機能の確保や、センター内に池を掘って仮設の池で簡易の処理を行い、被災時の機能も確保していく。

金子委員

- 1 施設の浸水被害対策について、近年河川の氾濫によって浸水が起こって下水道施設の機能が停止した事例があったと思うが、現在の浸水対策はどのようなものか。
- 2 資料No. 3の「改善又は検討を要する事項とその措置状況」に人材確保についての説明があるが、どのように確保に取り組んでいるのか。また、下水道局というと技術的な民間資格や国家資格があると思うが、有資格者をどう育成しているのか。

下水道事業課長

- 1 浸水リスクが高い3か所の水循環センターにおいて、施設内への雨水の流入を防ぐ防水扉の設置などの対策を平成27年度から進めている。令和元年の東日本台風を契機に、国から施設の耐水化に関する考え方が示されたため、本県においても、令和4年度から13年度までの10年間に優先的に取り組む浸水対策をまとめた計画を策定した。計画においては、まず国管理河川よりも氾濫の発生の可能性が高い県管理河川の氾濫による浸水リスクのある水循環センターと中継ポンプ場の12施設において、順次対策を実施することとしている。具体的には施設の敷地内への雨水流入を防ぐ防水壁の設置や、窓などの開口部の閉塞等の耐水化を進めている。令和4年度は4施設の耐水化の設計を実施している。

下水道管理課長

- 2 人材確保については、令和5年度はインターンシップとして本課で1名、事務所で3名の計4名を受け入れている。また、下水道局の職員による採用活動として、埼玉大学やものづくり大学、工業高校等を回っている。併せて若手職員の離職防止対策として新規採用職員、若手職員向けに、新任職員研修、県土整備部や都市整備部と合同での新規採用職員研修等を毎年度計画的に実施している。人材の育成策としては、下水道事業団や日本下水道協会等専門的な機関が実施している外部研修の受講を推奨し、下水道に係る専門的資格等の知識習得を図っている。その他、下水道関係の外部団体との人材交流も継続して実施をしており、長期的な視点で人材育成ができるよう努めている。

金子委員

- 1 浸水対策について、屋内の施設はイメージが付きやすいが、屋外の微生物でろ過する施設などは令和4年度にどのように対策を行ったのか。
- 2 下水道事業は技術力が求められる仕事と思うが、人材の確保に当たって、若い世代にアプローチする施策が取られていたのか詳しく伺いたい。

下水道事業課長

- 1 例えば水循環センター全体を盛土や壁で囲うような形で浸水しないような対策を講じて機能を確保するということになっているが、現状でその対策が完了した施設はないため、必要に応じて順次進めていく。

下水道管理課長

- 2 若手職員の確保については、インターンシップや、大学・高校訪問のほか、内定者向けの現場説明会、見学会を行っており、実際に働く現場を肌で実感してもらうことで、下水道の仕事に携わる魅力を若い方にアピールをしている。

権守委員

- 1 資料N o. 7「自然エネルギーへの取組状況」の太陽光発電について、令和4年度はケーブルの盗難の影響で発電できない時期があったと記載があるが、これは二つあるセンターのうちどちらで起きたのか、発電できなかった時期がいつからいつまであったのか、本来であれば発電できたであろう損失金額の想定と、復旧までに要した費用の額を伺う。
- 2 工事現場や建設現場で資材の盗難の被害が後を絶たない状況であるが、何か対策は取っていたのか。また、発生後にどのような盗難対策を行ったのか。
- 3 維持管理費が前年度比で約44億円増加したとあるが、電力や薬品等の高騰は予想できた中で、削減に向けてどんなことを検討し、どのような努力をしたのか。

下水道事業課長

- 1 中川水循環センターで令和5年1月30日から11月2日までの予定で、それから小山川水循環センターでは令和4年5月10日から令和5年9月11日まで発電を停止していた。本来であれば、約400万キロワット時の発電量を見込んでいたが、約200万キロワットにとどまり、発電損失金額は約4,200万円と推計している。復旧に要する費用については約1億5,000万円と見込んでいるが、設備のリース会社が全額負担している。
- 2 盗難前に盗難対策は講じていなかったが、今回の事案を踏まえ、機械警備を導入するとともに、ケーブルを盗難されにくいアルミニウム製のものに変更して地中に埋設した。

下水道管理課長

- 3 電気については、実際に運転管理を工夫し、電気料単価がピークになる時間帯には処理水量を減らすことで、電気料の削減に努めている。また、省エネ機器の導入や給排気ファンの運転抑制なども行っている。薬品については、共通で使うものについては共同購入するなどし調達単価を安く抑えている。

権守委員

二つのセンター以外で盗難防止の対策は講じたのか。

下水道事業課長

中川水循環センターと小山川水循環センター以外は太陽光発電設備を導入していないため、対策は講じていない。

林委員

決算審査意見書に維持管理負担金の単価の改定が課題として挙げられているが、どのように対応するのか。

下水道管理課長

令和4年度決算では、これまで黒字を計上していた大規模な流域が電気料金高騰の影響を大きく受けている状況である。維持管理負担金はおおむね5年ごとに改定しているが、今後、想定を大きく超える変化にも機動的な対応が取れるよう、流域市町の状況も考慮しながら、適切な単価改定サイクルについてしっかり検討していく。

鈴木委員

- 1 再生可能エネルギーの活用促進による温暖化対策等に約25億円を支出したと資料に記載があるが、具体的にどのようなことを行ったのか。
- 2 現行の耐震基準に適合しない施設の耐震化事業等に約38億円を支出したとあり、耐震関連は幾つか説明があったが、その他の重要度の高い場所に対しての支出や留意すべき点などはあるか。

下水道事業課長

- 1 具体的には荒川水循環センターと元荒川水循環センター、それから新河岸川水循環センターにおいて、焼却炉の更新を行ったものである。汚泥の焼却に伴う排熱を利用した発電や超高温焼却を導入することにより、従来の焼却炉と比べて温室効果ガスの削減が期待できる設備を導入しているものである。
- 2 耐震化については、緊急輸送道路に埋設されている中小口径管渠と、液状化により浮上するおそれのあるマンホールについて対策を行っている。中継ポンプ場については、耐震化が難しい施設もあるため、そういった施設についてはバイパス化を行うという対策を進めている。また下水処理場については、流入から放流までの処理機能が一度に全て失われることのないように、処理系統のうち少なくとも1系列を耐震化して機能が確保できるように対策を進めている。マンホールの一部と、水循環センターの2施設については令和5年度中の対策の完了が難しいが、その他の施設については、令和5年度中の完了を目指して進めている。

八子委員

- 1 資料No. 7「自然エネルギーへの取組の状況」に関して、太陽光発電については説明があったが、令和4年度の他の取組と成果について伺う。
- 2 毎年災害対応訓練を行っていると思うが、令和4年度の訓練からどのような成果が得られたのか。

下水道事業課長

- 1 元荒川水循環センターにおいて、ガス発電で1時間当たり約310万キロワットの発電を行い、中川水循環センターのバイオガス発電で1時間当たり約1,300万キロワット時の発電を行うとともに、新河岸川水循環センターの固形燃料化施設で約2,600トンの燃料貨物を精製するなど、既存施設の着実な運用により、下水道資源の有効活用を図っている。新たな取組としては、下水汚泥の焼却に伴い発生する廃熱を利用した発電や超高温焼却を導入してCO₂削減が従来よりも期待される新型焼却炉への更新を進めており、荒川水循環センター、元荒川水循環センター、新河岸川水循環センターにおいて工事を進めている。荒川水循環センターについては試運転が完了しており、明日から稼働予定である。
- 2 令和4年度の災害対応訓練踏まえての成果と改善点であるが、下水道局においては、

現場からの災害報告にタブレットやGISのクラウドシステムを活用している。BCP図上訓練において、災害対応の時系列記録であるクロノロジーを、エクセルで共有するという取組を行うことにより、迅速な情報共有を可能とし、外部への素早い支援要請等に繋がった。一方で反省点として、従来、被災状況や対応状況の集約や幹部への報告の際に使用していた紙の管内図を廃止してGISクラウドシステムで現場情報を集約・報告することとしたところ、災害の全体像を把握しにくいというような意見があった。これを踏まえ今年度の訓練においては、より迅速な判断が求められる幹部報告等の際には、紙ベースの管内図を活用することとした。現場から各派までの情報共有は従来のおりGISクラウドシステムを活用して、デジタルと紙の使い分けをすることでより適切な災害対応を行えるよう努めていく。

伊藤委員

- 1 電気料金の高騰について、下水道局に交付金が交付されなかった理由は何か。
- 2 資料No. 6「流域下水道維持管理負担金単価の推移」について、負担金単価が令和4年度、古利根川で78円から82円に引き上がった。数年に1度、人口の少ない流域で負担金の引き上げが行われてきた結果、荒川右岸の32円から、荒川上流の99円と大きな格差が生まれてる。県としては料金統一を目指してきたと思うが、令和4年度、その取組はどうなっていたのか。
- 3 令和4年度の電気料金の高騰だが、これまで定額に抑えられてきた流域ほど影響額が大きかったと聞いている。どのような影響があったのか。また、負担金の引上げは末端価格の上昇につながり、ライフラインの価格引上げは極力避けるべきだと思うが、この点についてどう考えるか。
- 4 中川水循環センターなどで行っているバイオガス発電、太陽光発電は良い取組であり、他の循環センターでも進めていくべきと考えるが、今後の計画はどうか。
- 5 県の八つの下水道終末処理場循環センターのうち、3センターで運営を民間へ包括民間委託しているとのことだが、それはどこか。また、包括委託のメリットとデメリットをどのように考えているか。また、今後委託を増やす方向性なのか。
- 6 資料No. 9「施設の耐震化の進捗状況」の下水管路について、被災時の緊急車両等の交通機能を確保するため緊急輸送道路下の対策を優先的に実施しており、令和5年度までには当該道路下の中小口径の耐震化率を100%にする予定だと聞いている。令和4年度末で88.3%だが、予定どおり完了するのか。

下水道管理課長

- 1 電気料については、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により、下水道局が使っている高圧電気の料金も令和5年1月から8月使用分までは、1キロワットアワー当たり3.5円、9月から12月使用分までは、1キロワットアワー当たり1.8円の値引きが実施をされている。しかし、流域下水道事業全体で使用している電気は、特別高圧電気が8割を占めており、激変緩和対策の対象にはなっていない。このため、地方創生臨時交付金の活用も検討したが、県としては、限りある財源を物価高騰の影響で、厳しい状況にある中小企業や県民への支援に重点的に配分するため、公営企業への支援は見送られたという経緯がある。国の補正予算の状況なども踏まえ、交付金の追加交付の際など、機会を捉え、公営企業に対する支援を求めていきたいと考えている。
- 2 本県には八つ流域があり、流域ごとに処理場がある。それぞれの流域が独立して下水道の処理を行っているが、大きいところと小さいところではスケールメリットに極めて

大きな差があり、このため格差が生じている。維持管理負担金の単価については、下水道法に、流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において負担させることができると規定されていることから、流域別に設定している。流域下水道を実施している42都道府県のうち、39都道府県が、本県と同じく流域別に維持管理負担金を算定している。このため下水道局では、流域によっては累積赤字があるため、その累積赤字の縮小など、単価差の抑制に向けて取り組んでいくことが重要だと考えている。具体的には、流域下水道に入っている47市町の理解を得て、赤字の2流域に太陽光発電の売電益を、これまで約2億円補填充当し累積赤字の縮小を図っている。また、バイオガス売却に伴う利益の一部について、県北流域で実施予定の汚泥の肥料化等の事業に活用できるよう検討している。

- 3 令和3年度の決算までは、処理水量の多い大規模な流域については黒字であった。令和4年度については、エネルギー価格の高騰に伴う電気料の増加により、中小流域と比べ大規模流域の赤字額が大きくなっている。電気料は令和3年度と比べて9割ほど増加している。維持管理経費の上昇分のうち8割以上が電気料の影響によるものである。市町の公共下水道の処理経費のうち約2割を流域下水道の維持管理負担金が占めており、維持管理負担金単価の引上げは、下水道使用料に一定の影響を及ぼすものと考えられる。しかし、公共下水道の使用料を改定するかどうかは、市町の施設の状況や経費をどれだけ使用料で賄っているのかなど、個々の市町の状況によっても左右されるため、維持管理負担金の負担増だけが公共下水道使用料の改定理由になるものではないと考えている。なお、県内の一部市町では、地方創生臨時交付金を活用し、下水道事業への支援を行っているところもあるが、県としては、運転管理の工夫や省エネ機器の導入等により、引き続き、電気料の縮減に努めていく。

下水道事業課長

- 4 バイオガス発電事業については敷地内に一定のスペースがないとタンクが設置できないので、古利根川水循環センターにおいては消化施設を導入することを検討している。消化の後にバイオガス発電を導入するかについては、汚泥の性状をよく踏まえて、発電に向いているかを見極めながら検討していく。太陽光発電についても、同様に一定のスペースが必要になっていく。中川水循環センターと小山川水循環センターに太陽光発電を導入した際に、他の水循環センターでの導入可能性についても検討したが、やはり太陽光パネルの設置可能面積が少なく採算性が低いという理由から、いずれも導入を見送っている。また、固定価格買取制度FIT制度が終了して、採算の見込みが一層厳しくなっていることから、現時点で新たに太陽光発電を導入する予定はない。
- 5 現在県内八つの流域のうち、比較的小規模であり、主に分流式と呼ばれる、汚水のみを処理している荒川上流、市野川、小山川の3か所の水循環センターについては、コスト縮減を図るといった観点で、包括的民間委託を導入している。その一方で他の五つの流域については、流域内に合流式下水道と呼ばれる雨も一緒に流すような下水道を導入していて、豪雨時の雨水管理が重要であり、特に県南部の三つの流域については水循環センターの規模が全国的にも非常に大規模な施設になっており、地震による被災確率が高いことが想定されていることから、災害発生時に県民への影響が大きいと考えられること、また元荒川水循環センターは県の中央部に位置しており災害発生時に広域的な支援の受入れの拠点とするということなどから、残り五つについては引き続き下水道公社が現地に常駐して運転管理業務の発注監督管理や災害時の危機管理対応を行うことが適切であると考えている。

- 6 緊急輸送道路下中小口径の管渠の耐震化については、令和5年度中に完了する見込みである。ただ、マンホールの浮上防止対策については現在の計画策定後に新たに緊急輸送道路が追加で指定されたため、それらについては令和6年度以降順次進めていく。

辻委員

- 1 排熱発電等の仕組みについて説明があったが、下水道局は非常にCO₂の排出が多いセクションでもある。これ以外の方法のCO₂排出削減等の施策は検討したのか。
- 2 水害時、水害時に沈殿池が使えない場合は直接河川に放流するとか、河川に放流する等の対策を行うと過去に説明があった。河川の水質について、通常の処理を行った場合と緊急時に消毒だけ行って放流した場合ではどの程度影響に差があるのか。

下水道事業課長

- 1 現在本県に導入しているバイオガス発電や下水汚泥の固形燃料化、建設資材の利用や排熱発電、処理水再生処理用のほか、下水管内を流れる下水の有する熱を利用したりする取組や、下水汚泥をコンポスト化して肥料を利用するといった取組など様々なものを考えている。こうした取組を実施する際には、かかる建設費と維持管理と取組によるより得られる収益収入、従来かかっていたコストの縮減額との比較と、温室効果ガス削減効果などを比較検討して、一定の効果が期待される手法や事業スキームを採用している。下水汚泥の肥料利用などについては今後事業化に向けて取組を推進していくことも考えている。
- 2 手元に正確な数字がなく答弁が難しい。通常はBOD5程度の水質で放流しているが、災害時や緊急時には全ての下水を通常どおり処理することが困難なため、簡易に沈殿させて、固形物をできるだけ取り除いた上で消毒して放流することとなる。通常より高いBODで放流せざるを得ないことも考えられるが、場合により異なると思われるので、正確に答えることは難しい。

辻委員

過去に災害時などで直接放流した実績などはあるのか。

下水道事業課長

近年下水処理場が被災して停止したという事例が本県にはなく、10年20年の間では実績はない。

美田委員

令和4年の予算特別委員会の資料によると、タイのレムチャバン市への技術協力で、JICAとの共同事業の記載がある。これが令和5年の事業で、000万円ほど、令和4年で2,700万円ほどとある。この事業の計画年数と、事業の進捗具合を伺う。また、決算特別委員会資料ではこの事業はどこに反映されているのか。

下水道事業課長

事業期間は令和4年から令和7年にかけて実施する予定になっている。令和4年度は11月に現地に職員を派遣して、現地の下水処理場や関連機器等の状況を調査した。またオンラインで会議を行い、今後の技術指導のスケジュールの調整を行っている。令和5年度は8月に現地に職員を派遣して、交換予定のポンプの状況の確認や交換に向けた調整を行

った。また令和5年11月末から12月の中旬にかけては現地からスタッフ技術者を派遣していただいて研修を行い、年明けには現地で実際にポンプの交換等を行う予定である。進捗率を数値で示すのは難しいが、これらの取組を着実に進めている。事業自体は決算資料に記載できていないが、収入については決算書の22ページの営業収益の中に雑収益があり、その内数である。支出については24ページの営業費用の総経費の報酬費だとか旅費、それから賃借料の内数である。

美田委員

計画年数が令和4年から令和7年とのことだが、今後も予算額はこの程度の水準で推移する見込みなのか。

下水道事業課長

予算はJICAから出ているものであるが、毎年度約2,000万円前後の見込みである。

美田委員

全額JICAの負担なのか。

下水道事業課長

予算は全額JICAの負担で、協力して事業を行っている形である。

【説明者】

鈴木基之警察本部長、丹下浩之総務部長、中村振一郎刑務部長、
小駒眞次財務局長、原政樹会計課長、大塚健滋警備部長、菅谷大岳刑事部長、
鯨坂裕一組織犯罪対策課長、川上博和生活安全課長、石井堅次サイバー局長、
佐藤拓也監察官室長、上條浩一地域部長、荻野長武交通部長、中嶋亮運転免許本部長、
藤沼誠公安第一課長、齋藤克也刑事部参事官、杉村周一刑事部統括参事官、
正木浩組織犯罪対策課長、中出功生活安全総務課長、圓谷庄二生活安全部参事官、
関根英勝警務課長、會田雄一地域部参事官、市川弘明交通部参事官、
小久保和浩運転免許課長、高橋武外事課長、山上博基警備課長、磯部健一刑事総務課長、
中澤智明人身安全対策課長、澤田好一少年課長、川邊守総務課長、塩原浩世厚生課長、
新井誠地域総務課長、田中守交通総務課長、風間康男交通規制課長、志田均危機管理課長、
佐久雄一郎国際捜査課長、細木原政義生活経済課長、小林弘和保安課長、
芦澤保弘施設課長、青木功情報管理課長、西嶋俊哉留置管理課長、久保田豊交通捜査課長、
前田眞一交通指導課長、佐藤庸一薬物銃器対策課長、久米康弘総務課調査官

【発言】

戸野部委員

- 1 全国1位の過重な業務負担が掛かっているにも関わらず、警察官の増員が図られないのはなぜか。
- 2 交番不在対策や警察の業務に警察官OBの活用はできないのか。
- 3 交通安全意識向上のための高齢者への声掛けやアドバイスを推進したとあるが、どのような声掛けをし、効果はどうだったのか。
- 4 シルバー・サポーター制度の利用はどのような状況か。
- 5 移動手段に対する支援が求められると考えるが、タクシー会社等の協力事業所は何かあるのか。

警務課長

- 1 地方警察官の定員については、警察法第57条第2項において、政令で定める基準に従い条例で定めることとされている。平成13年度から平成29年度までの間、全国で31,061人の地方警察官が増員され、そのうち、本県警察には、約9%に当たる2,895人が措置された。平成30年度から令和5年度までの間、一部の県に係る特例を除き、厳しい財政状況等を踏まえ、本県を含め全国的な増員要求は見送られた。しかし、本県警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数は全国1位で、業務負担は依然として過重であることから、引き続き、警察官の増員を国に対して要望していく。
- 2 県警察では、警察官を可能な限り現場へシフトするため、交番相談員、少年補導員、警察安全相談員等の会計年度任用職員を活用している。警察官を退職後、会計年度任用職員として採用された職員もおり、現時点、会計年度任用職員796人中599人、約75.3%が警察官OBである。

交通総務課長

- 3 県警察では、警察官による声掛けのほか、地域交通安全推進委員等の地域住民を高年齢者交通安全声掛け隊として委嘱し、戸外を通行する高齢者や高齢者世帯を訪問しながら、啓発品を活用した交通安全に関するワンポイントアドバイス等を実施している。効果については、アドバイスを受けた方からは、高齢者の事故実態、夜間外出時における反射材の重要性、ハイビームの適切な使用等について効果的に活用したいなど多くの意見を把握しており、一定の効果が認められたと認識している。
- 4 シルバー・サポーター制度は、平成20年9月から実施しているが、事業所の善意の協力に基づく制度であり、報告等の負担をかけないようにするため、開始当初から制度の利用率については統計を取っておらず、その利用率については把握していない。ただ、タクシーの利用者からは「タクシー料金が安くなって良かった」「全ての事業所で使えるといいと思う」等の意見が聞かれているほか、事業所からは「返納するメリットが増えてくれれば幸いである」「是非利用してほしい」といった意見が寄せられている。
- 5 シルバー・サポーター制度に協賛しているタクシー会社は、令和5年9月末時点で63事業所、また、バス事業所は5事業所に協力を頂いている。

戸野部委員

- 1 一部の県に係る特例とはどういったものか。
- 2 交番の不在対策として、OB職員を活用しているとのことであるが、交番に従事しているOB職員の勤務時間はどのくらいか。
- 3 シルバー・サポーター制度の周知に対してのどのような取組を行っているのか。

警務課長

- 1 福岡県と沖縄県であり、離島対策として令和2年度に増員されている。

地域総務課長

- 2 交番相談員の勤務時間は、週29時間、通常は午前9時から午後3時45分までを基本勤務としているが、勤務先の治安情勢によりその状況に見合った勤務時間を設定している。

交通総務課長

- 3 チラシやパンフレット、ポスター・ステッカー等を配布し協賛事業所拡充に努めている。

金子委員

- 1 昨今、ランサムウェアなど犯罪の高度化が進んでいるが、新たな手法としてどういう犯罪が多かったのか。
- 2 海外や県境を跨いだサイバー犯罪についてどのような取締りを行っているのか。
- 3 行政報告書に、サイバー犯罪捜査官の指定とあるが、何人指定されているのか。
- 4 昨年から少しずつイベントが始まり、雑踏警備をお願いされるケースが増えていると思うが、地域の祭り、花火大会に協力するための人員等は足りているのか。

- 5 過去と比べて協力した団体数等に変化はあったのか。
- 6 主催者への指導内容に変化はあったのか。

サイバー局長

- 1 ランサムウェアは、令和4年中は11件を認知しており、本年は未集計ではあるが3件を認知しており、発生は減っている状況である。昨年は、エモテットによる被害が多くあったが本年は減少しており、サポート詐欺などの詐欺被害が増えていると承知している。
- 2 サイバー犯罪は、IPアドレスやサーバの捜査などの基本的な捜査を実施している。他県や海外に渡るものについては、警察庁サイバー警察局、関東管区警察局サイバー特別捜査隊と連携し、必要な捜査を進めている。
- 3 令和5年9月末時点、本部と警察署に配置している数を合わせて、855人を指定して運用している。

地域総務課長

- 4 警察署の人員で第一義的には対応できるが、対応が困難なものに関しては、本部からも応援を出しているため人員が足りないという状況は現時点ではない。
- 5 警察官の派遣等は、雑踏事故の発生の危険性等を考慮し主催者側との協議の中で決めていくものであり、コロナ禍の前後において、状況によって必要な人員は変わっているが、人員の出し方に変化があるわけではない。
- 6 人員の差出しの関係と同様、コロナ禍前後において変わるものではないが、昨年10月に発生した韓国梨泰院での雑踏事故等を踏まえて、警察本部としてより緊張感をもって安全対策に万全を期すよう指導を行っている。

金子委員

- 1 サイバーに関する知識・技術を有する人材は、民間企業においても雇用され結構な報酬が支払われており、この点で公務員として人材を確保することは困難であると思われるが、どのように人材を確保してきたのか。
- 2 地元の祭り主催者からは、今までより厳しくなり、自主警備への変更や開催時間の短縮などを求められたと聞いているが、自主警備の範囲を厳しくしている、又は厳しくなったということによいか。

サイバー局長

- 1 人材の確保については、大きく二つの取組を推進している。一つは任期付き採用である。これは、民間の技術者を原則1年という任期で警察官として採用するものであり、民間企業で培った最新かつ高度な技術をサイバー犯罪捜査に生かすものである。平成29年度から採用しており、これまでに延べ9人を採用している。もう一つは、警察官採用試験の区分に、サイバー犯罪捜査Ⅰ類・Ⅱ類を設け、大学や専門学校で情報通信技術に関する高度な技術を身に付けた者を警察官として採用するものである。現在県警察では、この枠で採用された警察官6名が活躍しているところである。委員御指摘のとおり、民間との報酬格差などにより、採用することが困難ではあるが、ホワイトハッカーのようにサイバー空間の安全を守るという正義感や魅力を発信するな

どして採用に努めていく。

地域総務課長

- 2 一般論として、各種事故防止対策の一環として協議をする中で開催場所、開催時間を検討しているところであるが、コロナ禍の再開にあっては、段階的に開催してはどうかという意味合いで、そのような事例があったと思われる。自主警備は、先ほど昨年10月の韓国梨泰院の雑踏事故等があったことを踏まえ、より安全対策に緊張感をもって取り組んでいると答えたが、そういった意味で自主警備では足りない状況があればお願いをすることはあるが、警察官の派遣をしない代わりに自主警備をお願いするという性質のものではない。警察からの指導は、イベントの安全対策に万全を期すためのものであり、主催者側の理解を得られて初めて実効性が得られるものであると認識していることから、主催者と協力体制を構築していくように警察署に指導していく。

白根委員

- 1 他の工事では、入札の不調、資材の高騰等が考えられるが、(仮称)川口北警察署の建設は順調に進む予定か。
- 2 基本設計が終わったとのことだが、設計の段階ではあると思うが、(仮称)川口北警察署では、どのような最新の設備が取り入れられるのか。
- 3 川口北警察署の管轄区域はいつ頃決定するのか。
- 4 行政報告書658ページ「外国人犯罪に対する捜査活動の推進」の中で、外国人犯罪検挙件数1,380件1,070人とあるが、国籍ではどこの国が多いのか、また、外国人が居住する人口構成と犯罪件数は比例するのか。
- 5 県南部、特に川口市や蕨市では、クルド人の犯罪や悪質な運転が問題となっているが、どのような対策を行っているのか。

施設課長

- 1 御指摘のとおり、ウクライナ情勢の悪化や円安の影響により資材価格が大幅に上昇している状況であり、その影響が各所に出ている。(仮称)川口北警察署新庁舎の新庁舎の建設工事は、令和6年度から実施予定としているが、令和4年度に実施した基本設計における一般競争入札には49者の申込があった。また、令和5年度の詳細設計における一般競争入札には38者の申込があり、それぞれ契約を締結している。今後の庁舎建設等は、最新の単価を導入するなど、実勢価格に近づいた積算を実施するなどして、令和8年度開署に向けて進めていく考えである。
- 2 県民の利便性に配慮した庁舎として、犯罪被害者や相談者のプライバシーに配慮した専用の相談室を4室、応接室を1室設置する予定である。また、バリアフリーに対応した施設として、障害者用駐車スペースを確保し、ローカウンター、スロープ、多機能トイレを設置する予定である。災害に強い庁舎として、非常用発動発電機の設置、環境に配慮した庁舎として、太陽光発電設備及び雨水をトイレの洗浄水に利用する雨水利用システムの設置を予定している。また、女性職員の働きやすさを考慮して女性専用の更衣室及び仮眠室を整備する予定である。これらのことを考慮して設計を進めているところである。

警務課長

- 3 (仮称)川口北警察署の管轄区域については、川口市内の治安情勢や人口推移交通網等の管内情勢を総合的に勘案して検討を行っている。現時点、(仮称)川口北警察署の管轄区域については、各種検討結果を踏まえ、開署の約1年前には組織決定を行い、その後、住民への説明、管轄条例の改正等を経て確定させる必要がある。

国際捜査課長

- 4 国籍別、罪種別でみると、令和4年の刑法犯と特別法犯を合わせた総検挙人員については、ベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めている。そのうち、刑法犯については、ベトナム及び中国の約4割が窃盗であり、うち約6割が万引きとなっている。特別法犯については、その多くを占める入管法違反が全体の約7割となっている。県内の在留者数を見ると中国、ベトナムが多い状況となっており、検挙人員についても、ベトナム及び中国が多くなっている。
- 5 県警察では、在留外国人情勢に的確に対応するため、国際犯罪組織の実態解明、県民に著しい不安を与える悪質・重大な犯罪の徹底検挙、外国人犯罪を助長する犯罪インフラ事案の取締り強化、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の強化などを推進しているところである。特定外国人に限定するものではないが、県内のうち、とりわけ在留外国人の居住が多く、人口比率も高い川口市及び蕨市においては、警察本部と警察署が緊密に連携した各種警察活動を集中的かつ継続的に実施している。具体的には、自動車警ら隊による専従パトロール、交通部及び警察署による交通対策、警察本部員による見せるパトロール、自治体、関係行政機関等による情報共有連絡会議や合同パトロールなどを実施している。

白根委員

行政報告書658ページ「外国人犯罪に対する捜査活動の推進」の中で、外国人犯罪検挙件数1,380件1,070人とあるが、国籍別の犯罪検挙件数について、クルド人に関しては、クルドという国があるわけではないので、この数字には反映されないという認識でよいか。

国際捜査課長

警察では来日外国人犯罪の検挙状況について、国籍等別の数値を計上しており、特定の民族に限定した統計は持ち合わせていない。

渋谷委員

- 1 過去に設置の必要性は認められたが、道路環境が整わず設置を見送っていた箇所、令和4年度に信号機が設置された場所はあるのか。
- 2 標識標示が薄くなったり、破損したりした場合、補修を迅速に行えるよう警察としてどのように対応しているのか。
- 3 行政報告書657ページの「(オ)覚醒剤・大麻事犯の取締りの推進」について、大麻事犯の現状と対策はどうなっているのか、捜査活動の推進について伺う。
- 4 行政報告書659ページの「5 凶悪・重要事犯の検挙と犯罪組織の壊滅」、「(1)凶悪・重要事犯の検挙」、「エ 風俗環境浄化活動の推進」において、客引き等の取締りの強化とあるが、客引きの取締りはどのような状況か。

交通規制課長

- 1 令和4年度においては、上尾警察署管内の交差点において交差点改良が行われ、信号機設置に係る交通環境が整ったため設置に至った事例がある。この交差点においては、通園児童の安全確保のため信号機設置の必要性は認められたものの、信号柱の建柱位置や歩行者の滞留場所がないため見送っていたが、関係者等の御協力により、歩行者の滞留場所等のスペースが確保されたため設置に至ったものである。今後も信号機設置の必要性が認められるものの、設置環境が整っていない交差点等においては、道路管理者等に働き掛ける等適切に対応していく。
- 2 標識標示については、通常業務における現場調査や年2回の交通安全運動期間等における点検を通じて、補修必要箇所の発見に努めているほか、平成29年度からは、補修業者提案方式の単価契約を導入し、県警察の指定する補修箇所に加え、契約業者にも補修必要箇所を提案させるなど、より広範囲な補修必要箇所の把握に努めている。また、令和4年度からは更に網羅的に点検を行うため、ドライブレコーダーを活用した点検手法を検証しているところであり、今後は、その効果を見極めながら、標識標示など交通安全施設の補修が速やかに行えるよう効率的な点検手法を検討していく。

薬物銃器対策課長

- 3 大麻事犯の検挙人員は、近年、増加傾向にあり、令和3年に過去最多となった以降も高水準で推移している。暦年数値ではあるが、令和5年9月末現在の大麻事犯の検挙人員は124人、前年同期比+36人であり、主な特徴としては、20歳代以下の若年層の増加が顕著で、検挙人員の約8割、75.8%を若年層が占めている。また、初犯者が78.2%を占めている。この背景には、20歳代以下の若年層を中心に、大麻の有害性を軽視し、乱用に対する抵抗感が希薄なこと、SNS等を通じて大麻を入手できる環境があること、などがあると考えられる。対策としては、大麻の密輸入事犯や密売事犯、大麻栽培事犯など供給源に対する摘発、需要側である大麻乱用者の取締り、大麻の有害性を周知する広報啓発活動や薬物乱用防止教育を、関係機関・団体と連携して推進する。

保安課長

- 4 暦年数値ではあるが、令和4年中の客引き検挙件数は43件、検挙人員は42人であり、令和5年9月末の客引き検挙件数は25件、検挙人員は27人となっている。路上における客引き行為は、周辺住民や通行人等に不安感を与えるほか、少年の健全育成を阻害する行為であることから、県警察としては、今後も違法な客引き行為を積極的に取締り、風俗環境浄化対策を推進していく。

渋谷委員

令和4年度に整備した道路標識、道路標示の件数と決算額は幾らか。

交通規制課長

道路標識については、決算額が8億2,746万5,554円であり、実施数は約6,400基である。道路標示については、決算額が5億1,429万2,184円であり、実施数は約300キロメートルである。

権守委員

- 1 令和4年度に信号機の車両用灯器と歩行者用灯器をLED化した数はどのくらいか。また、LED化の進捗状況はどのような状況か。
- 2 認知機能検査にタブレット端末を導入したとあるが、何台、どこに導入したのか。
- 3 タブレット端末を導入する前とした後で、人枠がどれほど空いたのか、受験者の負担軽減としてどの程度時間が短縮されたのか、ほかに受験者のほかに軽減になったもの、受験者の声、導入したことの評価はいかがか。
- 4 令和4年度の歩行者保護・優先についてのどのような取組をしているのか。
- 5 歩行者保護や歩行者優先の取組である、ライトアップ表示板の整備状況にはどうなっているのか。
- 6 JAFが横断歩道の停止率を調査し、当県38.9%となっているが、全国平均に比べて低いものの、年々増加しているが、調査の結果についてのどのような見解か。

交通規制課長

- 1 信号灯器のLED化については、交通安全施設管理計画に基づき整備を進めており、令和4年度においては、車両灯器2,880灯、前年比618灯増、歩行者用灯器960灯、前年比400灯増を更新している。令和4年度末現在、車両灯器については、全体の約29%に当たる18,838灯、歩行者用灯器については、全体の約48%に当たる21,491灯が未整備となっている。令和9年度末には、車両灯器で使用されている白熱電球の製造が終了となることから、信号機が適切に運用されるよう計画的な更新に努めていく。
- 5 ライトアップ表示板の整備については、令和4年2月に草加市と越谷市の2箇所を試験整備を実施し、令和4年度には10箇所を整備している。効果については、令和4年度に整備した3箇所において車両の停止率を比較したところ、最も効果が見られた場所では整備前が65.4%、整備後が82.4%であり、停止率が17.0ポイント向上している。また、平均的には7.3%向上している。今年度は、6箇所整備する予定であり、効果を見極めながら今後整備に努めていく。

運転免許課長

- 2 タブレット端末については、75歳以上の高齢者が運転免許の更新時等に受験することが義務付けられている認知機能検査に、タブレット式認知機能検査システムを導入し、令和5年1月4日から運用開始している。導入場所、台数は、運転免許センター、11の警察署等で、1か所7台、計140台を運用している。
- 3 タブレット端末式認知機能検査システムを運用開始したことで、受付時間から終了までに要する時間が、今までの60分程度から25分程度に短縮されるなど受験者の負担軽減が図られている。これにより、年間受験者可能人数は、タブレット端末導入前の177,600人から216,000人へと、年間38,400人増加する見込みである。受験者の声、反響については、従来の紙の検査より早く終わるのでよい、使いやすかったとの声を得ている。この評価については、タブレット端末の導入により、受験者、検査員の負担を大幅に軽減するだけでなく、接触機会の低下による感染症対策、デジタル化によるペーパーレスが図れると認識している。今後もタブレット端末を効果的に活用し、円滑な運転免許業務を推進していく。

交通総務課長

- 4 県内においていまだ横断歩道における歩行者優先ルールが徹底されていない現状を踏まえつつ、歩行者優先ルールの定着化に向け運転者・歩行者双方に対して歩行者ファースト路線の運用、歩行者優先KEEP38プロジェクト、道路横断時の安全行動サインによる交通安全教育等の取組を推進している。また、信号機の設置されていない横断歩道に対して、手前の停止線付近の電柱に、停止した自動車運転者に対して感謝を示す「止まってくれてありがとう」の反射電柱幕を貼付することで、信号機のない横断歩道における車両の停止率の向上を図っていると同時に、交通安全教育を充実させるため、交通安全教育講師8名を学校等の教育施設、高齢者施設、企業等に派遣し、幅広い年齢層に安全教育を推進している。
- 6 信号機のない横断歩道における停止率については、JAFが実施した調査によると、令和4年の埼玉県では34.5%、前年比10.9%増、全国39.8%と比較すると若干低調である。県警察では、これまでの対策により、停止率が向上していると考えている。引き続き地道に粘り強く各種対策を講じていく。

鈴木委員

- 1 行政報告書640ページの「2 特殊詐欺をはじめとした総合的な犯罪対策の推進」の「ア 抑止対策の推進」について、令和4年度中のコールセンター事業では、838,713件の注意喚起架電を実施したとあるが、具体的にはどのように県民への注意喚起を行っているのか。
- 2 特殊詐欺は組織犯罪であることから、犯罪の首謀者やリーダー格を検挙することが大変重要と考える。犯罪の首謀者が検挙を免れるケースが全国的に続出していることは大変問題であり、対応を強化する必要があると考えるが、どのような対策を行っているのか。
- 3 行政報告書653ページ「(2) 自然災害への対応」について、令和4年度中は局地的大雨により県内各地で道路冠水などの被害が発生したが、県内において大規模水害が発生した際の警察の対応及び警視庁等の近隣都県との連携状況について伺う。

生活安全総務課長

- 1 特殊詐欺対策におけるコールセンター事業では、被害状況や被害の前触れとなる予兆電話の内容に応じ、架電地域や注意喚起の内容をそれぞれ変えて注意喚起を行っている。例えば、オレオレ詐欺の手口が多発している地域であれば、電話の相手が家族を名乗っても金品を要求するものは詐欺であることを注意喚起するなど、具体的な手口や騙しの言葉も踏まえて、架電内容を変更している。さらに、予兆電話があった地域では、被害者が金融機関やコンビニエンスストアに赴き、預貯金を引き出したり、振り込んだりするおそれが高いことから、当該地域の金融機関とコンビニエンスストアに対して、コールセンターからのオートコールによる警戒情報を発信している。

刑事部参事官

- 2 暦年数値となるが、令和4年中は、特殊詐欺被疑者182人を検挙しており、そのうち受け子が150人と全体の82.4%を占め、主犯の地位にある者の検挙はなか

った。過去5年においても、主犯の地位にある者の検挙は、平成30年が5人、令和元年が2人、令和2年が4人、令和3年が2人となっており、いずれも検挙全体の5%にも満たない状況にある。主犯の地位にある者の摘発が難しい理由については、犯行グループは、電話をかけて被害者をだます「架け子」、現場で犯行の具体的指示を出す「指示役」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等、面識のない者同士が役割を分担して犯行を実行していること、メッセージが自動消去されるシグナルやテレグラム等の通信アプリケーションを使用して連絡を取り合い、その痕跡を残さないようにしていること等の理由があげられる。しかしながら、県警察においては、検挙した被疑者から押収した資料の徹底した精査等を行い、犯行グループの撲滅を図るための検挙対策を推進していく。

危機管理課長

3 県内に大型台風などが接近する場合には、気象情報や自治体の情報等に基づき、住民の避難補助や誘導等を行う。大規模な浸水や土砂崩れに住民が巻き込まれる事案などが発生した場合には、消防等の関係機関と連携し、ヘリコプターや救助用ボート、重機等を活用し、迅速な救出救助活動を実施する。また、県警察のみでの対応が困難となった場合は、警察庁及び各都道府県警察との緊密な連携の下、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請し対応に当たる。県警察では、警視庁や茨城県、栃木県、群馬県警察と合同で救出救助訓練を実施しているほか、都県境の警察署は、隣接都県の警察署と合同で災害対応訓練や情報交換会議を行うなど、積極的に関係構築を図っている。また、県内全警察署の災害担当者等を招集した水害対応訓練や複数の警察署が合同で救出救助訓練等を実施しているほか、警備部危機管理課で運用している災害対策指導班を派遣し、近接する警察署と合同で教養、訓練を実施するなど、警察署間でも連携した災害対応能力の向上に努めている。

鈴木委員

A I を活用した特殊詐欺対策の推進を図っていくことが重要と考えるが、現在の取組を踏まえどのような見解か。

生活安全総務課

現在、A I を利用した特殊詐欺抑止活動については一切行っていない。A I の有効性については当県警においても感じていることから、今後A I を活用した特殊詐欺抑止についても検討していきたい。一方、現在、特殊詐欺の被害防止として、「高齢者を電話に出さない」ということに主眼を置いて活動をしている。その点、留守番電話の設定について、現在N T T がナンバーディスプレイ工事の無償化に取り組んでいるため、設置の働き掛けや、防犯機能付きの電話機の普及について、県内の家電量販店の協力を得て取り組んでいる状況である。これらの取組も促進しながら、A I を活用した被害抑止にも今後努めていく。

松坂委員

1 県内の暴力団員の約6割が何らかの犯罪を起こしていることがうかがえるが、資料11から推測すると、再犯者率の高く、凶悪犯罪の温床となっている暴力団の根絶が

県警察の大きな役割であると考え。現在、地域ぐるみで暴力団対策を実施しているほかに、県警本部として特に力を入れている点は何か。

- 2 横断歩道等の標示が消えている箇所が多く、安全性の観点からも早期の補修が要望されているが、各警察署からの申請のほか、業者提案方式の単価契約により実施したほうが緊急性を考慮すると有効だと思うがいかがか。
- 3 道路標識の補修だけでなく、保守・点検まで委託契約できないのか。

組織犯罪対策課長

- 1 県警察では、暴力団を社会に対する重大な脅威と認識し、情報収集及び戦略的な取締りを推進するとともに、暴力団排除施策を徹底し、暴力団の根絶を目指しているところである。また、暴力団の根絶は警察だけでは成し得るものではなく、県民や関係機関・団体等の協力が不可欠であることから、地域、職域ごとに設立された暴力団排除団体や行政機関等と連携し、広報啓発活動や各種暴力団排除活動を推進していく。

交通規制課長

- 2 横断歩道等の補修にかかる期間を短縮するため、平成29年度から単価契約による補修を導入している。これにより、施工までの期間が約1か月程度となり、通常の契約方法と比較して大幅な短縮を図ることが可能であるが、施工単価が通常と比較して約1.3倍となり、仮に全て単価契約で補修を行った場合、横断歩道の補修箇所は約1,000本減少すると試算される。施工単価の上昇による施工数の減少が懸念されるが、補修箇所の緊急性等を見極めながら、可能な限り早期の補修が実施されるよう適正に運用を図っていく。
- 3 平成29年度から実施している補修業者の提案方式は、補修必要箇所の提案及び単価契約による補修となっており、保守、点検までの契約とはなっていない。そこで、広範囲を効率的に点検するため、令和4年度よりドライブレコーダーを活用した点検手法を検証しているところである。横断歩道等交通安全施設の適切な管理のため、点検委託契約も含めた、より効率的な点検手法を検討していく。

松坂委員

暴力団員を組員から脱退させて更生させるということは第一であるが、その受皿となる就労支援など様々な支援が大変重要となるが、県警本部として、その受皿や支援としてどのようなことが考えられるのか。

組織犯罪対策課長

県警では、暴力団取締りを進める一方で公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターとも連携し、公共職業安定所や県内所在の多数の企業の協力を得て設立された就業援助組織「埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者の受入企業の募集や暴力団離脱者の就業支援を推進している。センター設立後、令和5年8月末までに31人の就労支援を実施している。

柿沼委員

- 1 クルド人について、国籍はトルコとなると思うが、トルコ人の犯罪の増加率、傾向、

抑止対策について伺う。

- 2 例えば川口市には40,000人近い多国籍の外国人がいるという事実がある中、様々な国の言語を用いたポスター等による啓発等の抑止対策も必要と考えるが、現状について伺う。

国際捜査課長

- 1 トルコ国籍者の令和5年1月から9月までの刑法犯の検挙人員をみると46人、ブラス37人、これは全体の刑法犯検挙人員の9.7%を占めており、罪種別でみると、傷害で約2割、続いて窃盗、暴行の順で多くなっている。また、トルコ国籍者に関連しての特定の対策等ではないが、県警察では、自治体、関係行政機関等と緊密に連携を図りつつ、各種警察活動を通じて外国人コミュニティの実態把握を進めるとともに、違法行為に対しては、法と証拠に基づいて厳正に対処していく。

生活安全総務課長

- 2 県内に居住する外国人に対する情報発信を平成21年から行っている。特に罪種については、自転車盗、侵入窃盗、車上狙い、子供や女性に対する犯罪の防犯対策として情報発信をしている。外国語に翻訳した防犯情報「防犯ニュース」等を作成し、県警察ホームページに掲載するとともに、県、市町村等の国際交流関係課等にデータとして提供し、活用をお願いしている。現在、9か国語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、トルコ語、ウルドゥー語に対応している。

柿沼委員

多国籍の方々が集まる場所等に、「犯罪を犯したら罪になる」ということを多言語で啓発するポスター等を設置する必要があると考えるがいかがか。

生活安全総務課長

先ほど回答した内容は、主に犯罪行為者というよりも、犯罪被害に遭わないための観点からの取組について話をさせていただいた。委員指摘のとおり、犯罪に及ぼうとする者に対する警鐘という意味を込めたチラシ、ポスター等の資料の作成についても、今後検討していきたい。

八子委員

- 1 免許証の自主返納者に対し、市町村が運営する地域公共交通の無料パスを交付している事例は県内にあるのか、また検討している自治体はあるのか。
- 2 令和4年度の滞納処分の実績について伺う。また、放置違反金の不納欠損に至るまでの間、財産調査をする際などに 個人県民税対策課等との連携をしていないのか。

交通総務課長

- 1 県警察ではシルバー・サポーター制度ではないが、各市町村が独自に全ての高齢者・自主返納者を対象とした地域交通の無料や軽減等の対応については57自治体を把握している。具体的には市民バス無料、1年間コミュニティバス無料、タクシー料金の

半額市町村負担等の対応があると把握している。

交通指導課長

- 2 放置違反金の納付命令による納付がなく、督促を受けたにも関わらず納付しない場合には、預金債権・給与・車両・生命保険等を対象に滞納処分を実施して強制的に放置違反金を徴収している。令和4年度は、預金債券など合計498件、653万1,000円の滞納処分を実施している。放置違反金滞納者からの徴収の際、個人県民税対策課へ徴収に係る滞納整理手法に関する事などについて、必要に応じて連携を図っているところである。これからも関係機関と連携の上、適正かつ効果的に放置駐車違反金の徴収に努める。

八子委員

- 1 57自治体が何らかの対応をしているとあるが、残り6自治体等に令和4年度はどのような取組を実施したのか。
- 2 滞納処分の38,390円の内容は何か。

交通総務課長

- 1 働き掛けについては、本部、警察署を通じて等各自自治体に足を向け、制度について説明し協力を求めているところである。

交通指導課長

- 2 38,390円については、車両を差し押さえる際に生じたレッカー一代を滞納者から徴収したものである。

八子委員

残りの自治体は事業に踏み切れないのか、理由についてどのように分析しているのか。

交通総務課長

推測になるが、財政的な問題があるのではないかと考えている。

林委員

- 1 「1 警察力の最大限の発揮に向けた基盤の強化」、「(1) 組織体制・人的基盤の整備」において、「生活安全部生活安全総務課特殊詐欺抑止係を増員」及び「航空隊を地域部地域総務課から警備部警備課に移管」とあるが、概要について説明願う。
- 2 行政報告書638ページの下段「(2) 施設の整備」について、交番3か所・駐在所2か所を改築し、改築に向けて交番3箇所・駐在所3か所の設計を行ったとあるが、その具体的な理由は何か。
- 3 RPAの活用やAI-OCR技術の導入により、定型業務の自動化・省力化を実現したとあるが、具体的にどのような成果があったのか。

警務課長

- 1 警察署に対し、特殊詐欺の発生や予兆の傾向から効果的な対策を指導すると共に、

現象面への対応で警戒に人員を割けない警察署の管内において、駅やATM周辺の警戒や金融機関等への防犯指導を行うなど、警察署への指導・支援体制を強化するため、生活安全部生活安全総務課特殊詐欺抑止係を4人増員して10人体制とした。警察用航空機について、大規模災害対応における運用が増加し、広域運用の強化等による災害対処能力の向上が求められていることなどを踏まえ、航空隊の主たる任務を災害その他の場合における警備実施としたことに伴い、航空隊を地域部地域総務課から警備部警備課に移管した。

地域総務課長

- 2 改築した交番3か所、駐在所2か所の計5か所のうち、主に老朽化によるものが4箇所、国道の拡張工事に伴うものが1か所となっている。設計を行った交番3箇所、駐在所3か所の計6か所のうち、主に老朽化によるものが5か所、都市開発に伴うものが1か所となっている。

情報管理課長

- 3 RPAはロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコンで行う定型作業を自動化するツールである。令和4年度のRPAの活用は、9業務に適用し、業務の一例としては、コロナ対策関係の資料作成業務が挙げられ、削減効果については、9業務合わせて年間約2,000時間であった。AI-OCRは人工知能を搭載した光学文字認識装置のことで、紙文書や手書きの文字を電子データ化するものである。令和4年度のAI-OCRの導入については、19業務に適用し、業務の一例としては、捜査のための銀行口座取引明細のデータ化が挙げられ、削減効果は、19業務合わせて年間約11,000時間であった。

伊藤委員

- 1 令和4年度の信号機設置の県民からの要望数は320件、設置数は27基で、県民から多数の要望を受けているが、その数は限られている。信号機の設置は、設置基準があるとのことだが、どのような基準か。
- 2 信号機の設置は、予算が先にあって要望が採択されないのではなく、基準に合わない信号機が採択されていないという理解でよいのか。
- 3 令和3年度から交番が減らされ、派遣所つまり警察官OBが常駐される施設へ変わったが、これまで長期に渡り、現行の交番数を守っていたのに、交番削減に転換した理由は何か。
- 4 女性警察官の割合が12.4%とのことであるが、各警察署にはどのくらいの女性警察官が配置されているのか。
- 5 痴漢対策に関して、受験シーズンの取締りを強化しているのか。
- 6 職員の処遇改善の前進面はあるのか。
- 7 歩車分離式信号への改良が6基、視覚障害者用付加装置の設置が8基、高度化PICSの改良が2基とあるが、これは地域要望により設置されたのか、道路新設等により設置されたのか。

交通規制課長

- 1 信号機設置は、「車道の幅員」、「歩行者の滞留場所」、「信号柱の建柱場所」が確保されており、かつ、「主道路ピーク1時間の交通量が300台以上」、「隣接信号機との距離原則150メートル以上」の五つの項目からなる必要条件に該当する必要がある。また、原則として、「信号機設置以外の代替手段がない人身事故が年2件以上」、「児童等の安全を特に確保する必要がある場所」、「主従道路の交通量から渋滞が見込まれる場所」、「自動車交通量が多く歩行者の横断が困難な場所」の四つの項目からなる択一条件のいずれかに該当する必要がある。
- 2 信号機新設については、予算額で設置数を調整しているものではなく、県民等から受けた要望場所における調査結果に基づき判断している。要望については、その全ての場所において、信号機設置の条件を踏まえて調査を実施しており、信号機設置の必要性が認められ、かつ、設置するための交通環境が整っている場所については全て予算計上している。今後も県民からの要望等について綿密に調査を行うなど、丁寧に対応していく。
- 7 令和4年度に整備した歩車分離式信号、視覚障害者用付加装置、高度化PICS等は、全て県民からの要望に基づき設置場所を選定している。今後もバリアフリー対応信号機等の交通安全施設の整備に当たっては、県民からの要望等を踏まえて対応していく。

地域総務課長

- 3 交番等の配置は、治安情勢に応じ適正・合理的なものになるよう見直しを行うこととしている。令和3年に再編を実施した理由は、当時、近年の交番等襲撃事案を踏まえて安全対策が喫緊の課題となっており、交番で勤務する警察官の複数勤務体制を確立するため、人員や交番等の配置を見直すなど、社会の変化に適応した地域警察体制を構築したというものである。これにより、再編整備前には警察官が単独で勤務する交番もあったが、県内全ての交番において、警察官の複数勤務による24時間体制が整備された。交番から転換した派遣所には、複数の交番相談員を配置し、必要により隣接する交番やパトロールカーの警察官が各種事案に適切に対応することで、地域の安全を確保していることから御理解いただきたい。

警務課長

- 4 各警察署に配置されている女性警察官の割合は、警察署の規模、事件等の発生状況により異なるため、全ての警察署が同じ割合で配置されているものではないが、全警察署に占める女性警察官の割合は令和5年4月1日現在で10.5%となっている。
なお、女性警察官のうち、警察署で勤務する者は令和5年4月1日現在で62.5%であり、820人が各警察署に配置されている。

生活安全総務課長

- 5 従来県警察では、思春期にある女子学生が痴漢被害に遭うケースが多いことから、その影響に鑑みて痴漢撲滅に向けて検挙はもとより、特に未然防止について先制・予防的な活動に重点を置いて取り組んでいるところである。特に本年からは、受験生の安全を確保するための痴漢対策として、駅頭における制服警察官による警戒、駅や電

車内に私服警察官を秘匿配置させ、受験生に追隨するなどの不審な行動を取る者に対して先制的に声を掛け、不審点の追及・解明の上、指導・警告を発するなど、痴漢等の犯罪行為を未然防止するための先制活動を推進している。

警務課長

6 週1回のノー残業デーを定着させているほか、勤務時間管理の徹底、子育て休暇、年次休暇の取得推進、サテライトオフィスの利用促進による通勤時間の短縮、「育児休業支援制度」「子育て計画書の作成」「パパ・ママ子育て研修」「全職員のための両立支援ハンドブック」等の施策による仕事と子育て等の両立支援、等のワークライフバランスを推進することで、職員の処遇改善を図っている。これらの取組により、令和4年の年次休暇平均取得日数が10.5日と前年に比べて増加したほか、令和4年の男性職員の育児休業取得率も45.6%と大きく増加するなどの効果が上がっている。

伊藤委員

- 1 令和4年度の信号機新設の決算額が1億3,700万円であるが、全体の信号機整備費の予算額に対してのどのくらいの執行率となっているのか。
- 2 女性警察官の配置について、各警察署には複数配置しているのか。

交通規制課長

- 1 新設信号機の予算額が、1億5,705万4,000円であり、決算額が1億3,750万7,183円となっており、執行率は87.6%となっている。

警務課長

- 2 女性警察官は、各警察署に複数配置されている。

【説明者】

日吉亨教育長、石井貴司副教育長、古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、
依田英樹高校改革統括監、石井宏明市町村支援部長、
案浦久仁子教育総務部副部長兼総務課長、田中邦典県立学校部副部長、
塩崎豊県立学校部副部長、吉田勇市町村支援部副部長、小谷野幸也市町村支援部副部長、
中沢政人教育政策課長、井澤清典財務課長、高津導教職員課長、南雲世匡福利課長、
角坂清博県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、小西康雄生徒指導課長、
松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、橋本晋一特別支援教育課長、
岡島満小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、無川禎久教職員採用課長、
佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、平野雄三人権教育課長

【発言】

渋谷委員

- 1 行政報告書600ページの「エ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、人工呼吸器を装着した児童等の保護者の付き添いなしに授業に参加できる取組を実施したとのことだが、モデル校4校でどれくらいの事例又はケースがあったのか。1校当たり人工呼吸器を装着した児童等が何名いるのか。人工呼吸器を装着した児童等に対応するためのガイドラインを作成したとのことだが、具体的にどのようなガイドラインとなっているのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の中で、行政報告書633ページ、「ア 学校における新型コロナウイルス感染症対策」の「(オ)学校におけるICT環境の整備」について、県立学校にペーパーレス支援ソフトなどのデジタルツールを3校に導入したとあるが、モデル校はどのように選定したのか。また、モデル校3校ではどのような成果があったのか。

特別支援教育課長

- 1 モデル校4校で、計7事例、児童生徒7名について、保護者の付き添いなしで授業に参加させることができた。保護者の付き添いが不要になる時間は、児童生徒それぞれの状態にもよるが、1時間から2時間程度の者が5名、最終的に終日保護者の付き添いなしとなった者が2名であった。1校当たりの児童等は、モデル校4校で、1名の学校が2校、3名の学校が1校、2名の学校が1校となっている。ガイドラインについては、人工呼吸器を装着して通学する児童等が、在籍又は入学や転入する上で必要な手続や対応等を示している。具体的には、保護者の付き添いをなくすために必要となる事前準備、日常の対応や管理等に当たっての留意点、緊急時の対応など、学校生活を送る上で基本的な考え方から、重要な確認事項までを整理し、作成したものである。

県立学校人事課長

- 2 モデル校の選定については、県内に176校ある県立学校は、校種、教育課程、在籍生徒数など、様々な状況がある。「生徒及び教職員の多い大規模校」、「専門学科を有する高校」及び「特別支援学校」の中で、モデル校を希望した学校の中から選定した。

続いて、モデル校3校ではどのような成果があったのかについて、まず、モデル校3校では、全ての教員にペーパーレス支援ソフトを整備し、事務の効率化を進めることができた。ペーパーレス支援ソフトの活用に関して、モデル校からは、当初見込んでいた「校内で文書の回覧や起案が効率的に行えた」、「電子化された会議資料にも容易に書き込みができた」、「教科準備室などからでも管理職に起案することができた」など、報告を受けている。このほか、「同じ資料を同僚に配信するためには、メールより簡単になった」、「各種指導計画等の文書作成、提出の電子上での完結ができるようになった」、「紙使用量が減り、職員室内の机のスペース確保ができるようになった」といった報告もあり、これらのメリットは、今後、全ての県立学校にも活かせると判断している。

渋谷委員

人工呼吸器を装着した児童等が、保護者の付き添いなしに授業に参加できるこの事業は、児童生徒や保護者からの期待も大きいと思うが、事業の成果についてどのように考えているか。

特別支援教育課長

保護者の負担軽減、また、児童生徒の自立や母子分離などの観点から、成果を上げていると考えているが、一方で、人工呼吸器の対応はリスクも高く、医療機関でない学校で安全に実施するには、児童生徒の実態把握、校内の組織的な対応、関係機関との緊密な連携などが不可欠である。引き続き、保護者や主治医とも連携し、校内体制を充実させて安全に実施できるよう、しっかりと取り組んでいく。

戸野部委員

- 1 行政報告書570ページ、コロナ禍で不登校児童生徒が急増した時期ではあるが、令和3年度の相談・指導実績値が減少している理由をどのように捉えているのか。また、583ページで様々な不登校支援に対する相談体制の強化が図られたと書いてあるが、この相談・指導実績値が減少したことに対して、相談体制の強化を図ったのか。
- 2 行政報告書577ページ、「国際バカロレア等特色ある教育検討事業」について、国際バカロレア教育の検討に至った経緯と研究授業を実践した成果をどのように捉えているのか。
- 3 行政報告書583ページ、「ネットトラブルサイト監視事業」における問題のある書き込み等592件について、該当の学校ではどのような対応を図ったのか。
- 4 行政報告書587ページ、児童虐待防止啓発リーフレットや性の多様性の尊重に係る児童生徒用リーフレットなど様々なリーフレットが配布されているが、現場では配布の際に内容についてしっかりと触れているのか。
- 5 保護者向け動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」の視聴者数はどれくらいなのか。
- 6 行政報告書600ページ、「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、2名が完全に付き添いなしで学習ができたとのことだが、その他5名が完全に保護者の付き添いなしで学習できるためには、具体的にどのような課題があるのか。
- 7 行政報告書605ページ、「小・中学校教職員の確保」について、産休や病欠の職員の代行の配置について、未配置、未補充など、不足しているとの声が聞かれる。現在いる人数で対応しているところや様々な学校を兼務したり、トイレに行く時間も惜しんでいるという声が聞こえるが、こうした状況についてどのように考えているのか、また、

対策についてはどうか。

生徒指導課長

1 学校内外の専門的な機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒の実数自体が増加している。一方で、分母に当たる令和3年度県内公立小中学校の不登校児童生徒数は前年度から2,244人、割合にして25%増加した。数値の低下について、主な要因としては、教育機会確保法が施行され、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえることや、登校という結果のみを目的としないことに留意して対応することを背景として、学校として学校外の教育支援センターなどの専門機関に相談するよう、家庭へ促すことにためらいがある可能性があることが要因の一つとして考えられる。こうした状況を踏まえ、令和5年度当初予算において学校内の専門的な相談先であるスクールカウンセラーについて、小学校等への配置拡充という形で反映したところである。引き続き、配置した専門家を活用し、学校における教育相談体制の充実に努めていく。

高校教育指導課長

2 国際バカロレア教育の検討に至った経緯であるが、この事業は、令和3年度、令和4年度の2年間の事業となっている。この事業を検討していた令和2年度は、令和4年度から実施をされている新しい高等学校学習指導要領の準備期間であった。新学習指導要領では、グローバル化の進展、Society 5.0の到来による予測困難な時代であるという背景の下に、令和4年度から実施の学習指導要領においては自ら課題を発見し、解決する資質・能力を育成することを位置付けており、主体性や課題解決能力を身に付けるという国際バカロレアの教育手法との親和性が高いこともあり、このような教育手法を研究するに至った。研究授業の成果について、令和4年度は、7名が研究授業を実施した。実践した教員からは授業改善に役立つ知見を得られたなどの感想があった。また、その研究授業を他校の教員が延べ54名見学したが、これまでの実践と異なる知見を得られたと考えている。

人権教育課長

- 4 令和4年度に作成したリーフレット等は、市町村教育委員会、各学校への通知を行っているほか、小・中・高・特別支援学校の校長及び人権教育担当者を対象とした人権教育研修会において、リーフレットなど各種資料の内容や活用方法について説明し、配布後の活用を呼び掛けている。また、県立学校長の会議や市町村教育長の会議においても、こうした説明を加えている。これらのリーフレット等はホームページにも掲載しており、いつでも、誰でも必要な時に参照できるようにしている。
- 5 L G B T Qの理解増進のための保護者向け動画の再生回数は、10月末現在で、6本ある動画のうち最も再生回数が多い動画は5,219件、6本の合計では8,578件となっている。

生徒指導課長

3 問題のある書き込みは事案の重大性や緊急性により、リスクレベルを高・中・低の3段階に分類し、検出され次第、又は月1回にまとめてサイト監視業者から県教育委員会に情報提供される。県教育委員会はその情報を対象となる県立学校へ情報提供し、各学校において事実確認の上、必要に応じて当該生徒を指導するとともに、当該生徒保護者にも情報提供している。問題のある書き込み等に対する学校の具体的な対応としては、

書き込みの内容や事実を確認し、事案に応じて当該児童生徒及びその保護者に対し情報提供や指導・助言を行う。書き込み等の内容によっては、警察等の外部機関と相談するなど連携している。

特別支援教育課長

6 ガイドラインに基づき、段階的に解除を進めており、初めは保護者が教室で付き添う段階、次に保護者が別の教室で待機している段階、最後に付き添いの解除という段階を踏んで進めている。また、人工呼吸器を装着した児童生徒でもそれぞれ実態が異なり、自発呼吸が一定程度ある児童生徒と自発呼吸がない児童生徒では、リスクの度合いが異なるため、慎重に見極めながら進めている。

小中学校人事課長

7 年度途中における小・中学校の産休や育休、病気休暇等の代替教員の未補充は、令和4年9月1日時点では129名であり、令和3年度の同時期に比べ23名増加した。そのため学校では、代替教員が発令されるまでの間、急遽、担任外であった教員が学級担任を代わりに行ったり、他の教員が代わりに授業を行ったりするなど、教職員に負担が生じていることから、未補充は大きな課題であると考えている。そこで県では、未補充によって児童生徒の授業に影響が出ないように、年度途中に非常勤講師を配置し、教職員の負担が少しでも軽減されるように対応している。また、臨時的任用教員を確保するための方策として、教員免許を所持しながらも教員の経験がない方を対象に、ペーパーティーチャーセミナーを開催したり、県内外の大学と連携し、大学生を対象に臨時的任用教員の説明会を実施したりしてきた。引き続き、あらゆる方策を尽くして、未補充の解消に努めていく。

戸野部委員

- 1 不登校相談指導対策について、保護者からは、保護者自身が孤独や孤立感が強くなったとの声がある。こうした声は学校にも届いていると思うが、保護者間で交流できる取組はあるのか。
- 2 医療的ケア体制整備事業について、リスクの差があることは理解するが、保護者の望みとしてはどのようなものがあるのか。リスクの高い児童生徒の保護者からも、完全に付き添いなしで学習したいという声があるのか。

生徒指導課長

1 県では官民連携会議を設置しており、不登校の子がいる保護者で作られる保護者の会と情報共有をしている。その中で、毎年度、不登校セミナーを開催しており、セミナーを通じて保護者あるいは学校の教員等に対する不登校の理解を図るとともに、横の連携を図っている。

特別支援教育課長

2 保護者からは「家の用事や買物、保護者自身の通院に時間を使える」などの負担軽減や、「1人の時間が持ててリフレッシュできる」などの声を頂いており、保護者の精神的な負担軽減にもつながっていると考えている。また、「親と離れることで自立につながると期待している」、「子供が自信をつけてきたようだ」、「母子分離や児童生徒の自立につながっている」という声を頂いており、このような声を保護者の希望と捉えて

いる。また、リスクに関わらず、段階的に解除を目指しているので、慎重に見極めながら進めていく。

林委員

- 1 行政報告書576ページの「イ 県立高校グローバル教育総合推進事業」の「(ウ) グローバルリーダー育成プロジェクト」について、シンガポール国立大学やマレーシア工科大学でワークショップを実施したとのことだが、具体的にどのようなことを行ったのか。また、グローバル人材の育成は、参加した学校に通う生徒以外にも必要なことだと考えるが、どのように育成していくのか。
- 2 行政報告書585ページ、「ウ いじめ・不登校対策相談事業」の「(ク) 多様な教育機会の確保に関する研究事業」について、不登校生徒支援教室「いっぽ」には、どれくらいの生徒が通っているのか。また、不登校生徒支援教室「いっぽ」を設置したことによる成果はどのようなものがあったのか。

高校教育指導課長

- 1 ワークショップについて、まず、シンガポール国立大学で、3日間の研修を行った。具体的にはシンガポールと日本を比較しながら、グローバル化の歴史やシンガポールの発展の歴史について、現地の学生と意見交換をしながら学びを深めた。また、模擬国連を実施し、英語での効果的な交渉の方法について勉強した。マレーシア工科大学では、世界共通のテーマのSDGsのうち、「平和と融和」「教育」「生活の質」などについて、現地の学生と意見交換、発表等を行った。次に、参加校以外の生徒に対する取組について、グローバルリーダー育成プロジェクトの一部の研修では、参加生徒以外の生徒にも参加の機会を提供しており、令和4年度は45名の参加があった。また、「埼玉と世界をつなぐハイブリッド国際交流事業」を実施しており、学校単位で海外派遣や海外の学校とのオンライン交流を実施している。様々な事業において、グローバル人材の育成につながる取組を実施している。

生徒指導課長

- 2 不登校生徒支援教室「いっぽ」へ通っている生徒は、令和4年度が10名、令和5年度が5名、延べ15名となっている。「いっぽ」の成果は、これまで専任で配置しているスタッフが生徒の個別学習を支援しつつ、現役教員が行う授業を時に行うなどして生徒の学習を支援してきた。個別学習は、自分のペースで学習できるよう、教室の利用計画を生徒本人とスタッフが相談しながら作成した上で、一人一人を丁寧に支援している。また、近隣の図書館や博物館と連携した「調べ学習」などの体験学習や、不登校経験のある高校の卒業生との交流会を実施するなど、学ぶ意欲を引き出す工夫を重ねてきた。こうした取組を重ねた成果として、例えば、週2日半日程度教室を利用していた生徒が、毎日半日程度の利用をするようになったり、これまで在籍校に行くことができていなかった生徒が、在籍校の相談室にも行くことができるようになったなど、徐々に心のエネルギーを取り戻しながら、一步を踏み出し始めている様子が見られている。令和4年度には通級していた中学3年生5名が全員高校に進学するなどの成果も出ている。

林委員

- 1 グローバルリーダー育成プロジェクトに参加した生徒からはどのような意見があったのか。また生徒たちの意見を踏まえ、本事業についてどのような成果があったと考えて

いるのか。

- 2 不登校児童生徒については、より一層、支援の充実が重要だと思うが、この事業の成果や研究内容をどのように活用していくのか。

高校教育指導課長

- 1 参加した生徒からは、例えば「シンガポールでほかの民族や宗教を尊重し合い、平和に共存している日常を目の当たりにして、異なる文化を理解する姿勢の重要性を学んだ。」「研修の中で様々な挑戦をこなしていく中で、挑戦することを怖がらなくなった。精神面で大きな成長をすることができた。」「世界を知る前にまずは日本を知る必要がある。」といった意見があった。また、事後アンケートにおいても、多くの生徒が「将来、国際的なリーダーとして活躍し、自国と世界の発展に貢献したい。」と答えるなど、積極性も育成できたと考えている。こうしたことから、本プロジェクトの成果としては、参加生徒に「将来グローバルリーダーとして活躍したい。」という志を育むきっかけとなったのではないかと考えている。

生徒指導課長

- 2 この事業の成果や研究内容について、令和5年度から新たに、狭山緑陽高校などの他の多部制定時制高校と地元の教育支援センターなどの連携事業につなげるなど、成果を広めていく取組も始めている。こうした成果については、令和5年度新たに設置した県と市町村の協議会の場などでも発信を行うとともに、これまでの実践や成果をまとめた上で、各市町村教育委員会や各学校へ提供することを考えている。また、今後、市町村が学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校を設置する際、不登校児童生徒の実態を踏まえた特別の教育課程を検討するに当たり、本事業での実践を参考にさせていただくとともに、具体的な相談に対しては丁寧に対応していく。

鈴木委員

- 1 行政報告書567ページの埼玉県5か年計画における指標のうち、「埼玉県学力・学習状況調査において、学力を伸ばした児童生徒の割合」について、中学校の実績値が年度目標値よりも大きく下回っているが、その原因をどのように分析しているのか。また、目標値の達成に向けて、今後の対応策についてはどうか。
- 2 行政報告書621ページの「キ 部活動指導充実支援事業」について、部活動の地域移行に向けモデル事業の実施を2市に委託したとのことだが、どのような部活動で実施したのか。
- 3 また、モデル事業による成果や課題はどのようなものがあったのか。

義務教育指導課長

- 1 学力を伸ばした児童生徒の割合について、中学校の実績値が年度目標値よりも大きく下回っている要因は、一概に申し上げられないが、各学年・教科の分析から、学力中位層が伸び悩んでいるという様子が見られた。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が図られてきているものの、目標値を達成するほど十分ではないことも要因と考えられる。今後は、更に授業改善を進め、一人一人の状況に応じた指導を行っていく。また、本調査では、学力のほかに非認知能力も測っており、これまでの分析から、特に自己効力感と学力には正の相関関係があることが分かっている。そこで、令和4年度から研究機関と連携して進めている非認知能力の育成に関する実証研究の

成果も踏まえ、今後も学力向上に取り組んでいく。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 2 令和4年度、本県では国の事業である実践研究として、戸田市、白岡市の2市でモデル事業を実施した。戸田市では、専門的な指導による活動機会の確保と、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の連携をテーマに、市内1校の陸上部と剣道部への地域クラブ活動の指導者による休日の指導を実施した。一方、白岡市では、生徒のニーズに応じた多様な活動機会の提供と、学校の枠を超えた地域クラブ活動による交流をテーマに、地域クラブ活動において部活動にはない種目の整備と、市内合同地域クラブ活動の整備を行った。部活動にはない種目の整備については、生徒アンケートで希望の多かったダンスやプログラミングといった地域クラブ活動を新たに立ち上げ、活動機会の幅を広げている。また、市内合同クラブ活動の整備については、剣道部と吹奏楽部の二つの地域クラブを立ち上げ、モデル事業を実施した。
- 3 戸田市のモデル事業では、休日の地域クラブ活動で専門的な指導を受けられることについて、生徒・保護者から大変好評であった。また、生徒自身が休日の地域クラブ活動での専門的な指導内容を、平日の学校部活動の練習に取り入れるなど、生徒の主体性の高まりなども見られた。課題としては、平日の指導者と休日の指導者の共通理解と連携をいかに確保するかといった点への配慮の重要性が挙げられる。白岡市のモデル事業では、学校部活動にない種目も地域クラブ活動として整備したことで生徒の選択肢が増え、ふだんの部活動とは異なる活動に参加する生徒も見られた。ダンスやプログラミングなどの生徒のニーズに応じた活動機会の提供は、生徒、保護者から大変好評であった。また、学校の枠を超えた活動の機会の提供により、学校間、生徒間の交流ができ、他校生徒との活動が刺激となって、活動意欲の向上が見られたり、生徒同士が競技力向上のために主体的に意見交換するなどの成果がみられた。一方、生徒にとって活動場所が遠方になるケースなどもあり、生徒の移動時の安全確保などが課題として挙げられた。また、学校と地域クラブ活動との間で主な活動場所となる中学校施設・設備の利用方法や管理に関する共通理解の重要性なども課題として挙げられた。

鈴木委員

- 1 学力の育成における目標達成に向けた対応について、令和4年度の目標値と実績値に15%の差がある現状において目標を達成するためには対応策をより一層充実させることが必要と考えるがどうか。
- 2 OECDが主催した学習到達度調査については、埼玉を含めた日本の児童生徒の無回答率がOECD平均に比べて顕著に高いことが明らかになっている。つまり、児童生徒は自信があれば答えを書き、自信がなければ解答を放棄してしまう傾向が高いことを示唆している。こうした課題の一端に対してどのように取り組むのか。
- 3 部活動指導充実支援事業について、モデル事業の成果や課題を踏まえ、部活動の地域移行に向けた更なる支援をどのように行っていくのか。

義務教育指導課長

- 1 今後、学力中位層における伸び方の傾向に注目し、大学等の専門機関と連携しながら、非認知能力と、CBTにより新たに把握できる学力を分析することで、効果的な対応策を一層充実させていく。
- 2 埼玉県学力・学習状況調査でも、無回答率の高かった設問について、各学校への指導

訪問の際に個別に指導を行ったり、PISAや全国学力・学習状況調査で無回答が多かった設問について、市町村の指導主事が集まる会議等で、なぜこの問題で無回答が多かったのか原因を分析して伝えたりするなど、指導の改善を図っている。また、児童生徒に対してもこのような問題に取り組む際には、諦めず粘り強く最後まで問題に取り組み、自身の力を発揮できるように各学校で指導をしている。引き続き、これらの取組を実施しながら児童生徒の諦めずに取り組む力の育成等を図っていく。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 3 2市が実施したモデル事業では、アンケート結果などを基に、ニーズに応じて学校部活動に無い活動を提供できたことが、生徒や保護者にとって大変有益であり、地域クラブ活動の大きなメリットであることが分かった。また、専門的な指導を受けることができることも、生徒にとって大きなメリットとなっている。一方で、円滑な実施に向けては、学校と地域クラブの連携体制の構築が課題であると明らかになった。今後の支援に当たっては、これらを踏まえ、好事例を基に地域クラブのメリットを共有できるよう、県内市町村教育委員会の担当者や関係者を対象としたモデル事業の実践報告会や地域クラブに関するシンポジウムなどを開催する。また、今年度は6市がモデル事業を実施していることから、新たな課題も明らかになる。そのため、これらの課題も市町村間で共有するとともに、モデル事業の中で実践した課題解決のための具体的な取組などについて、先行事例として各市町村に提供し、市町村の取組をしっかりと後押ししたいと考えている。

権守委員

- 1 行政報告書585ページ、「オ SNSを活用した教育相談体制整備事業」について、令和2年度から取り組んでいるが、令和4年度の取組状況についてはどうか。また、コロナ禍を経て、スマホ世代の子供たちには大変重要な取組と考えるが、事業の取組についての見解はどうか。
- 2 これまで生徒に対してQRコードが記載されたカードを配布して周知をしていたと思うが、保護者からこの取組があったことを知らなかったとの声を多くもらった。周知方法を変えてもらったと思うが、どのように変えたのか。また、さいたま市を除く中高生、330,000人を対象としているが、利用者が余り多くない。利用についてのアピールをどのように行っているのか。
- 3 中高生に対して相談を行っているが、これまでの課題の整理についてはどうか。これまでLINEのやり取りだけで子供たちの心を読み取れるのかという課題があったと思うが、その課題の整理や小学生まで広げるなどの対象年齢の拡大について検討はあったのか。
- 4 行政報告書607ページ、「カ 不祥事根絶アクションプログラムの推進」について、不祥事根絶アクションプログラムと不祥事防止研修プログラムの令和4年度における取組状況と効果検証をしたのか。
- 5 行政報告書611ページの「県立学校の管理職を対象とした『働き方改革』推進研修会の開催」に関連して、令和4年度にデジタル採点システムの検証があったと思う。県立学校10校において採点業務等の効率化及び正誤分析等を基にした生徒の理解度の把握、また、デジタル採点システムを導入し、その効果の検証を行うとあるが、県立学校10校の学校名を伺う。また、取組を通じて明らかになった主な効果や効果検証を踏まえた今後の方向性についてはどうか。

- 6 行政報告書616ページ、「快適な学校環境づくり」のトイレ洋式化について、令和5年度末までに100%を目標に取り組んでいると思うが、令和4年度の現状と100%に向けた取組はどうか。

生徒指導課長

- 1 SNS相談窓口は、県立高校15校の高校生を対象に令和元年度から開始し、令和2年度には、さいたま市を除く県内全ての中学・高等学校に在籍する生徒に相談対象を拡大してきた。近年の若者のコミュニケーションの取り方の変化に応じた電話相談等を補うものとして行っている。
- 2 親への周知方法は、令和4年度に新たな取組として、保護者向けリーフレットの配布を行っている。また、令和5年度については、自殺予防に関する通知の中で、保護者向けのメール文案の送付を行っているが、その中にQRコードを添付している。子供へのアピールについて、「友だち」登録者に向けた一斉メッセージの定期的な発信や広報カードの年1回の配布、ホームページへの掲載などを行っている。
- 3 令和4年度は520人からの延べ1,617件の相談に対応した。令和3年度の755件から増加し、着実に利用が広がっていると捉えている。対象年齢の拡大について、小学校への拡大に関しては様々な課題がある。現在、他県や政令指定都市で先行導入している自治体に対して調査を実施し、今後、調査結果を踏まえて、改めてその効果や課題を整理の上、相談対象の範囲について検討していく。

教育総務副部長兼総務課長

- 4 不祥事根絶アクションプログラムは、本県教育委員会の不祥事防止のための取組を系統的にまとめることによって、組織的に対応することを目的とし、平成30年7月に策定した。不祥事防止研修プログラムはその中に位置付けている。不祥事防止研修プログラムは、各課所館や県立学校、小中学校で利用しており、例えば、わいせつや体罰など不祥事の種類に応じて発生状況や背景、問われる責任などについて教員自らが考えることができるようなプログラムを用意し、各学校等で活用している。効果検証は、各学校での研修を通して、各所属の所属長が定着度合を検証し確認している。一方、不祥事が減少していないことを受け、令和5年5月に不祥事根絶アクションプログラムを改訂したところである。例えば過去の不祥事の分析などを綿密に行うことなどについて取組を進めている。

高校教育指導課長

- 5 令和4年度にデジタル採点システムを導入した10校は、坂戸高校、ふじみ野高校、和光高校、川口北高校、熊谷高校、熊谷女子高校、大宮高校、大宮工業高校、三郷北高校、児玉白楊高校で試行的に実施している。主な効果については、導入校にアンケートを実施した結果、8割以上の教員が業務改善につながったと回答している。また、採点業務に要する時間については、40%程度短くなったとの結果も出ている。今後については、令和5年度も試行導入を行っているので、その成果や課題等を踏まえて検討していく。

財務課長

- 6 トイレの洋式化について、令和4年度にトイレの単独改修工事、また、施設の長寿命化の観点から実施している建築後おおむね30年ごとの全体改修工事、更には、その中

間年に当たるおおむね15年ごとの中間改修工事の中で整備を行い、令和4年度末時点での県立高校の整備率は93.8%となっている。引き続き、令和5年度には11校を整備することにより、普通教室棟でのトイレの洋式化整備率が100%となる見込みである。

金子委員

- 1 行政報告書578ページ、「エ 『教育の情報化』 基盤整備事業」について、GIGAスクール運営支援センターで技術的支援を行ったとあるが、詳しい内容と学校から実際にあった要望や支援要請はどのようなものであったのか。また、その要望や支援要請を今の業務を改善するために横展開していく必要があると思うが、そのような取組が行われていたのか。
- 2 行政報告書606ページ、教職員の採用について、小学校の教員の倍率が令和3年度で2.1倍となっており、令和4年度は1.8倍、ほかにも特別支援学校は2.3倍から1.9倍と、2倍を割っている。ほかにも少なくなっている状況だが、この倍率の低下要因の分析をどのように行っているのか。

ICT教育推進課長

- 1 GIGAスクール運営支援センターについて、ハード面の対応を行うGIGAスクール運営支援センターと、ソフトの活用の部分に対応するICT支援員と一緒に業務を行っているため、あわせて答弁する。具体的な支援要請の内容は、「ネットワーク上の一部フォルダが開けない」、「アプリの導入方法を教えてほしい」、「アプリを導入、アップデートしたがエラーが出る等の不具合」、「アプリでこのようなことを行いたいけどどうしたらいいか」といった相談がある。そのほか、アプリの活用のための研修の要請などがある。具体的な支援内容は、個別の相談のため、個別対応になるが、具体的には不具合の事象の確認と対応方法の助言、アプリの操作の支援、活用マニュアルの作成、研修の要請があった場合は研修の実施を行っている。これらの相談、支援要請の内容を他の学校に展開する取組について、個別の相談が多く一般化することが難しい場合もあるが、なるべく一般化し、ICT教育推進課の教員用ポータルサイトに掲載し、各学校や教員で共有できるようにしている。必要に応じて学校に通知を行ったり、研修やプロジェクトの内容に反映させ共有を図ることを考えている。蓄積したものはしっかりと共有し活用していきたい。

教職員採用課長

- 2 教員採用試験の倍率が低下している要因として、志願者数が減少している一方で、採用者数を増加させていることにある。また、志願者数が減少している原因を一概に特定することは困難であるが、民間の採用状況が徐々に改善されている状況や、教育現場が多忙であり、教職が敬遠されているとのマスコミ報道もあり、志願者減少の一因となっていると捉えている。さらに、これまで臨時的任用を続けながら、試験に再チャレンジしてきた層が近年の大量採用に伴い、試験に合格し正規採用されることにより、既卒の志願者が減少していることも要因と受け止めている。

金子委員

教職員採用について、令和3年度から令和4年度にかけて倍率が減っており、それは採用数を増やしているからという話だが、ただ、年々減ってきているわけで、採用に当たっ

て改善や対策を何かされていたのか。志願者確保に向けての手法としてどのようなことを行ったのか。

教職員採用課長

志願者確保の手法について、これまで、特別支援学校の教員を含め、本県の教員を目指してもらうため、全国各地で大学説明会を実施し、教職の魅力を大学生に直接伝えるなどしている。また、特別支援学校教員については、特別支援学校に在籍する児童生徒が増加する中、特別支援教育の専門性を持った教員を採用するため、令和2年度実施の教員採用選考試験から、新たに、特別支援学校教員を大学推薦特別選考の対象とするなど、採用試験の工夫改善も行っている。さらに、県では県内五つの教員養成大学と連携協力協定を結んでおり、県職員が大学の講座で講義をするなど、教員養成の充実や教職の魅力発信のための取組を進めている。

八子委員

- 1 行政報告書583ページ、「ウ いじめ・不登校対策相談事業」のスクールカウンセラーの配置について、特に小学校における不登校児童の増加からスクールカウンセラーの予約が取れないという課題が生じていると聞いている。残念ながら足りていないと感じているが、スクールカウンセラーの具体的な配置状況や対応内容についてどう把握しているのか。
- 2 行政報告書587ページ、「ウ 学校教育における人権教育の推進」の性の多様性の尊重に係る児童生徒用リーフレットについて、国の理解増進法では「家庭・地域その他関係者の協力を得つつ」との留意事項があるが、県のリーフレットでは、特に「性自認」や「心の性」など、国の指針以上の内容が記載されていると思っている。リーフレット作成に当たって、どのような調査や協議を行ったのか。
- 3 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を受けた計画では、令和7年度末までに、全ての小・中・高・特別支援学校で、性の多様性教育を100%実施する目標としているが、令和4年度の時点ではどの程度の実施率なのか。
- 4 令和4年度は、外部講師を活用して性の多様性に係る教育をどの程度実施したのか。
- 5 性の多様性の尊重に係る児童生徒用リーフレットや外部講師を活用した教育について、保護者にどのように周知しているのか。
- 6 オンラインサロン・相談会に関し、生徒の個人情報きちんと保護されているか。また、生徒への相談後の対応はどうなっているのか。
- 7 行政報告書610ページ、「(2)学校の組織運営の改善・学校における働き方改革の推進」のうち、市町村立小学校・中学校の目標達成率や課題についてはどうか。
- 8 行政報告書607ページ、「カ 不祥事根絶アクションプログラムの推進」について、わいせつ事案を起こさせないために、令和4年度どのような取組を行ったのか。
- 9 行政報告書612ページ、「(3)魅力ある県立高校づくりの推進」に関して、県立高校の南北格差解消、倍率の格差解消に向けた取組について、令和4年度の成果はどうか。予算審議の際には、おがわ学、行田学、データサイエンスの研究事業の紹介があったが、それらの成果はどうだったのか。

生徒指導課長

- 1 スクールカウンセラーの小学校への配置については、令和4年度は月1回半日の頻度で配置していた。スクールカウンセラーの勤務日の割り振りや日常の服務監督は、各市

町村教育委員会が担っており、それによって勤務が行われている。県では、市町村教育委員会に各スクールカウンセラーの業務報告書を取りまとめた報告書を毎月提出してもらうことで、各スクールカウンセラーの勤務状況や対応状況を把握している。今年度は、この報告書や市町村の要望などから把握した小学校スクールカウンセラーの配置に関する課題を踏まえ、全体の約8割に当たる小学校への配置を拡充した。

人権教育課長

- 2 リーフレット作成に当たっての調査や協議について、令和2年度に、学校における性的指向・性自認に係る幼児・児童生徒への対応状況調査を行い、各学校における相談支援の状況を把握した。令和3年度には、この調査結果を踏まえ、有識者、保護者、学校関係者で構成する検討会議を設置し、性的指向や性自認に悩みを抱える児童生徒に対する相談支援の充実方策を検討した。その後、この検討会議での議論を踏まえ、有識者の監修を受けながら教育局内で作成したものである。
- 3 性の多様性教育の実施状況について、令和4年度は、小学校53.0%、中学校66.7%、高等学校63.0%、特別支援学校41.7%である。
- 4 外部講師を活用した実績について、令和4年度は、小学校2.4%、中学校14.1%、高等学校10.5%、特別支援学校8.3%である。
- 5 保護者への周知について、学校では、性的マイノリティに係る講演会に限らず、日頃の教育活動について、保護者宛ての通知やホームページ等を通じて家庭や地域住民に情報発信を行っている。例えば、外部講師を招いて講演会を行う場合は、保護者にも案内し、一緒に参加してもらうケースもある。このような形で、各学校において工夫をして実施している。
- 6 オンラインサロン・相談会における生徒の個人情報保護について、安心して参加してもらうには、匿名性が担保されていることが大変重要である。参加者からは連絡用のメールアドレスのみを確認しており、その他の氏名、住所、学校名等の個人情報は一切求めしていない。相談後の生徒の対応について、令和4年度は、相談会の実施結果として、参加者の満足いくものであったため、この相談会をもって完結している状況である。匿名で実施しているため、その後のやり取りは難しいが、もし、相談後の対応が必要な場合は、常設の公的な相談窓口を紹介するなどを考えている。

小中学校人事課長

- 7 学校における働き方改革の推進における小・中学校の目標達成、また課題、取組等について、県では、令和元年度に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和4年に改訂した基本方針の目標を「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に」と掲げている。令和5年3月期の調査における、時間外在校等時間45時間以内の目標達成率は、小学校で62.6%、中学校で51.6%である。時間外在校等時間年360時間以内の目標達成率は、小学校で35.8%、中学校で26.2%であり、共にいまだ100%に至っておらず、学校における働き方改革については、改善すべき状況であると捉えている。

課題は、教員の週当たりの授業時数が多く、勤務時間外に授業準備や書類作成を行っている現状があることである。そこで、教員の週当たりの授業時数を削減し、集中して教材研究等に取り組むことができるようにするため、教科担任制を推進するための加配教員や非常勤講師を配置している。また、教員の総業務量を削減するため、教員の事務補助を行う教員業務支援員の配置も進めている。課題の二つ目として、勤務時間外に教

育活動が設定されている実態がある。そこで、小・中学校ともに、勤務時間開始前に行われている教育活動を見直す考え方の下、小学校の朝マラソンや中学校における部活動の朝練習の原則中止を進めている。現在、多くの市町村で全校中止となってきた。このようなことが県内全域での取組となるよう今後も協力を求めていく。

県立学校人事課長

8 不祥事防止に向けた令和4年度の取組について、令和4年度当初、初任者研修及び臨時的任用教員研修の中で、教職員不祥事防止研修を実施した。県立学校においては、令和4年4月1日から8月31日までを、教職員不祥事根絶強化運動期間として、全校で事例集や不祥事防止チェックリスト等を用いて校内研修会等を実施し、報告させている。校内研修会は、短時間でできるミニ研修を継続的に実施している。「教育職員等における児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行を受け、その中にある「教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見や必要な調査」について、児童生徒・保護者が通報できる電子申請フォームを県立学校ごとに設置し、令和4年6月1日から運用している。令和5年1月にも校長会議を開催し、不祥事防止に関して教育長が指示するとともに、児童生徒性暴力防止に関する研修会を実施している。

小中学校人事課長

8 わいせつ行為等の防止における小・中学校の具体的な取組について、令和4年度は、令和4年4月1日から5月31日までを「年度当初教職員事故防止強化運動期間」、さらに、令和4年10月1日から11月30日までを「教職員事故防止強化運動期間」と定め、児童生徒に対するわいせつ行為の防止を含めた具体的な取組を示し、不祥事を起こさせない環境づくりを県全体で取り組んだ。この強化運動期間はもちろんだが、定期的・日常的な研修として、各校ではそれぞれの実態を踏まえ、県作成の不祥事防止研修プログラム等を活用しながら、短時間の研修を実施した。また、令和4年12月には、不祥事防止に関する短時間研修資料として、県作成の不祥事根絶プログラムの「わいせつ事故根絶」を活用した研修会を実施した。また、令和5年2月には、「不祥事根絶のための臨時市町村教育委員会教育長会議」を開催し、「児童生徒性暴力等防止」の取組における法制度の理解や今後の取組について協力依頼を行った。

教育総務副部長兼総務課長

8 県教育委員会全体の不祥事根絶の取組に関して、県立学校人事課長、小中学校人事課長から不祥事防止研修を実施したという答弁をしたが、不祥事防止研修プログラムは、不祥事が起きた場合、その都度どのような研修が効果的かを検討し、改訂を行っている。令和4年度は4回の改訂を行った。また、令和4年度にどのような取組を行えば不祥事がなくなるのかの検討を行い、令和5年度に不祥事根絶アクションプログラムの改訂を行った。より一層の綿密な分析が必要であり、現在、取り組んでいる。

高校教育指導課長

9 おがわ学は、小川高校で地元の小中学校や町役場と連携し、小川町の魅力について学び、町全体で地域の魅力を発信する取組を実施した。テキストを作成し、継続的に改訂している。成果としては、おがわ学フォーラムを令和4年11月に実施し、多くの県民の方に参加していただき、小川町の魅力や小川高校の取組を発信した。行田学は、進修館高校が総合的な探究の時間で実施しており、地元の外部機関と連携しながら、行田を

プロデュースする企画や行田を学ぶ中で疑問に思ったことなどを課題とし、探究活動を行っている。発表会では近隣の中学校の教職員等を招き、進修館高校の取組を発信した。データサイエンス研究事業は、熊谷高校・熊谷女子高校を指定校とし、立正大学データサイエンス学部の教授による生徒向けの講演会や民間業者の教育プログラムを利用した授業実践が行われ、両校合同の生徒発表会も実施した。また、県では、令和5年12月に探究活動の生徒発表会を予定しており、生徒の探究活動の取組を県民の皆様に発信する予定である。

八子委員

- 1 性の多様性について、外部講師はどのような方が講師なのか。
- 2 わいせつ事案について、つい先日も報道された。令和4年度の取組が成果として出ていないのではないか。認識を伺う。
- 3 南北格差について、個々の事業を受けて、県北の学校に対して中学3年生が受検する動機付けにどのようにつながったのか、すぐに倍率として結果は出てこないと思うが、そのような観点で再度伺う。

人権教育課長

- 1 外部講師は性的マイノリティを支援する団体、性的マイノリティ当事者、制服を製作している事業者などである。

教育総務副部長兼総務課長

- 2 不祥事、特にわいせつ事案は必ず0にするべき案件と思っている。この点において、効果がないと言われればそうであると言わざるを得ない。そのため、令和5年度は過去10年間のわいせつ事案について、心理の専門家のサポートを頂きながら過去の不祥事を起こす前の心理の変化や状態、背景などの分析を綿密に行うことで、誰が、何を、いつ、どのようにすれば防げたのかについて分析していくことを考えている。その結果を校長等管理職へしっかり伝達し、また、個々の研修に反映させるなど取り組んでいく。

高校教育指導課長

- 3 北部地区の志願倍率は厳しい状況である。各学校が魅力ある学校づくりに全力で取り組んでいるが、地域の生徒が進学したいと思えるような学校づくりが大切だと考えている。その中で、県としても支援をしなければいけないが、令和5年度は、学際的な学び推進事業指定校として児玉高校、秩父高校、松山高校、松山女子高校、飯能高校、小川高校、坂戸高校を指定している。また、道徳教育推進校として深谷高校を指定している。引き続き、様々な支援策を講じ、魅力ある高校づくりに努めていく。

柿沼委員

- 1 行政報告書584ページ「(ア) スクールカウンセラーの配置」について、オンライン相談を週5日実施したとあるが、相談の状況や相談件数、主な内容とその対応、また、どのように活用していくかについて伺う。
- 2 「(エ) 高校相談員の配置」について、相談件数と相談に対する対応、どのように活用していくのかについて伺う。
- 3 「(オ) スクールソーシャルワーカーの配置」のオンライン相談について、相談の状況や相談件数、主な内容とその対応、また、どのように活用していくかについて伺う。

生徒指導課長

- 1 オンライン相談について、令和4年度は、スクールカウンセラーは79件であった。教員からの相談は生徒対応に関する相談が多く、生徒からの相談は不登校に関する相談が多いという状況であった。活用について、通常は学校を通じ申込して利用するが、令和5年度は、夏季休業期間中は学校を介さず直接申込を行えるようにし、12件の相談に対応した。
- 2 高校相談員について、令和4年度は、延べ人数で8,464人からの相談を受け付けた。内訳は生徒が4,137人、保護者が317人、教職員が4,010人となっている。高校相談員は、親や教員に相談しづらいといった悩みに関する相談を受ける役割を担っている。また、スクールカウンセラーなどの専門家につなぐ役割もある。引き続き、活用に努めていく。
- 3 令和4年度のスクールソーシャルワーカーのオンライン相談件数は4件であった。

柿沼委員

- 1 スクールカウンセラーが受けた相談が79件と、スクールソーシャルワーカーが受けた相談が4件という理解でよいのか。
- 2 高校相談員は8,464人の相談を受けたとのことだが、12人でこれだけの相談を偏りなく、どのように対応しているのか。

生徒指導課長

- 1 スクールカウンセラーが受けた相談が79件、スクールソーシャルワーカーが4件である。
- 2 高校相談員が対応する悩みの多くは、友人関係に起因するちょっとした悩み、成績や進路に関する悩みなど、いわゆる小さな悩みへの対応が、高校相談員の役割である。現段階では、学校から相談員がパンクしているといった報告は受けていない。

柿沼委員

スクールカウンセラーのオンライン相談を週5日やっても79件、スクールソーシャルワーカーの配置が週2日で4件であったわけだが、もっと周知をしてオンラインを活用した方がよい。スクールソーシャルワーカー等が足りないことは何度も言っており、もっと活用するために取り組むべきだと考える。他方、高校相談員への相談が8,464人という状況があるので、オンラインを活用して分けずにワンストップで行えないのかと思う。オンラインのスクールカウンセラーに対する79件の相談は、生徒からの相談だと思うが、スクールソーシャルワーカーについては、行政報告書に先生からの相談と書いてあり、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーも生徒を入れた方がよいと考える。令和5年度は、スクールソーシャルワーカーへの生徒からのオンライン相談を受け付けているのか。

生徒指導課長

令和5年度、生徒から直接申込を受け付けたのはスクールカウンセラーのみである。指摘を踏まえて、オンラインの活用についてしっかりと検討していきたい。

伊藤委員

- 1 資料13、「児童・生徒一人当たりの教育費」について、全国順位が小学校47位、中

学校45位、特別支援学校46位と低く、一人の子供に使っているお金がこれだけ少ない理由はどこにあるのか。

- 2 資料17、「教員の健康状況」について、令和2年度から3年度小・中学校で病休取得者が増加しており、高等学校、特別支援学校では3年間増加している状況であるが、その要因は何か。危機的な状況だと感じるが、どのような対策を講じているのか。
- 3 資料15、「教員の未配置・未補充の状況」について、未配置・未補充が増える一方になっている。まず、教育長に伺うが、当県議団として何度もこの問題の解決を求め、その都度決意を示していただいている。新しく教育長に就任して、解決の決意を改めて伺う。
- 4 特に4月から産休・育休を予想してあらかじめ加配する制度は、大変効果があると思うが、このような制度を検討しているのか。
- 5 教員の処遇改善について、令和4年度の中学校教員の平均在校時間が11時間を超えているという調査・報道があった。平均が11時間というのは本当に驚くべき数字だと思うがどう考えているのか。当県議団はそもそも教員の仕事量が多すぎると考えている。教員の定数を大きく増やすべきである。また、国の給特法によって、事実上、教員に時間外手当が支給されていないこと、そして、長時間労働が野放しになっていることが原因だと考えている。令和4年度、国に対してどのような改善を求めてきたのか。
- 6 行政報告書574ページ「ア 学力・学習調査実施事業」について、毎年約2億円をかけて実施している県独自の学習状況調査が9年目になった。過去、当県議団ではこの調査について、繰り返し、効果が疑問だと指摘している。保護者から、結果用紙などをもらったが、問題用紙も解答用紙も返却はなく、どのような能力が伸びたかというグラフが返ってくるだけで、役に立たないと保護者の間では言われている。一方、教員からは全国学力テストや市の学力テストで本当に事務が大変で、テストをしている暇があれば授業をやった方がよいという声もいただいた。県教育委員会として県学調9年間で18億円使って270万人分のデータを集めてどこに生かしているのか。県教教育委員会の施策のどこが目覚ましく変化したのか。もし、県学調で非常に伸びの悪い学校や市町村があった場合は、特別に教員を加配したり、少人数学級や少人数指導を拡充して底上げを図るべきだと思うが、そのような取組があるのか。
- 7 行政報告書612ページ「(3) 魅力ある県立学校づくりの推進」について、令和4年度10月に策定した「第2期魅力ある県立高校づくり」計画は、県立皆野高校を秩父高校に統合する、鳩山高校を越生高校に統合するなどの計画である。秩父4市町はもちろん地元から大変な反対の意見があった。特に鳩山町議会は令和4年12月に「県教育委員会は決定通知を発送しただけで、検討の進捗や決定された経緯の説明はない。地元住民等の意見を聞くこともなく、一方的な決定の発表をすること自体が問題であり、鳩山町議会としても到底納得ができるものではない」として、統廃合の白紙撤回を求める意見書を知事に提出している。その後、鳩山町の納得は得られたのか。
- 8 資料16、臨時的任用教員について、臨時的任用教員の割合は、小学校9.1%、中学校10.1%、高校5.6%、特別支援学校14.0%である。令和3年度と比較して改善は見られず、特別支援学校については増えているが、なぜ解消されないのか。そして、給与や退職金、休暇等において臨時的任用教員の労働条件に不利益があるのか。
- 9 行政報告書591ページ、「オ 学校給食の充実」について、学校給食は食育の学習には欠かせない。そこで、地産地消の給食提供に取り組む自治体も出てきている。特に、小川町では、有機食材を使用していると聞いている。現在、お米は100%県内産だが、県としても、県内地産地消、有機食材への推進を進めるべきではないか。令和4年度の

取組についてはどうか。

- 10 行政報告書598ページ及び資料25の6ページについて、県の特別支援教育推進計画によって、令和10年度まで整備が進められている。教室不足はどの程度解消できているのか。また、年々増加する児童生徒に対し、不足が解消できる見込みなのか。
- 11 行政報告書615ページ、「キ 子供の安心・安全対策支援事業」について、子供の送迎バスの置き去り防止対策として、送迎用バスへの安全装置の装備に係る改修支援を行ったとあるが、対象はどのようなバスで、装置の仕様はどのようなものか。装置を設置することで安全を確保できているのか。
- 12 行政報告書615ページ、616ページについて、県立高校は校舎改修、大規模改修が実施されているが、空調設備の改修は高校の記載がない。特別支援学校は設計2校、工事6校である。そこで、エアコンの光熱費負担について、県立高校はなぜ父母負担のままなのか。また、特別支援学校の光熱費の状況についてはどうか。

教育政策課長

- 1 資料13、児童・生徒一人当たりの教育費は、文部科学省で実施している「地方教育費調査」のうち、教職員の人件費や校舎等の新築増築改修などで構成をされる経費、この調査の中で学校教育費としているが、この学校教育費を各年度の児童・生徒数で割った支出額である。この経費の約7割弱は学校の教職員などの人件費が占めている。学校教職員の人数は、法令により、主に学級数によって算出される。1学級当たりの児童・生徒数は、各都道府県の人口規模と一定の相関があり、人口規模が小さくなると、1学級当たりの児童・生徒数が減ってくるという相関がある。そのため、1学級当たりの児童・生徒数が少ないと、教員一人当たりの児童・生徒数が少なくなるので、結果として児童・生徒一人当たりの教育費が多くなる関係にある。本県は、首都圏に位置し、都市部を中心に人口がまとまっており、1学級当たりの児童生徒数が多くなるため、教員一人当たりの児童・生徒数も多くなり、結果として児童・生徒一人当たりの教育費が小さくなる。なお、学校教育費総額で比較すると、こちらも各都道府県の人口規模と相関関係にあり、本県と人口規模が同規模の府県と比較すると同程度の支出総額となっている。

県立学校人事課長

- 2 病気休暇取得者は、令和2年度から3年度小・中学校において増加し、高等学校、特別支援学校では、3年連続で増加している状況である。増加している明確な要因を特定することは難しい状況だが、例えば、精神疾患では、一般的に仕事のストレス、個人の性格、家庭の問題、生活習慣などが複合的に影響していることが考えられる。また、どのような対策を講じているかについて、教職員が心身ともに健康であるためには、各学校の管理職の役割が重要であり、所属職員が心身の健康を損なうことがないよう、メンタルヘルスの予防的対策に関する取組をするとともに、風通しのよい職場づくりに努めることが大切だと考えている。具体的には、各学校で管理職がICカード等客観的な方法により、教職員の勤務状況を把握した上で、時間外在校等時間が長時間となっている教職員へ声掛けを行うなど、日常的に教職員の健康管理に努めている。さらに、人事評価の面談の際など、管理職が教職員の話聞く機会を設けるとともに、信頼関係を深め、何でも相談できる職場づくりに努めている。
- 8 教員の大量退職や定年延長に対して、年齢構成の偏りのないよう配慮をしながら、新採用者を計画的に採用しており、ここ数年、臨時的任用教員の割合は全体的に減少傾向にあるが、校種によっては、令和3年度と比較して増加している状況にある。特に、特

別支援学校で臨時的任用教員の割合が増えたのは、予想を超えた児童生徒数の増加に伴う教員定数の増加も大きな要因である。今後も引き続き、退職者数や再任用者数等の推移も合わせて見極め、長期的な展望に立ち教員数を確保し、臨時的任用教員数及び割合の減少に努めていく。なお、休暇等について、臨時的任用教員と本採用教員の間で基本的に差はない。

教育長

- 3 教員の未配置・未補充の数は増加しており、教育現場に更なる負担を生じさせているため、解決すべき大きな課題であると認識している。そのため、臨時的任用教員が配置できるまでの間、中には非常勤であればという方もいるため、そういった方に非常勤講師をお願いするとか、ペーパーティーチャーセミナーを開催するなどして対応している。県としては、引き続き、更なる対策について検討し、一人でも多くの人材を確保していきたいと考えている。

小中学校人事課長

- 4 産休・育休前の加配について、「4月から産休・育休を予想してあらかじめ加配する制度」は、国の制度を活用し、小・中学校、特別支援学校小中学部において、5月1日から7月31日までに産休・育休に入る予定の教員の代わりとなる教員を年度当初から前倒しで任用できるようにし、令和5年度は、小・中学校、県立特別支援学校小中学部合わせて99名を任用した。この取組によって、代替教員をあらかじめ確保できるだけでなく、産休取得予定者から代替教員への引継ぎも円滑に図られるため、効果がある取組だと考えており、今後も積極的に活用していく。
- 5 教員の処遇改善について、国の教員勤務実態調査の速報値で、全国の中学校教員の1日当たりの在校等時間の平均が11時間以上ということは、改善すべき状況だと捉えている。本調査における埼玉県の場合は、国が公表していないため、まだ把握していないが、国の調査と同時期に行った本県独自の勤務状況調査では、教諭の平日の在校等時間の平均は、小学校で9時間48分、中学校で9時間55分となっている。本県は、中学校における働き方改革を推進するため、部活動の朝練習の中止や教育課程の見直し等の取組を進める中で、教員の在校等時間が減少してきている。また、小学校でも、教員業務支援員や教科担任制の推進に係る加配教員及び非常勤講師の配置等を行い、働き方改革を進めている。しかし、教員の在校等時間が減少してきているとはいえ、依然として長時間傾向であるため、今後も学校における働き方改革をより一層推進していく。こうした教員の勤務状況を改善するとともに、教員の増員は必要だと考えている。これまでも、学級数に加え、児童生徒数を基礎とした算定基準とするよう、国に対して要望してきた。今後も引き続き、国に対して強く要望していく。

福利課長

- 2 メンタルヘルス対策は、何より早期発見・早期対応が重要だと考えている。そのため、管理職や教職員を対象とした研修として、精神疾患に関する基本的な知識のみならず、教職員自身が抱えるストレスへの気づきやその対処方法、同僚など周りの教職員が不調を抱えた場合のサポートなどについて、研修を実施している。また、教職員が不調を感じた時に、早期対応・早期回復につなげるため、精神科医や保健師、臨床心理士など専門家による相談体制も整えている。引き続き、教職員の健康管理について、適時適切な対応を講じていく。

義務教育指導課長

- 6 県の学力・学習状況調査を継続的に実施することにより、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲等をきめ細かく多面的に把握し、一人一人の実態に応じた指導の充実を図ることができた。また、学力の伸び悩みを抱えている市町村や学校に対しては、調査結果を基にした指導・助言や人的配置ができるようになり、当該市町村や学校の学力向上につながっている。具体的には、重点的に支援している市町村や学校に対して、加配教員を適切に配置するとともに、県の指導主事が市町村や学校を直接訪問し、指導・助言を行っている。このような重点的な支援を行うだけでなく、県全体の授業改善を進める取組として、例えば、児童生徒の学力を伸ばしている教員の授業を撮影したものに、大学の教授等による解説を付けた映像資料を作成し、研修等で活用することにより、学力向上に効果的な授業のノウハウを共有・普及させ、教員の授業改善を図っている。こうした取組を行ってきた結果、今年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校5教科のうち3教科で全国平均正答率を上回り、着実に児童生徒の学力向上につながっていると考えている。

教職員課長

- 5 教員の処遇改善について、現在、国で給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討が進められていると承知している。なお、給特法の見直しは、単に給与の問題にとどまらず、学校の組織運営や教員の勤務時間管理などにも大きな影響を及ぼすため、令和4年度に国が実施した「教員勤務実態調査」の結果も踏まえ、法制的な枠組みを含めた検討を行うとともに、必要な財源措置を講じるよう、他の都道府県と連携して国に要望した。
- 8 給料や退職金の制度については、臨時的任用教員と本採用教員との間で、基本的に差はない。

魅力ある高校づくり課長

- 7 魅力ある県立高校づくりについて、第2期実施方策は、令和4年7月に案を公表し、その後、県民コメント制度による意見募集を行い、地域の方も含め、広く県民の皆様の御意見を頂戴した上で、県教育委員会として令和4年10月に正式に策定したものである。その後、令和4年12月に、町議会から「鳩山高校の廃校撤回を求める意見書」が提出された。町の意向は、現在も「鳩山高校の存続を願う立場」であると理解している。一方、県教育委員会としては、中学校卒業生数の減少傾向が続くと見込まれる中、生徒にとってより良い学習環境を将来にわたって確保していくため、この実施方策に基づく再編整備は必要なものと考えており、意見書を提出されて以降、数回にわたって鳩山町を訪問し、このことを町に対して説明した上で、新校設置の準備を現在進めている。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 9 学校給食における、地産地消、有機食材の使用について、県では、毎年6月と11月「彩の国ふるさと学校給食月間」と位置付け、地場産物や郷土食を取り入れた学校給食の積極的な実施を各学校にポスターを配布するなどの取組により、令和4年度も県立学校、市町村教育委員会に働き掛けた。また、令和4年7月には、「学校給食調理コンクール」を実施し、献立への上手な地場産物の活用事例を紹介した。給食の調理面での情報提供はもとより、各学校が他校の取組に触れる機会を設けることで地場産物の使用を

活性化させ、推進する取組も実施した。学校給食における有機食材の推進は、県内では小川町が積極的な取組を行っている。小川町では、農業の面から、町をあげたプロジェクトを実施しており、その大口消費者の位置付けで、学校給食も加わっている状況である。学校給食を円滑に実施するには、食材を大量かつ安定的に調達する必要があり、一般的に有機食材となると生産が追いつかないこと、また、比較的価格が高いといった課題があるため、小川町のように、農業を中心とした大きな枠組みの中で安定的に実施ができると考えている。このようなことから、各市町村の実情に応じた実施が適切と考えており、相談があった場合は、これらの課題も踏まえ、引き続き丁寧に対応していく。

特別支援教育課長

10 特別支援学校の教育環境整備について、県では、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、新設校及び高校内分校の設置、既存校の校舎増築などに取り組んだ。具体的には、令和3年度から5年度にかけて、2校の新設校の設置、7校の高校内分校の設置、既存校3校における校舎増築により、受入規模を992人程度拡大した。また、令和6年度から令和10年度にかけて、3校の高校内分校の設置、既存校1校における2棟の校舎増築を計画しており、受入規模は318人程度拡大する。しかし、近年は対策を上回る児童生徒数の増加があり、また、今後もその傾向が継続する見込みのため、過密解消には至っていない。引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移等を踏まえ、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築など、効果的な手法を検討しながら、特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでいく。

11 安全装置について、送迎用バスの改修支援事業は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等で、通園・通学のために運行している自動車を対象としている。また、安全装置は、国土交通省策定のガイドラインに適合する装置のリストに掲載されているもので、エンジンを停止すると点検案内アナウンスが車内に流れ、乗務員が後部座席付近に設置されたボタンを押してアナウンスを止めることで、強制的に乗務員に確認を促す「降車時確認式」、また、カメラ等のセンサーにより検知をする「自動検知式」、この双方の機能を有する「併用式」がある。装置は、ヒューマンエラーを補完する装置として、子供たちの安全確保に寄与している。引き続き、校長会等を通じて、各特別支援学校に対して注意喚起を行い、運行の安全確保にしっかりと取り組んでいく。

財務課長

12 県立高校の空調設置については、平成17年度から順次整備が進められている。整備開始当初は、全国的に県立高校での公費による空調の設置事例は少なく、また、高校は義務教育でないため、国による補助制度などもないことから、設置費用等は保護者負担としたものである。しかし、近年は他県でも公費負担での設置が増加しており、また、最近の夏場の暑さを考えると、学校設置者である県が負担することが望ましいと考えている。一方で、校舎の老朽化対策なども必要となっており、また、優先的に対応しなければならない課題もある。まずは、これらの課題に取り組み、県立高校における空調設備は、保護者負担から公費負担への切替えを実現できるよう、幅広く検討を進めていく。なお、特別支援学校は、保護者負担はなく、県が負担している。

伊藤委員

1 魅力ある県立高校づくりにおける鳩山高校と越生高校の統廃合について、準備委員会等が行われていると思うが、現在どのような段階にあり、地元の方たちが参加をして一

緒に協議に入っているのか。

- 2 県立高校の光熱費の保護者負担について、公費負担ができるよう幅広く検討していくとのことだが、どの辺りまで進んでいて、財政的にはあとの程度であれば県立高校での保護者負担がなくなって運用できるようになるのか。

魅力ある高校づくり課長

- 1 魅力ある高校づくりの越生高校と鳩山高校の統合の関係について、新校の基本計画や校名の検討に向けて、学校や地元関係者による新校準備委員会を各再編の学校ごとに設置している。この設置に当たっては、鳩山町へ協力依頼をしたが、鳩山町からは協力が難しいというお答えをいただいている。その後、協議を重ね、令和5年6月には、再編整備の必要性を説明し新校設置の準備を進めていく旨を通知したが、町の意向は変わらないという状況であった。このため、新校準備委員会は、鳩山町関係者を選任せず、鳩山高校の関係者、PTA・同窓会関係の方に参加していただき、第1回を8月22日に開催した。町に対しては、関係資料を送付するなど情報提供し御意見があればいつでも伺いたいと投げ掛けている。

財務課長

- 2 空調設置における現在の検討状況について、まず、書面や面談による学校現場の調査を実施した。具体的には教室ごとに何台の空調が設置されているのか、リース契約又は直接工事により設置されているのかの状況を調査した。また、近県の調査も行い、公費化への取組状況を参考に調査した。現在進めているのは、リースによる契約が良いのか、又は県の直接工事による設置が良いのかなど、県でどのような形で整備するのが適切かといった検討をしている。このような検討状況をよく分析し、財政的に必要な規模感もよく見極めた上で適切に対処していく。

松坂委員

- 1 行政報告書574ページ、「ウ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進」について、小中一貫教育を推進しようとする市町村教育委員会に対し、出前講座を実施したと記載されている。その成果を期待するところだが、小中一貫教育の大きな目的は、中一ギャップ、心理学的なもの、学力的なもの、教育学的なものなど、いろいろあると思う。県内では3市3校が実施していると聞いているが、その成果はどうか。
- 2 行政報告書584ページ、スクールソーシャルワーカーについて、令和3年度はスクールソーシャルワーカーの配置が定時制高校で週2日だったところ、令和4年度には週3日になったと記憶している。この拡充について、どう評価しているのか。また、課題の多い学校におけるスクールソーシャルワーカーの常勤化についての検討状況はどうか。

義務教育指導課長

- 1 小中一貫教育に関する県政出前講座は、令和4年度は川越市教育委員会からの依頼により実施した。川越市内の小中学校等56校の管理職が参加し、県担当者による講座の後に、学校区ごとに分かれて具体的な小中一貫教育の取組について協議した。当課で行った調査結果によると、県内小学校の92.7%、中学校の90.1%が小中一貫教育に取り組んでいると回答しており、県内各市町村の小中学校等において、小中一貫教育が進んでいるものと捉えている。

生徒指導課長

2 令和4年度から、これまで週2日配置であった県立定時制高校6校のスクールソーシャルワーカーを週3日勤務に拡充するとともに、これまで直接学校に配置できていなかった全日制高校に対しても週3日勤務の職員を4校に配置し、対象となる24校に隔週1回配置されるよう拡充を図った。この拡充の評価であるが、学校から提出のあった令和4年度の活動実績報告書を確認した結果、十分に活用できている学校、できていない学校それぞれであったことから、現在、その実態の詳細について学校へのヒアリングを実施するなどの検証を行っている。まだ検証中ではあるが、学校へのヒアリングの中では、配置拡充を機に「相談コーディネーターとして担当教員を指定した」など教育相談体制の充実に向けた学校の積極的な対応も確認できている。一方で、校内の周知が不十分など、組織的な活用について課題が見受けられる学校もあった。配置拡充の評価は、このようなことを見極めながら、引き続き検証を進めていく。スクールソーシャルワーカーの常勤化は、持続的な体制とするためにも国で行っている研究成果を踏まえ、財源措置や定数措置を含めた方向性を国に示してもらうことが必要だと考えている。一方で、令和4年度から一部県立高校で、スクールソーシャルワーカーの勤務日数を拡充しているため、その拡充効果も併せて検証を行っている。具体的には、令和4年度にスクールソーシャルワーカーを拡充した定時制高校を対象に、スクールソーシャルワーカー本人及び学校職員へのヒアリングを実施し、拡充効果について各職員の認識を聞き取り、現在はその結果を踏まえた検証を行っている。今後、この検証結果を踏まえ、また、他県のスクールソーシャルワーカーの配置状況も参考にしながら、スクールソーシャルワーカーの配置の在り方について検討を進めていく。

松坂委員

小中一貫教育に関して、小学校の92.7%、中学校の90.1%という回答だったが、それは一貫ではなく連携ではないのか。

義務教育指導課長

県として推進する小中一貫教育とは、中学校区内の小中学校が目指す児童生徒像や重点目標を設定・共有し、その実現を図るため9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づき行う系統的な教育と捉えている。これが実施できているかを調査した結果が先ほど申し上げた数値である。義務教育学校や施設併設の小中一貫校については、各市町村で地域の実情に応じて適切に行われていると捉えている。県としてはそのような形態に限らず、広く小中一貫教育を推進していきたいと考えている。

美田委員

- 1 埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書に基づき、令和4年度の予算現額に対する不用額の割合を事前に確認している。中学校部活動指導員活用事業費で、これが不用額約1,080万円あり、予算現額に占める不用額の割合が29.5%ある。部活動指導充実支援事業費でも不用額が約400万円弱で25%あるが、部活動の地域移行や教員の働き方改革を速やかに進めるべき県としては不満が残るが、その発生の原因等については何か。
- 2 特別支援教育振興費の「学校給食等の食材価格高騰に伴う保護者等負担軽減事業費」について、不用額が83.7%あった。金額にすると1,800万円強である。教育振興費の同じ名目の事業でも79.2%の不用額が生じている。なぜこれだけの不用額が

生じているのか。

県立学校部参事兼保健体育課長

- 1 中学校部活動指導員活用事業費及び部活動指導充実支援事業費については、各教員の負担軽減を目的とするものである。まず、中学校の部活動指導員の配置は、国と県、そして市町村がそれぞれ3分の1を負担する補助事業である。一方、高校への専門的な指導が可能となる外部指導者の配置は、県単独の事業であり、いずれも教員の負担軽減を目的とする背景がある。不用額が出たことについては、まず、市町村の部活動指導員は、予算上積算した人数を市町村が配置できなかったことが1点目としてある。これは市町村が任用するに当たって適切な指導員を確保できなかったこと、市町村が予算を結果的に計上できなかったことによる。また、一方で、実際に部活動指導員を配置した市町村も、指導者の都合や天候の都合、令和4年度の場合はまだ新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、実際の活動や指導の回数が見込みを下回ったことが影響し、執行残が生じたものである。同様に、高校の外部指導者についても、実際の指導回数が見込みを下回ったことが大きく影響し、執行残が生じたものである。
- 2 給食における保護者の負担軽減について、この事業は県立学校の給食の実施に当たり、給食費の高騰を受け、給食費を値上げした学校を対象に、保護者による負担増を回避するため、値上げ額分を学校に補助するものである。予算の積算に当たっては、給食の一般的な献立をモデルとし、使用している食材について、総務省が毎月実施している小売物価統計調査から、令和3年4月の単価と、令和3年4月から令和4年4月の単価の最高値を比較し、平均上昇率を算出し、値上げ率を15%と想定した。また、値上げの実施校については、給食実施校57校全校で値上げがされた場合の最大値を想定し、予算を計上した。執行残の理由の一つとしては、物価高騰に対応できるよう、予算を最大限に見込んで計上をしたことが挙げられる。一方、値上げ率の算定については、15%で計上したが、実際に給食費を値上げした学校の値上げ幅は約7%であった。また、結果的に給食費の値上げを行った学校は18校であり、補助対象校が少なかったことも理由の一つである。多くの学校が、国の補助が終了した場合のその後のことを考え、保護者負担をできるだけ避けたいという思いから、給食に使用する食材の仕入れや調理の工夫などにより、給食費を上げずに対応をした背景がある。

特別支援教育課長

- 2 特別支援学校の寄宿舎の舎食費について、執行率が低調だった理由は、給食費と同様に物価高騰にしっかり対応できるよう予算を最大限に見込んで計上したこと、結果的に値上げした学校が5校中2校で、補助対象となる学校が少なかったことなどが挙げられる。使用する食材や調理の工夫などにより、値上げせずに対応したものである。

美田委員

全57校中18校とのことだが、予算を組むに当たって、最大値を見込むのは良いが、例えば学校にヒアリングをすとか、もう少し実態に見合った予算の組み方が必要かと思う。学校に聞いたりすることはなかったのか。

県立学校部参事兼保健体育課長

予算の計上に当たり、具体的に個別の学校にヒアリングは実施しなかった。

辻委員

行政報告書598ページ「5 多様なニーズに対応した教育の推進」について、障害のある児童生徒への支援の充実のために、特別支援学校の計画的な設置等の記載がある。しかし、多様なニーズに対応した教育は特別支援学校の中だけで行われるものではない。学校教育法施行令が改正され、基本的には本人・保護者の希望のもと、特別支援学校での教育を望むようであればその中で、また、通常の学級で学ぶ等、多様な学びの場があると思うが、ここでは特別支援学校のことを主軸に記載されている。特別支援学校ではない、特に通常の学級における障害のある子供たちへの教育的ニーズの提供について、どのようにしたのか。また、このページではないところに記載があるのか。

義務教育指導課長

通常の学級にも、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があり、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常の学級における支援も同様に重要であると考えている。行政報告書に記載のある特別支援教育推進専門員の巡回支援は、特別支援教育に係る専門的な知識・経験を有する専門員が小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級も含む校内支援体制の整備に係る助言を実施している。また、そのほかにも、市町村教育委員会の担当者や小・中学校等の管理職が集まる会議、県担当者による小・中学校への直接訪問を通し、通常の学級における支援の充実や特別支援教育における校内支援体制の充実などについて、繰り返し周知を行っている。国や県で作成した資料の活用や、市町村教育委員会における好事例の共有などを通し、通常の学級における児童生徒への支援が更に充実していくよう引き続き働き掛けていく。

高校教育指導課長

県立高校においては、通常学級等で特別な支援が必要な生徒に対して、各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、コーディネーターを中心とした校内委員会で組織的に取り組んでいる。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援が必要な生徒に対する指導・助言等を受けて対応している。さらに、国において、平成30年度から高校における通級による指導が制度化された。通常の学級で学びながら、必要に応じて取り出し授業を行い、困り感を持っている生徒に対して、現在7校で指導を実施している。

特別支援教育課長

高等学校における組織的な支援体制を図るため、拠点校に大学教員や臨床心理士などの専門家を派遣する高等学校拠点校巡回支援を行っている。令和4年度は、拠点校32校に対し延べ173回の支援を行った。定期的に専門家が来校することで、支援が必要な生徒として学校側でリストアップされていなかった生徒を把握できたり、専門家を交えた教職員との話し合いを通して、発達障害を含む障害のある生徒への適切な支援について理解を深めている。さらに、専門家を講師とした事例検討会など、生徒の支援方法に関するより実践的な研修会を開催し、個々のニーズに応じた支援に関する教職員の理解が更に促進している。専門家の助言を生かした学校全体の組織的な取組により、引き続き高等学校に在籍する生徒への支援を充実させていく。

辻委員

説明された内容を行政報告書から読み取ることができない。通常の場合、障害のある子供もいない子供も、まずは地域の小・中学校で取り組めるかどうか、それでもなかなか難し

い場合は、特別支援学校や特別支援学級となる。しかし、どうしても障害のある子供たちは、まず特別支援学校、そして、分けた場であるということになってしまう。通常の学級でも様々な支援を受けられる、そのようなことを実際に取り組んでいるのであれば、それらをしっかり行政報告書に記載すべきと考えるがどうか。

義務教育指導課長

行政報告書について、記載が分かりづらいと御指摘いただいた。先ほども申し上げたが、行政報告書の598ページについて、特別支援教育推進専門員の記載があり、「特別支援学級担任等」と記載をしているため、通常の学級を含むという趣旨が分かりづらかったと思うが、県教育委員会としては、通常の学級でも共に学ぶことも含めて、引き続き推進していきたいと考えている。

小久保委員

行政報告書587ページ、「ウ 学校教育における人権教育の推進」にある、保護者向け動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」について、動画は、業者に委託して6本作製し、いずれも3月31日付けで同時配信されている。11月1日時点の再生数を見ると、1本目の5,257回が最高で、6本目が505回、累計で8,627回、平均で1,437回となっている。テーマごとの配信のため、再生数は一概には言えないが、より多くの県民に見ていただくためには、配信方法・配信場所について様々な工夫が必要である。同時配信のみでその後の更新がなければ当然再生数も減少する。そのため、動画を1本ずつ更新して、その動画に紐づけた宣伝をXやInstagramなどで行い、また同時にコメントも募集する。その宣伝については無料である。県は動画を配信した責任として再生数を増やすべきである。再生数を増やしてこそ、幅広い意見交換が可能となり、動画も意味のあるものとなる。この点について県の見解はどうか。また、令和5年度当初予算では新たな配信を予定していないとのことだが、配信方法・配信場所について県の考え方はどうか。

人権教育課長

保護者向け動画は、基本的には児童生徒の保護者を対象としているため、まずは、引き続き、保護者会やPTA活動などにおいて活用をお願いしていく。広く県民を対象とした広報については、SNSの活用も含め検討していく。現時点では動画の続編の作製予定はないが、今後の周知に当たっては、委員の御提案のとおり、配信の工夫などを考え、より効果的、効率的な周知に努めていく。

【説明者】

金子直史福祉部長、岩崎寿美子少子化対策局長、岸田正寿副部長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、佐々木政司社会福祉課長、
宮下哲治地域包括ケア課長、播磨高志高齢者福祉課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
菊池陽吾こども安全課長、我妻卓哉児童虐待対策幹

市川忠埼玉県総合リハビリテーションセンター長、植竹淳二埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長、

【発言】

渋谷委員

- 1 行政報告書の256ページ「2 安全で安心して暮らせる社会保障の推進」について、埼玉県5か年計画における指標である「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」の実績値が市町村では令和2年度策定時は43.7%であったのに対し、令和4年度では36.3%と、7.4%も下がっている。目標値は60.0%であり、コロナ禍とはいえ、下回った要因は何か。また、学習教室の利用を高めるため、学習支援員の生活保護世帯への自宅訪問のほか、どのような取組を実施していたのか。
- 2 行政報告書の275ページ「オ 虐待の通告、通報、届出及び相談を行いやすい環境の整備」について、虐待通報ダイヤルの通報状況と県民への周知にどのように取り組んできたのか。

社会福祉課長

- 1 学習支援事業については、生活困窮者自立支援法に基づいて市部は市で、町村部は県で所管する枠組となっている。令和4年度の県の所管している町村部においては、利用率は62.2%と目標値を上回ることができた一方、市部においては利用率が芳しくない市もあり、県全体として目標値には達していない状況となっている。生活困窮世帯においては、保護者の理解が得られなかったり、子供の学習意欲が低いことも多く、学習支援教室に自主的に参加することは少ないため、県では、学習支援員がアウトリーチの手法をとって家庭を直接訪問して参加を促している。市に対しても、このような県のアウトリーチのノウハウを提供するなどしてきたが、コロナ禍や人事異動などにより市の内部でこれらが継承されていない状況が見受けられ、市部の利用率が上がらない要因となっていると考えている。利用率向上のために行った取組については、福祉事務所の担当ケースワーカーをはじめ、町村の子育て支援担当課、母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援員など、子供やその世帯を取り巻く様々な機関と協力し、その世帯を支援する一つの方策として学習支援を組み込むなど、関係機関と具体的な連携を図ることで学習支援事業の参加を促している。

福祉政策課長

- 2 令和4年度の通報件数は、2,834件、1日平均で7.8件の着信があった。このうち虐待通報件数は、児童193件、高齢者297件、障害者416件で合計906

件、1日平均で2.5件だった。県民への周知について、虐待通報ダイヤルは平成30年10月に設置してから5年経過した。この間、彩の国だより、市町村広報誌、県ホームページ、ポスターの掲示といった広報を行い、広く県民へ周知してきた。年々通報件数は増加しているが、更なる周知に取り組んでいく。

渋谷委員

虐待通報ダイヤルの令和4年度の2,834件という件数に対して、県はどのように考えているか。また、県民への更なる周知の取組についてはどうか。

福祉政策課長

令和4年度の通報件数の内訳を見ると、児童虐待、高齢者虐待に比べて障害者虐待が多くなっている。障害者虐待は虐待通報ダイヤルの開設以来、年々増加している。これは相談先が明確になったことや、24時間365日の対応が可能になり、通報しやすい環境が整備された結果と考えている。県民への周知については、県内金融機関におけるポスター掲示などの日頃からの広報に加えて、毎年7月を虐待ゼロ推進月間として、広報を強化する期間を設けている。期間中の主な取組は、ポスター掲示のほか、県内のスーパーにも御協力頂き、啓発品の配布や店内放送を実施している。また、令和4年7月12日には、浦和駅、熊谷駅、南越谷駅において、街頭啓発活動を実施し、啓発うちわを配布した。この活動がマスコミにも取り上げられるなど、多くの県民に発信できた。こうした取組により、「虐待かも」と思ったら通報するということが広く県民に認識され、通報件数は前年度より増加している。

鈴木委員

- 1 行政報告書の281ページ「(4)ケアラー支援の推進」について、県としてどのようにケアラー支援に取り組んできたのか。
- 2 行政報告書の289ページ「ウ 介護のイメージアップ」について、介護の魅力PR隊が大学・高校等へ訪問されているとのことであるが、訪問中心では魅力発信の効果が限られるのではないかと考える。更に広くPRを進めていくことが重要と考えるがどうか。
- 3 行政報告書の289ページ「イ 介護職員の処遇改善」について、処遇改善は、介護職自体の社会的地位や魅力を高めることに直接寄与することから、更なる改善策を講じる必要があると考えるがどうか。

地域包括ケア課長

- 1 ケアラー支援に関しては、埼玉県ケアラー支援計画に基づき、支援体制の強化、広報啓発を中心に取り組んできた。支援体制の強化としては、市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の職員を対象とした研修や、ヤングケアラーに関して教育局と福祉部で連携し、学校の教職員や市町村の福祉部門の職員等を対象にした教育・福祉合同研修を実施した。また、令和4年度は新たに地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や子供の居場所運営者等を対象に研修を実施し、令和4年度は合計で1,616人が受講した。広報啓発では、11月をケアラー月間と定め、タレントを起用したメッセージ動画の配信やトークイベントの開催など、集中的な広報啓発を県、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体と連携して実施した。令和4年9月からは、ヤングケアラーが元ヤングケアラ

一の先輩に悩みを相談したり話を聞いてもらえる場所として、新たにLINE相談窓口を開設した。このほか、県、市町村、教育委員会、民間支援団体等を構成員としたヤングケアラー支援推進協議会を立ち上げ、地域における支援体制の整備についての検討を行った。協議会の中で、ヤングケアラー支援に当たっての基本的な考え方や、市町村における支援体制づくりのポイント、社会資源や支援事例などを分かりやすくまとめたヤングケアラー支援スタートブックを作成した。

高齢者福祉課長

- 2 介護の魅力PR隊は、介護現場で働いている職員の中から、令和4年度は36名の方を知事が任命し、高校や大学、就職イベントなど計95回の訪問活動を実施し、延べ1,948名の参加者に対して体験発表を行うなどして介護の魅力発信を行った。訪問活動以外にも、「介護の魅力PR隊公式YouTubeチャンネル」で動画を公開し、広く一般にPRを行っている。令和4年度は、介護のイメージアップ動画作成に定評のある「一般社団法人KAIGOPRIDE®」に委託して、介護の魅力PR隊が出演し、介護の仕事を知ってもらう動画2本と、最新のデータに基づき介護業界の待遇やキャリアプラン等を紹介する動画1本を公開した。この動画は、進路選択に影響を与える親や教師にも、介護の仕事に対する理解を深めてもらうのに役立つように作られている。また、動画の公開に当たっては、県教育局と連携して、全ての県立高校への周知を行うとともに、介護職員初任者研修を履修できる五つの県立高校については、学校の公式ホームページでも動画を紹介するなど、普及に努めている。また、この5校では、2年生への就職ガイダンスにも動画を活用していただいた。
- 3 国の調査では、令和4年の介護職員の平均給与月額が272,400円で、全産業と比較すると約68,000円低くなっており、介護人材の確保を進めるためには給与月額の引上げが必要である。県では、介護労働安定センター等と連携して、処遇改善加算等、介護報酬の各種加算制度の活用を促進するため、アドバイザーを派遣して、これまでに90を超える事業所の加算取得を支援してきた。こうした取組等により、令和5年6月1日時点の加算取得状況は、処遇改善加算が93.9%、特定処遇改善加算が72.8%、ベースアップ等支援加算が83.9%となっている。国は令和6年度の介護報酬改定の中で、処遇改善加算の一本化など、制度の見直しを検討していると聞いているが、県としては、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の取得促進を支援するとともに、令和6年度の介護報酬改定に向けて、機会を捉えて国に要望していく。

鈴木委員

令和4年度は36名のPR隊員が活動したとのことだが、PR隊に外国人の隊員はいるのか。

高齢者福祉課長

令和3年度に外国人介護職員のPR隊員が1名いたが、現在はいない。

鈴木委員

介護施設等では外国人職員も戦力になっていると思うが、PR隊に外国人の隊員がいれば、外国人の受入れがより進みイメージアップにつながっていくと思うがいかがか。

高齢者福祉課長

外国人のPR隊員がいれば、特定技能などで働こうと考えている人たちの背中を押すことにもつながると考える。外国人介護職員のPR隊への加入については、関係団体などと相談し調整していく。

戸野部委員

- 1 行政報告書の273ページの児童相談所業務について、児童相談所は多岐にわたる業務があるが、対応する職員一人当たりの案件数はどのようになっているのか。職員の負担は大きいと思うが負担軽減に対する取組はいかがか。
- 2 行政報告書の276ページの障害があるために児童養護施設に入所できない児童が障害者グループホームに入居している場合があると聞く。そうした方の人数は何人いるのか。
- 3 行政報告書の289ページ「(イ) 介護人材の定着」について、研修受講料の一部を助成して人材の定着の取組をしているとのことであるが、効果についてどのように考えているのか。
- 4 介護職員処遇改善について、令和4年2月から令和4年9月までの間の介護職員等に対する賃上げに要する費用への補助として「介護職員処遇改善支援補助金」を交付したとのことだが、賃上げに要する費用とは具体的にどのように使われているのか。
- 5 行政報告書の290ページ「ウ 介護を支える人材の育成」について、介護支援専門員不足も深刻になっているが、相談窓口の相談内容にはどういったものがあるのか。
- 6 行政報告書の300ページの重度障害者地域生活支援体制整備事業について、重度障害者のグループホーム増は利用者や家族にとっても必要だが、近年、障害福祉サービスの実績や経験のない事業者の参入が課題となっている。それに対応してグループホーム職員に対して入居者支援に必要な知識の習得や支援スキルの習得を図るため、研修を行っているかと推察するが、利用者からの満足度などは聞いているのか。また、土日の帰宅が必要となっている施設の数はいくつか。

児童虐待対策幹

- 1 令和4年度の県児童相談所における虐待以外の相談も含めた相談対応件数は31,682件であり、これを令和4年4月1日現在の児童相談所の職員総数で除した職員1人当たりの対応件数は63.5件であり、令和3年度と比較すると職員を増やしてきたということもあり、8.4件、11.7%減少した。負担軽減の取組については、専門職員の増員により児童相談所の体制強化に取り組むとともに、児童相談所が受けた虐待通告のうち、リスクが低いと判断した事案の児童の安全確認を民間事業者に委託することや、ICTを活用した児童相談所業務の効率化の推進を行っている。この児童の安全確認に係る民間委託について、これまでは3児童相談所で実施していたのを、令和5年度は全ての児童相談所に拡大した。

障害者支援課長

- 2 県で持ち合わせているデータとしては、国保連合会の2月時点のデータがあり、18歳未満でグループホームに入っている人数が26人と把握している。恐らくほとんどの方が児童相談所経由と考えている。
- 6 本県では令和4年度から独自にグループホームの職員研修を開始し、職員の質を高めることに注力している。土日の帰宅の実態については県で把握しておらず、グルー

プホームにお住まいの方は利用者本人の意思によってグループホームにいないことを選択する方もおり、家庭に帰りたいたか、施設の方の運営の体制によって帰る方もいるため、土日の帰宅が良いか悪いかを一律に判断するのは難しい。

高齢者福祉課長

- 3 研修受講料の補助と定着の関係について、実務者研修受講料の補助は上限100,000円となっており、昨年度は265人分を補助した。また、初任者研修受講料の補助は上限3万円で昨年度は37人分を補助した。実務者研修の補助制度は、職員の資格取得に応じて給与改善が図られることを要件に実施をしている。給与改善の方法は事業所によって異なるが、資格手当を設けている事業所が多い。実務研修の修了者は、3年以上の実務経験を積むことによって、介護福祉士の受験資格を得ることができる。段階的に資格を取得し、それに伴って給与改善が図られれば、キャリアアップを目指して、介護の仕事を長く続ける意欲につながると考えている。この事業による直接的な定着の効果を把握するのは難しいが、本県の介護職員の離職率でみると、受講料の助成を開始した平成26年度が16.6%で、令和4年度は15.0%と1.6ポイント減少している。
- 4 介護職員処遇改善支援補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇改善のため、介護職員の収入を3%程度、月額9,000円相当を引き上げるための対応を令和4年2月から行った施設・事業者に対して、令和4年度に補助金を交付したものである。補助金の交付実績は、8,802事業所に対し約38億1,500万円となっている。介護職員処遇改善支援補助金は、この補助金を上回る金額を賃金改善に充てることが要件となっている。また、賃金改善の合計額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当のベースアップ等に充て、それ以外を賞与や一時金等に充てるとされている。補助を受けた事業所については、実績報告書によりベースアップや賞与等の改善総額が補助金額を上回っていることを確認しているため、全て処遇改善に充当されたと認識している。
- 5 県では、平成14年度から介護支援専門員の業務を支援する相談窓口を設置し、ケアマネジメントの方法やケアプランの立て方、介護報酬の解釈、困難事例や利用者、その家族への対応方法など、介護支援専門員が業務を行う上で抱えている疑問や悩みに経験豊富な主任介護支援専門員が指導、助言を行っている。介護支援専門員の職能団体である一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会に委託をし、令和4年度は194件の相談支援を行った。また、この窓口は、地域包括支援センターで相談援助業務に当たる主任介護支援専門員のOJTの場としても活用されている。OJTは新型コロナウイルス感染症のため中止していた期間があったが、令和5年度から再開しており、こうした部分でもこの窓口が活用されている。

戸野部委員

障害者グループホームに入所している方について、児童養護施設入所に比べて生活保護費の範囲で生活する必要がある、生活水準に差が出ている子がいると現場から聞く。この状況に対する見解はいかがか。

こども安全課長

障害者のグループホーム利用については、原則15歳以上、おおむね義務教育を修了

した高校年齢の子供となる。利用に際しては契約となるので、事前に本人や保護者も交えて必ず話し合いをして入所している。グループホームを利用した場合は、自宅でできていたことが難しくなることも含めて事前に説明をしている。逆にグループホームで対応可能になることもある。学習面については、学校に通っている子供は、学校の先生方とも相談しながら、グループホームの職員や関わっている児童相談所、市町村職員と一緒に考え、子供たちの希望や特性に応じ、最善の利益が図られるよう、その支援に取り組んでいく。

金子委員

- 1 行政報告書の259ページの手話言語条例と手話の普及について、手話通訳者の派遣等について、土日は対応できる手話通訳者が少ないという話も聞くが、その需要と供給のバランスはどのようになっているのか。
- 2 聴覚障害者等が手話通訳を必要とする場面で、適切な情報提供が受けられるようにするために、どのような対策を講じているのか。
- 3 手話講習会の実施において、受講者満足度などの具体的なデータを取っているのか。
- 4 行政報告書の268ページ「ウ 多子世帯応援クーポン事業」について、予算特別委員会で「本来の事業目的である支援の幅を広く捉え、手続が簡単で使いやすい現金給付等、子育て世帯にとってより良い制度となるよう検討する」と附帯決議を付した。令和4年度中に少子化対策協議会などで話し合いをしていると思うが、どのような話し合いが行われたのかも含めて取組を伺う。
- 5 行政報告書の269ページ「イ 保育人材の確保・定着支援」について、令和4年2月の予算特別委員会において、「他の自治体との獲得競争に負けないよう人材確保策を講じること」と附帯決議を付したが、どのように取り組んだのか。また、その取組の結果、令和3年度と比べてどのような効果があったのか。

障害者福祉推進課長

- 1 令和4年度には新たに手話通訳者を5人養成し、令和5年4月1日現在の手話通訳者は102人となっている。養成、派遣共に埼玉聴覚障害者情報センターに委託しており、令和4年度における実績は、県が担う広域的・専門的な派遣が446件となっている。埼玉聴覚障害者情報センターでは、県が委託している以外にも27市町村から手話通訳者の派遣業務の委託を受けている。民間企業等からの派遣にも対応しており、これら全ての依頼を合わせ、令和4年度は合計で3,260件の派遣に対応した。一方、依頼を受けたが手配できずに対応できなかったものが96件、全体の約3%程度である。
- 2 個人からの依頼のほか、イベントや研修に派遣してほしいという依頼が増えており、これらの日程が週末などに重複する場合に派遣できない事例が出てきていると聞いている。手話通訳者の確保は、本県のみならず全国的に大きな課題である。養成講習の新規受講者を増やしていくことと、養成講座受講者を難関の手話登録試験の合格に向けて支援することの2点が重要だと考えている。今後も講座の会場選定や時間設定など受講しやすい環境作りや、一次試験の合格者を対象に更にステップアップできる特別講座を開催するなどにより合格者を増やしていきたい。
- 3 現在、手話通訳者養成講習は、1年目は準備コースと手話通訳Ⅰで1年間ほぼ毎週、2年目は手話通訳Ⅱ・Ⅲで1年間ほぼ毎週と、2年間かけて習得していくものとなっている。それぞれ昼と夜の2会場を設けて実施し、2年間同一会場で受講できるよう配

慮している。令和4年度の受講者数は、準備コースと手話通訳Ⅰが合わせて21人、手話通訳Ⅱ・Ⅲが13人である。また、受講者へのアンケート調査などは実施していないが、過去の御要望の中で、日中に仕事をしているが養成講習を受講したいという声があることから、夜間コースの設定を行ったり、養成講習の最初のコースのレベルが非常に高いということで、準備コースを設けるなどの取組を進めてきた。

少子政策課長

- 4 附帯決議を踏まえ、子育て世帯にとってより良い制度とすべく、EBPM有識者会議、少子化対策深掘調査、少子化対策の意見交換会を実施し、有識者や子育て中の方などから意見を伺った。その結果、第1子が最も育児の心理的・肉体的負担感が大きく、第1子から支援を行うべき、という意見が多かった。このことを踏まえ、市町村と少子化対策協議会を数回開催して協議を行い、令和5年度から子育てファミリー応援事業を開始した。具体的には、少子化対策の意見交換会では、婚活中のグループ、子育て中のグループ、新卒・学生のグループの計21名が参加したが、21名中20名から、第3子からではなく、第1子から支援をするべきという意見が出た。また、少子化対策協議会においては、第1子から支援を行ってほしいという意見と、新たな制度を行うに当たっては、なるべく市町村の負担がないようにという意見などを頂いた。
- 5 保育士の確保の課題として賃金が全職種平均に比べて低いことが挙げられるが、保育士の賃金は、国が定めた給付費を原資として、事業者から職員に支払われるため、まずは国が責任を持って対応するべきと考えている。そのため、県としては、保育士の給与改善につながる公定価格の設定や、生活圏の重なる隣接地域で大きな差が生じないように地域の実情を十分に反映した地域区分の導入等について、国に対して知事から直接要望している。また、要望が実現するまでには時間を要することから、県として、就職準備金の貸付けや宿舍借上に係る県の上乗せ補助を実施し、保育士に直接届く処遇改善を講じた。加えて、県内保育所等で新たに勤務する保育士に対する奨学金返済の支援を行う市町村への補助制度について、令和5年度からの事業化に向けて取り組んだ。また、具体的な効果について、家賃の上乗せ補助については、令和4年度の利用者が1,377人で、このうち令和4年度新規採用として家賃補助制度を利用したのは396人である。また、奨学金返済支援事業については、今年度から10市で開始する予定である。

金子委員

- 1 手話通訳者養成講習の受講者へのアンケートを取っていないとのことであったが、次に講習を行う際のレベルアップを図るためにも、受講者の意見を聞くことが必要である。また、市町村が行う手話の養成講習会においても、アンケートなどで受講者の意見を聞いていると思うので、受講しやすい環境を作るために、市町村が持っているデータの活用とともに、県でもアンケートを取るべきと考えるがいかがか。
- 2 保育士確保について賃金の話があったが、施策によりどれだけ求職者数が増えて、どれだけ保育士を確保できたかを質問したい。賃金格差が広がる中で、家賃補助は東京都でも実施していると思われ、附帯決議という他自治体との獲得競争に負けないような人材確保という点に合っていないと思う。より有効な施策が必要なのではないかと考えるがどうか。

障害者福祉推進課長

- 1 受講生のニーズを把握することは重要であり、今後、アンケート調査を実施するとともに、市町村が実施する講習会の状況も情報収集し、連携しながら手話通訳者の養成を進めていきたい。

少子政策課長

- 2 県の施策によってどれだけ求職者が増えたかについては、調査を行っていないため、把握できていない。ただし、これらの事業を実施した結果、令和2年度は1,409人、令和3年度では1,536人、令和4年度では1,523人と一定数の利用実績がある。また、保育士数を確保している上位5県のうち、1位は東京都であるが、令和4年度のデータでいえば、上位5県のうち4番目に保育士を確保しているという現状もある。そういったところから、給与の上乗せを実施していないので、その点では他県との差があることは否定できないが、近隣では本県で実施する家賃補助は実施している自治体は少ないと考えている。これは国の事業だが、県としてもこの補助を実施することで多くの保育士に支援が届く、保育士が増えるという考え方の下支援していきたい。

金子委員

補助金を給付すれば保育士を確保できるのはそのとおりだが、保育士を確保するためには県の事業について周知をしっかりとできたかどうかについて、令和3年度と令和4年度の検証をした方がよいのではと思うがどうか。

少子政策課長

データに基づいて分析することは必要だと考える。求職者についてはなかなか難しいが、例えば新規の方がどれだけ利用するかについて、アプローチも考えながら分析していきたい。

権守委員

- 1 行政報告書の280ページ「(2) 地域包括ケアシステムの推進」のうち、民間事業者と連携した高齢者生活支援事業、いわゆるプラチナ・サポート・ショップの取組について伺う。プラチナ・サポート・ショップは高齢者の生活支援及び介護予防を推進する取組であるが、店舗の登録数や登録店舗を増やす取組として、対象となる事業所へ登録してもらうために県のホームページ以外にどのような働き掛けを行っているのか。
- 2 登録事業所にはステッカーやポスターを送付しているが、登録事業所情報は高齢者に周知が行き届いているのか。そもそも、県が主導して取り組んでいるプラチナ・サポート・ショップ事業について、高齢者にどのような周知を行っているのか。
- 3 行政報告書の287ページ「(7) 認知症施策の推進」について、市町村におけるチームオレンジの構築支援、市町村等への派遣状況はどのようなものだったのか。令和4年度の取組を行った結果、県内市町村の構築状況、今後取り組めそうな市町村の状況、また、コーディネーター向けの研修の開催及びリーダー向け研修会の開催状況はどうか。
- 4 行政報告書の301ページ「(4) 災害時要配慮者の避難体制サポート」について、県は、川口市、加須市、東松山市、横瀬町の3市1町を、都市部、郊外、山間部の各

エリアを代表するモデル市町村として選定し、それぞれのモデル市町村において、関係者による検討会議の開催や専門家による指導を受けて、福祉避難所への直接避難計画、マニュアルを作成したとのことだが、現在はこういった状況なのか。また、この取組による成果をどのように市町村へ反映していくのか。

地域包括ケア課長

- 1 令和5年10月末現在での登録店舗数は2,931店となっている。登録店舗を増やすための取組としては、県と市町村で役割分担している。県では、県内全域にチェーン展開している店舗や、県内各地に事務所や事業所などの個人会員を持つような、例えば、理容生活衛生同業組合、行政書士会などのような上部団体に働き掛け、県内の店舗の登録を進めていく。市町村では、生活支援コーディネーターを中心に、地域の個人店舗に働き掛け、周知、登録を促している。店舗の拡大には、民間事業者の理解も重要なので、企業向けのセミナーを開催したり、市町村と企業との情報交換をしたりするなど、双方の理解を深めていただく取組を実施している。
- 2 県ホームページでの周知やポスター、ステッカーの掲示のほか、例えば、市町村広報誌への掲載や、老人クラブ連合会の会報誌に掲載していただくなどの取組を実施している。
- 3 県では、市町村の構築を進めるために、オレンジチューターを配置して取組を支援している。令和4年度はオレンジチューターが市町村に出向いてアドバイスしたのが9回であったが、令和5年度は現時点で19回実施している。このほか、令和5年度は電話相談を延べ127回受けている。このような取組を進め、現在の構築状況は10月末時点で25市町36チームができています。令和4年度末時点では16市町21チームだったので、この半年でかなり伸びてきている。今後の見込みについて、認知症施策推進計画では今年度中に32市町村で設置を目指しているが、現在25市町なので、これに向けて取り組んでいる。また、これを支援するために研修会を行っている。研修会では、例えば、先行している自治体の事例を発表したり、今年度は近隣市町村とのグループワークで設置運営上の課題などについて、先行自治体からアドバイスをもらうなどということも行っている。今年度は109名が参加した。このような取組を継続して行うことで、県内全ての市町村にチームオレンジが設置されるよう取り組んでいく。

障害者福祉推進課長

- 4 令和3年に国のガイドラインが改正され、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することが可能になった。これを受け、県では令和4年度に四つのモデル市町を選定し、関係者による検討会議を立ち上げた。具体的には、川口市では地震、東松山市と加須市では水害、横瀬町では土砂災害を想定し、市町の障害・高齢・防災担当課職員、社協、自治会役員、民生委員など地域の方、実際に福祉避難所を担う福祉避難所職員の参加による検討会議において、県が委託する防災の専門家の助言指導を受けながら、地域の実情に応じた体制整備を検討した。これを踏まえ、福祉避難所への直接避難に関する標準的なマニュアルを作成した。このマニュアルを市町村会議で紹介したり、ホームページで公表したりして、各市町村での取組が進むよう支援している。

林委員

- 1 行政報告書の294ページ「キ 精神障害者の地域移行の促進」について、相談支

援事業所が退院に向けた生活環境の調整等の支援を行ったとあるが、具体的にどのような支援を行ったのか。また、退院後にどのようなところで生活をしているのか。

- 2 行政報告書の297ページ「ア 障害者総合支援法の円滑な施行」について、市町村職員に対する説明会及び人材養成研修などを実施したとあるが、近年、障害福祉サービス事業者等が増加している。障害福祉サービスに係る従事者養成研修も重要と考えるが、令和4年度は具体的にどのような研修を実施したのか。
- 3 行政報告書の305ページ「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について、指摘件数が1,421件とあるが、主にどのような指摘内容であったのか。また、指摘するだけでなく改善させることが目的と考えるが、どのように改善させたのか。

障害者福祉推進課長

- 1 県では、相談支援事業所に在籍する精神保健福祉士などのコーディネーターの下で、ピアサポーターが病院を訪問し、グループワークや同行外出などを通して長期入院患者の退院意欲を高める働き掛けを行っている。また、早期退院を促すため、住居や経済的問題、家族関係など福祉的な課題に関する相談支援を行っている。次に、令和4年度の地域移行者334人の移行先については、最も多いグループホーム等の共同生活が141人で42.2%、次いで家族と同居する自宅が92人で27.5%、単身生活するアパートが44人で13.2%となっている。

障害者支援課長

- 2 事業所が増加するに伴って、サービス管理責任者や相談支援従事者といった資格を要する専門職の方が多く必要になっている。このため、県では、専門職の養成研修を委託又は研修実施事業者を指定する方法で実施し、受講の機会を増やしている。特に障害者の方が最初にサービスを利用する相談支援専門員の養成研修については、令和3年度の127人に対して、令和4年度は210人を対象とした。また、増加しているグループホームについては、県独自に研修を開始し、特に重度者の受入れに必要な実践的なプログラムなど、特色のあるプログラムを実施した。

福祉監査課長

- 3 主な指摘内容としては、非常災害対策計画あるいはその計画に基づく避難・消火訓練の実施が不十分であったもの、職員の配置状況が不適切なもの、虐待の防止や身体拘束の適正化への取組が不十分であったものなどがあつた。指摘事項については、文書で通知し、改善状況の報告を、証拠書類を付けて提出させている。改善が不十分な場合は繰り返し指導を行い、改善を促している。なお、ほとんどの事業所では報告書の提出期限までに改善済みとなっている。

白根委員

- 1 生活保護世帯に対する支援事業と子供の居場所づくりの事業があるが、こちらでは令和4年度から講師を派遣する新しい事業があり視察したところ、子供の居場所づくり中での学習支援では、いろいろな世帯の子供が集まっており、すごく生き生きと勉強をしているという印象を受けた。利用率は実質36%で、町村部では60数%とのことだが、市部では何%なのか。また、国から助成があるから実施しているとの話だったが、子供の居場所づくり中での学習支援は埼玉県独自で広げた企画であり、非常に良い事業だと思うので積極的に展開するべきと思うが、それに対してどう考え

ているのか。

- 2 児童養護施設の退所後の進学や家庭復帰等の状況は具体的にどのようなものか。
- 3 行政報告書の315ページにコロナ禍で生活困りごと相談会を実施したとあるが、実際に相談に来た方はどのような悩みが多かったのか。また、どのように支援をつなげたのか。

社会福祉課長

- 1 学習支援事業の市部における令和4年度の利用率は34.2%である。生活困窮世帯では将来に見通しが立たない、家庭の状況から子供の教育まで保護者の目が行き届かない、子供自身も学習に対して意欲が湧かないといった傾向が強い。そのような世帯の子供に参加してもらうためには、学習支援員がアウトリーチの手法によって、子供や保護者に学習することの大切さを丁寧に説明することにより、利用につなげているという実態がある。また、教室参加している子供には学習習慣がない子供や、学習の到達度が著しく低い子供が多く、一人一人の状況に応じた支援が求められる。場合によっては、家庭が抱える様々な課題にも目を向けて解決への道筋をつけ、子供が学習できる家庭環境を確保することもあり、マンツーマンでフォローしていく体制が必要である。子供の居場所づくりではボランティアが主体となって運営する枠組みであるため、現状ではこのような実施は難しいと考えている。このような理由から、本県における生活保護世帯や生活困窮世帯の学習支援については、生活困窮者自立支援法の枠組みの中の学習支援事業として実施している。
- 3 生活困りごと相談会に実際に来られた方の中で一番多かった相談内容は、収入、生活費に関することで全体の28.3%、次いで病気や健康、障害に関する相談が19.3%、仕事に関する相談が12.9%、ローンや借金に関する相談が10.5%であった。この相談会では、相談内容に応じて専門家が直接相談を受ける形式をとっており、例えば、生活全般については社会福祉士、仕事の相談はキャリアカウンセラー、借金については弁護士、あるいはファイナンシャルプランナーが相談に応じた。その場で解決せず、継続した支援が必要な方に対しては、生活困窮者自立相談支援機関の自立支援員や就労支援員、市町村担当窓口、福祉事務所、法テラスなど、関係機関へ直接つなぎ、継続した支援を実施した。

こども安全課長

- 2 令和4年度は高校3年生の退所者が96人で、そのうち進学者は39人、進学率は40.6%で過去最高だった。就職希望者は51人で、実際に就職したのは50人、未定が1名である。その他6人はグループホームや福祉的就労などで一般企業ではないところで支援を受けながら生活の場を探し、タイミングが合えば、卒業と同時にグループホームに行くという状況になっている。進学する子供には低額で住居を提供する事業も行っている。一人暮らしが難しい子供は措置延長し、18歳を超えてもそのまま施設に在籍して、支援をしながら一人立ちさせていく手続を取っている。就労する子供は、単身か会社の寮などに入ることが多く、家庭復帰はほとんどいない。いずれにしても退所後の自立支援が大事であるため、きめ細やかな支援をしていく。

白根委員

- 1 子供の学習支援事業はマンツーマンがよいのであれば、個別の支援の方がよいのではないか。1か所の教室に生活保護世帯というくくりで集めて実施するよりも、マン

ツーマン、アウトリーチで実施した方がよいのではないかと。グループで実施する場合は子供の居場所づくりでの学習支援の方がみんな生き生きとやっていたので、参考にしたい。あくまでも国から自立支援でお金がもらえるからやっているとの話だったが、連携せず別々の事業で行う意味はあるのか。

- 2 生活困りごと相談会については、コロナ禍で困ってしまったのか、それともその前から困っていた人も相談に来たのか。多重債務などは以前からと思うが、全体的な傾向はどうか。

社会福祉課長

- 1 子供の居場所づくりにおける学習支援は良い取組だと考えている。勉強する目的だけでなく、子供の日々の生活の中で学習できる機会があることは、子供にとって大変良いことだと思う。一方、生活保護世帯の学習支援事業は平成22年から県が始めたが、元々、生活保護世帯の貧困の連鎖を断つことを目標としている。生活保護世帯の家庭の中で負の社会的相続が行われているのではないかと、社会性が身に付いていないのではないかと、そして学習する環境に恵まれていないのではないかと、こういったことから貧困の連鎖が起きているのではないかと踏まえ、この生活保護世帯・生活困窮世帯については、そのような面も含めて支援を行うという目的で実施しているものである。ただ、生活困窮者自立支援制度で実施する学習支援事業は毎日実施されているものではないので、他の日は子供の居場所づくりでの学習支援を受けるなど、両方を活用した支援もあると考える。
- 2 個々の相談内容を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響による失業というものもあったが、多重債務など以前から積み積もったものが新型コロナウイルス感染症の影響で更に打撃を受けたなど、様々であった。相談内容は極めて多岐にわたっており、全体の印象としては、コロナ禍の影響も相まって将来に向けた生活の先が見えないという方、あるいは具体的に困っていることがある方が相談に来ていたと考える。

小久保委員

- 1 令和4年度埼玉県歳入歳出決算事項別明細書説明調書の204ページの保育所待機児童対策費について伺う。この事業は、認可外保育施設に対して、運営費の助成、認可保育施設への移行を目指す施設への助成、幼児教育無償化の3点に係る県負担部分を事業内容とするものである。令和4年度の予算現額が3億3,000万円に対して支出済額が2億2,000万円、つまり不用額が1億1,000万円となっている。令和4年4月1日の待機児童が296人であるが、なぜこれほどの不用額が発生したのか。
- 2 令和4年度における県内の認可保育施設への入所申込者数と入所者数は何人か。
- 3 待機児童について、国基準の定義では認可保育施設に入れなかった児童を対象として「家庭保育室等利用児童」「育児休業中の者」「求職活動を休止中の者」「特定の保育所等のみの申込者」この四つの分類は待機児童から除外となっているが、それぞれに該当する人数は何人か。

少子政策課長

- 1 保育需要に対応するための認可保育施設の利用定員数の増加により、認可保育施設への入所希望者が増えたことから、本事業の対象である認可外保育施設の利用児童が見込みより少なかったため、不用額が発生した。

- 2 令和4年度の認可保育施設の申込者数は138,460人、入所者数は132,006人である。
- 3 令和4年度の「家庭保育室等利用児童数」は429人、「育児休業中の者」は2,153人、「求職活動を休止中の者」は666人、「特定の保育所等のみの申込者」は2,910人である。

小久保委員

- 1 認可保育施設の整備が進んだことにより、認可外保育施設の利用者が減少したと説明があったが、エビデンスとして県全体でそれが何人なのか把握しているのか。
- 2 令和4年度の国基準の待機児童数が296人である一方、待機児童から除外となっている四つの分類の児童数が6,158人である。保育の必要性の認定について、国の基準では育児休業取得時に既に保育所を利用している別の子供がいる場合、その子が継続利用できる期間は市町村によって差がある。県として市町村ごとの運用の差について把握しているか。また、どのように考えているのか。
- 3 求職活動中の家庭についても、各市町村で在園が認められる求職期間に差がある。求職活動中の待機児童については、保護者の就職が決まったからといって入園できるわけではないため、継続的に子供を保育してくれる人が居なければ、就職することもできないと考えている。県として市町村ごとの運用の差について把握しているのか。また、どのように考えているのか。

少子政策課長

- 1 認可外保育施設の利用児童数が年々減少している。令和2年度は10,055人であったが、令和4年度には8,911人にまで減っている。一方で認可保育施設の利用児童数は令和2年度は128,123人で、令和4年度は132,006人と増えているため、認可保育施設の希望者が増え、認可外保育施設を希望する人が減っていると分析している。
- 2 いわゆる育休退園を導入している市町村がどのくらいあるかについて、県で把握していない。育休退園をさせるか、いつまでを在園の期限とするかは、各市町村が国の調査要領に従い判断するべきものと認識している。
- 3 市町村が調査要領に従い、求職活動を休止している事実を確認し、保育に欠けていないと判断すれば待機児童には該当しない。市町村が求職活動を継続していると判断すれば保育の必要性は継続することになる。

小久保委員

認可保育施設の希望者が増え、認可外保育施設を希望する人が減っていることについて、認可保育施設、認可外保育所の利用者全体の増減で判断できると説明があったが、エビデンスとは言えないと思う。また、育休退園、求職活動の市町村の状況についても、県としてはエビデンスを持っていないとのことだが、県として把握するべきだと思う。本来、幼児教育無償化の対象であるべき児童が支援を受けられないことは問題だと思っている。無償化の対象施設に入所していない保留児童であることを理由として無償化の対象とならず、支援が届かない現状は公平性の観点から問題だと思っている。今回の1億1,000万円の不用額は、本来、認可保育施設以外も含めた3歳から5歳の全ての子育て世帯に公平に支援が行われるべきだと思う。県として実態を把握した上で、家庭で育児を行う場合にも、無償化と同等額を保育所待機児童対策費から支払うべきだと考

えているが、考えを伺う。仮に制度上、不用額を充当できないということであれば、県負担分の4分の1について、県単独で充当できるよう制度設計を考えるべきだと思うが、これについてどうか。

少子政策課長

保育所の待機児童対策費は保育料無償化のための予算のため、財政上のルールもあり流用することはできない。不用額1億1,000万円は県負担分の金額となっている。また、幼児教育・保育無償化は、対象となる施設を利用する場合の利用料を国等が負担するもので、保育所等に入所できず、やむを得ず家庭で育児を行っている方に対する支援については、現時点で制度の事例は他県を含めて確知していない。しかし、委員の趣旨は子を持つ親として個人的に十分理解できる。提案の内容の主体は市町村であり、保育料相当分の支援については、本来、国の役割であると考えられ、実施するには様々な課題がある。実施することについての検討するべきと考えるが、そのための課題を整理していく。

八子委員

- 1 障害者優先調達推進法について、令和4年度の調達実績を伺う。
- 2 行政報告書276ページの児童養護施設について、性の多様性に対応して男子寮と女子寮の区分を撤廃したという話を聞いた。寮の区分を撤廃した結果、性に関する問題が発生していると聞いている。児童養護施設における性の多様性への配慮状況について確認したいがどうか。
- 3 行政報告書277ページの里親制度について、令和4年度に新たに里親委託に至った件数は何件か。
- 4 行政報告書の274ページ「イ 児童相談所の体制強化」について、音声認識システムを導入し、業務の効率化を図ったとあるが、具体的にどのような効果があったのか。
- 5 令和4年度の予算審議の際に紹介していただいた離婚前後親支援モデル事業について、県が費用の4分の1を負担することにしたと思うが、市はこの制度をどの程度利用したのか。
- 6 町村部において学習支援事業に参加した62.2%の残りの約38%の参加していない中学3年生に対して、参加してもらうための方策としてアウトリーチで丁寧に説明という話もあったが、特に不参加の対象者へのアプローチについてどうか。

障害者支援課長

- 1 令和4年度は実績額1億864万円で、過去最高額を達成している。

こども安全課長

- 2 県内の児童養護施設の多くが男女別のユニットにしているが、一部を男女混合ユニットにしている施設や、原則男女混合にしている施設もある。男女混合ユニットのメリットとしては、とりわけ兄妹のケースの場合は一緒の場所で生活できること、性自認が戸籍上の性と異なる場合などは、日常の暮らしにおいて精神的な苦痛が軽減される場合などがある。一方、男女間の性的なトラブルなどの問題が発生するリスクは高くなると考えられること、性被害を受けた児童は男女別の方が安心できるという声もあり、いずれにしても「男女別」「男女混合」それぞれにメリット、デメリットがある。

これまでも各施設においては、児童一人一人と話し合い、例えば、スカートを履いて学校に行きたくない子供がいた場合、学校と話し合いズボンで登校するなど、性の多様性に配慮しながら対応してきた。今後もそれぞれの施設が入所児童の状況に応じてきめ細やかに対応することが望ましいと考えている。

3 令和4年度に新たに里親委託となった児童数は89人となっている。

児童虐待対策幹

4 県では昨年11月から新たに音声認識による記録の自動作成及びヒアリング補助システムを導入するなど、ICTを活用した児童相談所業務の効率化を進めてきた。音声認識システムのあらましであるが、児童相談所が受けた相談の内容をリアルタイムでパソコンの画面に表示し、例えば「あざ」という言葉が出てきた場合に、その場所や大きさなど相手に確認すべき内容がガイダンス表示されるとともに、相談終了後は、記録を自動作成することができる。実際にシステムを活用した職員からは、「音声認識システムについて、「記録作成にかかる時間を短縮することができる」「経験の浅い職員の電話相談に対して、先輩職員がリアルタイムで適切な指示を行える」との声があり、システムを活用して電話や面談による記録を作成した場合、個々の事案ごとに作成時間は異なるが、1件当たりおおむね3割から5割程度の作成時間が削減できたとの報告を受けている。

少子政策課長

5 当事業は、国の補助事業に県が4分の1上乗せを行う事業であるが、令和4年度は狭山市、羽生市、戸田市の3市が制度を活用した。参考となるが、令和5年度は飯能市、春日部市、狭山市、羽生市、戸田市、富士見市の6市が活用予定である。

社会福祉課長

6 学習支援事業に参加していない理由は3種類あると考えている。一つ目は病気や障害で別の支援を受けているケース、二つ目は勉強や生活態度、習慣面で全く問題がなく困っていないケース、三つ目は学習支援が必要な状況であるにも関わらず、保護者の同意が得られない、子供のやる気が出ないといったケースである。このうち、三つ目のケースについて、利用につなげるためには、アウトリーチの手法により個別に粘り強くアプローチをしていく以外にないと考えている。ケースワーカーの家庭訪問の時などにも丁寧な説明を実施して参加を促している。

八子委員

- 1 目標額は1億1,100万円だが、これまでは目標額を達成したことが多かったと思う。頭打ちかとも思うが、ここから更に調達実績を上げるためにどのような検討をしたのか。
- 2 きめ細やかな対応は必要であるが、男女が同じユニットで暮らすのは、年齢にもよるが、より慎重であるべきだと思う。被害が起きると子供は更に傷付くことになる。そこを重視すべきと考えるがいかがか。

障害者支援課長

1 これまで物品の購入を中心に順調に調達額を伸ばしてきたが、金額的には伸びているが少々頭打ちの状況である。理由としては、コロナの感染拡大防止のため、例えば、

会議がオンラインになったことや、県庁全体のDXの推進から印刷業務の発注等が大幅に減少している。これまで伸びてきた業務がある一方、減少している業務があるところに原因があると分析している。会議のオンライン化やデジタル化の傾向はこれからも続いていくと思われるため、別の形で新たな業務の切り出しをしていく必要があると考えている。庁内各部局に新たな業務の切り分け、若しくは優良事例の紹介などを行い、業務の拡大の検討を依頼している。

こども安全課長

- 2 男女混合にするメリット、デメリットの両方がある。例えば、高校生の男女を一緒にするのはどうかと思うが、各施設でその時の子供の状況を考えながら、毎年ユニット構成している。各施設の考えで対応していることは御理解いただきたい。

伊藤委員

- 1 行政報告書271ページ「キ 放課後児童対策事業の推進」について、県は全国に先駆けて放課後児童クラブに関して常勤職員の複数配置などを規定したガイドラインを策定して質の向上を図ってきた。この点は高く評価するが、市町村によっては必ずしも従っていない。例えば、春日部市では常勤の職員が複数配置されておらず、保護者から不満の声が出されたために、常勤の定義を1日3.5時間、週5日に見直してしまったと聞いている。県はこれを常勤と考えるのか。
- 2 県内にはガイドラインの40人を超えて100人以上の大規模クラブが存在しており、これ自体問題だと考える。県は大規模クラブに対して県単独補助を支給しないことを考えていると聞いている。これではクラブの運営が厳しくなり、ひいては児童の保育にも悪影響があると考え。大規模クラブの解消のためにペナルティではなく誘導する方策をとってもらいたい。仮にペナルティを課すとしても急激なやり方は避けて欲しいと考えるが、いかがか。
- 3 行政報告書274ページの「イ 児童相談所の体制強化」について、資料19の2を御覧願う。虐待相談の増加に伴って、この間、児童相談所職員の増員が行われてきた。児童相談所の職員は、国の基準では人口30,000人に1人とされているが、この目標は達成できたのか。できていない場合、その理由と今後の対策について伺う。
- 4 児童相談所職員の不足と通告の増加から、県は48時間以内に児童を確認する事業を一部民間委託している。令和元年度に始まり、令和5年度で全ての児童相談所に広がった。通告後48時間以内に児童を直接確認するということは、本県児相から始まった全国にも誇るべき取組である。専門性が問われ、責任も問われる取組である。令和4年に発生した本庄市での5歳児死体遺棄事件は、最初の48時間以内に児童に接触したのは本庄市であるが、そこで特に問題なかったと報告されている。その後、この児童が虐待によって亡くなったことを思うと非常に責任は重大である。この部分を民間事業者任せにいいものか疑問である。県はどのように考えているのか。
- 5 資料21「被措置児童の虐待件数」について、これは児童養護施設などで職員から行われた虐待の件数である。令和4年度は通告6件のうち、虐待認定が3件、被虐待児は11人である。児童養護施設で再び虐待を受けるということはあってはならない。経過と対策を伺う。10年間で見ると、むしろ増えている気がするが、きちんと外部の専門家も含めて対策を検討すべきと考えるがどうか。
- 6 資料24「障害者施策について」の障害者の自立支援について、障害者施設の待機者は1,500人を超えている。8050問題と呼ばれ、保護者はこの子よりも一秒

でもいいから長生きしたいと涙ながらに語っている。グループホームでは重度者は断られるケースが多く、入所施設整備が切実な願いとなっている。令和4年度の障害児者福祉施設等施設整備費についての予算は幾らか。国に協議を上げたのは何施設なのか。また、採択されたのは何施設で、決算は幾らだったのか。

- 7 行政報告書263ページの生活保護について、埼玉県でも今年の7月だけで熱中症の緊急搬送が2,500件以上あった。生活保護では冬季加算はあるが夏季加算はなく、電気代が心配で使用できないという声も聞かれる。生活保護受給者のエアコン設置率は幾らか。また、夏の光熱水費上昇分について、調査、分析を行っているのか。
- 8 資料17「保育所について」によると、定員割れが深刻な状況である。定員割れによる収入減は、保育士の処遇に直結し、更なる保育士不足を引き起こす。県単独補助の一歳児担当保育士雇用費補助金について、なぜ1歳児に限定しているのか。0歳児の保育士配置基準を3対1でなく2対1にしてほしいという声が届いているがどうか。
- 9 県単独補助の障害児保育事業について、令和4年度は保育士384人分の補助がされている。補助対象は病名が断定された児童でなければならないが、昨今はグレーゾーンの児童も増加している。県として現場への支援はどのように行っているのか。
- 10 県単独補助であったアレルギー等対応特別給食提供事業補助を廃止したのはなぜか。
- 11 行政報告書283ページに記載のある特別養護老人ホームについて、資料23「介護保険について」の①によると、令和4年度に7施設807床が増床されたが、実際の待機者数は何人で、今後、解消される計画になっているのか。
- 12 施設の定員割れ状況について、県全体では何施設で、ベッド数は幾つあるのか。その理由について、県としてどのように対策を取っているのか。
- 13 行政報告書288ページの介護人材の確保・支援について、効果はどのように出ているのか。特に人材確保の一番の策は処遇改善にあると思う。県の介護職員に対する処遇改善支援補助金は人材確保につながっているのか。

少子政策課長

- 1 常勤の定義については、法令等による明確な定義がなく、事業の実施主体である各市町村が地域における雇用環境・勤務体系などを考慮し、学童クラブの運営状況等に照らして判断するものと考えている。
- 2 放課後児童クラブの補助金については、国庫補助に基づき運営していただくのが原則である。しかし、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」に移行した際に、国庫補助基準額が低かった経緯があり、県単で運営費の補助を実施するとともに、ガイドラインを策定し、クラブを利用する児童の環境改善を促してきた。その後、国補助額も改善されたことから昨年度、県単補助を実施する根拠として県ガイドラインの遵守を交付要件とすることについて、市町村や関係団体と継続して協議を行った。なお、ガイドラインを遵守することによって、県単補助よりも大きな額の国庫補助を獲得できるので、国の補助を獲得していただくようお願いしている。あわせて、令和5年度から整備費補助を実施することで、ガイドラインの遵守を促している。県単補助の見直しについては引き続き丁寧に説明をしながら実施していく。
- 8 入所児童が多く、保育士の負担の大きい1歳児について、保育団体等から配置基準についての要望もあり、平成元年度から4対1にまで保育士配置を広げるための補助を開始した。ちなみに、国において、3歳児の国の配置基準は20対1であるが15対1の配置、4歳児・5歳児は30対1で利用定員121人以上の規模の大きな保育所については25対1の配置ができるよう、加算する補助がある。0歳児については、

年度途中で保育所に入所するケースが多いが、年度途中で保育士を配置することが難しいことから、乳児途中入所促進事業を実施し、年度当初から0歳児担当保育士を雇用している場合に、年度当初3か月分の雇用費を補助している。一方で、配置基準の改善については、ナショナルミニマムとして国が実施すべきものと考えているため、今後、国に対しても配置基準の改善を要望していく。

- 9 障害児保育事業の補助は、障害のある児童を受け入れる保育所において、障害児3人につき1人の保育士を加配した場合に補助を行うものである。補助額は障害児一人当たりにつき月40,000円であり、これを県と市町村で2分の1ずつ補助を行っている。補助対象については、公的補助金という観点から、障害者手帳を保持している児童又は医師から障害のある旨の診断書が提出された児童としている。また、障害児保育事業は、国から市町村へ地方交付税措置されており、対象児童は「市町村が認める障害児」とし、重度障害児からグレーゾーン、いわゆる気になる子まで幅広く認められている。現在、県では、保育士向けのキャリアアップ研修や保育の質向上研修等において、グレーゾーンの児童も含めた配慮が必要な子供の理解と支援について学ぶ機会を設け、保育の専門性の向上を図っている。
- 10 令和2年4月から公定価格内の栄養管理加算が拡充され、食事の提供に当たり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設には、最大で年間900,000円の加算が適用されることとなったことに伴い、令和4年度に廃止した。ちなみに、県単独補助事業では年額600,000円の補助としていた。令和4年度は、私立保育所、認定こども園の約9割が栄養管理加算の認定を受けている。

児童虐待対策幹

- 3 令和5年度の児童福祉司の国の配置基準については373人であるところ、令和5年4月1日時点で実際に配置されている児童福祉司は283人であり、国の定める基準を達成できていない状況である。この要因であるが、児童虐待相談対応件数が年々増加傾向である中、全国的に見ても児童福祉司等の専門職の増員が図られていることに加え、平成29年4月以降、隣接する東京都の特別区についても、新たに児童相談所を設置することができるようになったことを踏まえ、特別区での児童相談所の新設が続いている。隣接する本県は特にその影響を受け、人材確保が難しくなっている。人材確保に向けて、本県では児童相談所職員の求職者向けの専用ホームページを開設している。採用情報や職種ごとの仕事の内容に加えて、近年採用した職員の声を踏まえて、児童相談所職員のインタビューなど求職者が関心のある情報も掲載している。また、児童相談所職員が県内外の福祉系大学に直接赴き、学生の受験勧奨を依頼したり、県の職員仕事紹介セミナーを通じて職員がオンラインで児童相談所業務の説明や相談に応じるほか、民間企業が実施する転職フェアへ出展もしている。さらに、平成29年度から開始した、有資格者を対象とした児童福祉司の採用選考について、令和3年度から受験資格者の対象年齢を59歳まで拡大し、その後、段階的に対象年齢を引き上げるなど、受験機会の確保に努めている。
- 4 この事業は、児童相談所が受けた虐待通告のうちリスクが低いと判断した事案の児童の安全確認を民間事業者に委託するものである。実際に虐待通告を受けた児童相談所では、他の通告と同様、受理会議を行い、組織として事前にリスク評価をしっかりと行った上で、委託可能と判断した事案について、民間事業者に任せている。「過去に虐待通告歴がある」「一時保護歴がある」など、リスクが高いと考えられる事案について

は、児童相談所の職員が直接安全確認を行っている。民間事業者に対しては、安全確認を行うに当たって適切な判断ができるよう、県からマニュアルや家庭訪問時のチェックポイントを示している。民間事業者はこれに基づき、子供の様子、保護者の様子、生活環境などについて細かくチェックし、明らかにリスクが低いと判断した場合以外は、その場で児童相談所に連絡し、判断を仰ぐことになっている。このようなことから安全確認の一部について民間事業者が実施できると判断しており、これにより児童相談所職員の負担軽減や、より重い虐待事案に注力できるようになる効果が期待できる。

こども安全課長

5 6件の通告には、児童養護施設だけでなく、児童が入所する全ての児童福祉施設に関する通告が含まれている。通告内容の内訳としては、身体的虐待が3件、心理的虐待が1件、性的虐待が2件である。このうち、身体的虐待1件、心理的虐待1件、性的虐待1件を虐待認定したものである。県では虐待防止のための研修費用を負担しており、具体的には令和4年度予算では、施設等職員に対する施設相互派遣研修費用で、施設の職員が相互にいろいろな施設に行き、お互いのやり方を参考にするというものや、施設長マネジメント研修費用ということで、施設長に対しても研修を行っている。また、各児童相談所においても、施設訪問の際には子供から聞き取りを行うなど、被措置児童虐待が起きていないか確認をしている。施設においても定期的に聞き取りを行ったり、職員もチェックリストを使って予防に努めているが、実際には起きてしまっている現状がある。虐待が発生した施設に対しては、文書指導などを行う中で、きちんと外部委員を入れて検証を行うよう求めている。虐待の通告があった場合は、児童福祉法に基づき調査を行い、調査結果については、県の諮問機関である児童福祉審議会の養護部会に報告している。部会での意見を踏まえ、県から施設に適切な指導を行っている。児童福祉審議会は専門家など第三者委員から構成されており、調査、指導の客観性は担保されている。

障害者支援課長

6 令和4年度の施設整備費の予算は7億7,915万8千円である。国への協議と採択の状況は、当初予算と補正予算を合わせ、協議を13施設行い、採択が6施設、このうち入所施設が1施設含まれている。決算額は1億4,783万4千円と執行率が低くなっているが、これは半導体を使用した機器の納品に時間を要したり、国の二次補正を活用したために採択が遅れたもので、令和5年度に6施設6億1,838万8千円を繰り越している。入所施設に入れない方、重度障害者グループホームに入れない方の入所については、県では令和4年度から独自に重度障害者向けのグループホームの整備を開始している。

社会福祉課長

7 エアコンの設置率については把握していないが、ケースワーカーが個別に家庭訪問し状況を把握している。また、夏の光熱水費上昇の調査、分析については、県で実施はしていないが、生活保護基準額への反映についての趣旨の御質問として回答する。生活保護法では、冬季加算などの各種加算を含めた生活保護の基準について、年齢、世帯構成、所在地域などの事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものと規定されており、厚生労働大臣がこれを定めることとされている。生活保護の基準額につ

いては、光熱水費の上昇などの物価変動を踏まえて国が決定するものと承知している。そこで、県では、国に対して生活保護基準については、社会経済情勢や地域消費動向などを十分に勘案した適切なものとなるよう、令和4年度においても要望している。

高齢者福祉課長

- 11 県内の特別養護老人ホーム499施設に対して、令和4年4月1日時点の入所希望者について調査を行ったところ、入所希望者は8,006人であり、令和3年4月1日の8,679人から673人の減少となっている。入所希望者8,006人のうち、要介護度3以上の人は7,210人で、そのうち今すぐ入所を希望する人は5,306人となっている。特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難になった方の最後のセーフティネットとして、引き続き計画的な整備が必要と考えている。令和5年度は、令和6年度からの3年間を対象とした第9期高齢者支援計画を策定する年でもある。老人福祉圏域ごとの入所希望者の動向、市町村が算定した介護サービス見込量の動向、市町村の意向など、地域の実情を踏まえ、計画的に整備を進めていく。
- 12 令和4年4月1日時点での政令市、中核市を含む県全体で、空床のある特別養護老人ホームは139施設、空床数は1,029床となっている。県所管分では、空床のある特別養護老人ホームが88施設、空床数は657床となっている。県所管分のうち、10床以上の空床がある23施設の空床数が425床と、全体の65%を占めていることから、この10床以上の空床がある23施設に対して重点的に指導を実施した。空床の要因としては、介護職員の不足が10施設と最も多く、次いで新型コロナウイルス感染症により入所制限を実施したものが8施設となっていた。介護職員が不足している施設には、例えば、外国人技能実習生の受入等を助言し、4人の人材確保につなげるなど一定の効果を上げることができた。また、入所希望者がいないことが空床の要因となっている場合には、施設の魅力をあらためて発信するため、ホームページのリニューアルを助言したり、退院後の受入先としての役割も果たせるよう、ケアマネ事業所だけでなく病院の医療ソーシャルワーカーとの連携指導なども実施した。このような助言・指導の結果、11施設で空床を106床減らすとともに、そのうちの5施設は空床の解消につなげた。
- 13 介護職員処遇改善支援補助金は8,802事業所で活用された。この処遇改善の効果による人材確保数を把握するのは難しいが、令和4年度は様々な取組により、県内で3,080人の介護職員を確保した。

伊藤委員

障害児保育事業は、グレーゾーンの児童も対象として認められているということでしょうか。

少子政策課長

障害児保育は国から市町村へ地方交付税措置されており、その対象は重度障害児からグレーゾーンの児童まで認められている。

松坂委員

- 1 行政報告書の263ページ「(1)生活保護の適正実施」について、資料11から、生活保護受給者への総合的な自立支援を実施し、就労支援者数233人、職業訓練の支援者数89人となっている。保護受給世帯も78,000世帯を超え、受給人員も

97,000人を超えて、保護費も86億円と毎年増えている。就労支援により就職につながった件数と生活保護から脱した件数について伺う。

- 2 生活保護受給者の医療機関への受診について、診療報酬明細書の点検を行ったとあるが、その点検から疑問点を発見できたのか伺う。
- 3 行政報告書298ページの児童発達支援について、県内の保健センターにて発達障害に関する対応能力のレベルアップを図るため、研修動画を編集し、発達障害の早期発見、切れ目のない支援の充実に取組んだとあるが、その成果について伺う。
- 4 行政報告書299ページ「コ 障害者施設等の整備促進」について、障害児（者）が地域で安心して暮らせるよう、障害児（者）施設整備として行田市の1施設に助成されたが、令和2年度では55件に助成されたにも関わらず、現在は施設が不足しており、国からの補助金が無く、足踏みである。令和3年度と令和4年度の施設整備について、何件申込があったのか。また、絞り込むためにどのような選考方法があったのか。

社会福祉課長

- 1 生活保護受給者に対する就労支援は、ケースワーカーによる支援と、就労支援員によるものがある。そのうち、専門家である就労支援員による支援を行った総数が令和4年度は435名で、そのうち、約53.6%の233名が就職できた。ケースワーカーによる支援と就労支援員による支援により、令和4年度について町村部で74件が就労により保護廃止となっている。
- 2 診療報酬明細書の点検は2種類あり、一つ目が診療内容と請求点数が合致しているかどうか、二つ目が適正な医療扶助がなされたかどうかをチェックすることである。医療扶助については、必要な医療をしっかりと受けていただくことが大前提で、これを担保しつつ、過剰な医療については厳に慎む必要がある。その方にとって医療が必要かどうかは、医師しか判断できないことから、福祉事務所に内科、外科、精神科といったそれぞれの分野ごとに嘱託医を配置して、主治医が発行する要否意見書や、診療報酬明細書いわゆるレセプトをチェックして、その内容が適正かどうか、第一段階のチェックをしている。第二段階で、レセプトの集合データを元に、過剰な医療である頻回受診や重複受診を行っていると思われるものを機械的に抽出して、その内容について嘱託医が当該診療の適否を確認している。そして、頻回受診や重複受診の疑いがあると嘱託医が判断した場合は、福祉事務所が主治医に対し、受診の必要性を再度判断いただくよう申し入れ、その結果について嘱託医が再度確認するといった体制で適正な医療の担保と過剰医療の抑制に取り組んでいる。

障害者福祉推進課長

- 3 発達障害は早期に気付いて、早期に適切な支援を開始することが大変重要であり、特に検診で乳幼児と関わる保健センターの保健師の役割は大きいものがある。そこで県では、令和4年度に新たに乳幼児健診からの発達支援をテーマとして、発達障害の分野で著名な方を講師とする動画を作成した。内容としては、乳幼児健診の問診時における対応のポイントや、健診で気になった子供を地域の療育機関などにつなぐための支援などについて、分かりやすく学ぶことができるものである。この研修には、保健師や児童発達支援センター職員など188人が参加した。受講者からは「親子が孤立しないよう支援機関へつなぐことが重要だと分かった」、「町の乳幼児健診の内容や支援体制について見直しをしていきたい」といった声があった。

障害者支援課長

4 令和3年度は県に対しての申請は37件、県から国に協議して、国において最終的に10施設が採択された。令和4年度は県に対しての申請は31件、県から国に13件協議して、国において最終的に6施設が採択された。選考方法は、県から国への整備案件については、県が施設整備方針を策定しており、入所施設や重度障害児者の住まいの場など、優先して整備する施設を明示している。

松坂委員

実際に採択から漏れてしまった事業者や、受皿を作るために自力で施設を建設しようとする事業者もあろうかと思う。また、施設運営者が資金計画を含めて努力していると話を聞いているが、採択から漏れた事業者の動きを県としてどのように把握しているのか。

障害者支援課長

残念ながら国庫補助から漏れてしまった事業者も非常に熱心に施設を整備されようとしていると認識している。県では、漏れた案件については、相談があれば、県の意見を付した上で申請が可能な福祉医療機構の融資制度を活用していただいたり、事業内容を見直すといったことの相談があればそれに応じる形を取っている。いろいろな工夫をされて、漏れた中からも5施設は整備を自主的に進められていると確認をしている。特に通所の整備だと比較的予算が低く済むため、融資などを活用すると進むというケースが多いように見受けられる。

【説明者】

細野正環境部長、佐藤卓史環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
石曾根祥子大気環境課長、堀口郁子水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、星友治みどり自然課長

【発言】

林委員

行政報告書230ページの「イ 異常水質事故対策」について、年間の異常水質事故発生件数が156件とあるが、事故が発生しないようにするため、県としてどのように対応しているのか。

水環境課長

異常水質事故の原因として最も多いのは、工場・事業場からの排水等の流出である。そのため、工場・事業場への立入検査において、油や薬品などの使用施設、保管場所についての事業者による定期点検の実施や、万が一漏れた場合に敷地外に流出しないような設備の設置、連絡体制の整備などを指導している。また、商工会議所及び商工会の広報を通じて、油や薬品などを流さないよう注意喚起している。

金子委員

- 1 行政報告書218ページの「(1) 事業活動における省エネルギー・CO₂排出削減対策の促進」について、令和4年度は173件、5億9,097万円の補助を行ったとのことだが、令和4年12月の補正予算でも10億円を措置した。令和5年度への繰越し分を含めた場合、補助件数と金額はどのくらいか。また、エネルギー価格の高騰に苦しむ県内零細企業に今回の補助は届いているのか。
- 2 行政報告書219ページの「(2) 家庭・企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入支援等」について、補助金を交付した事業者はどのような再生可能エネルギー利用設備を導入したのか。

温暖化対策課長

- 1 令和4年12月補正予算分は全て令和5年度に繰り越しており、348件、約9億7,000万円である。令和4年度分と合計すると521件、15億6,000万円余りとなる。また、零細企業に対して、緊急対策枠においては、手続書類の簡素化等を行っており、小規模の個人事業主や農家の方、様々な小さな事務所規模の方を支援することができたと考えている。

エネルギー環境課長

- 2 太陽光発電設備と蓄電池を導入した事業者1者に対して補助金を交付した。設置する設備により創られるエネルギーを災害時等に地域住民に提供することを補助要件としている。

金子委員

- 1 零細企業に対しても支援することができたとのことだが、鴻巣市内の花き農家など小規模な企業では、6月補正、12月補正とも短期間で締め切ったため、直前に知っても対応できなかったという話を聞いた。中小企業に支援が届いていると考えているのか。
- 2 補助金交付後のCO₂削減量など、導入した効果を把握しているのか。

温暖化対策課長

- 1 6月補正、12月補正ともに申請が集中し受付期間が短くなり、申請ができなかった方がいたことについて、大変申し訳なく思っている。事業者の声に対応するためには、予算も一定額必要であり、今年度の5月補正で国の予算を活用し、追加の補助を行った。限りある予算がより多くの方に届くように、補助率の変更や補助要件を緩和した。また、多くの方に知っていただくために、産業団体の協力を得て幅広く周知徹底を図り、行き届くようにした。今回の緊急対策枠は中小企業のエネルギー対策という目的もあるため、中小企業の方に届くよう、引き続き対応していく。

エネルギー環境課長

- 2 CO₂削減量などの効果の把握については、設備導入補助を行った後に報告を求めており、効果を検証している。また、災害時等にエネルギーを地域住民に提供することを条件としていることから、そのような活用が行われているかしっかりとチェックしていく。

戸野部委員

行政報告書237ページの「(2) プラスチックを資源とした循環的利用の推進」について、市町村が導入しやすい回収方法を共有したとあるが、その回収方法とはどのようなものか。また、導入した市町村はどれくらいあるのか。

資源循環推進課長

小型家電などの資源の回収拠点となっている公共施設などに、プラスチック資源も回収するボックスを設置し、既存のルートを活用してプラスチック資源も回収する方法である。令和4年度は、11月から1月の3か月間、幸手市と連携し、資源の回収拠点となっている公共施設12か所にプラスチックの回収箱も設置し、バケツやハンガーなどのプラスチック製品を回収する実証実験を実施した。幸手市からは、新たに回収拠点や車を手配する必要がなく、コストの負担が少ないと聞いており、異物混入もほぼない状態でリサイクルしやすいプラスチック資源を回収することができた。令和4年度末以降、新たにこの方法でプラスチック資源の分別回収を始めた市町村はまだないが、実証実験を行った幸手市がプラスチックごみの分別回収を検討しているほか、令和5年度は伊奈町において、11月から12月にかけて同様の方法でプラスチックごみの分別回収を、県と町とで連携して実証実験を行っている。

柿沼委員

- 1 行政報告書213ページや219ページに電動車の普及促進について記載があるが、今後電動車を普及させていく上での課題は何か。また、課題に対してどのように取り組んでいくのか。
- 2 行政報告書219ページの「(4) 目標設定型排出量取引制度の推進」について、第3削減計画期間の目標は業務部門22%、産業部門20%となっているが、直近の令和

3年度は全体で35%削減となっている。この結果をどう評価しているのか。

大気環境課長

- 1 電動車の普及に向けての課題は大きく分けて三つある。一つ目は、従来車との価格差が約50万円を超え、ランニングコストでの回収が難しいことである。二つ目は、EVやPHVは車種が少なく、ユーザーのニーズに応えるような選択肢が限られることである。三つ目は、特にEVでは、長時間の外出をした時に途中で充電が切れてしまうのではないかと心配から、購入を敬遠される傾向があると聞いている。価格差については、令和4年度から開始した電気自動車等の導入に対する補助金により、特に価格差の大きいEVやPHVに対して最大で400,000円を補助している。従来車との価格差を縮減することで電動車の普及を後押ししていく。なお、令和4年度は1,766件に対し交付決定を県には、令和5年3月末現在で急速充電器が525基、普通充電器が1,282基設置されており、現在、空白地域に該当するエリアはなく、充電渋滞も顕在化していない状況である。今後も県内の設置状況を注視しながら、民間事業者との意見交換や国補助制度の情報提供などを通じて県内における設置を進めていく。

温暖化対策課長

- 2 制度対象の約600の事業者は比較的大規模な事業者であり、従来から省エネの推進や太陽光発電の導入、脱炭素電力購入など先進的に取り組んでいる。その結果、令和3年度はコロナ禍からの経済回復の影響はあったものの、平均では目標を上回る35%の削減となり、順調に削減が進んでいると考えている。

柿沼委員

- 1 目標を達成しているとのことだが、令和3年度に削減目標を達成できなかった事業者はどのくらいあったのか。
- 2 5年間の合計で目標を達成できなかった場合、罰則はあるのか。また、そのような事業者に対し、県はどのような指導を行うのか。

温暖化対策課長

- 1 対象となる581事業者のうち、約4分の1の144事業者が目標を達成していない。なお本制度は、最終的には令和2年度から6年度までの5か年度の合計で評価することとなっているため、単年度での評価は行わないこととしている。
- 2 5年間で目標を達成できなかった場合の罰則等は設けていない。現時点で目標削減率に達していない事業者に対しては、状況に応じて個別に訪問しヒアリングを行い、省エネ推進についての助言などを行うほか、5年間の合計で目標達成が困難と見込まれる場合には、早めに排出量取引を検討していただくなど、制度全体での目標達成に向け対応していく。

権守委員

- 1 行政報告書217ページの「(1) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、エネルギーの効率利用に関するセミナーはどのような内容か。
- 2 調査を実施した三つの工業団地はどこか。また、なぜその工業団地を選んだのか。
- 3 エネルギー利用実態調査の主な結果はどのようなものか。
- 4 検討できたエネルギー利活用の具体的手法はどのようなものか。

- 5 今後、どのように県内へ広げていくのか。
- 6 CO₂排出削減設備導入補助金について、当初予算の申請件数に対し、断った件数は、中小規模事業所向け、大規模事業所向けでそれぞれ何件だったのか。また、令和5年1月募集開始分についても抽選になったとのことだが、申請件数に対して断った件数は何件か。
- 7 行政報告書238ページの「(4) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、太陽電池モジュールリサイクル協議会には約40事業者が参加しているが、令和4年度は協議会をいつ開催し、どのような議論が行われたのか。また、内容の情報共有は行ったのか。
- 8 産業廃棄物の処理体制を確立する上での課題は何か。また、今後どのように消費者や事業者へ反映させていくのか。

エネルギー環境課長

- 1 県が実施した、工業団地におけるエネルギーの効率的利用に関する調査についての説明を行った。合わせて、関東経済産業局から国の動向についての説明や、エネルギーソリューション事業者からデマンド・リスポンスなどのエネルギー技術についての事例紹介などを行った。
- 2 調査の対象とした三つの工業団地は、彩の国資源循環工場、川越狭山工業団地、狭山工業団地である。過去に行った調査において協力的であり、引き続き協力意向のある工業団地を選定した。
- 3 三つの工業団地において、デマンド・リスポンスなど導入可能性が高く効果的な五つの技術を選び、これらの技術に関して導入のメリットや方向性等を整理した。例えば、デマンド・リスポンスについては、各工業団地においてどれだけ電力調整が可能な設備があるかといった内容について調査を行った。その結果、契約電力の見直しが図られることや電力ひっ迫への対応による企業イメージの向上などのメリットが示された。また、取引先と協調してデマンド・リスポンスに取り組むことにより導入可能性が更に高まるといった方向性が示された。
- 4 各工業団地において導入可能性が高く効果的な技術として、デマンド・リスポンス、地域マイクログリッド、コージェネレーションシステム、蓄熱・熱輸送、ヒートポンプについて導入可能性を調査・検討した。
- 5 令和4年度の調査結果を踏まえてエネルギーの効率利用に関心がある事業者に対する情報提供を行うこととしている。今年度はガス事業者や再エネ事業者などのエネルギーソリューション提供事業者に対してもヒアリングを行っているところであり、これらの情報を県ホームページなどで発信することや、個別に事業者に紹介することによりエネルギー効率利用の取組を進めていく。

温暖化対策課長

- 6 当初予算は費用対効果順で採択しており、断ったものはない。6月補正は先着順で受付しており、119件のうち24件が予算を超えた段階での申請であったため断った。12月補正分、つまり本年1月募集開始分については、初日に申請が集中し抽選により対象者を決定したため、452件のうち92件を断った。

産業廃棄物指導課長

- 7 令和4年度は3月に1回リモートで開催した。国が新設した廃棄等費用積立制度につ

いて研修を行ったほか、パネルリサイクルの現状と将来への課題を整理し、適正な処理体制の構築について議論を行った。排出や各段階において課題があったため、情報共有を行った。例えば、排出者の段階においては、処分先がどこか分からない、太陽光パネルを外したいが、どこに依頼すればよいか分からないという課題を把握したため、HPで案内する形をとった。

- 8 本県は全国の中でも家庭用太陽光パネルが多いという特徴がある。このため、収集運搬の段階で効率的に集めることが課題になっており、一昨年度に国の実証事業に参加し、国に制度要望を行っている。また、リサイクル業者の課題であるが、現状では太陽光パネルの発生量が少なく、県内のリサイクル業者は1社だけで稼働率が低い状況にある。この点については、今後の発生量に合わせて計画的に整備していくことが重要だと考えている。また、ガラスの再生利用についても、民間の技術革新が必要だと捉えている。今後どのように消費者や事業者に反映していくかという点について、必要な情報については、県のHPでしっかりと発信を行っていく。また、適正処理講習会等で広く情報発信していく。

鈴木委員

- 1 行政報告書235ページの「(1)ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進」について、事業系ごみ削減キャンペーンを実施したとあるが、どのような内容か。
- 2 行政報告書237ページの「(2)プラスチックを資源とした循環的利用の推進」について、リサイクル促進に向けた県民への意識啓発を行ったとのことだが、どのような成果があったのか。

資源循環推進課長

- 1 事業系ごみの削減に当たっては、排出事業者の協力が不可欠であり、一般廃棄物の事務を所管する市町村・一部事務組合と連携し、ごみの削減について啓発などを実施した。具体的には、市町村や商工会、商工会議所の広報誌やホームページでごみの削減について啓発を実施したほか、リーフレットを排出事業者に配布した。また、事業系ごみを大量に排出する排出事業者に対し、市町村と連携して立入検査を実施し、更なる廃棄物の削減について指導・依頼等を行った。
- 2 埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームを設置しており、この会員企業と連携し、浦和パルコにおいて衣類やクリアファイル等のプラスチック製品の回収キャンペーンを実施した。5日間実施し、衣類は1,926人から2.5トン、プラスチック製品は530人から90キログラムを回収した。なお、回収した衣類、プラスチックについては、プラットフォーム会員企業の協力により、ほぼ全量がリユース・リサイクルされた。キャンペーンによって、多くの県民参加の下、プラスチックごみの排出抑制と資源の循環利用の啓発を実施することができた。

渋谷委員

- 1 行政報告書241ページの「(3)川との共生や保全に取り組む地域団体などへの活動支援」について、SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトは、新たに個人サポーターと企業サポーターの参画を得て川に係わる取組を活性化するということが、令和4年度はどのような取組を行ったのか。また、どのような効果があったのか。
- 2 行政報告書250ページの「(2)自然公園の保全や自然ふれあい施設の利用促進」

の「イ 自然ふれあい施設の利用促進」において、令和3年度と比較した各施設の利用者数はどのように推移しているのか。また、施設の適正かつ効率的な管理運営を行ったとあるが、ナラ枯れについてはどのような対策を講じたのか。

水環境課長

1 従来の取組に加え、より多くの方に事業に参加していただけるよう、日頃から川に行く機会がある方を対象に取組を拡大した。具体的には、「リバチャリ」ではサイクリングで川に行く方を対象に、「リバ犬」では川沿いで犬の散歩をする方を対象に、企業サポーターなどと連携して手引きの作成などに取り組んだほか、SNSを活用したフォトコンテストなどを実施した。これらの結果、令和3年度末から令和4年度末にかけて、個人サポーター数は5,438人から13,018人となり、企業サポーターは259社から308社に増加した。また、この企業サポーターの活動支援を通じて、ほかの企業の方や近隣の方と清掃活動に取り組む企業が出てきたほか、横瀬町の地域づくりの仕組み「よこらぼ」と連携した企業の実証実験スポットの設置に向けた取組を実施するなど、好事例も出てきている。

みどり自然課長

2 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園の令和4年度利用者数は71,794人で、平成30年度の84,544人に対し84.9%、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの令和4年度利用者数は25,316人で平成30年度の30,613人に対して82.6%、さいたま緑の森博物館の令和4年度利用者数は33,130人で平成30年度利用者数34,762人に対して95.3%まで回復している。また、自然ふれあい施設におけるナラ枯れ対策は、落枝等により利用者に被害が及ぶ可能性が高い園路などにおいて被害木を調査・伐採し、安全確保に努めている。令和4年度は、3施設で404本の被害報告があった。これに対して、被害状況を調査し、枯死に至らず生き残る可能性のある木などを除外し、県で150本、所沢市市有地については所沢市が60本、合計210本の木を伐採した。

渋谷委員

令和3年度の自然ふれあい施設の利用者数はどうか。

みどり自然課長

令和3年度利用者数は、埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園が83,248人、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターが20,992人、さいたま緑の森博物館が32,694人である。

松坂委員

- 1 行政報告書239ページの「(7) PCB廃棄物の適正処理」について、今年3月31日を期限とする変圧器・コンデンサーの処分に関し、県保有の廃棄物処理は順調に進んでいるのか。また、その残数を伺う。
- 2 行政報告書244ページ「(3) 緑の保全・創出に関する学習環境の整備や園庭・校庭の芝生化などの推進」の園庭・校庭の芝生化について、補助実績と金額及び園庭整備が減った要因は何か。また、当初の目的は達せられたのか。
- 3 行政報告書237ページの「(3) 産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化・

適正な行政処分、処理施設の適正な維持管理の促進」について、令和4年度の廃棄物処理業等の許可件数は3,752件で毎年増加しているが、その要因は何か。また、産業廃棄物排出業者へ639件の指導、取消18件を行っているが、取消の事例には主にどのようなものがあるのか。

産業廃棄物指導課長

- 1 平成28年度から高濃度コンデンサーの処理を開始し、令和5年3月末時点で県が保有していた286台のコンデンサー全ての処分を完了している。

みどり自然課長

- 2 令和4年度までに園庭510件、校庭77件の芝生化を補助している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、PTAやボランティア団体など多くの人が集まって行う維持管理作業の実施について困難な状況となっている。さらに、建築資材の高騰により園舎等の施設整備に係る費用が大きくなり、芝生化を断念するケースがある。また、保育所等の開設数が令和3年度をピークに減少傾向にあることや、地域型保育事業では園庭を持たないケースも多いことから、園庭の芝生化ニーズが減ってきていると考えられる。公立小学校については、本庄市など令和3年度をもって市内全校の芝生化を完了するなど、計画していた芝生化を完了したことも減少の理由となっている。当事業は幼児期から緑に触れ合う環境を整備するとともに、県民に身近な緑を創出するために平成21年度から進めてきた。芝生化した学校へのアンケートでは、緑や自然に興味を持つようになった子供が約8割という調査結果もある。幼少期から緑に触れ合う環境を整備するという当初の目的は達成できたと考えている。

産業廃棄物指導課長

- 3 産業廃棄物処理業許可件数は収集運搬業と処分業の許可の合算であるが、増加の原因は収集運搬業の増加である。収集運搬業の許可は、令和3年度までは新規許可を取得する業者が増加していたが、令和4年度は、許可品目を追加する業者や5年前に申請をしたと思われる業者の更新許可が多くみられた。解体業の元請業者や排出事業者からSDGs対応の浸透やコスト縮減等により許可を受けるようにとの要望があり、ビジネスチャンスを逃さないよう許可を取得するようにしているとのことである。また、全国的にも産業廃棄物の排出量が減少している状況にあるが、多くの事業者がリサイクルに取り組むことにより廃棄物の分別が進み、収集運搬業の細分化が進んだのではないかと考えている。18件の許可取消は、全て廃棄物処理法で規定する許可の欠格要件に該当した収集運搬業者に対するものである。詳細な内訳は、刑法や覚醒剤取締法などの他法令によって役員等が刑罰を受けたことによるものが10件、不法投棄などの廃棄物処理法違反を理由に他県で許可を取消されたことによるものが4件、破産手続開始の決定を受けた法人に関するものが4件である。

松坂委員

園庭・校庭の芝生化について、当初この事業は地球温暖化対策やCO₂削減を目的としていたが、どうなったのか。

みどり自然課長

地球温暖化対策としては地表温度の低下があり、そのほか砂埃の抑制、子供の怪我の減

少、遊び方の多様化を促進するなど様々な目的がある。先ほどの説明はそれらのうちの一つである。

白根委員

行政報告書242ページの「イ 身近な緑の公有地化」について、現在、30 by 30という、陸地の30%を自然環境として保全する国際基準の考え方が主流となっている。そのためには民有地の保全に任せるのではなく、行政が土地を買い上げる公有地化が有効であると考えます。令和4年度の実績は1件とあるが、そのほかの実績等はどうか。また、ネイチャーポジティブや30 by 30などの考え方をどのように考慮したのか。

みどり自然課長

令和4年度は、県立狭山自然公園内の3か所、計約0.96ヘクタールを地元の所沢市と連携して公有地化した。そのほか、県立奥武蔵自然公園内の1か所、約0.06ヘクタールを入間市と連携して公有地化した。30 by 30やネイチャーポジティブなどの考え方は、生物多様性の保護地域を確保するなど、生物多様性を積極的に保全・回復していこうとするものである。公有地化は、緑を守るだけでなく、生物の生息地として生物多様性の保全にも寄与するものであり、これまでに取得した箇所の継続的な管理も含め、これらの考え方の趣旨に沿った対応をしてきたものと考えている。

八子委員

- 1 行政報告書216ページの「7 生物多様性の保全」にある、埼玉県5か年計画における指標の生物多様性の認知度について、策定時よりも数値が下回っているが、どのように要因を分析しているか。また、令和8年度の目標値に近づけるためにどのように取り組むのか。
- 2 行政報告書244ページの「(3) 緑の保全・創出に関する学習環境の整備や園庭・校庭の芝生化などの推進」の園庭・校庭の芝生化について、現時点での補助実績は77校であるが、今後も増やすのか、それとも打ち止めなのか。

みどり自然課長

- 1 策定時よりも数値が下回っている理由としては、生物多様性の概念が難しく、また、県民への分かりやすい情報発信が十分でなかったと考えている。認知度を向上させるためには、単に言葉の意味を広報するのではなく、生物多様性が目指している社会や生物多様性を保全することの意義について、分かりやすく説明していくことが重要である。令和4年度から環境科学国際センターに生物多様性センターを設置したため、今後は生物多様性センターや自然ふれあい施設における展示やイベント、更にはホームページや広報物などあらゆる機会・媒体を活用しながら、これまで以上に県民に分かりやすく丁寧に情報発信する。
- 2 今後も芝生化の有効性をPRしながら働き掛けていくが、保育所開設数は減少傾向にあるため、この傾向が短期的か長期的かを見極めて検討する。

伊藤委員

- 1 行政報告書217ページの「(1) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」に関して、資料14にある所沢市の取組について、「コンパクト」とは町の一部を振興し、その周辺を壊れさせていくような事業を推奨していくのか。

- 2 このプロジェクトを県はどのような助成制度で支援しているのか。
- 3 プロジェクトの途中で市民から反対の声が上がりプロジェクトが頓挫した場合、県はどのように対応するのか。補助金は返還となるのか。
- 4 三芳町の計画は、未来創造拠点整備のため、学校と公共施設の複合化を行うものである。施設の複合化は、建物がそこにあるから集まるだけで、経費削減のための手段ではないのか。
- 5 三芳スマートIC周辺における農と人との交流によるにぎわいの創出とは、関越自動車道を使って県外や町外から人を呼び込むということか。世界農業遺産は、全国に広めるのはもちろん重要だとは思いますが、後継者を作り、農法を守っていくことが課題である。この課題解決について、県としてどのように支援するのか。
- 6 三芳町は駅がなく、公共交通機関の発展なしに農業遺産地域での人口増は見込めない。町の公共交通の発展のために、県は十分な財政支援を行っていくのか。
- 7 プロジェクトの推進に当たっては、住民の意見が重要であり、県と市町村が協議するだけでなく、住民を交えての計画策定が必須だと考えるがどうか。
- 8 本県の温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標は、国同様2030年度までに2013年度比で46%削減となっているが、これではIPCCの1.5℃目標である2010年度比45%削減の達成に対して不十分だと思われる。なぜこのような目標としたのか。
- 9 資料20「航空自衛隊入間基地およびアメリカ空軍横田飛行場周辺の騒音調査結果」について、飯能市、狭山市、入間市、所沢市は横田空域、自衛隊入間基地空域下にあり、航空機騒音が激しい地域である。朝7時台から夜間まで騒音がある。新機種は音が静かになっているとのことだが自衛隊入間基地周辺では騒音発生回数も増加している。県は、こうした騒音を8地点で常時監視をしているが、令和2年までは12地点だった。4地点削減したのはなぜか。
- 10 騒音発生回数が増加していることを県はどのように考えているのか。
- 11 国の測定結果はどのようにになっているのか。県と同じ傾向か、基準値を超えている箇所はあるのか。
- 12 騒音発生回数が増えていることから、自宅周辺でも測定してほしいという声などがある。要望があれば対応してもらえるのか。
- 13 行政報告書218ページの「(2)家庭・企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入支援等」、資料12「家庭・企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入支援等」について、補助件数695件、補助金額5,782万円の効果検証で設備補助件数とCO₂削減数が記されているが、CO₂の削減率に表すとどうか。
- 14 行政報告書230ページの「土壌・地下水汚染対策」について、PFOS・PFOAは、有毒で残留性の高い有機フッ素化合物PFASに属し、僅かな量であっても、がんや低体重出産などの重大な健康被害を引き起こすといわれている。報道によると県内各地で高数値が出たとのことだが、県は調査を行ったのか。
- 15 福島県外での除去土壌の再生利用実証実験が、所沢市の環境研究所で行われると公表されたのが令和4年12月である。周辺の住民の反発は大きく、環境省は説明会の住民を一部に限定するなど、納得の得られる説明をしていない。所沢市は住民の納得なしに認めないとしている。県は令和4年の6月にこのことを環境省から説明されていたようだが、なぜ直ちに情報提供しなかったか。
- 16 行政報告書240ページ「合併処理浄化槽への転換の促進」について伺う。① 埼玉県生活排水処理施設整備構想では令和7年度までに生活排水処理率を100%とする目

標だが、進捗状況はいかがか。市町村への補助率と合わせて伺う。

- 17 浄化槽の維持管理は重要であり、令和4年度から浄化槽台帳をシステム化しているとのことだが、適切に管理されているのか。また適切ではない時の対応はいかがか。

エネルギー環境課長

- 1 所沢市では、都市計画マスタープランなどにおいて、所沢駅周辺を広域中心拠点として位置付け、市街地開発事業を推進し、都市機能の集約を図るとともに、新所沢駅周辺や小手指駅周辺などは広域生活拠点として位置付けられている。そのほか、狭山ヶ丘駅周辺や西所沢駅周辺などは地域生活拠点として位置付けられているなど、各地域の状況に応じてまちづくりを進めていくこととしている。また、各拠点間の連携を図るため、コンパクト・プラス・ネットワークの観点で、公共交通ネットワークの構築を進めることとしている。このため、所沢市の埼玉版スーパー・シティプロジェクトのエントリーシートに記載されている所沢駅周辺における市街地開発事業については、所沢市全体の持続可能なまちづくりの一環として行われるものであると承知している。
- 2 プロジェクトを進めるに当たっては、利用可能な既存の国庫補助や県補助等を優先的に活用していただくことを基本としているが、それらが活用できない事業を支援できるようにするため、令和4年度に新たな補助制度を創設した。具体的には、エントリーシートを提出した市町村を補助対象とする事業化検討補助として、公共施設の交流拠点化に向けた調査やまちの賑わい創出に向けた人流データ分析などの調査・検討などに要する経費について、補助率2分の1、上限500万円の補助を設けている。また、地域まちづくり計画を策定した後の市町村を補助対象とする事業推進補助として、例えば、システム開発や地域住民が集う拠点施設の整備などソフト・ハード事業について、補助率2分の1、上限5,000万円の補助を設けている。
- 3 エントリーシートに記載した検討する取組の変更など、主要部分に変更があった場合は、県に対して更新後のエントリーシートを提出いただくこととなる。補助金について、交付決定後に補助対象事業の実施を取りやめた場合は、補助金の廃止承認申請書を提出いただくこととなり、その事業に対して県からの補助金の交付は行わない。また、既に交付済の補助事業について、プロジェクトの変更により、補助金の交付決定の内容や交付条件に反すると判断される場合には、補助金の返還が生じるケースが想定されるため、個々の状況に応じて対応する。
- 4 三芳町が取り組んでいる小学校や図書館、公民館などの公共施設の複合化は、今後もまちづくりの中核的な役割を果たす都市誘導エリアの未来創造拠点整備として、将来にわたり幅広い世代の住民が利用できる施設整備を官民連携で進めているものと承知している。施設の複合化は、コストの削減に加え、子供から高齢者まで世代を超えた多くの住民が交流するにぎわいの場の創出や多様な機能の連携による教育、子育て、芸術文化、健康・福祉の各分野の取組を更なる充実させること、公共施設と民間施設の複合化による利用者の利便性の向上と地域活性化の両立といった効果が期待できるものである。
- 5 プロジェクト参加市町村がエントリーシートにおいて検討したい取組として位置付けたものについては、県庁内の関係課を組み合わせた事業化支援チームを作り、それぞれの地域課題に合わせた支援を行っている。現在、三芳町がエントリーシートに位置付けている取組は、農業遺産などの地域資源を活用したにぎわいの創出であり、農法を次世代へ継承するための取組そのものはプロジェクトの中に位置付けがないが、今後、市の相談に応じて必要な支援を検討する。

- 6 三芳町では、今年度、公共交通の課題や再編に向けた方向性を調査するため、既存の民間路線バス事業者へのヒアリングや町民アンケートを行う事業を行っている。この事業は、県の埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金の事業化検討補助を活用している。市町村のプロジェクトの推進に当たっては、国庫補助や他の県補助等を優先的に活用してもらうことを基本としているが、それらが活用できない場合にこの補助金を利用してもらう。
- 7 まちづくりの主体となる市町村では、エントリーシートや地域まちづくり計画に記載した取組や事業の推進において、必要に応じて地域住民の意見を反映するための取組が行われている。例えば、三芳町の公共施設の複合化の取組である藤久保地域拠点施設整備事業においては、町広報紙による周知をはじめとして、住民説明会や町ホームページにおけるオンライン説明会、利用者団体等との意見交換会を開催するとともに、SNSや意見箱による意見募集が行われている。その結果、住民から寄せられた意見を踏まえ、施設整備における基本計画等の修正が行われている。

温暖化対策課長

- 8 県の計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、国の地球温暖化対策計画に即して策定するものとされている。そのため、本県の削減目標設定に当たっては、基本的に法の定めに従い国の計画を踏まえたものとし、将来の排出量の予測に対し、部門・分野別のエネルギー供給側・需要側それぞれの対策の削減見込量等を積み上げ、46%という目標を設定した。この目標設定に当たっては、学識経験者や関係団体の代表者などで構成する専門委員会で削減目標や施策別実施目標などについて、広く議論されている。この目標については、国と同様、極めて野心的な目標であるとともに、あくまでも2050年カーボンニュートラル実現に向けた一つの間接点としての目標であり、46%で満足するのではなく、より高みを目指し取り組んでいく。

水環境課長

- 9 平成6年度に12地点体制となって25年以上経過し、国の測定局が埼玉県測定局に近い位置に設置された状況、埼玉県測定局設置施設の状況変化などがあり、令和2年度に県測定地点数を集約することについて専門家の意見を取り入れ総合的に判断し、現在の8地点体制としている。
- 10 騒音発生回数については、年度によって、増えている地点もあれば減っている地点もあり、一概には評価できるものではないため、長期的に確認していく必要があると考えている。
- 11 国の測定結果については、県の測定結果と同じく、場所によって増えたり減ったりしており、おおむね同じ傾向である。令和4年度、国が測定した7地点全てにおいて、環境基準に適合している。
- 12 個別の測定要求については対応しかねる。しかし、指定地域内の騒音状況を把握するために行政として必要と判断される場合には、測定を行う可能性もある。それ以外の地域への航空騒音の影響については、施設を管理する国に相談していただきたい。

エネルギー環境課長

- 13 環境省が実施した調査を踏まえ、家庭部門における1世帯当たりの年間CO₂排出量を4.29トン、エネファーム設置によるCO₂排出削減量を東京ガスが公表している1.2トンとすると、1世帯当たりの年間CO₂排出量は27.9%削減されることとなる。

同様に、太陽熱利用システムの削減率は11.6%、高断熱窓の削減率は6.9%となる。これらの削減量と補助件数とを合わせると、3設備を合わせたCO₂排出削減量は、年間749.7トンと算出できる。

水環境課長

- 14 国及び関係市等と連携して、水質汚濁防止法に基づき河川48地点で水質を調査した。その結果、川越市内の1地点で暫定的に定められている目標値を超過した。
- 15 本年6月に環境省から県に対し、実証事業の候補地の一つとして連絡はあった。まだ市と環境省で調整していると聞いており、未確定な情報のため、その段階で県が情報提供することはできないと判断した。
- 16 令和4年度末現在の生活排水処理率は93.7%である。市町村への補助率については、726基、1億6,852万円となっており、交付申請のあったものについては全額交付決定している。
- 17 台帳の内容については、令和4年度より維持管理情報を取り込んでいる。順次情報を取り込み、正しく反映させている。

伊藤委員

ホームページで確認したところ、令和4年度の騒音測定結果について、狭山市の柏原については国の基準を超えていると思われるがどうか。

水環境課長

国が測定した狭山市立柏原中学校については、ホームページで確認したところ52.4デシベルであり、環境基準内である。

伊藤委員

環境基準を超えたところがあった場合、県はどのような対応をするのか。マニュアルやガイドラインがあるのか。

水環境課長

県の測定結果については、基準値を超えたことを含め、基地対策協議会に提供している。必要があればそういった協議会を通じて国にも要望している。

【説明者】

犬飼典久危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

【発言】

八子委員

- 1 資料4の188ページ「イ ミンナ防災事業」について、自主防災組織の資機材整備等の市町村への補助の令和4年度の執行率はどうか。
- 2 地域防災計画の浸水想定区域にある防災拠点校3校について、区域外施設への変更は行うのか。

危機管理課長

- 1 令和4年度の自主防災組織の資機材整備等に助成する市町村への補助の執行率は、予算額800万円に対し補助金の交付実績は399万9,000円であり、執行率は約50%であった。

災害対策課長

- 2 令和4年度に改めて3校を含む浸水想定区域にある拠点校に地元市町、教育局と合同で訪問し、現地でそれぞれの意向を確認した。水害時に使用しない一部市町を除く全ての市町から、水害時であっても、垂直避難などにより防災拠点校を避難所として活用したいとのことであった。このため、拠点校を水害時にどう活用していくか、3者で具体的な取組に着手している。

八子委員

- 1 令和3年度と比較して補助額が減っているが、どう捉えているか。また、補助金を活用して自主防災組織に資機材を備えてほしいのであれば執行率を上げていく必要があると考えるが、令和4年度はどのように取り組んだのか。
- 2 防災拠点校の3校については特に変更することなく防災拠点校のままで、運用を垂直避難に変えて避難所として利用していくということによいか。

危機管理課長

- 1 令和2年度は補助金の執行率が約77%、令和3年度の執行率が約67%、令和4年度の執行率は約50%と年々下がっている傾向にあったので、令和4年度は、自主防災組織の新規設立を促すため、1団体当たりの補助上限額を100,000円から150,000円に変更するなどの見直しを行ったが、新型コロナウイルス感染症による活動自粛の影響もあり、市町村からの補助申請が少なかった。補助制度の意義を考えていく中で、市町村のヒアリングを行い、資機材補助については一定程度役割を果たしたものと考え、補助制度を訓練や研修等を支援する制度に見直し、資機材補助については令和4年度をもって廃止した。

災害対策課長

- 2 防災拠点校の位置付けは変更しないが、実際のオペレーションについて、最近多くなっている水害対応も含めて、現実的なオペレーションを地元市町や教育局と一緒に考えて工夫をしていく。

金子委員

- 1 行政報告書205ページの「(1) 火薬類取締法指導」について、保安検査と立入検査の目的・方法の違いは何か。また、実績はどうなっているか。
- 2 事項別明細書説明調書140ページの「6 銃砲火薬ガス等取締費」について、火薬類取締法指導費の不用額の割合が43.5%となっているが、その理由は何か。
- 3 同じく、高圧ガス保安法指導費の不用額の割合が53.7%となっているがその理由は何か。
- 4 高圧ガス・火薬類について、関係団体への助成を行っているとのことで、自主保安体制の確立の推進のための事業運営とあるが、この目的は何か。

化学保安課長

- 1 保安検査は、対象事業所に年1回の受検が義務付けられている。爆発の危険性がある施設を対象に、その保安を確保するために実施するもので、施設のハード面の検査となっている。立入検査は、火薬類の管理状況について確認するもので、ソフト面の検査となっており、法令上実施回数の規定はないが、対象事業所への年1回以上の立入を心掛けている。
- 2 火薬類取締法指導費の不要額については、市町村向けの講習会について新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施方法の見直しを行ったためである。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響で高圧ガス防災訓練の規模を縮小したことにより、会場設営業務委託費の減額があったことなどによるものである。
- 4 補助金については、高圧ガス、火薬類は事業者の自主保安による面が大きく、特に火薬については県が把握していない高度な技術がある。事業者による自主保安を推進するため、検査員派遣費用や資機材購入費用などを助成している。

金子委員

県が把握していない高度な技術もあるという点について、火薬類について県は市町村向けの講習会を実施しているとのことであったが、逆に県側が事業者から教えてもらう取組はあるのか。

化学保安課長

火薬類については県職員が自ら使用する機会がないことから、市町村向け講習会の中では、花火業者から花火の打ち上げについてどのような危険性があるかについての講習を受けた。

鈴木委員

- 1 行政報告書192ページ「(7) 災害救助対策の推進」について、令和4年度に県は835万5,385円を積み立てて、令和4年度末の基金現在残高は32億5,815万3,448円とのことだが、基金の推移については法に照らして妥当な水準なのか。また、近年の当基金の拠出状況を踏まえた基金の残高に関する県の所見を伺う。

- 2 行政報告書197ページの「(2) 国民保護訓練の実施」について、令和4年度は4年ぶりとなる実動訓練を実施したとあるが、どのような成果や課題が得られたか。
- 3 行政報告書193ページ「(5) 危機や災害ごとの役割分担や対応要領の明確化」について、埼玉版FEMA図上訓練による成果はどうであったか。

災害対策課長

- 1 災害救助法では、災害救助基金の積み立てについて規定があり、法定最少額として、前年度の前3年間における都道府県普通税収入額の平均年額の1000分の5に相当する額を積み立てなければならないとされている。令和4年度末の基金残高は32億5,815万3,448円であり、令和4年度の法定最少額31億5,921万4,511円に対し、約1億円上回っている。残高は法定最少額を下回っていないことから妥当であると考えられる。近年の拠出状況は、令和元年東日本台風においても、年間の最大拠出額は令和2年度の6億892万8,339円であることから、基金残高の約32億円と比較すると十分な余裕がある。

危機管理課長

- 2 令和4年度は、富士見市との共催により富士見市立市民総合体育館及びその周辺において、4年ぶりとなる実動訓練を実施した。主な成果は、化学剤と爆発物という複数のテロ事案が同時発生する想定の中、各機関の態勢や初動対応、現場における連携について、共有を図ることができたこと、また、県庁に設置した危機対策本部と現場の現地調整所との連携訓練を行うことで、有事の際の双方の円滑な情報共有体制について確認することができたこと等が挙げられる。一方、課題は、負傷者や医療関係者が集まる救護所周辺の安全確保の在り方が挙げられた。
- 3 令和4年度は図上訓練を6回実施し、これまで作成した風水害のシナリオのブラッシュアップと、新たに地震災害、大雪災害のシナリオを作成した。消防、警察、自衛隊やライフライン事業者、災害時応援協定事業者など延べ241機関、343人が参加した。成果としては、県が調整・連結機能を発揮できたこと、また、先ほど申し上げた関係機関が一堂に会し、訓練を通じて課題を共有できたこと、他機関が災害時にどのような動きをするのか把握できたことなどが挙げられる。

鈴木委員

埼玉版FEMAについて、令和5年度は新たに武力攻撃も想定に加えたと思うが、今後の展開はどのようになる見込みか。民間も含めて幅広い関係機関と訓練を行っているが、その際に、意見を吸い上げ、共有する仕組みはあるのか。

危機管理課長

令和5年度も6回の図上訓練を予定している。これまで作成したシナリオをブラッシュアップしているの振り返りを行い、その結果を各機関にフィードバックして共有している。併せて、その結果を市町村にも共有している。

白根委員

- 1 自主防災組織について、都内への通勤や通学で平日の日中は自宅付近にいない人も多いが、どのように考えているのか。
- 2 行政報告書185ページ「5 消防行政の推進」の消防団について、令和4年度から

消防団の出動手当が出動報酬に改められ給与課税されるようになり、国では出動報酬は7,000円から8,000円に引き上げられたが、あくまでも市町村条例で額が定められると聞いており、実際には3,000円の支給となっているところもある。市町村の1回当たりの出動報酬と、最高値と最小値は幾らか。また、個人に直接支給している市町村はどのくらいあるのか。

- 3 若者の消防団への加入促進PRをしているが、目的と効果の検証についてはどう考えているか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の約95%は自治会を母体としている。災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」、隣近所や地域の人たちで助け合う「共助」、公的機関による「公助」で対応するが、隣近所で助け合う自主防災組織が「共助」の核となる。自主防災組織は自治会が母体となっていることが多いが、日中不在の人はいるものの、自治会の幹部は高齢者であり、日中も地域にいたので対応は可能であると考えている。

消防課長

- 2 出動報酬は市町村の条例によって定められており報酬額や支給の仕方が市町村間でまちまちとなっている。県内の平均額は一日当たりに換算すると7,765円、最高値は14,000円、最小値は500円である。県内63団体のうち59団体が直接支給である。
- 3 若い方に消防団を知っていただき、消防団への加入促進につなげていくことがPRの目的である。昨年度に新規入団者に対しアンケートを実施し、回答者224人のうち30人、12%が広報により入団したとの結果が出ている。県だけの広報ではないが、一定の効果があつたと考えている。

白根委員

- 1 平均額が、市町村の直接渡す額ではないのではないのか。また、最高値と最小値の差が大きい。5か年計画を見ても、消防団の充足率の目標には達していない。消防団活動には仕事を1日休んで参加しなければならない等の障壁があつて入団者がなかなか集まらないと考えるがどうか。
- 2 若手入団促進PRとあるが、学生の方は卒業すると消防団を退団してしまう。1年や2年では消防団員は育たず、継続的に所属してもらう必要があると考える。若者を入団させるためにどうPRしているのか。

消防課長

- 1 県内の平均金額は1日当たりの換算となり、1回で支給する金額とは異なる。直接支給していない団体は4団体あり、それらを除いた個人に支給されている金額を1日当たりに換算した平均金額である。国では地方交付税で消防団員の報酬の標準額を定めている。県としてもこの国の定めた標準額を参考にして市町村で検討してもらいたいと考えている。
- 2 学生については、特定の部活に入っている上級生の卒業時に新生が入団しているため人数は確保されている。知識は断絶してしまうという面もあるが、避難所への誘導などを担ってもらえればと考えている。学生以外にも、女性や若者に対するPR活動として、不特定多数の人が集まるショッピングモールなどでPR活動を実施している。

渋谷委員

- 1 行政報告書192ページの「(8) 九都県市合同防災訓練の実施」について、学生、自主防災会100名と、消防、警察、自衛隊が連携した救助訓練の内容はどのようなものであったか。
- 2 防災意識の向上を目的とした防災フェアの内容はどのようなものであったか。
- 3 九都県市合同防災訓練は、危機管理防災部の中でも最も大きな訓練だが、令和4年度は北本市開催で、県と市の費用負担はどのようになっていたのか。

災害対策課長

- 1 多重衝突事故救出訓練と座屈建物、壊れた建物の救出訓練の中で連携の訓練を行った。地元北本高校の学生と自主防災会約100名が被災者を救出し、応急救護所へ搬送するという内容の訓練を行った。
- 2 防災フェアは、北本市がメインで企画し、子供から大人まで楽しみながら学ぶというテーマで実施した。具体的には、防災関係機関による展示ブースのほか、起震車による地震体験、日本搜索救助犬協会の搜索救助犬かくれんぼ対決、防災学習センターの防災脱出ゲーム、北本市のトマトカレー炊き出し訓練などを実施した。
- 3 実施市との費用負担は、2対1を基本としている。令和4年度の負担額は県が約1,800万円、北本市が約900万円である。

渋谷委員

- 1 激しい雨が降る中での防災訓練だったと聞いているが、雨天で中止となった訓練などはあるのか。また、中止となった訓練は再度行われたのか。
- 2 防災フェアでは多くの企業や団体が、防災時に役立つ展示ブースを出していたが、企業や団体はどのように選定されるのか。

災害対策課長

- 1 雨のため、県防災航空隊・県警・自衛隊のヘリの訓練ができなかった。北本市での再実施はないが、今年は志木市で全ての訓練を実施できた。
- 2 防災フェアは共催市である北本市が参加の声掛けをし、加えて県が県の協定団体にも声掛けをしている。

戸野部委員

- 1 行政報告書188ページ「イ ミンナ防災事業」に記載のある自主防災組織の資機材整備等の補助について、具体的にどういったものに対して補助したのか。また、市町村への補助には回数制限はあるのか。
- 2 消防団員数の減少が深刻であるが、減少の主な理由は何か。また、その中でも女性の消防団員数が維持されていることは喜ばしいことだが、女性消防団員の主な入団理由は分析できているのか。

危機管理課長

- 1 新規設立の自主防災組織については、消火器、トランシーバー、担架、救急医療セット、毛布などの防災資機材購入に対して、市町村が自主防災組織に助成した場合に市町村に対して補助を行った。設立済みの自主防災組織については、発電機を購入した場合のみ、同様に補助を行った。補助の回数制限はない。

消防課長

- 2 減少の主な理由は、入団者数を上回る退団者数が続いているということである。令和5年4月1日の統計では、入団者数720人に対し、退団者数は930人である。主な退団理由は本来業務と消防団の活動の両立が難しいことや、市町村外への転出などによるものである。女性消防団員については、女性に限定した入団理由調査はしていないが、PRでも女性の役割はあると広報しているので、声が届いていると考えている。

戸野部委員

- 1 令和4年度の執行率は50%であり、設立済みの自主防災組織については発電機のみ補助であったとのことだが、ほかのものを対象にするという考えはなかったのか。
- 2 消防団において、女性団員はどのような活動をしているのか。

危機管理課長

- 1 この補助の執行率50%は、補助制度の活用について市町村にも呼び掛けた結果である。市町村にヒアリングしていく中で、新規設立する自主防災組織に対する資機材補助よりも、訓練や研修会等の補助をしてほしいという要望があったため、令和5年度は補助制度を組み替えている。

消防課長

- 2 女性の役割については、前提として男性と同様に消火活動のような激しい活動に従事することを否定していないし、実際に従事している消防団もある。例えば、避難所にはたくさんの女性も避難されてくるので、そのなかで避難所の運営における女性団員の活動は非常に重要であると考えており、これらの点もPRしている。

林委員

大規模災害等に対する初動体制の確保について、地震や大雨による被害の発生に備えるため、情報連絡室等を計40回設置したとあるが、大規模な災害の際に設置される災害対策本部の体制はどのようになっているのか。

災害対策課長

災害対策本部は知事を本部長に、災害対策の内容にあわせた18の部を設置する。既存の部がそれぞれ災害対応の部に入れ替わるイメージである。また、県内を10地域に区分し、各地域に災害対応に当たる支部を設置し、災害応急対策を推進することとしている。また、被害が局地的かつ甚大で、多数の防災機関が活動することが見込まれる場合には、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、被災地における関係機関との連絡調整や災害応急対策を行う。

権守委員

行政報告書196ページ「(4) 災害オペレーション支援システムの管理・運用」について、迅速な災害対応を可能にするため、国で保有している災害情報の共有システムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)と接続して情報収集能力を強化するシステムの改修を実施したとのことだが、この災害オペレーション支援システムの概要について、国と連携することによって発災初期の情報収集がこれまでとどのように違ってくるのか。また、システム改修後いつから稼働したのか。

災害対策課長

災害オペレーション支援システムは、災害関連情報の一元管理と情報の可視化を図るものである。県の機関だけでなく、市町村や消防、警察、ライフライン事業者など様々防災関係機関と共有をしており、迅速で的確な災害対応を行うものである。S I P 4 Dは、国が管理する道路や河川などの災害情報を国が入力し提供するシステムであり、令和4年度に工事を実施し、令和5年1月から接続した。災害オペレーション支援システムとS I P 4 Dが接続することで、国が管理する道路の被害情報など国で把握する様々な災害関連情報を早期に共有できる。また、震度5弱以上の地震が発生した場合には建物の被害棟数や人的被害の推定データなどの被害予測の情報が得られる。さらに、これらの情報が地図上に表示されるので、よりの確な災害対応が可能となる。

権守委員

国との連携によって情報収集が変わることにより、災害対応に効果が現れると考える。例えば、令和4年6月2日、3日に発生した降ひょうや同年7月に発生した大雨、突風、土砂災害等について、稼働したのが令和5年1月のため、県内で起きた災害このシステムが活用された災害がまだない。県が被害想定している東京湾北部地震や茨城県南部地震が発生した場合に、改修したシステムはどのように生かされるのか、システム改修前後での違いを具体的に教えてほしい。

災害対策課長

大地震が発生した場合には、先ほど申し上げた被害予測推計から、消防・警察・自衛隊の救出救助活動場所の選定や人的被害、建物被害の状況を見て、支援物資のニーズが発生しそうなエリアを早く特定できるなど、より迅速で的確な災害対応に資すると考える。

辻委員

- 1 自主防災組織は自治会を母体とすることが多いということだが、マンション管理組合がコミュニティとして機能していることもある。自主防災組織の担い手は自治会のみならず多様であることが必要だと考えているか、県内自主防災組織の母体の内訳は認識しているか。
- 2 行政報告書185ページ「消防行政の推進」について、消防団は災害対応力の向上が法的に定められており、従来の消火活動資機材に加え、救助資機材も配備されているが、消防団の役割の多様化・拡大に対して訓練の時間数が追いつかず、高度な資機材も使いこなせていない現状である。今の時代における消防団の災害対応機能も含めて、消防団が実際に動ける時間数等、県としてはどう考えているのか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の95%は自治会を母体とし、残りの5%がマンション等を母体としているが、5%の内訳については把握していない。

消防課長

- 2 高度な救助資機材等の取扱いについては、各消防団の訓練に加え、県の消防学校では消防団幹部を対象とした高度訓練を実施している。例えば、エンジンカッターやバールの取扱い訓練も行っている。消防団の求められる役割は変化しているので、ニーズを踏まえながら、消防学校の教育内容を検討していく。

松坂委員

消防広域化の推進について、県西部地域は令和6年4月からの消防指令の共同運用開始を目指して検討が進められているとあり、また、県東部地域も令和8年4月から共同運用開始と記載があるが、令和4年度の進捗と今後の見通しについて、またその効果について伺う。

消防課長

消防指令の共同運用について、西部の4消防本部で令和6年4月の運用開始に向けて準備を進めている。現在の状況としては、共同消防指令センターを設置する埼玉西部消防局飯能日高消防署で、令和4年7月から改修等整備工事を開始し、令和5年3月に終了した。消防指令システムについても、令和4年7月から整備を開始し、通信試験等を経て、令和6年3月に終了予定である。また、令和5年11月から職員を対象とした研修を開始しており、令和6年4月からの運用に間に合う見込みである。東部については、任意の協議会として検討してきたが、令和5年5月に法定協議会が設置されたので、今後協議会において準備活動が行われる。指令の共同運用の効果について、消防広域化にも共通するが、指令員を共同配置することにより人数が合理化され、現場の人員が増えること、消防本部間の相互応援が迅速にできること、指令システムが一つになることにより導入経費やランニングコストの削減が図られること等の効果が期待できる。

伊藤委員

- 1 資料19について、平成30年からの県の防災ヘリ手数料の収入額が令和5年の3月末現在で164万円となっている。これは日和田山や両神山、二子山等6つのエリアで遭難し防災ヘリに救助を依頼した場合、5分につき5,000円の計算で県が徴収したものである。救助1件当たりの所要時間が1時間程度だとすると、60,000円程度の負担となる計算になるが、救助件数は何件か。また、令和4年度の有料区域での山岳救助事案は何件あったか。
- 2 防災ヘリの利用は現場で消防が判断するとのことであるが、遭難者が料金を負担できない場合、消防は防災ヘリを呼ぶのか。
- 3 防災ヘリ手数料は生活保護以外の事由での減免はあるのか。
- 4 埼玉県・市町村生活再建支援制度について、令和4年度はときがわ町で大雨による被害に対し住宅全壊の8世帯に対して1,112万円の支援金が、家賃給付金が2世帯に対して590,000円が支出されているが、災害救助法4号適用の適用を求めなかったのはなぜか。
- 5 県の市町村被災者安心支援制度の対象は住宅の全壊、半壊、中規模半壊が対象だが、対象にならない床上浸水の場合はどのような支援が行われているのか。
- 6 避難生活が長期にわたった箇所数を見ると、1か月以上避難所の生活が強いられている。この場合、被災者の健康状態が心配される。このように長期に及ぶ対処方法として、公営住宅の提供や仮設住宅の整備など対策はあるのか。また、公共施設を使用した場合の食事などのマニュアル作成とはどのようなものなのか、長期の場合と緊急の場合とで違いはあるのか。
- 7 消防団員の処遇について、活動中のけがなどの補償や、近年の処遇で改善された点はあるのか。
- 8 資料16の救急搬送について伺う。受入れ先決定までの時間について、重度以上の場合の最長現場滞在時間は382分であるが、これはどのようなケースか。また、最多照

会回数31回のケースはどのようなケースか。また、熱中症の搬送も増加しているが、救急車出動台数が不足した場合の取組はどのようなものがあるのか。

消防課長

- 1 防災ヘリ有料区域救助件数は累計で25件で、令和4年度の件数は7件である。
- 2 基本的に防災ヘリの要請は現場の消防が判断しており、本人が費用負担を認めるか否かに関わらず、消防として必要であれば防災ヘリを要請する。
- 3 減免については知事の規則で規定しており、生活保護のほか、山岳区域に立ち入った後に地震その他の自然災害が発生し救助が必要になった場合、生活保護の扶助を受けている方と同様な状況に陥っている方など、特別な理由がある場合にはその都度判断し減免の対象としている。なお、植栽、伐採など業務で山岳に立ち入る場合は手数料の対象となっていない。
- 7 消防団は公務員であるので、公務災害ということになり、消防組織法に基づいて政令に定める基準に従い、市町村の条例で補償されている。補償の内容としては労働災害と同様に、療養補償、休業補償、介護補償等の補償制度が設けられている。しかし、市町村の条例であることから、内容については市町村ごとに異なる。近年改善された処遇については、国の基準で一般団員の年額報酬が36,500円となっており、かつてはこの金額に満たない市町村もあったが、県が市町村に依頼し、現在は全ての市町村で基準額以上に引き上げられている。
- 8 最長現場滞在時間382分の事案については、新型コロナウイルス感染症陽性の患者で、救急隊は保健所に搬送先の選定を依頼したが、搬送先決定に時間がかかったものである。最多照会回数31回については、嘔吐と39度の高温発熱の患者であったが、時間が午前4時過ぎと夜間であり、対応できる医師が少ないことで照会回数が増えてしまったものである。救急車が不足した場合は、車検や故障に備えて予備の救急車を配備している消防においては予備車で対応している。それでも救急車が足りない場合は、まずはポンプ車を向かわせて、観察や応急処置等の対応をとり、その後に他の現場から救急車が到着した後に救急対応をしている。

災害対策課長

- 4 令和4年度のときがわ町の大雨については、夜の時点で被害の状況が判明しておらず、災害即応室の体制においても、災害救助法4号の適用条件である「多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている」ことを確認できなかった。内閣府とは翌日にわたって情報を共有していたが、翌日午後の時点で被害状況がある程度判明したことから、内閣府に適用について打診したところ、その時点で雨が降っておらず、適用条件である生命・身体に危害が及ぶおそれがなく、また、継続的に救助を必要とする者がいないことから、適用は困難との回答であった。埼玉県・市町村被災者安心支援制度は、国が行っている被災者生活再建支援法の補完として、県と63市町村の合意に基づき実施している県独自の支援制度である。
- 5 支援の対象を「半壊に満たない床上浸水」まで拡大することについては、財政負担の増加や、床上浸水の発生は地域差が大きいことなどから、全市町村の合意が得られていない状況である。県では、国に対し、国の制度である被災者生活再建支援法の支給対象を床上浸水についても拡大するよう要望を行っており、引き続き要望を続けていく。
- 6 避難生活が長期に渡った場合については、災害対策本部が設置されている状況となっていると考えられ、市町村の要請に基づき都市整備部を中心に公的住宅の利用、応急仮

設住宅の提供を行うこととしている。避難所として指定された公共施設に避難した場合の住民の食事については、市町村が作成している避難所運営マニュアル等に基づき食事の配給について規定されている。その場合、まずは、避難所等に備蓄している物資を提供することになるほか、避難生活が長期間に渡るような場合には、食事に対するニーズも異なってくるのが考えられる。このような事態に備え、市町村が民間事業者等との協定に基づき、物資の供給や炊き出し等の応援要請を行うことになるが、被災市町村が動けない場合は、県が代わって応援要請することになる。

伊藤委員

- 1 県防災ヘリの手数料について、この制度を導入した経緯に無謀な登山を抑止するためと伺っているが、令和4年度の有料区域救助件数7件は無謀な登山であったのか。手数料が無謀な登山の抑止になっていると常任委員会でも説明を受けており、防災ヘリの要請件数は制度導入前で41件、導入後では24件と件数は減っているとのことだが、無謀な登山に関してはどうか。
- 2 大規模災害についてときがわ町の例で説明を受けたが、夜の間に被害の状況を把握することができなかった場合、まずは当該地の自治体から災害救助法の適用を求めるのが常であると認識しているが、状況が把握できない場合には、県としてどのように対応するのか。
- 3 けがの場合は理解したが、万が一亡くなった時の場合の補償は、市町村の条例か、県の条例で補償するのか。

消防課長

- 1 令和4年度の有料区域救助件数7件が無謀な登山であったかについては調査していない。手数料徴収の趣旨は、無謀な登山の抑止という部分もあるが、危険な区域での救助活動という点で、受益者負担ということで手数料を徴収するということである。
- 3 通常の公務災害補償に加え、県の条例で特別報奨金を授与するという制度がある。特別報奨金については、殉職した団員の功績等を勘案して決めるが、事案が発生した都度県庁内に「特別褒償金審議会」を設け、功績の程度、また、障害を負った団員も対象になるので、障害の等級等について審議することとなっている。

災害対策課長

- 2 被災市町村から被害状況が上がってこなければ内閣府と折衝を開始するのは困難であるというのが実際のところである。例えば、今年の6月の大雨の時は、市町村に早めの避難所の設置や概数でも良いので被害状況の報告を求めた。災害救助法の4号の適用について、例えば大雨の被害の場合、大雨が止む前に申請しなければならず、非常に難しいという事情がある。被災した市町村からすると、災害対応をする中で、雨が止む前までに被害状況をまとめて県に報告する必要があり、非常に難しい状況である。そのため、市町村と早い段階から災害オペレーション支援システムで被害状況、例えば避難所の設置件数や避難者の数などを見ながら内閣府と実務ベースで打合せを行った。それでも、後にならないと被害状況は分からないが、断片的な情報の中で、被害が生じるおそれが生じているであろうとの想定や内閣府との相談の上、雨が止む直前で6月3日に知事の判断で災害救助法の4号を適用した。こちらから断片的な情報を基にプッシュ型で被災市町村に聞いていくことが重要と考える。

【説明者】

島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、竹澤幸一共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、今川知浩人権・男女共同参画課長、高野正規文化振興課長、安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

【発言】

鈴木委員

- 1 資料14「DV被害者支援について」によると、本県は他県と比べて、相談件数に比した保護件数が相対的に顕著に少ないが、この原因は何か。ニーズに対してハードや職員などの不足があるのではないか。また、目標とする在り方はどのようなものか。
- 2 資料17「LGBTQに関する啓発について」によると、令和4年度の講習・研修の参加人数が16,385人と、コロナ禍以前のデータと比較しても顕著に増加しているが、この理由をどのように分析しているのか。また、講習の開催回数はコロナ禍の令和4年度まで大幅に減少していたが、令和5年度の現在の進捗はどうか。
- 3 行政報告書174ページの「(4)相談・苦情処理体制の充実」について、平成30年度以降減少傾向にあった相談・苦情の受付件数が令和3年度ごろから増加に転じた要因と、県の対応状況について伺う。

人権・男女共同参画課長 共生推進幹

- 1 令和4年度の相談件数と保護件数について、各都道府県により制度や施設などの利用できる社会資源が異なることから、単に件数のみでの比較は難しい。ただ、考えられる理由として、本県の配偶者暴力相談支援センター設置数が全国一と多く、中でも県以外で市の設置の割合が高く、市の相談・支援体制が整備されてきたことから、市の配偶者暴力相談支援センターの相談窓口から生活保護や児童福祉などの福祉制度の支援とつながり、自力避難できているケースが多いと考えられる。一時保護については、安全が確保されるという一方で、加害者追及のおそれがあるため通勤・通学ができないなど、入所中の生活の様子や負担と考えられることを丁寧にお伝えし、その上で、入所を御自身に判断いただいている。なお、相談件数はDV被害を専門とする相談機能である配偶者暴力相談支援センターで対応した数値となっており、本県は全国一の設置数であるため相対的に件数も多くなっている。数値目標はないが、まずは相談でDV被害者の抱える困難や状況をしっかりと把握し、保護する施設の利用を含め情報提供や助言等を行った上で、本人の意向を踏まえた適切な支援につなげていくことが望ましいと考えている。
- 2 令和4年度の参加人数がコロナ禍以前に比べて増えている理由としては、オンラインのLGBTQ県民講座の受講者数が増えたことや人権・同和問題啓発講師派遣研修の派遣依頼が増えたことである。特に、オンライン県民講座については、2つの理由が考えられ、一つ目は、動画の内容を工夫していることである。当事者からライフストーリーや困りごとをお話いただき、当事者を身近に感じてもらえるものになっている。二つ目は、昨年度の県条例施行など性の多様性に関する関心の高まりや、県としても幅広く周知してきたことが功を奏し、認知が広まってきたのではないかと考えて

いる。令和5年度も県民講座を見ていただいた方は順調に増えていることから、引き続き、性の多様性に関する理解増進に努めていく。

- 3 令和3年度から4年度にかけて相談件数が増加傾向にあるが、それ以前の減少傾向は新型コロナウイルス感染症による営業等の活動自粛によるものとみている。県消費生活センターでは消費生活相談員が相談に必要な専門知識と相談処理技能を習得するため、国民生活センターの消費生活相談員研修を受講させているほか、消費者問題のトピックについて専門家による講演等を行う消費生活相談員研修などを実施してスキルの向上を図っている。

戸野部委員

- 1 行政報告書の170ページ「キ 競技力の向上」について、プラチナキッズ、プラチナジュニアを募集する際、特定競技の選定要件はどのようになっているか。
- 2 女子アスリート三主徴という女性アスリート特有の健康課題があり、他県でも相談体制を整えている自治体がある。本県の相談体制はどのようになっているか。

スポーツ振興課長

- 1 特定競技との質問なので、プラチナジュニアについて答弁する。プラチナジュニアでは、中学校部活動数が少なく、クラブや育成体制が整っていないなど、比較的競技人口が少ない競技を選んでいる。
- 2 本県では、県スポーツ協会に女性アスリートを含めアスリートからの相談窓口を設置している。女性アスリートに対しては、専任の女性担当者が相談内容に応じて専門医を紹介するなどの体制を取っている。

戸野部委員

プラチナジュニアには具体的にどのような競技が選定されているか。対象となっていないような、国際大会の競技結果はどのように把握しているのか。

スポーツ振興課長

プラチナジュニアは、令和4年度ではライフル射撃、ローイング、トライアスロンなどの競技を対象としている。県ではスポーツ推進計画において、施策目標の一つとして国際大会における延べ入賞者数を500人以上としていることから、大会の結果については、競技団体からの報告や、大会結果を直接確認するなどして把握している。

小久保委員

- 1 行政報告書152ページ「(2)性の多様性を尊重した社会づくりの推進」について、にじいろ県民相談は大変有意義な事業である。令和4年度の相談件数の実績値は、電話回線2回線で25件、LINE2回線で89件、合計114件であり、1日当たり約3件程度と疑問に感じている。令和4年度当初予算における目標値、実数としての相談件数は何件か。令和4年度における委託業者との契約額は約1,126万円となっているが、相談件数は114件と少なく、単純計算だと1件当たり99,000円かかっている。もちろん当事者が相談しづらいという課題もあるが、本当に必要な方に届いているのか疑問である。令和5年度もLGBTQ専門相談窓口事業として1,243万円の予算となっており、令和4年度の検証結果を踏まえての金額と思うが、どのような検証結果だったのか。

2 Xのアカウントを令和4年7月に開設し、令和5年11月8日までで285ポスト、フォロワー数が82である。Instagramは125件の投稿、フォロワー数が95と非常に少ない。インフルエンサーに宣伝したり、関係団体が運営するポータルサイトに宣伝するなどの積極的な広報活動をこれまで実施してこなかったのか。また、県教育局作成の保護者向け動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」があるが、本事業について載っていない。動画とSNSの相互連携を行うことで周知がより深まるものと考えますが、部局横断で積極的な広報活動を実施しないのか

人権・男女共同参画課共生推進幹

- 1 理解増進、相談体制、暮らしやすい環境づくりの基本理念のうち、理解増進と暮らしやすい環境づくりを結び、支えるものとして相談体制の整備があると考えているため、相談件数が増えることのみを目標とするのは適当でなく、相談件数の目標値は定めていない。ただ、悩んでいる方が使えるように周知していくことは大切である。実績値については令和4年度は1日当たり3件、令和5年度は現在のところ7件と伸びている。似たような制度を行っている他の自治体と比較しても、他の自治体でも1日当たり2、3件と聞いているので、本県が特に少ないとは認識していない。令和5年度も伸びているので徐々に浸透しているのではないかと考えている。検証については、相談件数の実績を踏まえて、令和4年度に4回線で十分対応できたため、同じような体制としている。増額については今後の利用状況を踏まえて検討していきたい。
- 2 SNSやメール、チラシ、ポスター等で経済団体や地域機関を含め広く周知している。まだ不十分な点があるかと思うが、他の相談機関とのネットワーク研修会も行っており、相談機関があることの周知を行っている。教育局との関係についてだが、基本計画の重要な関連部局として入っていることから、連携について検討したい。

小久保委員

悩みを抱えた方、誰にも相談できない方が県内各地におり、民間団体では対応できないので、県としての役割は大きく、大変重要な事業であると考えます。どうしたらこれらの方々に相談事業が届くのか、今後とも検証を行い県民目線で考えてもらいたいので、県民生活部長に方針を伺う。

県民生活部長

潜在化した、悩んでいる方はいると十分考えられる。そういった方に手を差し延べるのが我々行政の仕事と考えるので、しっかりと取り組んでいく。

辻委員

- 1 行政報告書151ページ「4 人権施策の推進」について、様々な人権侵害があると思うが、県民が人権侵害を受けた場合、第一の相談窓口は人権・男女共同参画課でよいのか。
- 2 県民が、県の施策により人権侵害を受けたと感じた場合、どこが調査や是正策、当該部署への注意、勧告等を行うのか。類似事例として、男女共同参画の苦情処理委員などがあるが、それ以外に人権侵害申立の仕組みはあるのか。

人権・男女共同参画課長

- 1 県でも話は伺うが、法務局に人権に関する専門の相談窓口がある。国は具体的な措

置手段もあり、そちらを案内している。

- 2 人権問題は各々の対象部署で対応しており、それぞれの分野で専門機関があれば、そちらでの対応となる。例えば男女共同参画に関しては苦情処理委員がある。

辻委員

- 1 実際に解決の手段を持っている部門を案内するという理解でよいか。
- 2 県の施策によって人権侵害が起きた場合、人権・男女共同参画課の立ち位置は何か。当該部署に振り分けをするだけなのか、それとも解決まで伴走する形になるのか。

人権・男女共同参画課長

- 1 個別の人権問題は背景や事情が様々である。そのため、関係する各々の部署において専門的なアプローチが必要と考えており、その各部門を案内している。
- 2 当課では人権施策推進指針を策定しており、人権の啓発を図っている。各部局での人権施策の進捗管理を図るための会議も開催している。具体的な問題については背景が様々であり、各課が所管する問題についてはそれぞれ対応しているが、施策の全体的な推進に努めている。

辻委員

解決は各部署でということだが、指針を策定しているなら、人権侵害について、指針に沿った解決をしているか見極める役割まで果たすのか。それとも、振って終わりなのか。人権・男女共同参画課がどこまで関与するのかが分からない。私が聞いた例だと、人権・男女共同参画課は、相談しても担当課を案内するだけで、解決策について関与できる立場ではないとの認識を示したと聞いている。人権・男女共同参画課の役割はどうなのか。

人権・男女共同参画課長

繰り返しになるが、人権問題は様々で、具体的な案件についてはそれぞれ背景があり、場合によっては裁判や、専門的に解決すべきものもあり、必要な機関を案内している。当課としては、そもそもの「人権についての正しい理解」について啓発を行い、全体として人権問題の解消を図るための基盤を整えていくという使命を持ち取り組んでいる。

辻委員

当事者としては、人権侵害を県から受けたと相談しても所管課とやるように言われ、所管課とやり取りしても思うように解決しない。人権の冠を付けた部署なのだから、案件の振り分けだけでなく、人権侵害であるか一定程度判断する必要があるのではないか。

人権・男女共同参画課長

是正や判断をするには法的根拠が必要になってくる。当課はそのようなものに基づいた機関ではない。具体的な人権問題の是正に当たっては、そうした制度を持っているところが対応することとなる。

委員長

そうした制度はプッシュ型ということなのか。

人権・男女共同参画課長

プッシュ型というものではない。例えば男女共同参画の苦情処理は、申出を受けて、委員が判断するという仕組みになっている。制度があり、それに対して申出がある。

権守委員

- 1 行政報告書140ページ「ウ 知事への提案」について、令和4年度では提案が2,922件あったとのことだが、このうち令和4年度内に県政に反映させることができたものはどの位あるのか、反映したものはどういったものか。また、令和4年度内にはすぐに反映させることができなかったが、その後、反映できそうなものは何件あったのか。また、「エ どこでも知事室」で令和4年度に聴取できた声はどういったものがあったのか、主なものを教えてほしい。
- 2 行政報告書177ページ「(9)物価対策事業の推進」について、ガソリン・灯油の価格について調査を実施し県民に情報提供したということだが、それ以外の調査結果の活用方法はどのようなものなのか。また、調査結果を基に他部局との連携はしているのか。
- 3 行政報告書178ページに信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底等を通年で実施したと記載があるが、実施内容と実施時期、実施回数、警察本部との連携について伺う。

県民広聴課長

- 1 令和4年度に最も多く寄せられた提案は、新型コロナウイルス感染症に関するものが533件であった。そのうち、県政に反映されたものとしては、県の採用試験において、新型感染症の感染による二次試験欠席者に対して救済措置を実施したものや、ワクチン関連情報を分かりやすい場所に掲載した例がある。また、今後、反映できそうなものはないが、知事への提案は、自身の悩み事や県政に対するクレームが多く、それらについては、知事から所管課に指示し、対応している。どこでも知事室については、県産木材の利用促進のテーマでは、消費者と山をつなげ、都市部の人に山の魅力を感じてもらう必要があるとの声や県産木材を使用した住宅に対する補助制度が使いづらいとの意見を頂いた。また、シニアのセカンドステージを支援する埼玉未来大学について人脈やコネクションづくりの支援をしてほしいとの声が、SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトについて参加企業を増やすために県がもっとPRしてほしいとの声があった。

消費生活課長

- 2 調査結果に関しては、国からも燃料価格や物価高騰についていろいろなアナウンスがある。そういったものを共有するのはもちろんのこと、いろいろな方面で影響が出ていることから、県ホームページ上で原油価格・物価高騰に関する相談窓口、支援制度について一つにまとめて提供している。各課で補助メニューなどを持っているものを一元化して情報提供している。

防犯・交通安全課長

- 3 令和4年度は、「横断歩道における歩行者優先の徹底」を交通安全運動の重点事項に位置付けて、キャンペーンを実施するとともに、県ホームページ、彩の国だより、ラジオCM、SNSなどの各種広報媒体を活用した広報を行うなど、運転者と歩行者の

双方に対して啓発を行った。また、県政出前講座や交通安全まなび隊による交通安全教育において、子供から高齢者まで幅広く横断歩道における交通安全意識の醸成を図った。高齢者に対しては、県政出前講座のほか、民生委員や交通安全母の会会員による「お達者訪問」を通じて、横断時における手上げの重要性等について周知を図った。実施時期は、重点的に実施しているのは春夏秋冬の交通安全運動であるが、県政出前講座や交通安全まなび隊による交通安全教育、「お達者訪問」では通年で実施している。実施回数は、県政出前講座は52回、3,337人、交通安全まなび隊は64回、3,775人。「お達者訪問」は904,706世帯である。県警察との連携については、交通安全運動の重点項目等の協議や、キャンペーンの合同実施等、情報共有を密にし、連携して対応している。

金子委員

- 1 行政報告書159ページ「(3) 伝統文化の後継者育成・支援」について、事業費が当初予算780万円、支出が660万円だが、行政報告書だと埼玉和文化フェスタやYouTube動画などがある。内訳はどうなっているか。また、不用額が15%ほど出ているが、この内容はどうなっているのか。
- 2 和文化フェスタ2022の場合、イオンレイクタウンで18,500人という来場者数だが、これはイオンレイクタウン全体の来場者数ではないのか。このイベントに対する来場者数の報告として適切か。
- 3 予算特別委員会の附帯決議のうち「彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修に当たっては、この改修を好機と捉え、様々な専門家の意見を取り入れ、アフターコロナを踏まえた感染症対策やデジタルインフラに対応した日本一安心・安全な劇場に整備すること等で、来場者を増やし、赤字体質の解消に取り組むこと」についてどのような話合いがあったか。また、指定管理者である埼玉県芸術文化振興財団のキャッシュフローの報告書、計算書を見ると、赤字額が1億4,300万円であり、令和3年度と比較すると増えているように見えるが、これに対する見解を伺う。

文化振興課長

- 1 和文化フェスタの決算額は386万9,677円となっている。予算額とのかい離は、イオンレイクタウンは本来であれば場所代を徴収するところであるが、公共イベントであるため、場所代が無償となったためである。不用額等については、運営を入札としたため、その入札の差金が大きくなっている。
- 2 全体だとイオンレイクタウンmorriには約100,000人が来場している。18,500人は、イベント期間のうち一部のステージ間にいる人数を勘案し、全体を推計した数値で報告している。
- 3 感染症対策については、専門家から、稽古場は密になりやすいので換気及びCO₂濃度の管理に特に気を付けるよう指示を受けた。また、デジタルインフラについては、専門家から、近年オンライン配信が定着化してきているため、劇場でオンライン配信を行うためには、映像や音声の信号をインターネットに送出できるような仕組みを施設側で用意すると良いという話があった。それに基づき、CO₂センサーの増設や、劇場内に光ファイバーケーブル等を設置するなど、オンライン配信にも対応できるようにした。埼玉県芸術文化振興財団の令和4年度決算は6,800万円の赤字となっているが、主な原因は、芸術劇場が10月から休館をしており、その休館により収入が減ったことである。

金子委員

- 1 決算額の約660万円のうち約380万円がこのイベントで、残り300万円弱が動画制作費ということだと思うが、これだけ人が集められるイベントであれば、YouTubeの埼玉わびさびの登録者数が703人であるので、イベントを実施して終わりではなく、YouTubeの登録者数を増やすとか、KPIや目標を持ってつなげていくことが必要ではないかと思うが、このイベントを実施する時に目標は設定していたのか。
- 2 附帯決議に関して、その結果、ある程度赤字体質の解消等につながるという見込みができているのか。

文化振興課長

- 1 和 cultura フェスタは動画撮影をし、YouTubeでステージパフォーマンスを配信している。目標は定めていなかったため、令和5年度は目標を定めたい。
- 2 附帯決議は、デジタル配信や安心安全の観点からは、利用者に満足いただける部分は上がったと考えている。また、芸術劇場で見ていただく内容も充実させ、赤字体質の改善を図っていききたい。

林委員

- 1 資料4、行政報告書140ページの「1 広聴及び広報活動」は、決算額が5億9,066万円となっている。142ページから143ページの「ア 広報媒体別の広報実績」では、県政の動向を適時適切に県民に周知するためには、SNSを積極的に活用していく必要があると考えている。令和4年度のSNS活用状況はどうであったか、また、各媒体をどのように活用し、使い分けているのか。
- 2 資料4、行政報告書144ページ「(3) 埼玉の魅力発信」、145ページ「ウ 魅力発信の強化」について、仮想空間において魅力発信を行ったとあるが、この場合の仮想空間とは何を指しているのか。また、その成果はどうであったのか。

広報課長

- 1 令和4年度は、Xで年間1,412件、Facebookで785件、LINEで594件の配信をした。SNSの活用や使い分けは、それぞれのSNSの特徴に応じて、例えば、LINEやXは文字数に制限を設けているので短文で分かりやすく、Facebookは日記のような形で写真と文字をふんだんに使っている。また、LINEはプッシュ型で登録した方に届く。Xは拡散性が高く、登録をしてない方にも広く届くなど、特徴に応じた使い分けをしている。さらに、SNSは発信できる情報量に制限があるため、県ホームページにリンクを貼るなど、クロスメディアを意識して取り組んでいる。

県民広聴課長

- 2 仮想空間とは、いわゆるメタバース、インターネット上に構築された3次元の空間である。参加者には自分の分身であるアバターを操作してインターネット上の仮想空間の中で、現実に近いような体験ができる。令和4年度は、本県独自のバーチャル空間を設け、「埼玉バーチャルクイズフェスタ」を実施した。成果としては、定員400人のところ546人の応募があったほか、実施後のアンケートによると66%の参加者が満足したとの回答があった。新たな魅力発信のツールとして、一定の成果があっ

たものと理解している。参加者が何を求めているかもアンケートで確認したため、それらの成果を活用して、バーチャル空間の充実につなげていきたい。

林委員

資料7、事項別明細書の118ページでは「2 広報広聴費」の不用額が2,121万円とある。広報費の不用額が生じた理由として、委託料等の執行が見込みを下回ったとあるが、どのような契約になっているのか伺う。

広報課長

例えば、彩の国だより発行費でいえば、主たる契約はデザイン、印刷、新聞への折込・配布がある。彩の国だより発行費に係る不用額の大きな理由としては、新聞発行部の減少に伴う彩の国だよりの発行部数減少によるものがある。彩の国だより発行費全体では289万7,000円が不用額となっている。

白根委員

行政報告書182ページ「13 犯罪被害者支援の推進」について、令和5年3月1日に発生した戸田市内の中学教員切付け事件に関し、当初この教員は、雇い主が県であるため、県の犯罪被害者支援条例というものを利用したかったということだが、そこまでたどりつかず、結局、居住地であるさいたま市の犯罪被害者支援条例に基づいて窓口とされた。教育長は、法的相談窓口の周知については課題もあったと認識していると述べており、犯罪被害者支援に関わる窓口は、既に教育局内ではなく他部局にあるという趣旨の答弁をし、他部局との連携に課題があったとも答弁している。他部局というのは、正に犯罪被害者支援条例を所管している県民生活部だと考える。この条例に関し、第20条には「県は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けられるよう、犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする」とか、「関係機関等の連携の強化を図るものとする」ことなどが記載されている。教育委員会は、このような関係機関で構成される「埼玉県犯罪被害者等支援推進会議」で相談しなければいけないはずだが、そもそもこのような会議体で、この相談が話し合われたのか。また、ワンストップ相談センターは、性犯罪被害者に対する弁護士費用の助成しか行わないものか。

防犯・交通安全課長

戸田市内における刺傷事件の関係について、他部局との連携についてであるが、被害者支援については、関係する部局で連携して対応すべきものと考えている。埼玉県犯罪被害者等支援推進会議は、埼玉県における犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関係する施策を担当する庁内の各課を構成員として設置しているものである。毎年、「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針」に基づく施策の実施状況を共有し、庁内関係各課が連携・協力を図るために会議を開催しており、この会議の構成員となっている教育局の担当課も参加している。この会議自体は個別の事案について協議する場ではなく、個別の事案については、関係する課が連携、協力して対応している。弁護士費用については性犯罪被害者専用電話であるアイリスホットラインの枠組みの中で助成しており、性犯罪以外のものについては助成はない。ただし、埼玉犯罪被害者援助センターにおいて、月2回、無料の弁護士相談の日を設けており、犯罪の種別に関わらず、無料で相談できる体制を整えている。

白根委員

法的相談窓口にとどり着けなかったということが今回の問題点である。市町村の窓口を確認してみたが、結局、ワンストップ相談センターになる。さいたま市は独自で持っているが、他の市町村は持っておらず、とどり着けなかったということ自体が、制度が不十分だったのではないかと考えられる。また、性犯罪被害者以外には対応しないのか。

防犯・交通安全課長

相談窓口に関する庁内への周知について不十分だという指摘を頂いたこともあり、今回の事件を受け、教育局や県立学校を含む県警察以外の全所属に通知を発出するとともに、職員ポータルにも掲載し、県職員に対して、改めて犯罪被害者等への適切な配慮や相談窓口について周知した。教育局では、同様の内容を市町村教育長宛てに通知し、市町村立学校職員への周知を図ったと承知している。弁護士費用の助成については現在のところ、性犯罪、性暴力の被害者を対象としたものとなっている。その他の罪種に関する場合は、埼玉犯罪被害者援助センターの無料の弁護士相談を利用いただいている。

八子委員

- 1 行政報告書152ページ「(2)性の多様性を尊重した社会づくりの推進」について、県民企業への理解増進について令和4年度は委託して県民講座を実施している。LGBTQの「Q」に関して県はどのように認識しているか。LGBTQとしてQも入れて事業を実施していくことでの委託先企業との認識の相違、また、委託先企業はペドフィリア（小児性愛）・ネクロフィリア（死体性愛）などを肯定するような記事も公開しており、これらを肯定する事象につながる懸念があると考えますが、県の見解はどうか。
- 2 LGBTQ県民講座の動画作成に当たって、生物学的に男性の人に女性用トイレや更衣室を利用してほしくないという女性側の意見をどのように考慮したのか。
- 3 埼玉県SNS及び電話によるLGBTQ相談事業業務委託を企画提案で行っているが、委託企業はどこか。また、委託企業をホームページなどで公表しているか。相談内容が発達障害やうつの場合も考えられるが、企画提案に係る審査基準を見ると、医療的知見を考慮した形跡がないが、どのように考えるか。当事者は少なくとも医学の専門家ではなく、特にトランスジェンダー当事者間のみでの相談や集まりであると、ホルモンの自己投与に関する情報など医学的リスクを顧みない情報交換が行われる懸念や、うつや発達障害の場合に適切なアドバイスができない可能性が考えられるが、県の見解を伺う。
- 4 企業の相談窓口の開設に当たり、窓口はどのような方、団体が担ったのか。企業からはどのような相談があったか。また、生物学的男性の女性用トイレ・更衣室使用を巡って相談があった際には、どのように対応やアドバイスをしているのか。
- 5 性の多様性に関する施策推進会議の委員選定の経緯とその基準はどのようなものか。議事録を見る限り、特に委員選定については、条例の理念を強く推進する人が頻繁に発言しており、それ以外の方は発言しづらいのではないかと懸念がある。当事者を含めて様々な人が発言しやすい環境づくりについてどう検討したのか。また、公募の委員を入れることについては検討したのか。

人権・男女共同参画課共生推進幹

- 1 Qに関する認識については、LGBTQは、性的マイノリティを表す総称として用

いている。職員向けパンフレットについては、LGBTQについて一般的に使われている言葉として紹介している。一般的にクエスチョニング「性の在り方を決めていない、決められない、決めたくない」やキア「規範的ではないとされる性の在り方を包括的に表す言葉」を指す言葉とされているが、諸説言われているようなものを全て含む意図はない。また、委託先企業に関する見解についてであるが、記事について委託先企業に確認したところ、ペドフィリア等について解説するものであって、これらを肯定するものではないということを確認している。県としては、性的マイノリティについて正しい理解が広がるように努めていく。

- 2 県としてはトイレをはじめ公共施設内のスペースについては、性の多様性を尊重しつつも男性、女性、高齢者や障害者といった様々な利用者への配慮を十分に行っていくことが必要であると考えている。令和4年度の動画は、トランスジェンダーの方が入社時に、人事部長とトイレのルール等について相談したという内容である。令和5年度については、トランスジェンダーの方が「トイレや更衣室の利用のことを一人の人間として気遣ってくれたり、さりげない思いやりを持ってくれることが嬉しかった」と周囲の配慮に感謝している発言がある。動画の内容は、いずれも、女子トイレや更衣室を制限するような趣旨ではない。
- 3 株式会社明日葉に委託している。委託企業は、随意契約状況の公表に関する要綱に基づき、県ホームページで公表している。相談は基本的に性的指向・性自認に関する悩みを幅広く対応するものとして、心理的な相談に対応できるように公認心理士や社会福祉士など専門的な資格、知識や経験がある方が相談員となっている。医療に関しては、精神保健に関する相談機関を紹介したり、関係機関を自身で調べる方法等のアドバイスをするなど相手の実情に応じて対応している。
- 4 性の多様性に関する研修やコンサルティング、相談対応等を行っている企業に委託し、実施した。「性的マイノリティに関して会社に義務付けられていることは何か」「経営陣はまだ取組の意識が余りないが、どのように広げていくのがよいか」などの相談があった。トイレ等の利用については、本人の性別移行の状況や希望を聞き、周囲の理解を深めながら、上司や担当者が丁寧な対応を進めるようアドバイスしている。
- 5 委員は12名で、様々な立場の専門家から御意見を頂くため、性の多様性、男女共同参画、人権全般の学識経験者、当事者団体、経済団体、労働団体、取組を進める上で連携していく市町村職員に入らせていただいている。委員からはそれぞれ活発に御意見を頂いている。性の多様性に関する取組については、法律が本年6月に成立して、国でもこれから取組が始まるところで、一般に広く理解が進んでいるものではない。施策推進会議については、差別や偏見につながりかねないような案件を検討するなど中立・公平を確保する必要があることから、附属機関の管理に関する要綱第10条第1項第1号に該当するため公募を行っていない。

八子委員

- 1 Qの認識について、先ほど紹介したこの事業者は答弁ではペドフィリアを肯定するものではないとのことだが、一方で現在も記事でペドフィリアをセクシャリティの一つとしている。ペドフィリアはセクシャリティの一つの類のものではない。これをセクシャリティの一つと言っているような事業者が令和5年度も県の事業に関わっていることはかなり問題が大きい。
- 2 経済産業省のトイレの判決では非正規の職員が声をあげづらかったという報道がされている。そもそも女性にとっては男性がどのような心の状態であっても、女性トイ

レを使ってよいかと聞かれること自体が重大なハラスメントではないかと考える。上司がその立場を担う場合は、部下の女性は声をあげづらい。上司の立場への配慮についてどのように考えているのか。相談体制の整備について医学的知見は取り入れていないという答弁であったが、取り入れるべきではないか。

人権・男女共同参画課共生推進幹

- 1 企画提案競技を実施して業者を選定しており、内容等も監修している。県としてはLGBTQという言葉が一人歩きしないよう、性的マイノリティに関する正しい理解が広がるよう努めていく。
- 2 先ほど答弁したように、上司だからというよりは、周囲の理解を深めながらということが必要と考えている。相談については先ほどの答弁のとおり対応していきたい。

松崎委員

- 1 行政報告書149ページ、「ク 『地域支え合いの仕組み』の継続支援」の内容と成果はどのようなものか。
- 2 行政報告書138ページ「11 交通安全対策の推進」に関し、高齢者運転免許自主返納サポートセミナー等の実施について、地域包括支援センター等を対象に高齢者から免許返納等について相談を受けた際の対応を支援するとのことだが、実際に返納に繋がった比率はどうか。

共助社会づくり課長

- 1 「地域支え合いの仕組み」とは、高齢者のちょっとした困りごとを地域のボランティアがお手伝いし、その謝礼を地域商品券等地域振興に資する形で受け取るもので、現在、県内58の市町村で、商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、非営利団体が事務局となり運営している。少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティアや地域商品券が使用できる地元商店の減少、事務局を担うスタッフ自身の高齢化などにより、事業の継続自体が危ぶまれる団体が増加している。そこで県では、工夫をしながら事業を継続している団体の活動事例をホームページ等で広く紹介し、自らの活動の参考にさせていただくとともに、やむを得ず事業を廃止・縮小する団体から意向の聞き取りを行い、他団体への事業継承についての助言を行うなど、個々の実情に合わせ対応することで、事業の継続を支援している。成果であるが、市町村から相談を受けており、他市町の事例を踏まえた説明はとても参考になる、事業継続につながっているという声を頂いている。

防犯・交通安全課長

- 2 令和4年度中は、地域包括支援センターの職員や市町村の福祉部門担当者を対象とした運転免許自主返納サポートセミナーを1回実施し、96人が参加した。また、当課の自主返納コーディネーターが、地域包括支援センターなどからの39回の相談に対し、個別支援を行った。支援した案件について、最終的に自主返納に至ったかどうかの報告は受けていないため、返納に至った件数や割合は把握していないが、当課に相談をされた地域包括支援センターから、対象者にアドバイスをした結果、運転免許証を自主返納するに至ったという連絡をもらったケースもある。

松坂委員

返納につながらなかったこともあると思うが、何か気付いた点などはあるか。

防犯・交通安全課長

高齢者の交通事故を防止するため、認知機能や身体機能の低下により運転に不安がある高齢者が、運転免許証を自主返納することは大切なことと考えている。実際に対応するのは市町村等の担当者や地域包括支援センターの方が多いため、そのような職員に対する支援を強化していく。

渋谷委員

行政報告書147ページの「(2) NPO・ボランティア活動の促進」の「ア 埼玉県特定非営利活動促進基金(NPO基金)への寄附金の受入れ」について、寄附を増やすためどのような取組を行っているのか。また、基金を活用し、どのようなNPO支援を行ったのか。

共助社会づくり課長

県内NPOの自主的、自発的な社会貢献活動に対する支援を行い、その活動を促進し、NPO活動の持続的な発展を図るため、平成16年から特定非営利活動促進基金を創設している。より多くのNPO活動支援を行うためには、寄附を増やす必要があることから、基金のリーフレットや成果をまとめた冊子を作成し、PRを行っている。また、企業や業界団体に対し、直接訪問、電話等による寄附のお願いなどを行ったほか、薬局での募金箱設置などを行っている。個人からの寄附については通常の寄附受入れに加え、読み終えた本やDVD等を提携業者へ送付し、査定額がNPO基金へ寄附される「コバトン古本募金」を実施し、寄附の獲得に努めている。具体的には、基金を活用した活動を報告する基金ニュース2,500部、コバトン古本募金のチラシ6,000部、メールマガジン、ホームページなどを活用している。

渋谷委員

行政報告書148ページの「ウ NPO活動促進助成事業」として、19件、818万8,000円の助成を行ったとのことだが、助成件数や助成額の分野ごとの割合はどうだったか。

共助社会づくり課長

NPO助成はSDGsの17目標に沿って「人間」「地球」「豊かさ」「平和」「パートナーシップ」の5つの分野に分類している。助成を行った活動分野は、貧困や子供の教育などに関する「人間」分野が6件、222万4,000円で27%、環境保全などに関する「地球」分野が5件、221万5,000円で27%と多い。そのあとは、「豊かさ」分野が3件で150万円、「平和」分野が3件で124万9,000円、「パートナーシップ」分野が2件で100万円という内訳になっている。

伊藤委員

- 1 行政報告書152ページ「(2)性の多様性を尊重した社会づくりの推進」について、県営住宅や県職員の処遇についての取組はどのようなものを行ったのか。
- 2 同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度については、埼玉県性の多様性を尊

- 重した社会づくり条例第11条で規定している。県内で統一的に制度が広がっていくように県としてパートナーシップ制度を整備すべきと考えるが、検討したのか。
- 3 行政報告書173ページ「10 消費者対策の推進」について、美容整形などで多額の料金が請求されてしまう、屋根や壁のリフォームを押し付けられるなど、様々な事案が多発している。県の相談業務は専門的で、市町村では対応しきれない難しい案件もカバーしている。相談員はときに企業とも交渉する場面があると伺っている。消費生活相談員は会計年度任用職員になっているが、公募に対して多くの応募があるのか。また、正規職員とするなど処遇を改善すべきと思うがどうか。
 - 4 相談員の専門性を強化する取組は行っているのか。
 - 5 消費生活センターで相談件数が減っている理由、残った川口や熊谷の相談員体制を減らしている理由はそれぞれ何か。
 - 6 行政報告書150ページと資料12の県民活動総合センターについて、令和4年度末で施設内食堂委託業者が撤退しているが、撤退の理由と今後の予定について伺う。
 - 7 資料14のDV被害者の支援について、保護件数が減ってきている理由は何か。
 - 8 公的一時保護所への滞在は平均どのくらいか。その後の自立までどのように支援しているか。また、公的一時保護所の受入れは県内1か所に対応できているのか、緊急に備えられるように複数地域に整備が必要ではないか。
 - 9 4か所の民間一時保護所への支援であるが、運営費補助は十分か。また、人材育成について県が支援している内容は何か。
 - 10 アイリスホットラインは24時間365日対応であるが、日中の相談体制と夜間の相談体制に差はあるのか。夜間でも緊急的な相談に対応する必要があると思うが、性暴力被害者支援専門職の養成は進んでいるのか。
 - 11 医療費と弁護士費用の支援の助成額は幾らか。全額充当できているのか。
 - 12 行政報告書154ページ「男女共同参画推進センター（With You さいたま）の運営」について、相談員に資格要件はあるのか。また、相談員の勤務体制、勤務時間は現状どのようになっているのか。相談員は定数が確保されているのか。

人権・男女共同参画課共生推進幹

- 1 令和5年1月1日現在で調査をしたところ、県の制度や手続のうち、事実婚を対象として認めているものは合計で402件あった。国の法律や制度で見直せないものなどを除き、同性パートナーを対象とすることについて対応済みのものが「県立病院の治療や手術に関する説明や同意への対応」や「県営住宅の入居者資格」など50件ある。また、見直すか見直す方向で検討するものが209件となっていたが、そのうち、「県職員の給与・休暇制度、県職員住宅・教職員住宅の入居者資格、県職員の結婚祝い」については、既に令和5年4月1日時点で対応済みとなっている。なお、取組内容については当課のHPにも掲載している。
- 2 パートナーシップ制度は、婚姻関係の登録に相当するものと考えられる。婚姻関係等の届出事務は、戸籍法で市町村の法定受託事務となっていることから、県は、婚姻制度に関する権限もなく、本来は国が婚姻制度と同様にパートナーシップ制度についても方針を決定し、それに基づき市町村において届出を受けるべきものとする。また、県としては、パートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、等しく同性パートナーの権利が認められるよう県の手続において実効性のある措置を講じていくとともに、同様の取組が県内の市町村や企業に広がるよう働き掛けていく。
- 7 県婦人相談センターの一時保護件数の状況は、入所者の様々な事情により、必要に応

じて県内外の民間シェルターや社会福祉施設への委託なども活用しているものの、減少傾向にある。これは全国的な傾向である。国の調査報告書によると、一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」など、入所後もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われ、集団生活のルールを避けたいという気持ちがあると考えられる。

- 8 DV被害者を含む入所者全体の平均滞在期間は約1か月である。また、退所後の地域での自立した生活に向け、婦人相談センターの入所中はキャリアカウンセリング、就業支援などのほか、民間団体に委託し退所後の相談支援や行政手続などの同行支援、心のケアなどの継続的な支援を行っている。県内の公的一時保護所は県婦人相談センター1か所であるが、保護が必要と認める場合の受入れに問題はないと考えている。
- 9 課題として財政基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等に伴う人材不足が指摘されているため、県としては家賃や修繕費、スタッフ人件費などの運営費補助を実施している。令和3年度から交付上限額を400,000円から600,000円に増額している。この運営費補助は県単独で実施しており、安定的な支援のためには国からの支援が不可欠であるため、国に対し、補助の対象拡大を図ることなどを要望しているところである。人材育成について、県では、大きく2点に配慮して事業を実施している。1つ目は、民間団体スタッフの資質向上を図ることである。DV被害者支援に関する知識の習得や支援のノウハウの共有化を図るため、令和4年度は「団体スタッフフォローアップ研修」として、「デートDVの実態と対応」を動画配信し、民間団体スタッフを含む163人に参加いただいた。2つ目は、民間団体のスタッフを増やすことである。令和3年度からDV被害者自立支援サポーター養成講座や民間シェルター運営団体へのインターンシップを実施し、人材の掘り起こしを行っている。

消費生活課長

- 3 消費生活相談員の公募については、当県は隣接する東京都などとも競合するため非常に集まりにくい状況である。処遇改善については、本県に限らず全国的な課題であるので、九都県市首脳会議などを通じて国に対処を要望している。
- 4 相談に必要な専門知識や相談処理技能を習得するために国民生活センターの消費生活相談員研修を受講してもらうほか、個別の消費者問題のテーマごとに専門家による講演を受ける研修を実施している。また、弁護士等の苦情処理アドバイザーと民法の解釈や事例検討などを実施する検討会へ参加することで専門性を高めている。
- 5 消費生活支援センターの相談件数が減っている理由については、センターの統合により一定数が地元市町村に移行したことも考えられるが、一方で令和3年度から4年度にかけて増えていることから、新型コロナウイルス感染症の影響で世の中が活動自粛していた影響もあると捉えている。川口と熊谷の相談員については、2所体制に移行するに当たり、スケールメリットを考慮して減らしている。

共助社会づくり課長

- 6 コロナ禍で食堂運業者の売上が低迷し、運業者の全国的な経営判断により、令和4年度末に撤退した。令和5年度は食堂天井部分の工事を予定していることもあり、現在食堂は一時閉鎖しているが、弁当、ケータリング、コンビニ自販機、地元パン販売業者の売店などにより、施設利用者に飲食提供を行っている。令和5年度は、令和6年度以降の次期指定管理者の選定となるので、食堂の運営を提案要素として公募を行ったところである。令和6年度のできるだけ早い時期に食堂を再開できるよう、指

定管理者と連携協力していきたい。

防犯・交通安全課長

- 10 アイリスホットラインの相談業務は、埼玉犯罪被害者援助センターに委託しており、平日の日中は、援助センターの相談員が2人以上の体制で対応している。平日の夜間及び休日の相談業務は、援助センターが、民間企業であるダイヤル・サービス株式会社に再委託しており、専用回線を整備し、最低1人の相談員が常時対応できる体制としている。性暴力被害者支援看護職SANEの養成であるが、県では、令和元年度からSANE養成事業を開始しており、これまでに2期13名が研修を修了して、性犯罪被害者支援の基幹となる県内の6病院などに配置されている。また、令和5年度から、3期生として7名のSANEの養成を開始している。
- 11 医療費のうち産婦人科医療費の助成額については、1人1事件当たり、原則として100,000円を限度としており、人工妊娠中絶を含む場合は、原則として300,000円を限度としている。弁護士費用の助成額については、1人1事件当たり10,000円を限度としている。医療費については、令和4年度に助成したケースでは、全て全額充当できている。弁護士費用は初回の相談費用を念頭に10,000円を限度としており、それ以降も相談する場合は自費となる。

人権・男女共同参画課長

- 12 相談員は、男女共同参画に関する視点を持ち、意欲を持って相談業務に当たれる方を公募している。具体的には、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理士又は保健師の資格所持者、大学で社会福祉や児童福祉等の学科を卒業した方、福祉分野における相談・カウンセリングに関する専門知識、実務経験のある方としている。会計年度任用職員とする理由であるが、相談員には、様々な複雑な相談に対応できる専門知識や経験が必要であり、仮に常勤職員の採用とする場合は、地方公務員法に基づき、人事委員会が行う採用試験を受け、合格者として登録される必要がある。この場合、人事異動サイクルで異動があり、相談に係る知識やスキルの定着が困難である。このため、高い資質を有する相談員を採用し、継続的に勤務していくため、会計年度任用職員制度を採用している。相談員の勤務体制、勤務時間の状況であるが、男女共同参画推進センターの電話の相談時間は、月曜日から土曜日まで10時から20時30分までで、祝日・第3木曜日・年末年始を除いている。相談員は週29時間の変則勤務として、シフトを組んでいる。令和4年度は年間を通じて定数を確保できている。

伊藤委員

男女共同参画センターの相談体制は、常時何人体制で対応しているのか。また、相談員の経験年数は重要と考えている。最長、会計年度任用職員はどのくらい継続して雇用されているのか。

人権・男女共同参画課長

週5日制で相談時間に応じたシフトを組んで対応している。会計年度任用職員制度は、令和2年度から開始している。年度ごとの採用であるが、能力考査の結果で2回まで更新でき、3年まで採用可能である。そのあとは公募という取扱いである。

【説明者】

横塚正一農林部長、片桐哲也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、
野澤裕子食品衛生安全局長、中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、
小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
今西典子生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
吉田有紀彦農村整備課長

【発言】

鈴木委員

- 1 行政報告書463ページ「イ 農業法人グレードアップ事業」について、埼玉農業経営塾ではどのような支援を行ったのか。また、成果と課題はどうか。
- 2 行政報告書474ページ「(イ) 野菜」について、食品製造事業者や加工業者などと契約を行う産地を埼玉野菜プレミアム産地づくり事業の活用などによって7産地育成したとあるが、その内容はどのようなものだったのか。また、野菜の産出額について、令和2年度が約860億円であったところ、令和3年度は約763億円と減少しているが、その理由は何か。
- 3 行政報告書488ページ「(1) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進」のうち「ア スマート農業普及推進事業」について、その成果と課題、進捗はどうか。

農業支援課長

- 1 優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するために、令和4年度は三つのコースを設定した。トップマネジメントコースでは売上1億円以上を目指す経営者、次世代経営者養成コースでは売上5,000万円以上を目指す経営者、令和4年度は新たに経営分析・改善コースを設定し、雇用労働力を導入し、規模拡大を目指す経営者を対象とした。各コースとも中小企業診断士、公認会計士、社会保険労務士などの講師による講義、グループワーク、個別相談を通じて経営計画の作成や経営目標の設定を支援した。トップマネジメントコースは12名中8名が修了、次世代経営者養成コースでは18名中12名が修了、経営分析・改善コースでは13名中12名が修了した。受講後のアンケートでは受講者の97%から「有意義であった」又は「少し有意義であった」との回答があった。コースとのマッチングについて、平成29年度から令和2年度までの辞退率が27%であることが課題であった。主な辞退理由は講座内容に関するミスマッチであったため、令和3年度から事前にカリキュラムを理解してもらうための説明会を開催している。その結果、説明会に参加した受講者はミスマッチが解消され、辞退率が8%と改善した。

生産振興課長

- 2 7産地のうち、4産地が農協の部会などの集団、3産地が大規模法人が核となっている産地である。品目はキャベツ、レタス、ネギ、ブロッコリーなどと多岐にわたっている。7産地のうち4産地が県の事業、埼玉野菜プレミアム産地づくりの事業を活用している。産出額の減少については、コロナ禍の影響を受けている外食産業等の需要の減少

による単価減少が、複数の品目で見られている。また、8月の雷雨や温暖な気候等により生産量が落ちたと分析している。

農業支援課長

- 3 スマート農業推進事業について、令和4年度は、モデル経営体5地区を選定し、水稻や露地野菜に関する技術実証に取り組んでいる。狭山市ではサトイモ、ネギの定植・管理作業に自動操舵機能付きトラクタやアタッチメントを導入し、省力化や収量の向上に取り組んでいる。深谷市ではブロッコリーの栽培において、直進アシスト機能付きトラクタによる省力化のため、うね内部分施用技術の導入によるコスト低減や環境負荷軽減に取り組んでいる。加須市では、水稻栽培において、ロボットトラクタの導入による耕耘作業の省力化や効率化、作業精度の向上に取り組んでいる。久喜市では、レタス等において、自動操舵機能付きトラクタを導入し、作業体系の確立や生産の人件費の削減等に取り組んでいる。富士見市では、水稻栽培において、土壌センサ搭載型の施肥田植機を導入し、リアルタイムでセンシングを基に可変施肥を行い、施肥量の低減に取り組んでいる。そのほか、直進や旋回などのアシスト機能を活用し、田植における作業時間の削減を目指しているところである。深谷市のブロッコリーの栽培の直進アシストについては、作業時間が10アール当たり3.5時間から2.2時間へ削減され、省力化・効率化が図られたという結果が出ている。

鈴木委員

- 1 埼玉農業経営塾の講座について対面とオンラインで開催しているとのことだが、それぞれの比率はどうか。
- 2 プレミアム産地づくりの成果目標について、対象品目の作付面積を、事業実施年度の3年後までに2ヘクタール以上増加させるとのことであるが、目標達成した事業者の割合はどの程度か。また、目標達成していくためのフォローアップの仕組みはどのようなものがあるのか。
- 3 スマート農業の普及を図る上では、一部のモデル経営体への支援にとどまらずに、ゆくゆくは幅広い農業事業者に対して浸透させる必要があると考えるが、県の見解はどうか。

農業支援課長

- 1 トップマネジメントコースではオンラインでの出席率は34%、次世代経営者養成コースはオンラインでの出席率が33%となっている。経営分析・改善コースでは全ての講座をオンラインで実施しており、100%である。

生産振興課長

- 2 26事業実施主体のうち、16事業実施主体が未達である。そのうち、達成率が8割未満だったのが13である。この13に対しては、改善計画の作成を指示し、農林振興センターを含めてフォローアップしている。

農業支援課長

- 3 スマート農業の普及については令和2年度から進めているが、モデル実証の成果が年々積み重なり、実績が出てきている。成果や専門家の経営分析を取りまとめ、ホームページで広く公表するとともに、農業者がスマートの技術に取り組んでもらえるよう農

林振興センターと普及指導員含め、推進していきたい。

戸野部委員

- 1 燃油高騰に左右されない省エネ型施設園芸の転換を図るために必要な機器資材種苗の導入経費について、令和4年度は27の市町団体を通じて施設園芸農業者に対し助成したとあるが、経費の何割が助成されたのか伺う。
- 2 行政報告書499ページの「ア 都市と農山村との地域間交流の促進」の「(ア) 農ある暮らし推進事業」について、「住むなら埼玉」移住サポートセンターの移住相談等により、延べ1,486人を県内農山村へつないだとあるが、実際に移住してきた方は何人か。また、この事業の目的について伺う。

生産振興課長

- 1 この事業は、燃油削減を図るために必要なヒートポンプなどの省エネ機械、保温する資材等、低温に強い品種、種苗などに要する経費に対して、2分の1以内で補助をしている。

農業ビジネス支援課長

- 2 農山村につないだ1,486人のうち、実際に移住に結び付いた方は4件、4家族で6人となっている。事業の目的は、農林業に触れ合う機会を持つ移住者を増やし、農山村地域の活性化を図ることである。

戸野部委員

- 1 資機材への助成について、予算に対しての執行率は幾らか。
- 2 事業の目的は、農業従事者を増やすことか。

生産振興課長

- 1 予算額は、4億3,001万円である。この事業は一部繰り越しているが、令和4年度の実績は1億8,971万円である。繰り越した額が1億4,255万3,000円である。繰り越した分を入れると、予算額に対して、3億3,226万5,000円を執行している。

農業ビジネス支援課長

- 2 事業の目的は、農業従事者も含め、農林業に触れ合う機会を持つ移住者を増やしたいということである。もちろん、農業従事者が増えることが最も良いが、それ以外にも市民農園などでの農林業へ触れ合ってもらうことを目的としている。

金子委員

- 1 行政報告書477ページの肥料価格高騰への対策について、これは化学肥料の使用を2割低減させる事業者の機械の購入費用を2分の1補助するものだと思うが、実際どのような機械がどれくらい導入されているのか。また、補助の効果はどうか。
- 2 行政報告書481ページの「(エ) 農業の6次産業化支援事業」について、開発された商品数は年々約50件ずつ目標値どおりに推移していると思うが、販路開拓・拡大のための支援はどのように行っているのか。

農産物安全課長

- 1 施肥量を調整できるライムソーやブロードキャスタ、肥料を効率的に散布できる側条施肥田植機、堆肥の散布機であるマニユアスプレッダーなどを、71の事業主体に補助した。現在、導入された機械を活用して、化学肥料使用量の低減の取組が実施されており、これによって化学肥料の使用量が令和6年度までに244トン削減できる見込みである。

農業ビジネス支援課長

- 2 農業ビジネス支援課と各農林振興センターに6次産業化を支援する担当を設置しており、個別に販路開拓についての助言を行っている。農業者と商工業者をマッチングするための異業種交流会や、バイヤー等を対象とする新商品PR会を開催し、新商品の販路開拓や事業者との交流の中で商品のブラッシュアップをして、更なる販路開拓につなげる取組を実施している。

金子委員

- 1 予算のうち約1億2,000万円を繰り越しているが、繰り越した理由は何か。
- 2 県では「埼玉わっしょい」などSNSアカウントを持っていると思うが、SNSに掲載する等の支援は行っているのか。

農産物安全課長

- 1 事業自体が9月補正事業であったことや、機械部品の調達の遅延により一部の事業計画で令和4年度中に機械の導入が間に合わなかったことが理由である。

農業ビジネス支援課長

- 2 県の農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい！」に加工品のページを設けていて、開発された加工品の紹介などを行っている。また、埼玉わっしょい大使によるSNSでの発信も行っている。また、「彩の国だより」等でも広報している。

柿沼委員

- 1 行政報告書458ページ「森林の整備面積」の5か年計画の目標値について、実績値が1,376ヘクタールで目標値が12,500ヘクタールとかい離が大きいのが、達成可能なのか。
- 2 行政報告書473ページ「4 農林水産の安定供給」について、いろいろな取組をしていると思うが、農家の方の話を聞くと酷暑により3等米以下になってしまうとのことである。暑さに強い品種の研究が必要だと思うが、県としてどのような取組を行っているのか。
- 3 行政報告書480ページ「(ア) 埼玉ブランド農産物推進事業」において、特にイチゴは全国に発信していると思うが、主食米である「彩のかがやき」「彩のきずな」をもっと積極的に魅力発信するべきと考えるがどうか。

森づくり課長

- 1 5年間で12,500ヘクタール、1年平均にすると2,500ヘクタールとなるので進捗が遅れている。原因は、令和元年度から森林整備に必要な財源として、市町村に対し森林環境譲与税の譲与が開始されているが、この税の使途と県の事業である「彩の

国みどりの基金」の用途の一部が重複していることから、森林整備の県予算を令和3年度から段階的に減額をしており、県の森林整備面積が減少したことがある。一方、譲与税を活用した市町村による森林整備については、着手はしているが職員不足や技術者がいないことから見込みを下回っている。もう一つは、新型コロナウイルスの影響で森林ボランティアによる整備量が減少していることである。さらに、令和4年度の秩父市中津川地内の県道上の崩落事故により事業を一部取りやめたことも影響している。目標値に近づけるよう市町村のサポートやボランティアが森林整備活動をしやすいよう取り組んでいく。また、ダム上流の水源として重要な森林などは従来どおり「みどり基金」を使って整備をしていく。さらに、小規模で零細な所有形態である森林を取りまとめたり、必要な森林管理道や作業道の整備を進め、森林整備の効率化を図って、森林整備の目標値に近づけるよう努力していく。

農業政策課長

- 2 夏の高温におけるコメへの影響に対応するため、農業技術研究センターにおいて高温に強いコメの品種の開発に取り組んでいる。令和4年度の取組については、高温に強く、かつ品質や食味のいい新たな品種開発に向けた掛け合わせと選抜を実施した。合わせて、品質の低下に加え、コメが実らず、収量下がるという課題もあるので、それに十分な耐性を持つ品種の選定方法の確立にも取り組んでいる。

生産振興課長

- 3 令和3年度から「彩のかがやき」「彩のきずな」といった県が育成した品種の消費拡大やブランド定着化に向けた取組を進めているところである。令和4年度については、県内だけではなく、首都圏、そして全国に向けての情報発信ということで、Instagram、Facebook、LINEによる県産米の情報発信のほか、文化放送、テレビ埼玉で情報発信をした。また、プレゼント企画や量販店での県産米の販売キャンペーンも行っている。

柿沼委員

魅力発信の成果について、具体的な数字が分かれば教えて欲しい。

生産振興課長

お米の店頭キャンペーンを111店舗で実施したが、その内7店舗で新たに取扱いいただくということで、情報発信ができたと考えている。米の取扱量が増えたということの他に、米価が令和3年度から下がっている中で、近隣の銘柄米とその下がり方を比較したところ、近隣だと近年で一番高かった平成30年の価格と比較して約70%まで下がっているところ、埼玉は7%と抑えられており、いろいろな情報発信や販売展開の成果と捉えているところである。

権守委員

- 1 行政報告書475ページに記載のある高品質なシャインマスカット生産に必要な施設を導入する取組について、得られた成果と課題はどのようなものか。また、今後県内にどのように広げていくのか。
- 2 災害等へのリスクの対応について、令和4年6月2日、3日の降ひょうによる被災農家はどれくらいで、支援した209件はどれくらいの割合なのか。支援対象とならなか

った農家について、その理由は何か。また、被害金額及び支援金額は幾らか。

- 3 災害等のリスクへの対応として、米の品種改良や果樹産地育成事業があるが、これ以外の令和4年度の暑さ対策の取組を検討したことはあるのか。また、今後は災害等のリスクへの対応に加えて暑さ対策を強化する必要があると考えるがどうか。

生産振興課長

- 1 この事業はシャインマスカットを県内に広げるための雨よけの栽培施設 整備を支援する事業である。令和4年度の実績は、4事業実施主体、生産者8名、50アール整備した。成果としては、シャインマスカットの面積が増えること、またこの事業はモデル的に実施をしているため、将来的に波及していくモデルが育成されたことと捉えている。他の地域では雨よけが導入されていないので、この事業を広く周知することが課題と考えている。今後も県内の生産者に周知していく。

農業支援課長

- 2 全被災農家は546件で、このうち災害指定となった農家は480件である。全被災農家に対し支援できたのは209件で割合は38%となる。支援対象にならなかった理由は、生産施設が30%以上の被害を受けていなかったためということと、全面張替えが補助対象だが部分修復で済ませた農家が多かったことである。209件の被害総額は5億8,326万1,360円で、支援金額は1億3,312万8,385円であった。
- 3 令和4年度は、降ひょう、大雨災害もあり、まずはそれからの復旧が円滑に進むよう取り組んだ。また、台風など災害が予想される際には、影響を軽減するために技術対策資料を14回発行した。特に水稻の暑さ対策については、130回的水稻栽培講習会を開催し、適正な肥料や水管理などの指導を行った。近年頻発している局地的な農業災害に対応するために埼玉県農業災害対策特別措置条例を改正した。特別災害の指定要件等を緩和するとともに、助成措置の拡充を図った。今後は、暑さに強い作物への転換など、リスクに対応した営農ができるよう、農業者を支援していきたい。

権守委員

シャインマスカットの取組で、令和4年度中に取り組んだ生産者がどの程度収入につながったのか、データがそろっていれば伺う。

生産振興課長

令和4年度に実施した生産者の結果は、現時点ではデータはない。

林委員

- 1 行政報告書499ページ「ア 都市と農山村との地域間交流の促進」の「(ウ) 森がつなぐ山とまちの未来事業」について、森林環境譲与税の活用に向けた市町村間の協議を行ったとのことだが、成果はどうか。
- 2 行政報告書501ページ「(イ) 全国植樹祭開催事業」について、本県で開催される意義について、考えを伺う。

森づくり課長

- 1 市町村間協議に先立ち、全市町村に対し市町村間の連携について意向調査を実施したところ、都市部で8市町、山間部13市町村から「意向あり」との回答を得た。この中

から連携に関する要望事項のすり合わせや市町村担当者へ意見を聴いた結果、6組12市町が協議を行った。このうち、小鹿野町と越谷市が森林環境譲与税を活用した森林整備の実施に関する協定を結ぶことが決まり、協定の締結式が令和5年5月1日に行われた。

全国植樹祭推進課長

2 第75回全国植樹祭の大会テーマとして、「人・森・川 つなげ未来へ 彩の国」を掲げている。この開催テーマを大会に適切に反映して、豊かなみどりを未来の世代の子供たちに引き継ぐ機運を県民全体で高めていかなければならないと考えている。

辻委員

行政報告書490ページ「イ 種苗センター管理運営事業」について、種子法が廃止になり、都道府県で条例を制定していることに伴い、県の種苗保全に対する役割が非常に大きくなっている。安定的に運営していく必要があると思うが、現時点での課題はあるか。また、財源措置等は十分か。

生産振興課長

種子の供給については計画的に実施できており、必要な財源も確保されている。

辻委員

完全に県単独の取組になのか。

生産振興課長

県の取組である。

渋谷委員

- 1 県内ネギ産地で問題となっている「ネギネクロバネキノコバエ」は、いつ頃から発生していて、ネギにどのような害を与える害虫なのか。
- 2 ネギネクロバネキノコバエの発生消長に対する省力かつ効果の安定する防除体系の確立に取り組んだとあるが、具体的にどのような研究を行ったのか。また、研究の成果はどのようなものか。
- 3 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、令和4年12月に、深谷市、狭山市及び日高市の採卵鶏農場、また令和5年1月には行田市のおひる農場と日高市のうずら農場で合計約460,000羽の家きんを殺処分したとのことであるが、どのような対応を行ったのか。

農産物安全課長

- 1 本害虫は、平成26年秋に熊谷市で初めて被害の報告があり、その後、深谷市や本庄市でも発生が確認されている。本害虫の成虫は体長2ミリ程度で、ネギに対しては幼虫が根や地際付近の白い茎を食害する。食害が進むと、地上部の葉が枯れたり、生育不良の症状が表れたりする。

農業政策課長

- 2 ネギネクロバネキノコバエ及び黒腐菌核病が研究の対象となっており、薬剤の処理方

法や薬剤防除の時期を見直して省力的な方法を確立したものである。具体的には、従来はほ場に植えたネギの株元に液体を散布するという作業が多かったものを、粒剤を散布する方法や、定植前に苗がセルトレイにある状態で薬剤を散布することができるか、ほ場に出た後も散布回数を減らすなど、薬剤散布の省力化を図る方法を確立し、長期的な有効性を確認したことが試験研究の内容と成果である。

畜産安全課長

- 3 令和4年12月から令和5年2月にかけて高病原性鳥インフルエンザが本県で4事例発生し、殺処分等の防疫措置を実施した。4事例で延べ4,516人の県、市職員及び関係団体の作業員を動員し、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置を行い、4事例目の農場の防疫措置が完了したのは令和5年2月2日であった。一部の農場では、埋却地が不足していたため埋却でなく焼却を行い、令和5年2月10日に、全ての焼却処分が完了した。また、発生の都度、発生農場から半径3キロメートル圏内に移動制限、3キロメートルから10キロメートル圏内に搬出制限を設定して、鶏や卵などの移動規制を行った。移動制限区域内の農場は、4事例で計16農場あり、発生事例ごとに農場の防疫措置終了後に検査を実施し、問題がないことを確認の上、順次制限区域を解除した。県内で全ての制限が解除となったのは、4事例目の移動制限区域を解除した令和5年2月24日である。

渋谷委員

- 1 ネギの被害を食い止めるために、研究の成果をどのように生産現場に普及するのか。
- 2 今回の防疫対応に係る経費は、緊急であったため予備費を充当したと聞いているが、どのような費用が発生するのか。また、資材の調達などにおいてどのように業者を選定し契約手続を行っているのか。

農業政策課長

- 1 令和4年度までに行った研究の内容については、成果を取りまとめて、成果発表会でもオープンにしている。内容を取りまとめたマニュアルを改訂し、生産現場で使う技術対策資料の内容に反映し、ホームページで公表している。

畜産安全課長

- 2 今回、高病原性鳥インフルエンザが発生した農場は、190,000羽の大規模農場が第1例目であったため、緊急対応すべき防疫措置に係る経費として、既定予算で不足する約4億8,000万円について予備費を充当した。具体的には、防疫措置に係る業務委託や殺処分した死体の焼却処分のための委託費、防護服やマスクなど防疫資材を調達するための需用費等である。速やかに殺処分等の防疫措置を完了させる必要があるため、県建設業協会などの業界団体と緊急対策に関する協定を締結しており、その協定に基づき業者を選定している。防疫資材の調達については、緊急発注に対応できる業者と随意契約している。

八子委員

- 1 行政報告書の456ページに記載のある農家1戸当たり生産農業所得について、令和元年度の策定時の値から、令和3年度の実績値では数値が悪化しているが、その要因は何か。また、令和4年度はその農業所得を上げるためにどのような取組をしたのか。

- 2 行政報告書478ページ「森林の整備面積の推移」の表について年々、整備面積が減少している。平成30年度と令和4年度で大きな違いがあるがその原因は何か。

農業政策課長

- 1 主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で外食向け・飲食店向けに出荷していた米や野菜の価格が下落したことである。農業所得を向上させるための令和4年度の実績として、販売対策や規模拡大の取組に対して支援するような販売金額を伸ばすための取組と、スマート農業の導入やほ場整備などのコストを下げる取組を同時進行で一体的に行っている。令和4年度に関しては、生産資材価格の高騰に対して、経営の維持をしっかりと図っていくための取組や、コロナ禍でも商談会をオンラインでできるような支援など、様々な組み合わせながら支援を行ってきたところである。

森づくり課長

- 2 ここ数年は、森林環境譲与税による市町村の森林整備が計画どおりに実施されていないことが要因である。県の「みどり基金」による予算の減少は令和3年度からである。それ以前については主に令和元年度の東日本台風により各地の林道や作業道等が寸断され、現場に行けず予定していた箇所の実施ができなくなったことが原因で、少なくとも令和2年度まで森林整備量が減少した。令和2年度以降はコロナ禍により森林ボランティアの活動が減少した。これら複数の要因により平成30年度から令和4年度にかけて年々減少している。

八子委員

市町村が森林環境譲与税を森林整備に使うよう誘導したり、みどり基金を再度増やしていくなどしなければ目標達成ができないと考えるが、検討はしないのか。

森づくり課長

まず、「みどり基金」を増やすことについては、森林環境譲与税と目的が重複しているところがあるので、国と県の事業ではあるが重複はできないものとする。森林環境譲与税を市町村に使っていただくために、市町村の譲与税を活用できないネックである技術者不足について、専門の職員が各地域機関に配置されているので技術的サポートを実施していきたい。また、一つの事例として、市町村ができない部分である森林の整備方法の決定や現地調査を地域の森林組合に委託して事業地の洗い出しを行っている地域もある。この事前調査にも森林環境譲与税が使えるので、市町村に森林環境譲与税を使って森林整備を実施してもらうよう今後もアドバイスしていく。

松坂委員

- 1 行政報告書460ページの多面的機能支援事業について、令和4年度の実績値は32.9%となっている。基礎となるのは共同活動の面積だが、その実施面積の割合はどうなっているのか。また、令和4年度の予算として6億2,480万5,000円が計上されているが、決算では支出済額5億9,696万1,025円となっており、差額2,784万3,975円の内訳はどうなっているのか。
- 2 行政報告書469ページ「イ 農地中間管理事業運営事業」について、1,219ヘクタールの農地が担い手へ集積、集約化されたとあるが、機構が預かった全ての農地が管理されているのか。また、解約された農地はどの程度あったのか。

- 3 農林水産物の需要拡大について、県産米の販売促進や消費拡大を支援することは大変重要である。県産米の評価を向上させるために、令和3年度、令和4年度ともに同額の1,274万4,000円の予算が計上された。令和4年度の決算額は1,208万4,862円となっているが、事業によりどのような成果・効果があったのか。
- 4 行政報告書485ページ「ア S-GAP加速化推進事業」について、S-GAP実践農場として789農場を評価したとのことだが、消費者への普及促進についてどのように捉えているか。

農村整備課長

- 1 県の調査結果を基に、農振農用地にある田畑の面積を対象として、県内の多面的機能支援事業を取組んでいる面積の割合を算出したものが32.9%となる。予算額と決算額の差については国の予算額が全国の要望に追いついていない状況であり、国からの補助交付額が見込みを下回ったことによる。今後も国に対して満額交付を要望していく。

農業ビジネス支援課長

- 2 機構が借り入れた農地は、原則として担い手に貸し付けることになっており、99%以上が担い手に貸付けされている。令和4年度内に解約された農地は21.3ヘクタールである。

生産振興課長

- 3 県産米の評価を向上させるため、令和4年度は、県産米を取り扱う店舗を増やす取組として、全農さいたまと連携して、県内外111店舗でポイント付与キャンペーンなどの販売促進活動を行い、新たに7店舗で県産米を扱っていただけることになった。また、LINE広告などのSNSによる情報発信や、県産米を紹介するPR動画・PRソングを活用し、テレビやラジオを使って放送や駅などの大型映像装置を使って放映した。さらに、埼玉うまい米づくり推進協議会と連携し、県産米「特A」プロジェクト推進事業により確立した良食味生産技術の普及・定着のため、県内16か所に実証帆を設置した。その結果、日本穀物検定協会が実施する令和4年産米食味ランキングにおいて、県西地区の「彩のきずな」が3年連続「特A」評価を獲得した。

農産物安全課長

- 4 食べる人にも作る人にも安全で、環境にやさしいというS-GAPの取組を消費者や実需者に対して理解を深めることは、S-GAPに取り組む農業者のモチベーションの向上につながるものと考えている。このため、県では、量販店での県産農産物の販売促進フェアや、民間企業と連携したS-GAPフェアなど各種イベントに参加するとともに、流通業者・小売業者も参加するS-GAPの普及セミナーを開催するなど、幅広くS-GAPの認知度を高める活動を実施している。

松坂委員

県産米について、販路を増やすだけでなく、量販店などへの流通経路について現状を把握することも重要であると考えているがどうか。

生産振興課長

米の流通経路については、卸を通じて量販店や業務用米に流れる部分と多様な経路があ

る。埼玉県産米は、沖縄でも業務用として使われており、生協系では大阪、名古屋にも流通しているのは把握しているが、どうしても県内や都内が中心である。

小久保委員

行政報告書488ページ「イ 施設園芸先端サポート技術導入事業」について、この事業は、施設園芸にスマート技術を導入し、労働生産性の改善を図ることを目的として令和2年度から実施している。この事業の目標としては、3年目に労働時間5%減、収量増加のいずれか、又は両方を設定している。令和4年度は13事業者へ交付しているが、目標2点について達成数、未達成数、不明数、そして労働時間については達成率の最大値、最小値はそれぞれどうであったのか。また、今回の対象品目は、花き、イチゴ、トマト、キュウリの4品目に限定しているが、品目ごとに、労働時間、収量について、目標達成率の違いはあるのか。違いがあれば、その理由について具体的に分析しているのか。また、目標達成が困難な品目はあるのか。

生産振興課長

令和4年の事業実施主体13の内、収量で目標を達成した事業主体が6、未達成が4、不明が3である。労働力の削減は、達成が8事業主体、未達が5である。労働力の削減の最大・最小値は、最も削減できたのは目標に対して110%の達成である。最小値は、目標に対してマイナス64%である。品目による差について、効果の発現は品目もあるが導入した機械によって削減の状況は変わる。トマト、キュウリ、花きで導入した環境統合制御装置は、栽培管理自体を自動化するもので、労働が削減できる効果がある。それと合わせて、労働力の自動化だけではなく、炭酸ガス発生装置とか細霧冷房という温度を下げるような施設を入れたものは、収量の増加という効果も出ている。イチゴについては、イチゴに特化した紫外線を当てる防除機が多く導入されており、労働時間減少の効果が大きく出ている。引き続き分析して、生産性向上を支援していきたい。

小久保委員

- 1 目標達成困難な品目はあるのか。
- 2 この事業は令和2年度から令和4年度で終了しており、今年度から後継の施設園芸パイオニア技術推進事業を実施しているが、この3年間で培った技術、経験そして課題を引き継いでいるのか。

生産振興課長

- 1 品目によって目標困難につながったものはない。
- 2 事業を実施した結果については、県内の地域機関の農林、普及センターを通じて共有するとともに、各地域において技術指導の部分で成果を共有して、特に施設園芸については、自身の経営に導入する、あるいは生かしてもらうように情報の周知を行っている。

小久保委員

本県ではこの40年間で農業人口が約5割減っている。先端サポート技術やスマート技術の導入について、県のビジョンとして、どのように位置付けているのか。

農林部長

本県に限らず全国的に農業の担い手の減少が大きな課題になっている。それに対応して

いかに限られた人数で営農していくかということについては、効率化・省力化を図っていくことが重要だと考えている。そのためにもスマート農業技術を活用して、これまで取り組んだ成果としても作業効率が3割減少したという成果も出ており、今後県内に広めていくことが重要だと考えている。本県が目指すもうかる農業の実現に向けては、スマート農業にしっかりと取り組んで成果を出して埼玉農業がしっかりと継続できるような対応を行っていききたい。

白根委員

- 1 事項別明細書説明調書365ページ「2 翌年度繰越の内容」「(1) 繰越明許費」の「カ 水辺周辺活用事業費」と、行政報告書の498ページ「(イ) 水と緑に親しむみち管理事業」について、翌年度繰越の理由は水辺周辺活用事業で埋設物の撤去に不測の日数を要するためとあるが、毎回埋設物で工事が遅れると業者も施工機械を維持することができず、費用もかかる。改善できないのか。
- 2 見沼代用水路沿いの遊歩道整備についてこの事業がなければ遊歩道が整備されず、河川と異なり用水路部分は土地改良区も管理者となっているため管理の一貫性が難しいと思うがどうか。

農村整備課長

- 1 埋設物の存在は事前に把握できなかった。事前の調査を入念に行うことで回避する努力を続けたい。
- 2 見沼代用水路は見沼代用水土地改良区の管理であるが、管理している余剰地に、県が緑のヘルシーロードを整備し、県が管理している。状況の悪い部分について優先して整備するという方針で工事を進めている。

新井委員

- 1 行政報告書456ページの総括について、令和4年度の埼玉県農林水産業振興基本計画の目標のそれぞれをどれだけ達成したか。
- 2 事項別明細書348、349ページの植物防疫費の災害関係予算について、令和4年度は災害が多かったにもかかわらず不用額が多いが、被害を受けた農業者に必要な支援がしっかりとされたのか。

農業政策課長

- 1 指標は21あり、既に目標を達成している、又は達成率が9割を超えている指標は16である。その他の5指標は達成率が9割を下回っている。一つ目は森林の整備面積、二つ目はS-GAP実践農場として評価を行った経営体数、三つ目は防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数、四つ目が遊休農地の解消・活用面積、五つ目が県産木材の供給量である。

農業支援課長

- 2 農作物等の被害について農薬や肥料などの経費を支援する農作物災害緊急対策事業を増額し、農業用生産施設降ひょう被害対策事業を新設した。不用額が発生した理由は、まず、農作物災害緊急対策事業については、当初助成措置の上限額を想定して事業額を積算したが、実際に農業者が市町村に申請した額がそれを下回り、約3割の不用額が生じたものである。農業用生産施設降ひょう被害対策事業については、予算措置に対して、

申請された施設棟数が大幅に下回った。申請施設棟数が大幅に下回ったのは、部分修復で済ませた農家が多かったことが理由である。二つの事業について、市町村と連携し、被災した農業者の被害の軽減、営農再開に向けてしっかりと支援した。

新井委員

- 1 基本計画の21の指標のうち、五つの指標が目標の9割を達成していないということだが、例えば5か年計画では中間年度でローリングをかけることとなっている。進捗が悪い五つの指標については、例えばコロナ禍が理由であればローリングをかけるのも一つの手段であると思うが、これまでどのような考え方で行ってきたのか。
- 2 不用額が出ているのは厳格に運用した結果かとも思う一方、税金を使う以上災害対応の予算であっても、EBPM、つまり証拠に基づいた予算編成が必要だと考えるが、いかがか。

農業政策課長

- 1 振興基本計画については未達の目標があり、令和5年度が計画の中間年であるが、現時点ではローリングをかけることは考えていない。新型コロナウイルス感染症の影響で少し進捗が遅れてしまっているものもあるが、政策の目標達成に向けて、政策の方向性として大きく変更が必要な事態が生じている訳ではないので目標を下げるといったことはせず、据え置いたままで達成を実現していくと整理している。

農林部長

- 2 災害対応の予算であってもEBPMに基づいた施策が重要だということについては御指摘のとおりで、税金を使う以上根拠に基づいた数値に基づいて予算を計上して執行するということが基本になると考える。災害については全容を正確に把握することが重要と考えている。農林振興センターを中心に市町村や農業団体と連携して調査を行っているので、できるだけ効率的に正確性をもった被害の把握に努め、大きな不用額が生じないように取り組んでいきたい。

伊藤委員

- 1 資料16の米価の推移について、米の価格の下落が続いた後に、令和5年には米価が若干持ち直しているがその理由は何か。
- 2 資料18の野菜価格安定制度について、農産物ができすぎた場合の価格暴落に備える価格安定制度は保険として重要である。資料には国の二つの制度と県単独の事業が記載されているおり、指定野菜、特定野菜、県単独となるにしたがって小規模な農家に対応しているが、特に県単は減少が激しく、その要因は何か。また、本県よりも農家負担が軽い県もあり、本県の制度も見直すべきではないか。
- 3 学校給食への県産品への活用について、牛乳が余っていることが問題となっている。学校給食での牛乳飲料を更に広めていくべきと考えるが、課題は何があるか。
- 4 県産小麦もあと一歩で5割という普及率であるが、課題は何があるか。
- 5 米はほぼ100%県産品だが、地元のお米を積極的に使っている自治体はあるのか。
- 6 資料25「有機農業・低農薬の取組について」に関連して、県は農薬や化学肥料5割低減という取り掛かりやすい認証制度を作り有機農法を広げていることは評価できる。今後どのように拡大していくのか。
- 7 若い就農者に有機農法が受け入れられている。国の制度も利用して令和4年度有機農

法を始めた件数は何件か。

- 8 小川町では有機農法を町として取り組み、学校給食などにも提供していると聞いたが、具体的にどのような取組を行っているのか。
- 9 資料29「家畜保健衛生所の検査状況」について、資料によると、近年豚熱や鳥インフルエンザなどで検査数は増え、検査の種類も増えているがどうか。
- 10 中央家畜保健衛生所の検査数を見ると、中央部は家畜も少ないエリアだが、検査によっては他の衛生所以上の検査数となっているが、この理由は何か。また、中央家畜保健衛生所の管轄を川越家畜保健衛生所に統合する計画が進められている。統合すると管轄の範囲が広すぎると考えるが、問題は起こらないのか。
- 11 行政報告書458ページに記載のある県産木材の利用促進について、県産木材の供給量が減少しているのはなぜか。
- 12 行政報告書488ページ「5 イノベーションの促進」のうち、猛暑によりネギやニンジンの栽培に影響が出ている状況では、太陽光を多少さえぎるソーラーシェアリングにメリットがあると考ええる。実際に自主努力で頑張っている農家もあるようだが、県は、このような事業者の成果を収集して研究をしているか。
- 13 行政報告書481ページの「(エ) 農業の6次産業化支援事業」について、事業者が安心して6次産業化に取り組めるよう、令和4年度に県の財政支援は行われたのか。

生産振興課長

- 1 新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいた業務用米の需要が回復していることと、米の需給調整が全国で進み米の民間在庫が減少していること、資材コストの高騰に伴う生産コストの上昇が反映されていることが理由だと考えている。
- 2 加入率が下がっている理由は、収入保険制度への移行である。生産者の負担の割合が低い県については、ほとんど共販率や面積要件などの基準を設けている。本県は共販率、面積、人数等の基準を設けていないため、加入しやすい制度となっている。
- 4 学校給食のうどんにおいては、全量県産小麦が使われている。しかし、県産小麦は「さとのそら」が主要品種であり、うどんに適する中力の品種である。中華麺やパンでは強力品種を混ぜるの必要があり、そちらに輸入小麦が利用されている。県産小麦の使用割合を増やせるように、学校給食会と連携して取り組んでいく。

畜産安全課長

- 3 児童生徒数の減少に加えて新型コロナウイルス感染症等に伴う学級閉鎖により給食日数が減少し、学校給食での牛乳利用が減少傾向にあることが課題である。学校給食での牛乳利用を拡大するためには、関係機関に対し、消費拡大のための普及啓発を図ることが重要と考えている。例えば、県学校給食会や学校栄養士の方に牛乳の更なる飲用促進や牛乳を学校給食の料理に取り入れるよう働き掛けをしている。

農業ビジネス支援課長

- 5 学校給食のコメの利用のうち地元産を使っている自治体数は45である。

農産物安全課長

- 6 特別栽培農産物の生産に取り組む農業者に対する支援としては、生産技術面として、化学肥料や化学農薬の削減に資する栽培技術について、展示ほ場による技術実証支援や各地域の課題を踏まえた講習会の開催などを行う。また、国の環境保全型農業直接支払

制度を活用し、化学肥料や化学農薬の削減に加え、堆肥の施用や緑肥の作付けなど地球温暖化防止に効果の高い取組を行った場合に、掛かり増しとなる経費を支援していく。さらに、流通消費面では、特別栽培農産物利用店の紹介や、各地域の農業祭などのイベントでの環境にやさしい農業のPRを通じて、特別栽培農産物をはじめ環境保全型農業に対する理解を深める取組を進め、需要拡大を図っていく。

7 約20戸である。

8 小川町では地域ぐるみで有機農業の取組を推進している。少量多品目の露地野菜を中心に有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域の住民を巻きこんだ取組を行っている。生産された有機農産物は、地元レストランでの利用促進や、加工品としての地元加工の取組、直売施設やマルシェでの販売促進、学校給食での活用などの取組を行っている。学校給食の活用としては、町内の小・中学校全8校へ給食を提供する給食センターにおいて、供給可能な地元産の有機農産物を優先して購入を進めている。

畜産安全課長

9 検査の実施状況については、例えば豚熱は、令和元年度に県内発生があり、これを受けてワクチン接種を開始したので、ワクチンの効果を確認するための検査頭数が増えている。国内や県内の発生状況に応じ重点的に検査を実施したり、国内から病気が撲滅されれば検査が廃止されたりするため、項目ごとでは増減がみられるが、全体の検査頭羽数としては、例年大幅に増減することはない。

10 中央家畜保健衛生所の検査数の御指摘は、高病原性鳥インフルエンザにかかわる検査のことだと思われるが、中央家畜保健衛生所管内のあひる農家において、他県での発生に伴う疑似患畜の確認や農場での発生が確認されたことに伴い、ほかの場所よりも検査を多く実施する必要が生じたためである。川越家畜保健衛生所は中央家畜保健衛生所から約10キロメートルの距離にあることから、中央家畜保健衛生所の管轄を川越家畜保健衛生所に集約しても、これまでと変わらない対応が可能である。川越家畜保健衛生所から三郷市の畜産農家へも、有料道路を利用して1時間30分で到着が可能であり、家畜伝染病発生時の初動の遅れは生じない。県内の家畜の8割が飼養されている県北地域に家畜保健衛生所を新設し、現在中央家畜保健衛生所にある病性鑑定部門を移管することで、家畜伝染病の診断の迅速化と速やかなまん延防止対策が可能になる。併せて、周辺の宅地化が進んでいることから、一部の業務維持が困難となっている中央家畜保健衛生所の業務を川越家畜保健衛生所に集約し、2家保体制として機能強化を図っていく。

森づくり課長

11 令和3年度のウッドショックにより製材価格が高騰したが、森林所有者に十分な利益が還元されていないという認識が広くあり、伐採意欲が低下していたことから伐採が進まず、供給が進まなかった。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地立合い等の森林所有者との交渉作業が捗らず、木材生産の進捗が滞った影響が続いていたことも原因と考える。

農業政策課長

13 ソーラーシェアリングに取り組んでいる事業者から、毎年、農作物の収穫量や生産状況について報告を受けており、令和4年度は県内に160件の事例がある。品目は観葉植物や果樹、野菜、米など多岐にわたっているが、地域の平均単収を上回るような栽培

上の優位性を示す事例は4例あったと聞いている。単収は減収しているものの、品質低下が抑えられた事例も米では確認されたと聞いている。

農業ビジネス支援課長

13 6次産業化に対する財政支援については、国庫事業があり、事業者に応募を呼びかけたところであるが、令和4年度については要望がなかったため、財政支援は行わなかった。一方で、農業ビジネス支援課と農林振興センターには6次産業化の担当があるので人的支援については随時実施しているところである。

伊藤委員

県は、令和4年度は国庫事業補助の申請がなかったという答弁だったが、補助のハードルが高くなっているのか。

農業ビジネス支援課長

事業内容を簡単に説明すると、基本的に施設整備への補助、補助率が10分の3である。このため、事業規模としてはある程度の大きな規模というのが想定されているので、10分の7が事業者負担ということになると、事業者として経営判断ができるかという課題がある。なお、令和3年度には交付実績があるので、全く補助事業が使われないということではない。

【説明者】

金子勉県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、吉澤隆県土整備部副部長、
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、
飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、
根岸幸司道路街路課長、水谷信哉道路環境課長、田島清志河川環境課長
関口圭市収用委員会事務局長

【発言】

金子委員

- 1 事項別明細書説明調書385ページの翌年度繰越額について、県土整備部全体で、繰越明許費として約487億円、事故繰越しとして約149億円と合わせて約636億円翌年度へ繰り越しているが、令和3年度と比べてどうか。
- 2 毎年度多額の繰越となることについての見解はどうか。
- 3 行政報告書531ページ「(8)適正な設計価格の積算」について、資材価格を実勢価格の調査をもとに決定したとあるが、どのように取り組んだのか。
- 4 契約後に資材価格が高騰した場合は、どのように対応したのか。

県土整備政策課長

- 1 令和3年度の繰越額は約723億円、令和4年度は約636億円、前年度比約87億円の減である。減額の主な要因は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る予算が減少したためと考えている。この予算は、例年2月補正予算で計上し、直ちに繰越明許を設定している。今回、この予算自体が減少したため、繰越明許費も減少している。
- 2 効果的な予算執行の観点から、繰越を減らす努力は必要と考えている。他方、公共工事品確法の改正に伴い、建設業の働き方改革への対応として適正工期の確保や平準化が求められている。県においては、その手段の一つとして早期の繰越明許の設定を進めている。閑散期である第一四半期の工事稼働件数の底上げに早期繰越は大きな役割を担っており、全体の繰越額の抑制にも資するものと考えている。こうしたことから、今後も一定規模は繰越制度を活用せざるを得ないと考えている。

建設管理課長

- 3 従前から、土木工事の資材単価については定期的に価格動向を把握し価格改定を行っている。具体的には4月、7月、10月、1月の年4回、資材価格の全面改定を行っていた。しかし、ウクライナ情勢等の影響による急激な資材価格等の高騰を踏まえ、令和4年度は7月の改定を6月に前倒しして実施し、8月からは、2か月ごとに全面改定してきた。令和5年度からは、資材等価格は毎月全面改定している。このような取組により、実勢価格を反映した適正な価格での契約に努めている。
- 4 契約後に資材価格が高騰した場合は、スライド制度で対応している。急激な価格高騰によりスライド制度を適用する工事の増加が見込まれたことから、県ホームページにスライド制度に関するページを開設し、スライド制度に関する説明動画やエクセルシートによる計算例を示し周知を図った。令和4年度は、県土整備部においては、15件の工

事でスライド制度が適用された。

金子委員

- 1 事故繰越しは、なぜ発生したのか。また、事故繰越しをなくすよう、どう取り組んでいくのか。
- 2 資材価格の実勢価格についてスライドしていくとの話があったが、近年急激な予測がつかない中で予算を立てるためには、世界情勢を入念に調査する必要があると考えるが、どのような分析を行っているのか。

県土整備政策課長

- 1 事故繰越しの主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるが、現在は収束している。繰越しを最小限にするために、工事に遅れが発生しないよう工期の管理を徹底している。また、橋りょう新設などの大規模工事や非出水期工事など複数年度に跨るものについては、債務負担行為を設定するなどの取組を行っている。

建設管理課長

- 2 近年予想できないような世界情勢の変化はあるが、今年度から資材価格を毎月改定している。物価高騰局面には即時対応できるように引き続き毎月改定に取り組んでいく。

戸野部委員

- 1 歩道の植樹が通行の妨げになり、伸びた枝の剪定だけでなく植樹そのものの伐採を求められる場合があるがどのように対応しているのか。また、実際に令和4年度で伐採に至った件数はどうか。
- 2 県管理河川の雑草刈払いは1か所当たり年間何回実施しているのか。
- 3 緊急浚渫推進事業は令和4年度の箇所数は70か所とのことだが、県内で浚渫が必要な箇所はどのくらいあるのか。これまでに何か所実施したのか。

道路環境課長

- 1 住民要望のあった箇所を現地調査した結果、見通しの阻害など道路安全上支障となる場合に埼玉県街路樹マネジメント方針に基づき、伐採による撤去を実施している。しかし、方針に合わない場合は、伐採による撤去は行わず、枝などの剪定により見通しの改善を図っている。住民要望の伐採については、数字を把握していない。

河川環境課長

- 2 雑草刈払いは、堤防管理のために実施しており、原則として年2回まで刈っている。
 - 1 回目は台風シーズン前の8月末までに実施し、異常を速やかに把握できるようにしている。2回目は11月末までに実施し、次期出水期に備えた点検を行い見つかったクラックやモグラの穴などを修繕するようにしている。この考え方については、県のホームページにも掲載している。
- 3 県内で浚渫が必要な箇所数は約340か所である。事業が始まった令和2年度から令和4年度までの実施箇所数は176か所である。

戸野部委員

歩道がそれほど広くない所にも植樹されており、車いすや子供と一緒に歩いていると、

これは必要かという声を頂く。伐採による影響や植樹そのものの役割はどのように考えているのか。

道路環境課長

歩道が狭い、また木が成長して通行に支障がでているところも見受けられる。そのような箇所については、植樹の役割を踏まえて伐採を検討していく。例えば、歩行空間の確保、自転車通行空間の整備、歩道の出入り口で車両が出入りする際に見通しを妨げるといった箇所は、撤去を検討する。

林委員

- 1 県有普通財産の取得・管理及び処分について、廃川敷地、廃道敷地、未利用道路、河川用地の現状はどうか。
- 2 処分に当たっての課題は何か。
- 3 処分を進めるため、どのような取組を行ったか。

用地課長

- 1 令和4年度は、処分した面積約17,300平方メートルが新たに取得した面積約1,500平方メートルを上回り、用地課所管の県有普通財産は約15,800平方メートル減少した。なお、「取得」とは、河川や道路として供されていた土地が不要となり、新たに廃川敷地などが生じることである。例えば、曲がりくねっている河川を真っすぐに改修した際に、旧河川敷地の土地が機能を失って普通財産とされたものなどがある。また「処分」とは、売払いによる所有権の譲渡や公共利用のための所属換などにより、普通財産が減少することである。令和4年度の処分の内訳は、売払いが23件約6,500平方メートル、譲与が2件約70平方メートル、所属換が2件約10,000平方メートルで、売払いによる収入は約2億2,000万円であった。また、保有量は廃川敷地が最も多く、約57,500平方メートルで92%を占めている。続いて廃道敷地が約3,500平方メートルで6%、未利用地が約1,500平方メートルで2%となっている。
- 2 売払いが可能な廃川敷地等は順次処分している。現在、保有している土地は面積が小さい、形状が細長いなど条件が悪く単独での土地利用が困難なものがほとんどである。このため、売払い先が隣接する土地の権利者等に限られるが、相手方が資金等の問題で購入ができない場合、現実的な売却先がなく処分が進まない。また、軟弱地盤や境界不調により処分が困難な土地もある。
- 3 市街化区域内にあり面積や形状から宅地としての利用が可能など、市場価値を有する土地については一般競争入札による売払いを実施している。単独での利用が困難な土地については、売払い先が隣接する土地の権利者に限られるので、速やかに相手方と接触し売払い交渉を開始している。相手方の事情で現時点での売払いが難しい場合には、理由や経緯を記録して機会を逃さず処分ができるよう粘り強く交渉している。また、処分が困難な土地については関係者との協議による境界不調の解消など、課題解決に取り組むほか、再度、県や市町村による公共利用を検討し有効利用を図っている。

権守委員

- 1 連続立体交差事業について、令和4年度中の用地取得状況はどうか。23億1,700万円が計上されたが執行残はあったのか。また、令和5年度以降に用地取得すべき

残りの割合はどのくらいか。

- 2 令和元年12月に国の事業認可を取得し、事業完了は令和13年度を予定としているが、令和4年度までの進捗は予定どおり進んでいるのか。また、概算事業費は約650億円と予定しているが、昨今の資材費や人件費などの高騰により、概算事業費が増えるおそれはないのか。
- 3 仮設駅舎や仮設線路の建設状況、仮設線路の供用開始見込みはいつか。
- 4 河川改修事業の新方川について、改修事業を取り組むきっかけは何か。またこの事業により何が軽減されるのか。
- 5 公共事業の円滑な施工の確保について、令和4年度当初に策定した計画と執行状況に隔たりはあったのか。また、平準化の状況はどうか。
- 6 建設現場における労働環境の改善で実施している現場土曜一斉休工、週休2日制モデル工事、建設キャリアアップシステム活用モデル工事について得られた成果や課題、今後どのように生かしていくのか。

道路街路課長

- 1 事業を進める上で必要となる「用地買収」及び「借地」を合わせた事業用地について、令和4年度末時点の進捗状況は約65%となっており、用地を取得すべき残りの割合は約35%である。また、令和4年度から翌年度へ用地補償費として、3億192万7,842円を繰り越しているが、令和5年度に執行済みである。
- 2 令和4年度まで順調に整備推進しており、予定どおりである。概算事業費は、資材費や人件費などの高騰により当初見込みの約650億円を上回ることも想定される。今後、残る設計業務などを進めていく中で事業費を精査する。
- 3 仮設駅舎は、令和5年2月に駅東口仮設駅舎が供用を開始している。また、仮設線路については、工程上最初に実施すべき伊勢崎線仮上り線の工事に令和4年度から着手し、令和5年度も引き続き工事を行っており、順調に推移していると東武鉄道から聞いている。

参事兼河川砂防課長

- 4 新方川では古くから水害が多く発生しており、順次河川改修を行っていたが、昭和57年、61年に大きな浸水被害が生じ、河川激甚災害特別緊急事業で大規模な改修を行ってきた。また、平成20年代になるといわゆるゲリラ豪雨が多く発生したことから、県は平成24年度に越谷市と、平成26年度に春日部市と「河川下水道業調整協議会」を設置し、河川を改修する県と、下水を改修する市が連携して事業を実施している。また新方川では堤防のかさ上げや橋りょうの架換などを行っているほか、下水道においては、雨水貯留施設の整備や雨水函渠整備、雨水ポンプ施設の整備を実施している。この事業により、川の器を大きくし、洪水を安全に多く流下させることができるようになる。また、合わせて下水道を整備することにより、市街地に降った雨を速やかに川へ排水できるよう雨水函渠やポンプ整備し、その際排水しきれないものについては、調整池を整備して市街地に貯めること、これらによって浸水被害、川があふれる被害や川に排水できないことによって起きる内水被害の軽減に効果がある。

建設管理課長

- 5 令和4年度における発注計画では、令和5年1月までに100%の発注を目標として取り組んでいたところ、12月末時点で94%の公告を実施しており、おおむね計画ど

おりである。また、平準化の状況については年間の月平均稼働件数840件に対して、第1四半期の月平均稼働件数が785件で率としては93%となり、目標の90%以上を達成した。

- 6 建設業は、年間の出勤日数が多く実労働時間も全産業の平均を上回っている状況にあり、業界の働き方改革の推進に向けて休日の確保は必要不可欠である。このため、令和元年度から、週休2日制モデル工事を導入し、令和4年度からは原則全ての工事を対象に実施している。県では令和4年度の実施率は約95%となっており、休日確保による労働環境の改善が図られている。令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、引き続き、取組の徹底を図っていく。現場土曜一斉休工は、建設業界の週休2日に対する意識の向上を図ることを目的に、行政主導で公共工事の一斉休工に取り組むものである。令和4年度は、8月から11月の期間で7日間を設定し実施を行った結果、県土整備部における平均実施率は94.6%であった。県内市町村においては50市町が取組の趣旨に賛同し、現場一斉休工に取り組んでいる。今後は更なる協力を求めていく。また、建設キャリアアップシステム活用モデル工事は、建設技能労働者は異なる事業者の様々な現場で経験を積んでいくため、一人一人の技能者の能力が統一的に評価される仕組みが存在していない。このため、現場経験のスキルが処遇の向上につながらない現状がある。こうした現状を踏まえ、国土交通省が、建設技能労働者の資格、社会保険の加入状況、就労履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステムを構築し、平成31年4月から本格運用した。これにより、建設技能労働者は能力や経験に応じた処遇を受けられるようになる。本県における、令和4年度末現在の登録率は、技能労働者については約50%、事業者については約62%となっており、全国的にも高い登録率となっている。今後は、その登録により発行されたカードが有効活用されるよう、多くの工事現場にカードリーダーを設置するなど、より利用しやすい環境の整備が必要であると考えている。令和4年1月から試行を開始した建設キャリアアップシステム活用モデル工事の適用を拡大するなど、引き続き推進していく。

権守委員

連続立体交差事業はおおむね順調に推進との答弁であったが、今後、事業完了時期を左右するような懸念事項はないのか。また、伊勢崎線仮上り線の移設工事の完成時期はいつか。

道路街路課長

現在工事を進めている伊勢崎線の仮線工事の完了後、野田線の仮線工事に移行し、その後、移設された既設の線路空間に高架橋を建設していく。事業完了にむけて円滑に推進していくためには、仮線移設のための用地確保が肝要であり、引き続き、しっかり取り組んでいく。なお、令和5年度の東武鉄道との施行協定において、伊勢崎線仮上り線の工事が含まれているが、現時点で東武鉄道から具体的な完成時期が示されていない。

渋谷委員

- 1 道路・橋りょうの整備について、環状道路やバイパスなどの幹線道路を整備したとあるが、整備に当たって留意したこと、その成果は何か。
- 2 橋りょうの維持補修について、平成8年度より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率は令和4年度末で74.8%とあるが、総数とそのうち何橋が耐震補強済みの

か。また、どのような方針で取り組んでいるのか。

道路街路課長

- 1 幹線道路の整備は、限られた予算の中で真に必要な道路整備を着実に推進するため3分の1の事業箇所にて3分の2の予算を重点的に配分するなど、メリハリとスピード感のある道路整備を実施した。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国からの補正予算の機会を積極的に活用し、事業中箇所の更なる加速化に努めた。その結果、令和5年7月には国道254号和光富士見バイパスの1.4キロメートル区間を部分供用した。令和4年度は6か所4.2キロメートルを供用した。

道路環境課長

- 2 阪神淡路大震災など過去の地震で橋りょうに被害が発生した平成8年より古い基準で建設された424橋を対象に耐震補強を実施している。令和4年度末までに耐震補強率74.8%となる317橋で耐震補強を実施した。また、整備方針については、緊急輸送道路上の橋りょうや跨線橋・跨道橋など重要度の高い364橋を令和8年度末までに優先的に耐震補強を実施している。

渋谷委員

- 1 令和4年度の道路整備において、新しい技術を取り入れた事例はあるか。
- 2 橋りょうの維持補修の未補修である残りの25%分の今後の見込みは。

道路街路課長

- 1 一般国道140号大滝トンネルの現場において、国土交通省が提供する新技術活用情報システム（NETIS）にも登録されている新技術を採用している。一つ目は、トンネルの発破掘削において、掘削前に地山の硬さを弾性波で確認する技術である。地山を振動させてはね返ってくる波の速さで硬い箇所、柔らかい箇所を把握する。柔らかい箇所に多くの火薬を使ってしまうと多く崩れてしまうので、正確に地質状況を把握し、適正な火薬量を使用することで、余分な掘削を抑える工法を採用している。二つ目は、トンネル壁面のコンクリートをひび割れの少ない緻密なコンクリートに仕上げるため、コンクリート打設後、表面をシートで覆い、水を給水しながら養生を行う技術である。この技術により、強度が強いコンクリートに仕上げることで、寿命の長いトンネルとなる。

道路環境課長

- 2 まずは令和8年度末までに対象の85.8%となる重要度の高い364橋について優先的に耐震補強を進めていく。残る橋りょうについては、優先的に取り組んでいる364橋に続いて、計画的に耐震補強を進めていく。

白根委員

- 1 総合評価方式について、令和4年度に367件実施したとのことだが、実施の割合はどの程度か。
- 2 他の事例では総合評価で企業が賃金アップしたことを加点評価しているが、埼玉県ではどうか。また、総合評価では特定の企業へ受注の偏りが懸念されるが、どのように考えているのか。

建設管理課長

- 1 設計金額が1,000万円以上の一般競争入札が1,859件あり、そのうち367件を総合評価方式で実施したので、実施割合は19.7%である。
- 2 本県においては、そのような制度は導入していない。導入に当たっては建設業界の意見が重要である。また、ほかの自治体も未導入が大半であるため、周囲の動向にも注視しながら適切に対応していく。また、本県の総合評価方式では、企業の技術力や社会貢献の取組、技術者の技術力などを評価し、価格との両面から契約相手を決定している。平成28年度からは、技術力に加えて、建設業界が抱える大きな課題である地域建設業の健全な発展や若手技術者の確保など、特定の課題に着目して評価する特定課題対策パッケージの総合評価を導入している。この特定課題対策パッケージのうち、令和4年度から運用している実績重視型においては、工事成績など企業の実績を重点的に評価するとともに、例年に比べて受注実績が少ない企業を加点評価している。企業の技術力は、取組の積み重ねによって評価されるものであることから、企業ごとに評価に一定の差が生じる場合もあるが、実績重視型の活用や一抜け方式の入札などを適用することにより、引き続き受注機会の確保に努めていく。

白根委員

受注機会が少ない企業に加点評価する仕組みがあるとのことだが、どのくらい影響があるのか。また土木工事は比較的工種が似通っているため、大規模な企業は高い技術点を獲得できるが、これからの企業に加点されるような仕組みにはできないのか。

建設管理課長

実績重視型は、過去3年度の受注実績と比較し、今年度の受注が少ない企業に対して加点評価しており、受注機会に恵まれない企業に加点評価する仕組みである。実績重視型は令和4年度に71件発注している。総合評価の制度については、建設業界にアンケート調査を行うなど意見聴取して業界の意向も反映しており、賛同を得ていると考えている。これからの企業に対しては、現在の社会情勢も踏まえながら、できる限り応援したいと考えており、引き続き制度を研究していく。

松坂委員

職員の適正配置について、平成30年度は技術系546人、事務系267人、令和4年度でも技術系554人、事務系266人と大差がない。多様化する県民ニーズに応えるなどの観点から、技術職員の増員も必要と考える、企画財政部で定数管理を行っているが、切実な問題であるので、今後技術職員を増員していくことが重要だと考える。技術職員について、県土整備部として現行の職員定数でよいと考えているのか。

県土整備政策課長

技術職員の配置は、県土整備事務所など各課所の業務量に応じて適切な職員定数となるよう努めている。その結果、平成30年度から令和4年度の間、技術系職員の定数を7人増員した。さらに、入札事務の補助などを行う会計年度任用職員として令和4年度までの2年間で12人を増員し、技術職員の事務的負担の軽減を図っている。県土整備部としては、引き続き、各課所の業務量を勘案して職員定数の見直しを行い、企画財政部と調整していくとともに、工事情報共有システムの活用によるDX化など業務の効率化を進めることによって、多様化する県民ニーズに応えていく。

松坂委員

7名の増員とのことだが、令和元年度の東日本台風などの大きな土砂災害の際には、職員が足りなくなり、応援が必要になった。様々な事業でも職員の対応如何で繰越になったりする事例が多々発生している。今後、職員を増やしていくことの見解はどうか。

県土整備政策課長

しっかりと業務量等を勘案して、企画財政部と調整していく。

鈴木委員

- 1 頻発化する豪雨に対する流域治水対策について、本年6月も大規模な浸水被害があったが、頻発する豪雨災害に対し、あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水は大変重要と考える。県及び市町村は、令和4年度に各々どのような取組を進めたのか。
- 2 河川の維持修繕について、緊急浚渫推進事業の概要と、令和4年度に撤去した土砂はどのくらいであったのか。また、これまでにどのくらいの土砂を撤去し、その効果はどのようなのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 令和4年度に108河川において河道整備等を実施したことに加え、洪水の一部を一時的に貯留する調節池の整備を12か所で実施した。また、流域対策として、学校内に降った雨を校庭などに一時的に貯留する校庭貯留の整備を4か所の県立高校において工事に着手した。市町村の取組として、先進的に取り組んでいる行田市では、忍川流域において、県と同様に「校庭貯留」の整備を1か所の市立小学校で実施した。加えて、田んぼ内に降った雨を一時的に貯留することができるよう、田んぼの排水施設を改良した、いわゆる田んぼダムにより河川への流出を抑制させる施策を忍川上流部で展開し、令和4年度に約6ヘクタールで貯留機能を確保した。

河川環境課長

- 2 この事業は令和元年東日本台風により創設された事業である。河川氾濫等の浸水被害が相次いだため、緊急的に河川などに堆積した土砂あるいは樹木を撤去するという事業で、総務省が令和2年度に創設し、令和6年度までの5年間限定の事業である。令和4年度に撤去した土砂の量は合計で約130,000立方メートルであり、25メートルプール約400杯分の量となる。事業が始まった令和2年度からの累計では約410,000立方メートル、25メートルプール約1,200杯に相当する量の体積土砂を除去した。効果としては、深谷市を流れる唐沢川の土砂の撤去では標準断面における水位低減効果を試算したところ、計画降雨が降った場合において、約20センチメートルの低減効果が期待できるという結果を得た。

鈴木委員

豪雨時の住民の避難は基本的には市町村の役割だと考えるが、浸水リスクを含んだ情報の活用やその情報を県からも住民へ周知することも重要だと考える。そのような取組についてはどのように考えているのか。また、流域治水を進める上でも、場合によっては個人の権利を制限せざるを得ない場面が生ずることがあると思うが、住民にその必要性を理解いただくために工夫していることはあるか。

参事兼河川砂防課長

豪雨時における避難に資するソフト対策では、河川の状況を伝えるために水位計や監視カメラを設置し、その状況を把握し県のホームページで公開することにより県民が情報を得られるようにしている。避難行動については、このような情報を踏まえ、県土整備事務所長と市町村長との間をホットラインで繋ぎ、河川の水位状況などを伝え、市町村長が避難指示を発令するきっかけとなるような働き掛けを行っている。次に、住民には浸水想定区域図を示し、河川が溢れたらどの程度浸水するのかという情報を提供し、それぞれの地域のリスクを周知している。住民の意識を高めることは極めて重要であるので、意識向上につながるような取組を引き続き推進する。

八子委員

河川の維持修繕における雑草の刈払いは、なかなか年3回に増やせないとのことであるが、昨年の決算審査の中では、限られた予算の中で試行的な取組を行う予定との答弁があった。令和4年度における試行的な取組はどのようなものであったのか。

河川環境課長

令和4年度は、川越を流れる新河岸川、深谷市を流れる志戸川、幸手市・久喜市を流れる中川の3河川で、工期2年間の債務負担行為による発注準備を進め、令和5年度に執行している。これにより、2年間同一業者が現場を受け持つことで現場精通度が上がり、現場作業員の安全性・住民対応の向上につながることを期待される。また、発注規模が大きくなるため、諸経費が抑えられ、約3%のコスト縮減につながっている。

八子委員

その結果として、雑草刈払いを年2回ではなく更に回数を増やしてほしいというのが多くの方の要望かと思うが、刈払い回数を増やすことができたのか。

河川環境課長

試算ではあるが、工期2年間の債務負担行為によりこの3河川で約380万円の縮減が見込まれる。これを今まで実施できなかった苦情対応や、刈払い面積が狭くなった河川に充てていく。雑草刈払いを年3回実施してほしいという要望は把握しているが、近年の労務単価の上昇など厳しい状況がある中で、適切に河川を維持管理していくためには、予算を確保することが不可欠であり、そのためにコスト縮減策に取り組んでいる。

伊藤委員

- 1 通学路の安全対策について、学校や保護者から要望があがった危険な箇所について歩道整備などの対策を計画的に行う取組であり、要望については、ほとんど対策をしていると聞いているが、100%対策が計画されているのか。
- 2 現在の第5期の整備計画はその対策の実施は369か所まで進んでいるが、令和8年度まであと何箇所取り組む予定か。また、仮に予定していなかった箇所で、重大な問題が生じた場合には、対策すべき箇所として取り入れるのか。
- 3 三芳町は、今年度中に三芳インターのフル化が予定されている。周辺の通学路や幼稚園、保育所周辺の安全対策が求められているが、要望箇所は令和4年度で全て改善されたのか。また、交通事故の多い箇所も優先的に改善すべきであり、令和4年3月に事故危険箇所に指定された県道三芳富士見線の下組交差点と三芳町役場入口交差点につい

ての対策はどのように計画されているのか。

- 4 河川の整備状況について、新河岸川における調節池整備の効果はどうか。また、新河岸川流域自治体住民からは更なる調節池の整備の要望が出されているが、新河岸川の川越市よりも下流の調節池整備はこれ以上しないという理由は何か。
- 5 公共事業の円滑な施工の確保に関する重層下請改善工事について、令和4年度に理由書が提出されたのは何件で、どのような理由が多いのか。
- 6 県内市町村の週休2日モデルの導入状況はどうか。

道路環境課長

- 1 通学路整備計画は、おおむね5年ごとに、さいたま市を除く62市町村で学校関係者や保護者が歩行者目線で点検を実施し、令和4年度から実施している第5期の計画では、980か所の要望があり、そのうち866か所を対策箇所としている。要望箇所は基本的に対策することとしているが、既存の歩道の更なる拡幅や、住宅や店舗の出入口となっている箇所へのガードレール設置といった内容の要望箇所は対象外としている。
- 2 第5期埼玉県通学路整備計画では、対策箇所数866か所のうち、令和4年度末時点で369か所、約43%の対策が完了している。令和8年度末までに残り497か所の対策に取り組んでいく。また、対策予定のない箇所で、交通事故など新たに重大な問題が生じた場合には、県土整備事務所単位で構成している地区通学路安全検討委員会にて、道路管理者、警察、各市町村教育委員会、電線管理者の意見を踏まえ対策箇所として追加している。
- 3 第5期埼玉県通学路整備計画における三芳町内の対策箇所は3か所で、その3か所全てが三芳インターフル化に伴うアクセス道路に該当する。このうち1か所は整備が完了しており、残る2か所は対策を実施中である。また、事故危険箇所に指定された箇所では、警察等の関係機関と合同で現場診断を行い、対策内容及び年次計画を策定し対策を進めている。下組交差点と三芳町役場入口交差点はいずれも対策が完了しており、下組交差点では車線分離標の設置や縁石の修繕、反射材の設置を行った。三芳町役場入口交差点では信号機のLED化、交差点の車止めポールや縁石への反射材の設置を行った。

参事兼河川砂防課長

- 4 新河岸川本川は、寺尾調節池を整備し平成15年より供用している。この寺尾調節池が整備される前の昭和57年台風第18号では、総降雨量が266.5ミリメートルにのぼり、1,361棟の家屋浸水被害が発生した。これに対し、整備後の令和元年東日本台風では、総降雨量が昭和57年時より多い348ミリメートル降ったものの、家屋浸水被害は昭和57年より少ない482棟に留まった。また、新河岸川流域では、荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画に基づき、時間雨量50ミリメートル程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることを目標に整備を進めている。調節池に関して、新河岸川本川では寺尾調節池や国において朝霞調節池の整備を進めてきた。さらに、川越市より下流の新河岸川の洪水時の水位を低下させるため、新河岸川に流れ込む支川の柳瀬川において水谷調節池を、不老川において大森調節池の整備を進めている。

建設管理課長

- 5 理由書が提出されたのは16件であり、理由としては、「専門性を有する工事のため」「人手不足によるもの」が多い。
- 6 令和4年度までに導入した市町村は4市であり、令和5年度において、現在までに新

たに導入した市町村は4市町である。

伊藤委員

令和4年度までに導入した4市はどこか。

建設管理課長

川越市、熊谷市、川口市、行田市の4市である。

辻委員

- 1 排水機場の増強や更新で、市が管理する左敷田ポンプ場について増強が予定されていたが追い付いていなかったため、本年6月の大雨でも国道4号が冠水する一因になった。内水氾濫を防ぐため、市が管理する排水機場の更新や能力の増強が必要と考えているが、県はどのように関与しているのか。
- 2 老朽化した排水機場の更新や増強は市の役割と考えるが、内水氾濫とはいえ県はどこまで指導していくのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 内水対策は原則として市の対応となるが、今回は大規模な内水浸水だったことから、国、県及び関係流域市町で構成する「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」において、市がどこの内水ポンプを増強すべきかを検討している。ポンプの増強は内水浸水の解消に効果的であるが、他のポンプも同じように増強すると河川から溢れてしまうため、河川の整備を進めることでどこまで増強分を受け入れられるかについて、国、県及び関係流域市町で一体的に検討している。

河川環境課長

- 2 河川法の第24条、第26条の占用許可がある。市町村が県の管理する河川に放流する場合は、河川法の許可を得たうえで放流することになる。この河川法の許可の中で、運転調整のルールを県と市で調整して、どれくらいの容量を出していいのかが、作業員がある一定の水位になったら退避する水位を決めたり、あるいはハイウォーターレベルになったときにはポンプを止めて操作員が退避するといった細かい運転調整のルールを取り決め、県と市が同じ文書を持ち合わせている。

辻委員

県全体を見渡したときに排水機場の更新や増強が必要だと思われる箇所があると思うが、発災後の対応でなく、事前に市町村を全体的に支援していくべきではないか。

参事兼河川砂防課長

雨の降り方がこれまでと変わってきている中で流域治水としてあらゆる関係者が連携して取り組む必要があるため、県内を五つのブロックに分け流域治水協議会を立ち上げた。流域治水協議会において、河川管理者である国と県、流域市町村が参加して、それぞれの水害に対する課題を共有し、連携して対策を行っているところである。県の支援や内水ポンプの更新について、例えば内水ポンプが下水道施設であれば、下水道事業の国庫補助を使える可能性も含め、あらゆる関係者全員で議論しながら検討していく。